

福岡県公報

平成22年5月12日
第3108号
増刊 ②

目次

監査委員

| | | |
|---------|--------------------|-----|
| 監査結果の公表 | (監査委員事務局総務課) | 1 |
| 監査結果の公表 | (監査委員事務局総務課) | 173 |

監査委員

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき包括外部監査人永利新一より監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年5月12日

| | |
|---------|--------|
| 福岡県監査委員 | 工藤 壽文 |
| 同 | 進谷 庸助 |
| 同 | 伊藤 龍峰 |
| 同 | 日野 喜美男 |

平成21年度

福岡県包括外部監査の結果報告書

福岡県包括外部監査人

公認会計士 永利新一

目次

テーマ1

「県の財政支出について」

(構造的課題と社会保障関連費及び教育関連費等を中心として)

| | <u>ページ</u> |
|----------------------|------------|
| 監査の概要..... | 2 |
| 1. 監査の種類..... | 2 |
| 2. 監査のテーマ..... | 2 |
| 3. 監査テーマの選定理由..... | 2 |
| 4. 監査対象年度..... | 2 |
| 5. 監査対象機関..... | 3 |
| 6. 包括外部監査人及び補助者..... | 3 |
| 7. 包括外部監査の執務日数等..... | 3 |
| 8. 監査の要点..... | 4 |
| 9. 主な監査手続..... | 4 |
| 10. 利害関係..... | 4 |
| 県の収支バランスと課題..... | 5 |
| 1. 概要..... | 5 |
| 2. 国の財政状況..... | 7 |
| 3. 福岡県財政の推移..... | 20 |
| 監査の結果及び意見..... | 27 |
| 1. 教育費..... | 27 |
| 2. 社会保障..... | 45 |

テーマ2

「公の施設の管理運営及び指定管理者等の事務の執行について」

ページ

| | |
|-----------------------|----|
| 監査の概要 | 66 |
| 1 監査の種類 | 66 |
| 2 特定の事件（監査のテーマ） | 66 |
| 3 特定の事件の選定理由 | 66 |
| 4 監査対象年度 | 66 |
| 5 監査対象機関 | 66 |
| 6 包括外部監査人及び補助者 | 67 |
| 7 包括外部監査の執務日数等 | 67 |
| 8 監査の要点 | 67 |
| 9 主な監査手続 | 68 |
| 10 利害関係 | 68 |
| 「公の施設」と指定管理者制度 | 69 |
| 1 公の施設 | 69 |
| 2 指定管理者制度 | 72 |
| 3 福岡県における指定管理者制度 | 79 |
| 監査の結果及び意見 | 92 |
| 1 総論 | 92 |
| 2 各論 | 95 |
| （1）福岡県立北九州勤労青少年文化センター | 96 |

- (2) 旧福岡県公会堂貴賓館.....107
- (3) 九州歴史資料館分館.....118
 (求菩提資料館、甘木歴史資料館、柳川古文書館)
- (4) 福岡県馬術競技場.....137
- (5) 福岡県立ふれあいの家(北九州、北筑後、京築、南筑後).....148
- (6) 福岡県立夜須高原野外活動センター.....164

テーマ1

「県の財政支出について」

(構造的課題と社会保障関連費及び教育関連費等を中心として)

・ 監査の概要

1． 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく監査

2． 監査のテーマ

県の財政支出について

(構造的課題と社会保障関連費及び教育関連費等を中心として)

3． 監査テーマの選定理由

福岡県では、「新財政構造改革プラン」に基づき職員数の削減、事務事業の見直し等の改革措置を講じて歳出の抑制に取り組んでいるが、一方で公債費、扶助費など社会保障関連費の自然増やバブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加、減税の実施、また、平成20年秋以降の景気の急激な悪化に伴い、自主財源である県税の大幅な減収等により、平成20年度末の県債残高は約2兆6千億円に達する見込みであり、その元利償還が県財政を圧迫することが懸念される。今後の県財政は構造的に極めて厳しい状況にあり、収支バランスが崩れて、持続的な公共サービスができなくなるとおそれがある。

そこで、県の財政支出の構造的課題と社会保障関連費等の支出に焦点を絞って検討結果を提出することは、県の財政状況の改善に資するだけでなく、県民への情報提供にも資すると考え、本テーマを選定した。

4． 監査対象年度

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日） ただし必要に応じた他の年度についても監査対象とした。

5. 監査対象機関

総務部及び各所管部署
 教育庁及び各所管部署
 保健医療介護部及び各所管部署

6. 包括外部監査人及び補助者

| | | |
|---------|-------|--------|
| 包括外部監査人 | 永利 新一 | 公認会計士 |
| 補助者 | 大塚 誠之 | 公認会計士 |
| | 首藤 英樹 | 公認会計士 |
| | 梶原 誠子 | アシスタント |

7. 包括外部監査の執務日数等

監査対象機関等への往査等の執務日数は以下のとおりである。

(単位：日数)

| | 監査対象機関等への往査等 | 事務所執務 | 計(+) |
|---------|--------------|-------|--------|
| 包括外部監査人 | 30 | 44 | 74 |
| 補助者 | 67 | 101 | 168 |
| 合計 | 97 | 145 | 242 |

(注1) 平成21年4月7日から平成22年2月28日までの集計であり、平成22年2月28日以後に実施された監査結果の報告等に係る執務日数は含んでいない。

(注2) 1日の執務時間を6時間として日数計算している。

(注3) テーマ1とテーマ2の執務日数について、明確に区分することができないため、合計日数を記載している。

8. 監査の要点

- (1) 収支バランスがすべての行財政運営の基本である。
収支バランスが崩れると本来の県民サービスの低下につながる。
毎年の収支バランスが崩れてきているため、収支バランスに影響の大きい箇所
に焦点を絞る。
- (2) 過去の財務諸表を分析する。
- (3) 国と地方自治は密接な関係にあるので、国と県の財政状況を分析する。
- (4) 関係者に質問、確認、必要資料の提出を求めらる。
- (5) 必要に応じ、根拠法令・条文の確認を行う。
- (6) 時代変化の中で、今後の歳入・歳出の推移を分析する。
- (7) 財政改善のための取り組みと効果を検証する。

9. 主な監査手続き

- (1) 決算書等の財務諸表の閲覧及び分析
- (2) 関係法令・規則等の根拠規定の閲覧
- (3) 関係者への質問

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

・ 県の収支バランスと課題

1. 概要

戦後60年以上の歳月が流れ、日本の経済も政治も社会も大きく変化してきた。戦後の廃墟から立ち上がり、朝鮮戦争をきっかけに世界に例のないような経済復興を遂げた。戦後約30年は右肩上がりの目覚ましい高度経済成長であった。所得増計画に代表されるように、所得の毎年のベースアップ、年功序列・終身雇用体制の確立、企業の業績向上による利益の増大、土地や株価の急上昇により、毎年大幅な自然税収増が生まれた。

自然税収増に支えられ、社会インフラの整備も進み、右肩上がりの経済の恩恵を受け、収支不足の心配はなかった。潤沢な税源を背景に社会インフラも進み、経済発展の基盤が整備されてきた。貧しいけれど毎年良くなっていくということで将来の人生設計もでき、夢も持てた。

これからも右肩上がりの経済が続くと信じていた昭和48年秋、オイルショックで急激なインフレが起こり、日本経済は狂乱物価の中、深刻な経済不況に陥った。歴史的にみれば、この時が高度経済成長の終焉であった。

その後、第2次・第3次のオイルショックを経験し、また、一時的にはバブル経済を謳歌したが、バブル崩壊後は深刻な経済不況が続ぎ、株価下落、金融機関の倒産等で深刻な経済的痛手を受けた。また、国際化の進展で経済競争力をなくし、生産拠点を海外に移すようになり、深刻な経済的打撃を被ってきた。

オイルショックとバブル崩壊により、土地・株も下落し、企業業績の悪化、失業の増加、人件費の変動費化により、派遣社員の増加、年功序列・終身雇用体制の崩壊等厳しい試練を受けてきた。

高度成長の時は、土地の値段も上がり、所得も増え、企業の利益も増え、自然税収増で歳出増を賄うことができ、財政的心配はなかった。

しかし、右肩上がりの時代になる中で、自然税収増から自然税収減となり、歳出増を抑えることが出来ず、毎年、深刻な資金不足が発生し、赤字国債に依存するようになった。

毎年の税収入の範囲内で歳出を抑えるのが、財政運営の基本原則である。資金不足を借入れに頼ることは禁じられていた。唯一長期にわたって恩恵を受けるインフラ整備の建設国債の発行が許されていた。世代間の公平をはかるためである。オイルショック、バブル崩壊による景気後退で自然税収減の時代となり、資金不足を歳出削減でなく借入金に頼り、赤字国債の発行を許したことが、その後の財政悪化の最大要因である。景気浮揚の名において毎年巨額の国債を発行し、その残高は国税収入全体の20年分に相当するほどに膨れ上がっている。

これらの債務をどのように返済していくかを真剣に考えなければならぬ。今年の国の予算編成においても、景気後退による大幅な国税の減のため、50兆円以上あった国税も平成22年度予算では37兆円となっている。

それに対し、社会保障関係費27兆円、国債の償還費が20兆円超と、この2つで国税収入を10兆円も上回っている。そのため10兆円の積立金(いわゆる埋蔵金)を取り崩すとともに44兆円以上の国債を発行しなければならぬ状況となり、日本の財政がどうなるのが危惧される状況である。

県の財政は国と密接な関係がある。国の財政の現状と今後の在り方をしっかりと見極め、これからの県の財政・行政運営に取り組みねばならない。

県についても、バブル崩壊後、地方交付税の代替措置としての臨時財政対策債の発行等により、21年度末の県債残高が2兆8千億円まで増加している。一方、産業政策などの努力により、ここ10年ほどの県税は基本的には増収傾向にあったが、県全体として見た場合、見合いの交付税の減少などから、増収分の25%ほどの効果に留まっていると思われる。

これからの財政運営を見ても、平成20年秋の金融不安の影響で企業業績は悪化し、大幅な県税の減収が予測される。平成22年度の地方財政計画においては、地方税収の減少等に配慮し、実質的な地方交付税を約3.6兆円増額することとしたが、その内訳は臨時財政対策債による対応も含まれており、県における県債残高増加の要因となっている。

財政再建に取り組みには税収を増やすか歳出を削減する以外に方法はない。また、県債残高の増加にも注意を払う必要がある。

また、県債依存度を高めることは次世代に債務を先送りすることであり、これからの子供や孫のことを今の人がこれでもいいのかと考え、行動していかねばならない時である。

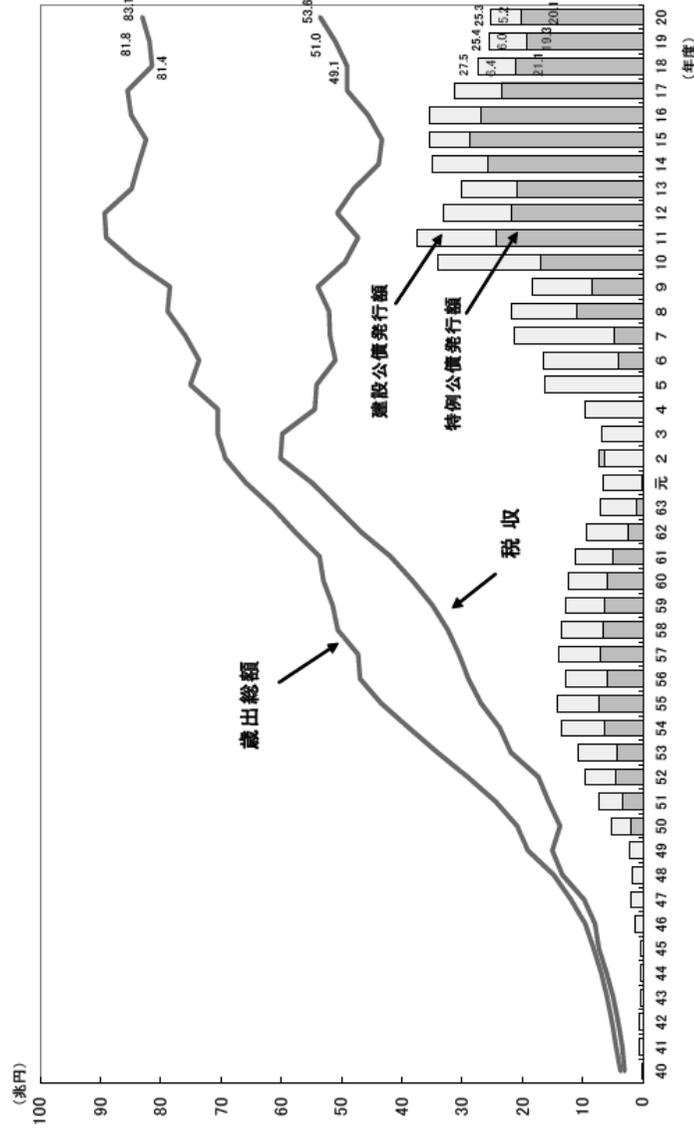
私たち国民は、個人や個々の企業ではできない治安・教育・外交・警備・防衛・公共インフラ整備に必要な資金を税金として納めている。この税金という大切な財源が借入金の返済等で消えてしまい、天文学的な借入金を次世代に残すような運営がなされることは、包括外部監査の観点からも容認できるものではない。収支バランスの回復は、国の最大の課題である。

今年の監査の視点として、まず国と県の財政上の変化を分析し、課題と問題点を整理し、財政再建にいかに取り組みむべきかを検証する。昨年は、収支のうち歳入の自主財源である県税の推移等を検証したが、今年は歳出に重点を置き、特に毎年増加している社会保障関係費及び公債費並びに歳出の最大部門である教育費に焦点を当てた。

この社会保障関係費、公債費及び教育費が大きな歳出のウエイトを占めているため、これらの部門の経費削減の可能性追求が重要であると判断し、今年の監査テーマとした。

2. 国の財政状況

(1) 一般会計における歳入歳出の推移



(注1)19年度までは決算、20年度は当初予算による。

(注2)2年度は臨時特別公債を発行(約1.0兆円)。

(財務省資料より抜粋)

上図は、昭和40年から平成20年までの国の一般会計の税収、歳出、国債発行の推移である。

昭和48年頃までは税収と歳出はほぼ同じでバランスが取れ、国債の発行もほとんど必要なかった。戦後30年間、土地の価格も、個人の所得も、企業の利益も増加し、自然税収増があり、歳出増を賄うことが出来た。世界に例を見ない高度経済成長を謳歌し、年功序列・終身雇用の体制もできた。

しかし、昭和48年秋のオイルショックを契機に、日本の高度経済成長時代は終焉した。原油価格の高騰により狂乱物価が起こりインフレとなり、競争力をなくし企業の業績も悪化した。そのため税収より歳出が多くなり資金不足を補うため赤字国債を発行するようになった。

本来、赤字国債の発行は認められていなかったが、国はこの原則を破り赤字国債の発行を認めることにより、その発行が常態化してしまった。

高度成長時代には、いくら使っても自然税収増でお金が残ったことから、赤字国債を発行しても、すぐに景気は回復し赤字分を返済できると錯覚したのではないかと思われる。しかしオイルショック後、低成長の経済に入った時点で経済成長に対する認識を改める必要があったのではないか。さらに、現在では高齢化の進展により人口減少社会となり、右肩下がりの経済になっているが、その点についての認識も不十分なのではないかと思われる。

また、景気対策の為の公共事業の促進と、社会保障関係費の増加等が国家財政をさらに圧迫することとなった。

その中で、昭和55年頃より平成の始めまで日本経済はバブル経済となり、土地も株価も急騰し税収も60兆円近くまで増えた。平成の最初の5年間は消費税が導入され、景気も回復し赤字国債を発行しなくても良くなった。バブル絶頂期の平成2,3年頃は、これまでにない空前の好景気となった。しかし、実体経済の成長では説明できないほどの資産価格上昇を伴うバブル経済であったため、やがて縮小することになる。オイルショック後に約18年続いた安定成長期は、このバブル崩壊で終焉した。

バブル崩壊後、景気低迷で大幅な税収減となり、収支バランスは大きく崩れ、国債残高が急激に増え200兆円となった。平成9年には財政構造改革が打ち出され、消費税5%へ引き上げ、公共投資や経費の大幅削減に取り組んだ。しかし、金融機関の相次ぐ破たん、雇用不安、消費や設備投資の冷え込み等により急激に景気が悪化した。財政再建路線は頓挫し、景気対策重視へ政策が転換された。国債が更に大量に発行され、国債依存度は42%となった。建設国債は大幅に減額され、その後、毎年赤字国債が増えている。

その後、平成13年にはデフレが深刻化し、経済が低迷して特例国債は特例でなくなった。平成15年には三位一体の改革や、国や地方の財政関係の見直しが行われ、景気も持ち直して回復し、歳出も抑えられ税収も増加し、収支バランスも改善され国債発行も減少してきていた。

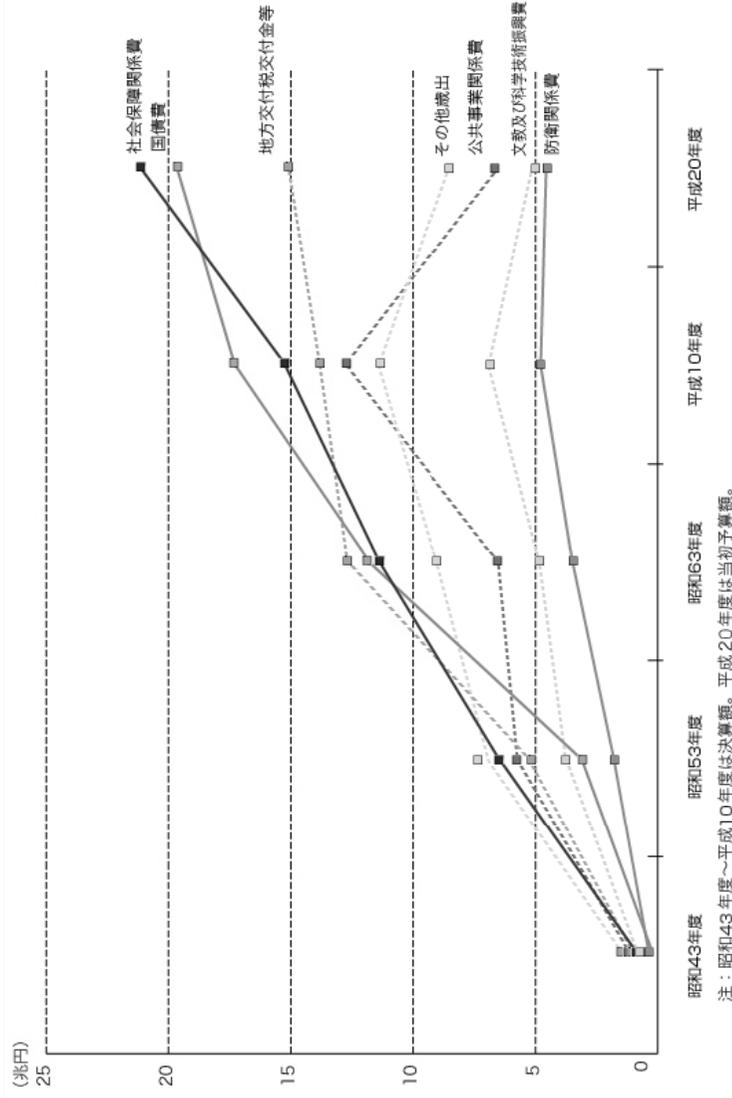
しかし、平成20年10月のリーマンブラザーズの金融不安を発端に世界的な不況に見舞われ深刻な経済打撃を受けた。企業倒産、失業、金融不安等で急激に景気が悪化し、税収不足と歳出増により収支不足が加速している。

平成19年度には国税収入53兆円であったのが、平成22年度予算では37兆円になると見込まれている。これに対し、歳出は国債費20兆円超、社会保障関係費27兆円超となり、この2つで国税収入を10兆円近く上回り、新たに45兆円近くの国債と埋蔵金等を10兆円取り崩し、これまで最高の92兆円の予算規模となっている。

税収減となれば、これまでの歳出の財源が少なくなるため、本来それに応じた歳出削減を図らねばならない。しかし、既存歳出の資金不足にもかかわらず、新たな政策に財源の担保もない歳出を増やすとすれば、資金不足が加速するのは当然のことである。

そこで、主要な歳出の推移を見るとともに、特に社会保障関係費と国債費にスポットを当て、何故このように歳出増になるかを分析する。

(2) 一般会計主要経費別歳出の推移



(財務省 日本の財政を考える(「財政データ集」)より抜粋)

上図は、昭和43年から平成20年までの国の主要経費推移である。歳出規模は、昭和43年の約5兆円に対し、平成21年度予算では90兆円となり約1.8倍に膨らんでいる。その中で顕著な伸びをしているのが社会保障関係費と国債費である。

社会保障関係費は、昭和40年度で2千億円ほどだったが、平成22年度予算では27兆円と135倍に増加し、天文学的な数字となり、これからも増加傾向にある。社会保障の歴史をしてみると、昭和25年に現在の生活保護法が制定され、昭和36年に国民皆年金・皆保険となり社会保障制度の基盤整備が行われ、昭和48年は老人医療の無料化が実施された。この年は福祉元年といわれており、特に年金、医療、福祉の保障費の急伸びが顕著であった。

その後、日本社会は急激に少子高齢化が進み社会保障関係費が増大している。人口減と高齢化により、社会保障関係費の負担と財源の確保が深刻な課題となってきた。財源としての税収が減少している中、財源が確保できず国債依存度が年々増加している。

上図でも、社会保障関係費と国債費の伸びが同じような右肩上がりに増加しているのが分かる。自然税収減が続く中、社会保障関係費の増加に必要な財源確保が見えないため、国債発行を増やし続けており、財政がこのままではどうなるか根本的に問われる時代になってきた。

社会保障関係費と国債費の2つで国税収入を10兆円以上も上回り、国税収入をはるかに上回る国債を年々発行しなければならなくなり、日本は財政破たんを恐れずら出てきている。

地方交付税交付金等も年々増加しているが、これについても社会保障関係費の増加と関係がある。しかし一方で地方交付税は、国税の一定の割合で総額が決定されるため、国税総額が減少していけば減少する仕組みになっている。

国は、地方の資金需要に対し面倒をみるために、財源不足額を国債に頼り、地方交付税または国庫負担金の額を確保せざるを得ない。しかし、今日の日本の財政力では、これ以上の社会保障関係費の負担は困難と判断せざるを得ない。急激に増加する社会保障関係費の財源を国債に依存しており、これからどうなるかを根本的に考えねばならない時である。

高度成長の時代は社会保障関係費の負担は軽かったが、安定成長・マイナス成長の時代となり税収減で負担が年々重くなり、日本の財政の根幹を揺るがす課題となってきた。

国債費のうち、元金償還と金利は、それぞれ10兆円で合計20兆円超となっている。この国債費は年々増加し、国税収入が国債費だけに充てられる時が近づいてきている。これは、大切な税金が国債費で消え、更に国債を発行しなければ本来の公共サービスができなくなことを意味する。そして、莫大な国債残高を次世代に先送りしている。このことを現代人は肝に銘じておかなければならない。

また、公共事業関係費は平成10年頃までは景気対策として積極的に取り組まれてきたが、その後、急激に公共事業投資は抑えられている。重点的・集中的な実施により、影響を最小限にとどめる配慮はされているが、建設業界は裾野が広く、公共事業費の削減は産業及び景気に及ぼす影響が大きいと考えられることから、公共事業費の扱いについては慎重に検討する必要があると考えられる。

単に削減するのではなく、必要なものと無理・無駄なものの事業仕分けが今まで以上に必要であると考ええる。また、公共事業投資は、ケインズ経済学の影響もあり景気対策の重要政策であったが、今後、その効果について再検証を行う必要があると考えられる。

また、文教及び科学技術費等や防衛関係費等が、平成10年頃から減少傾向になっている。財政難の折、経費削減の結果である。文教関係費は、ある程度削減されているが、少子化ということを考えた場合、その減少度合いが低いと思われるため、後ほど詳細に分析してみることとする。

主要経費別歳出の推移を見ても、この40年の間に財政規模が20倍近くに大きく増大している。しかし、その配分を見ても、社会保障関係費が急激に増加しているのに対し、税収は減少し、国債の発行も増加してきているという厳しい財政構造になっている。

これからの時代は右肩下がりの経済であるということを肝に銘じ、税源配分の原則を根本から見直さなければならぬと考える。

そこで、次に社会保障関係費の内容をより詳細に見ることとする。

(3) 社会保障関係費

日本の社会保障制度は、次の4つのシステムで構成されている。

- 1 公的年金・医療・介護等にかかわる社会保障システム
- 1 医療・生活・住宅等にかかわる公的扶助（生活保護）システム
- 1 児童・ひとり親・老人・障害者のための社会福祉システム
- 1 公衆衛生にかかわる諸システム

現行社会保障制度に基づいて国民が受け取る行政サービスの社会保障給付の規模は、2007年度94兆円で国民所得の24%に達している。

社会保障給付の財源は、被保険者が納付する社会保険料と税（公費負担）及びその他の収入である。

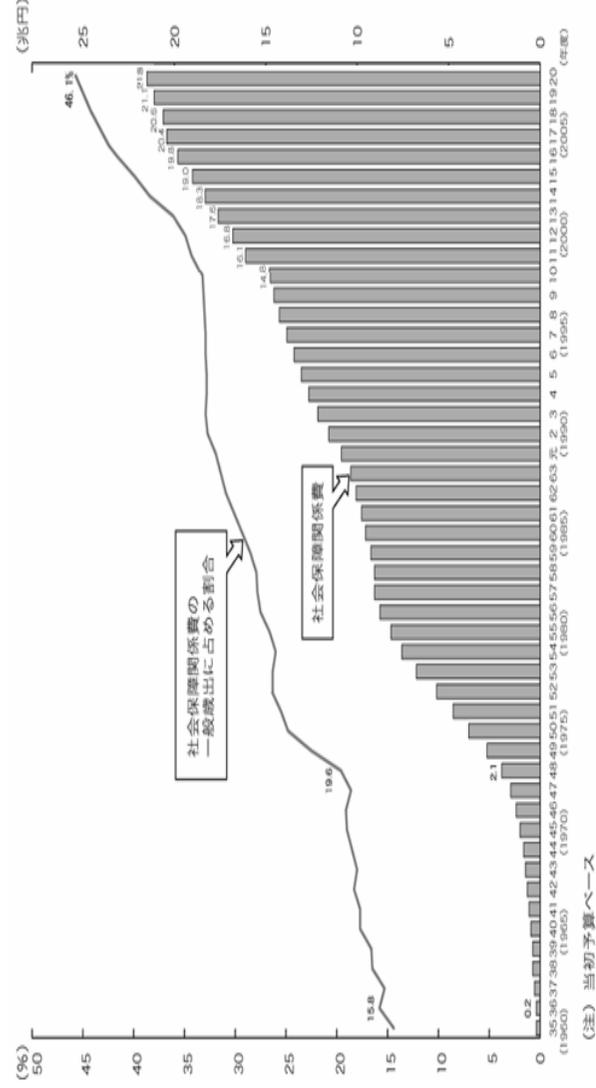
部門別には、年金が53%を占め、次いで医療32%、福祉その他が15%となっている。機能別にみると、高齢者向けが5割、保健医療が3割、生活保護等が2割弱となっている。

社会保障関係費は急速に増加しつつある。その背景にあるのは社会保障給付費総額の増加であって、中心は公的年金給付である。

厚生労働省は、社会保障給付費2007年度94兆円、2015年度116兆円、2025年度141兆円に増大すると予測している。

(2007年度厚生省資料)

社会保障関係費の推移



(財務省「日本の財政を考える(「財政データ集」より抜粋)

左図は、昭和35年から平成20年までの社会保障関係費の推移である。

高齢化の進展に伴い、社会保障関係費が年々増加している。昭和36年頃までは約2千億円くらいであったが、平成22年度予算では約27兆円と50年の間に135倍にふくれ上がり、他の歳出に比べ群を抜いて急激な増加をしている。これは、国債残高の推移と同じカーブをたどっている。

この50年間、オイルショックやバブルの崩壊等の経済変動が起きているにもかかわらず、社会保障関係費は毎年一定の成長率で増加している。オイルショック後の安定成長期の時も税収増よりはるかに大きい増加率を示し、近年においては、国債残高増加の一因となっている。

日本社会は急激な高齢化が進み世界一の長寿国となった。人間、長生きできることは大切なことである。これを可能にしたのは手厚い医療と介護のおかげである。しかし、それには莫大なお金がかかる。しかも、その財源がなく借り入れに頼ることで自治体財政を大きく圧迫してきていることも現実である。莫大な社会保障関係費の財源をどうするか、今一度基本から見直すことが肝要である。

昭和40年、社会保障関係費の構成比は14%であったのが、平成22年度予算では30%で27兆円となり、今後さらに大きくなると思われる。

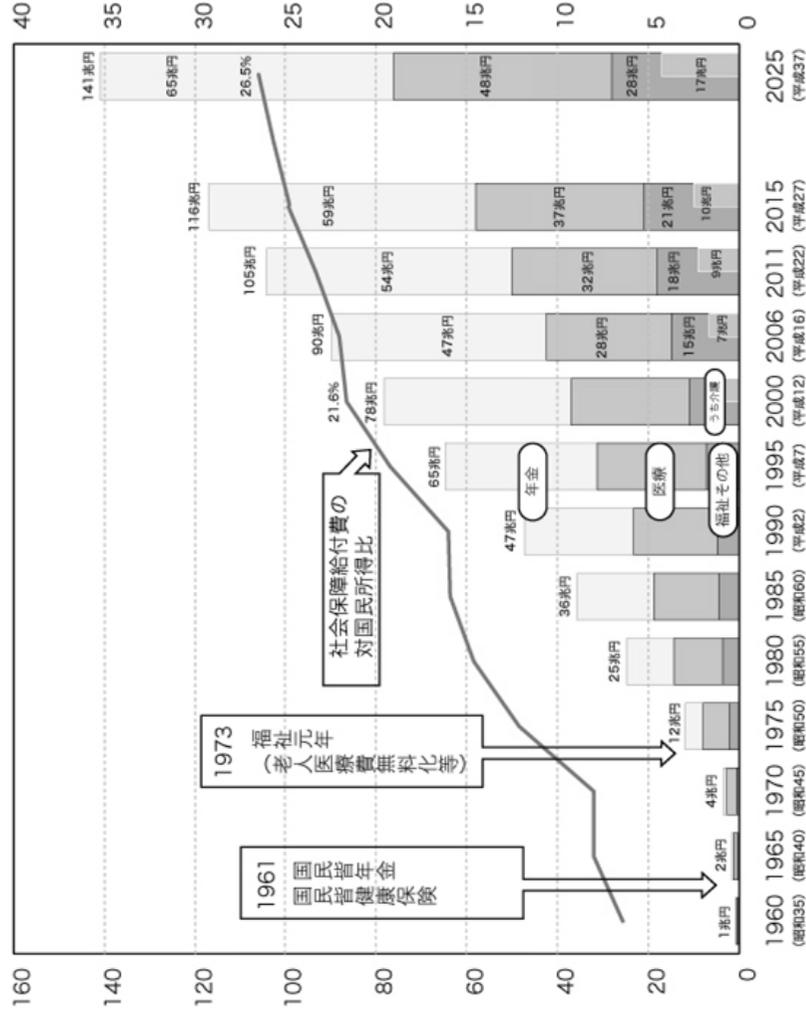
何事も政策を実行していくには資金が必要であるが、膨大な社会保障関係費は税収で担保できず、国債依存を強め、財政悪化の最大要因となっている。

社会保障関係経費の中身を「なくてはならないもの」「あった方が望ましいもの」「なくても辛抱できるもの」に仕分けする必要があると思われる。この判断には難しい面もあるが、この仕分けを行い、何とか財政アンバランスの改善に取り組みざるを得ない時に来ている。

社会保障関係経費に限らず、皆が喜ぶことでも何かをやれば必ず資金が必要となる。自然税収増のない時代では打ち出の小づちがあるわけはなく、すべて借入金が増らむ結果となっている。社会保障関係費の財源を安易に国債に依存し債務をこれからの世代に先送りしていいのか、真剣に考えねばならない時である。

いずれにせよ、社会保障制度の充実と財政再建との両立を図ることは容易なことではなく、国民の側も、この点については大きな意識改革を迫られていると言える。

社会保障の負担と給付



(財務省「日本の財政を考える(「財政データ集」)より抜粋)

上図のとおり、社会保障関係費は、年金と医療費と福祉その他に大別される。年金・医療・福祉費が毎年増加し、平成22年度予算では27兆円に達し、国の歳出の30%になっている。

部門別には、年金が53%、医療32%、福祉その他が15%となっている。機能別にみると、高齢者向けが5割を占め、保健医療が3割弱とこれに次いでいる。これに対し、労災、失業、生活保護等のウエイトは数パーセントと極めて小さい。

昭和36年に初めて日本で国民皆健康保険と国民年金制度が導入された。少子高齢化が進む中、社会保障関係費の増大が続ぎ、今後さらに増大すると思われる。昭和48年は老人医療費無料化の制度が導入され福祉元年とされている。福祉その他も年々費用が増加している。その中でも年金と医療費の伸びは顕著である。

昭和48年のオイルショックで日本の高度経済成長は終焉し、バブル崩壊後、安定成長期からマイナス経済の時代になり、その後経済復興の兆しが出ていたが、平成20年秋の金融不安で急激に日本だけでなく世界景気が後退し、失業、倒産、税収不足に見舞われている。

社会保障関係費は、2015年度116兆円、2025年には141兆円と

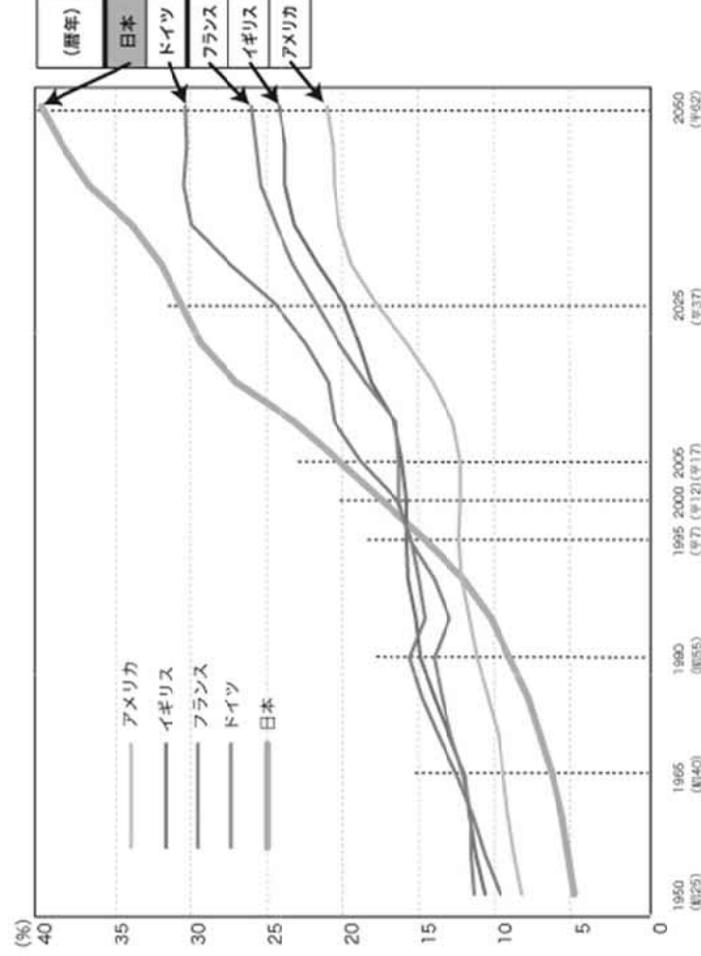
予測されている。社会保障関係費だけでも、今の国家予算をはるかに上回ってしまう。これから税収減が続く厳しい中、社会保障関係費の今後の増大は、財政上深刻な問題である。

今日、年金・医療・福祉に対する社会需要は更に高まってきている。急速な少子高齢化の進展と社会保障関係費の増大は異常と思われる。景気悪化と失業、所得減少、雇用不安の高まり、税収不足が加速される中、収支不足は更に拡大する傾向にある。

社会保障関係費と公債費の伸びが大きすぎ、今でもこの2つで国税収入を10兆円もオーバーしているにもかかわらず、不足は更に大きくなり、今後日本の財政がどうなるか、最も危惧されるところである。

高齢化の進展

65歳以上の対総人口比



(財務省「日本の財政を考える(「財政データ集」)より抜粋)

上図は、20～64歳人口の65歳以上人口に対する比率を表している。日本は、昭和35年頃は5%くらいで主要先進国の中で一番低かった。その後、昭和55年では9%、平成7年で15%、平成17年で20%となっている。今後、平成37年で30%、平成62年度で40%になると予測され、急激な高齢化が進んでいる。

日本は主要先進国中最も高齢化が進んでおり、今後もさらに進行する見込みである。また、2000年で1億3千万人だった人口は、2025年で1億2

千万人、2055年には9千万人まで減少すると予想されており、高齢化とともに人口減も顕著となる。

人口減と急激な少子高齢化の進展は、これからの社会、経済に様々な形で影響してくる。このことを、よく念頭に置いておかねばならない。それにしても、世界の主要先進国の中でも高齢化の進展は際立っていると云わざるを得ない。

日本は、短期間で何故世界一の高齢社会になりえたのか。一番大きな理由は、昭和36年から始まった社会福祉の充実により、医療、介護の手厚い看護が受けられるようになったことに起因している。医療の発達と介護施設の充実があり、しかも、国からの資金援助を受けることができるようになり、人間の寿命は30歳以上伸びている。日本は戦後例のないような高度成長を遂げ、その後、世界でも有数の社会福祉国家となっている。

年金も老後の生活になくしてはならないものである。しかし、元来60歳位の平均寿命を想定して作られた年金制度である。平均寿命が85歳位に伸びれば、年金収支バランスが崩れ、資金不足が生じるのは自明の理である。

社会福祉には現実に膨大な資金が必要である。人間の生命、老人を大切にすることは基本的には一番大切なことである。しかし、そのための財源をどのように手当するかについては今後の課題である。

現在、両親とそれぞれの祖父母の6人からお小遣いをもらい裕福な生活をしている子供たちが、そのうちに1人で6人の高齢者の面倒をみなければならなくなるのが、これからの高齢社会である。恵まれて一人っ子で育った子どもたちが、気がつけば十分な職業もなく、所得の低い中で膨大な借入金の債務を背負い過大な社会保障関係費を負担しなければならぬ時代になってきていることを肝に銘ずるべきである。

(4) 国債費

国債とは国が発行する借入債のことであるが、ここで基本的なことを少し整理しておく。

国債の種類

| | |
|--------|--|
| 普通国債 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計が発行する新規財源債 ・借換債 既発国債の元利金償還の為の借換債 |
| 国庫短期証券 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別会計で発行される証券 ・法律上は一般の会計と区別されるが、実質的には超短期の国債 |

国債発行の基本原則

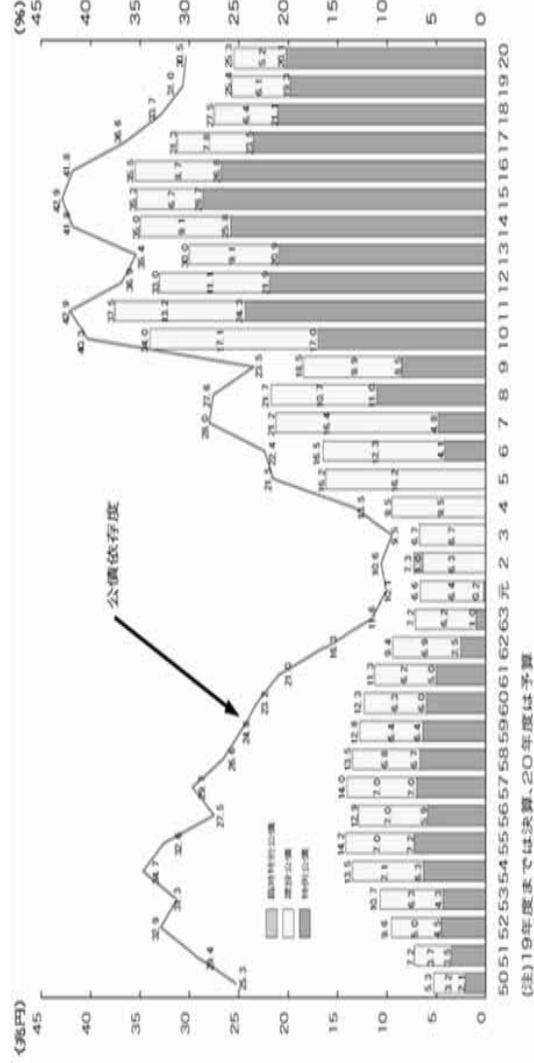
| | |
|---------|--|
| 建設国債の原則 | <ul style="list-style-type: none"> ・財政法（第4条本文）は、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならぬ」と規定している。 |
|---------|--|

| | |
|---------|--|
| | <p>らない。」と規定する。これを国債不発行の原則という。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同条の但し書きで、公共事業費、出資金および貸付金の財源に充てる場合に限り国債の発行を認めている。これを建設国債の原則という。 |
| 特例公債の原則 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設公債の発行でも財源が不足する時は、単年度の特例公債法に基づき、公共事業以外の目的で国債を発行できる。いわゆる赤字国債である。現在のところ国だけに認められている。 |
| 市中消化の原則 | <ul style="list-style-type: none"> ・財政法は、国債の日本銀行引き受けを原則として禁止している。 ・昭和の初め、国債の日銀引き受けは景気回復には寄与したが、軍事予算の増大を招き、第2次世界大戦の勃発につながった。 ・日銀引き受けにより通貨が増発され、激しいインフレーションが起こり国民生活困窮した。 ・この反省に基づき、日銀引き受けを原則禁止することになる。 |

国債の負担

現世代が発行した国債の償還が将来世代に対する課税によって行われる場合、負担は現世代から将来世代へ転嫁される。

国債発行額の推移



(財務省「日本の財政を考える(「財政データ集」)より抜粋)

国債には、建設国債と赤字国債があり、赤字国債は、単年度の収支不足を賄

うため発行されるものである。本来、財政の基本は、税収入の範囲に歳出を抑えることであると考えられる。唯一許された借入は長期借入金の建設国債であり、「インフラ整備等のように長期にわたり公共の利益に寄与するものを、その時の世代だけに資金負担させるのは世代間の公平さがなくなる」という理由により認められていた。ただ、オイルショック後、国だけは特例公債としての赤字国債の発行が認められるようになった。

公会計では、歳入の中に国債のような借入金も含まれる。歳入に借入金が含まれていても、歳入が歳出を上回っていれば黒字となる。現金主義の会計では当然のことであっても、企業会計の観点から見ると、なかなか理解しにくいところである。歳入の中の国税収入と国債発行額のバランスをよく見しておく必要がある。

終戦後約30年間、昭和48年のオイルショックの時までは、高度経済成長時代で毎年2ケタ台の成長をしてきた。そのため土地、株、所得、企業の利益は毎年増加し、それによって自然税収増があり、社会保障関係費の負担も最初は軽かったため歳出増も賄え、公共投資も税収増で負担でき、国債を発行する必要はなかった。

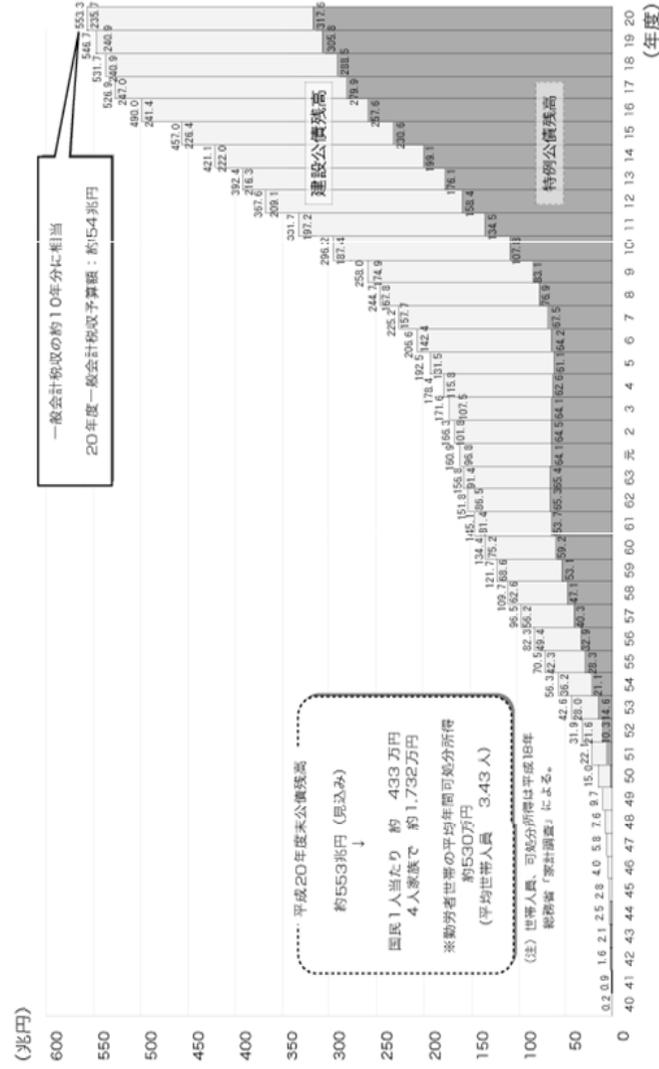
オイルショック後は安定成長期を経てバブル経済となり税収も顕著に伸びたが、それ以上に歳出の社会保障関係費等が増加するようになり、収支不足を国債で調達するようになった。バブル全盛の頃は赤字国債の発行はなかった。

バブル崩壊後は景気後退により税収が急激に落ち込み、社会保障の増加等により毎年歳出が増加し資金不足を国債に依存してきた。平成10年以降は30兆円を超える国債発行が常態化し、財政は急速に悪化の度を増していった。

平成15年以降、小泉内閣の財政改革で景気が回復し、税収増加と歳出削減により国債発行も減少してきた。しかし、平成20年秋のサブプライムローンに端を発した金融不安により日本経済は大打撃を受け、失業、倒産が相次ぎ、大幅な税収減が生じている。ピーク時には60兆円近くあった国税収入が、平成22年度予算では37兆円に落ち込み、歳出は社会保障関係費の27兆円と国債費の20兆円とこの二つで10兆円以上の資金不足を生じている。

そのため国債44兆円のほかに埋蔵金といわれる積立金を10兆円取り崩さなければならなくなっている。国税収入を上回る国債を発行しなければならぬ異常状態であり、更に財政悪化が予測される。

国債残高の推移



（財務省「日本の財政を考える（「財政データ集）」より抜粋）

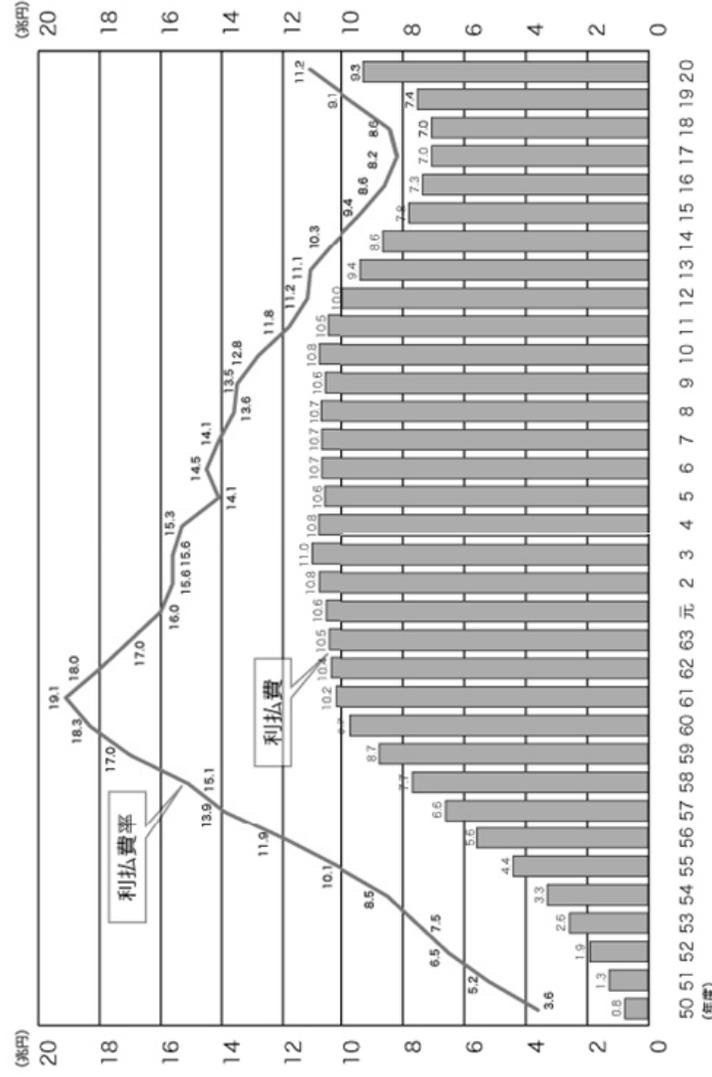
上図は、昭和40年から平成20年までの公債残高の推移である。連年の国債発行により、我が国の国債残高は年々増加の一途をたどっている。毎年的大量国債発行により右肩上がりであり残高は増大し、平成20年度で553兆円、平成22年度では600兆円を超えているといわれている。平成22年度の国税収入が37兆円とすれば、国債残高は、一般会計税収の16年分に相当する巨額な残高である。

本来、公会計では税収の範囲で歳出を抑えるのが原則であると考えられる。その中で、例外的に、世代間の公平を期すため公共事業の為に建設国債発行が認められていたが、赤字国債の発行は禁じられていた。しかし、昭和48年のオイルショックを契機に法令改正で特別公債の発行が国に限り認められるようになり、赤字国債が発行されるようになった。

税収はバブル崩壊までは右肩上がり増加していたが、その後は落ち込み、また持ち直しつつあった。それに対し、歳出はバブル崩壊後も一定の増加率で増え続け、税収不足を大量の国債発行により賄うため、国債残高は右肩上がり増加するばかりである。

いつの間にか赤字国債残高の方が建設国債残高より多くなっており、本来の財政原則が崩し、毎年、財政悪化が進む一方の状況になっている。これは将来世代の大きな負担となり、世代間の公平さをなくすことになっている。

利払費の推移



(財務省「日本の財政を考える(「財政データ集」)より抜粋)

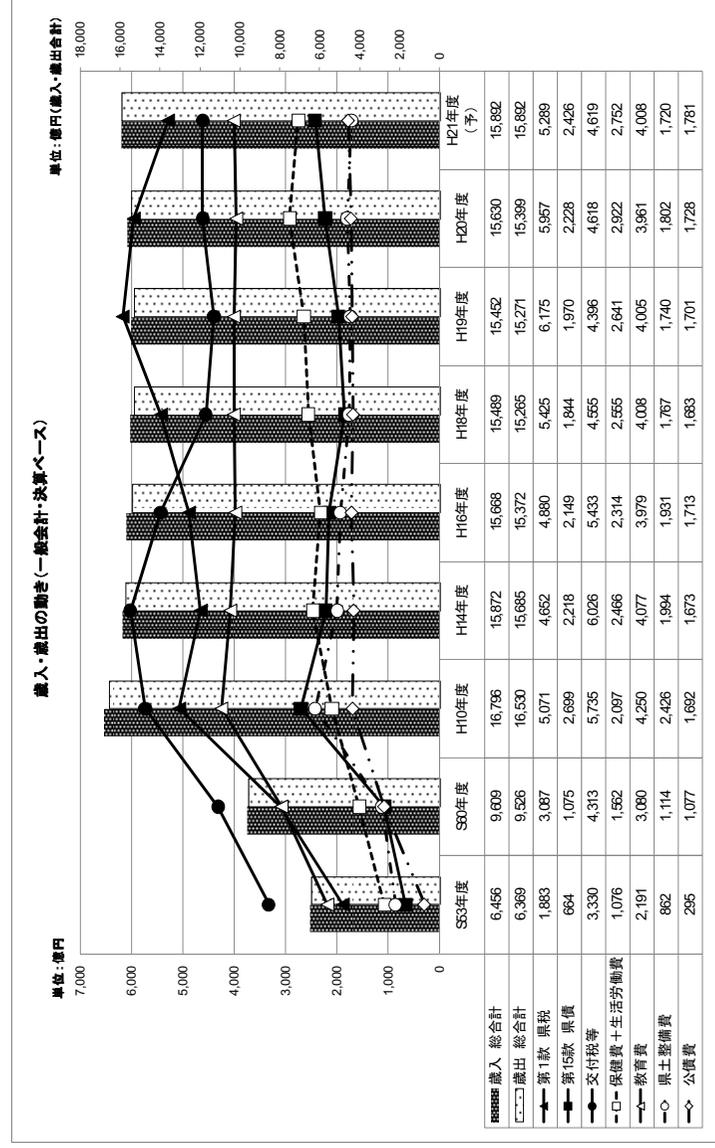
上図は、国債の利払費の昭和50年から平成20年までの推移である。昭和50年頃から毎年、利払費もバブル崩壊まで増えているが、昭和60年から平成10年頃は横ばいで推移している。利払費は、国債発行や残高と違い右肩上がりに増えてはいない。

利払費は、国債発行額と残高及び利率で決まる。国債発行額や残高が増えているにもかかわらず利払費が増加しないのは、平成10年頃からの低金利政策のお陰で負担が軽くなっていたためである。

歳出に占める利払費の割合を示す利払費率も、昭和60年頃までは右肩上がりに増大しているが、それ以後は右肩下がりで減少している。しかし、平成17年頃より右肩上がりで増加してきている。

公債残高は急激に増加しているが、低金利の影響で、利払費は低く抑えられてきた。しかし、今後の金利の動向によっては、利払費が大幅に増加する可能性が強く、金利1%の上昇による国債費の後年度の影響額は、平成21年度で1.5兆円、平成22年度で2.7兆円、23年度で3.8兆円になると試算されている。国債に対する信用が薄れ、国債発行額が更に増加すれば、金利の上昇は避けられない。国債に対する信用が薄れ、国債発行額がさらに増加すれば、金利の上昇は避けられない。今後の金利の動きは、日本の財政に大きな影響を与えようと思われるため、その動向を注意して見ていく必要がある。

3. 福岡県財政の推移 (1) 歳入歳出の種類別推移



(県資料より作成)

上図は、昭和53年から平成20年度までの主要歳入、歳出の推移表である。まず、歳入、歳出規模は、平成10年度をピークとし、その後、平成20年度まで1兆5千億円前後の一定の水準で推移している。国の歳入、歳出の推移が大きく変動し毎年財政規模が拡大しているのとは対照的である。

歳入歳出の収支差は、連続34年間「黒字」と公表されている。しかし、自治体においては、民間企業の会計と異なり、県債も歳入として認識されるために「赤字」となっていないことに注意を払うべきである。すなわち、黒字だからと言って、必ずしも収支バランス(税収と歳出のバランス)が取れていると判断できないので注意が必要である。

県の歳入は、主に自主財源の県税と依存財源の地方交付税等と県債からなる。県税が増えたとその75%相当の地方交付税が減少する仕組みとなっている。平成18年度から県税の方が交付税等を上回るようになった。平成10年度から19年度までは、景気変動による増減はあるものの、県税は基本的に増加傾向であったが、交付税と併せた歳入に対する効果額は25%程度となっていると考えられる。また、県債発行は、景気回復で平成18年以降減少傾向にあったが再び増加傾向に転じている。

平成20年秋のリーマンショック後、急激な景気後退が起こり、企業の業績低下によりこれから深刻な税収不足が続くと予測される。景気がいつ回復する

のか、税収減の補てんをどうするのか、これからの県財政の大きな課題である。

歳出を削減しない限り、税収不足による資金不足を、まず国の地方交付税、国庫負担金等の増額に求めざるを得ない。福岡県に限らず全国の自治体も、同様に深刻な税収不足による資金不足を、国への地方交付税等の増額として要求することになる。

ここで地方交付税の仕組みと性格等を見ておく。

地方団体は、教育、土木、福祉、保健衛生など行政の各分野にわたり国民の日常生活に密着した公共事務を分担しているが、地域間の経済力については、大きな格差がある。そのため、その財源調整と、必要最小限の行政水準を確保するための財源保障という観点から、地方に与えるべき財源のうち一部を国の手を通して交付することとしている。

自治体の仕事には、自治体が自ら必要と判断した仕事の他に、法律によって義務付けられている仕事がある。小中学校の義務教育、消防、生活保護等は日本どこであろうと自治体が行うことになっており、これらを実施するため自治体の財政力の違いを調整する仕組みが、地方交付税制度である。地方交付税の基本は、全体の額をいかに決めるか、それをどうやってそれぞれの自治体に配分するかである。

先ず、地方交付税の総額である。これは、原則として、国に入るいくつかの種類の税金の何%と決まっている。平成19年度では、所得税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、酒税の32%、たばこ税の25%と決められている。

原則として、これを足し合わせたものが地方交付税の総額である。しかし、実際はこれだけでは必要な額に足りず、特例措置としてやりくりして足りない分が加えられるのが通例である。地方交付税の総額の決定は、地方財政計画に基づいて行われる。

こうして決められた地方交付税の総額を総務省が配分する。地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は地方交付税総額の94%、特別交付税は残りの6%である。

普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額について交付される。交付税の交付対象となる団体を交付団体、基準財政収入額が基準財政需要額を上回るため交付税が交付されない団体を不交付団体という。平成21年度において、都道府県で不交付団体であるのは東京都のみである。

地方交付税は地方自治体の一般財源となり、使途が制限されていないことが特徴である。これに対し国庫支出金は使途が明確に規定されており、この2つは対照的である。

地方交付税制度によって全国の自治体全体の財政の底上げになった功績は大きなものがある。しかし、今後地方の自主性を高めるためには、偏在性が少

なく、安定的な財源の確保が地方にとって大きな課題である。税収が安定的な地方消費税の引き上げや、交付税の財源調整・財源保障機能強化のための法定税率の引き上げについて、早急な議論が必要である。

歳出に対しては、基本的には県税、地方交付税等で賄うこととなるが、近年、地方交付税の代替措置としての臨時財政対策債の発行が増加している。臨時財政対策債は償還にあたり国がその財源を保証しているものである。

国の財政状況も非常に危険な水準にある。2.5兆円にも上る社会保障関係費の急激な増加と2.0兆円の公債費の二つで4.5兆円超となる一方、国税収入は3.7兆円に減少しており、これだけで1.0兆円近い資金不足である。そのため5.0兆円超の国債を発行せざるを得ず、国税収入より国債発行が大きくなり、今後急激な国債残高増加をもたらし、そのうち国税収入は公債費で消えてしまふことになりかねない。

国がこういう状況の中で抜本的な税制改正がなければ、地方交付税の増額の期待は長期的にはできないと言わざるを得ない。それだけに今回の景気後退による税収減と急激に増加する社会保障関係費と公債費のために、収支バランスの崩れは一層深刻になっている。

国のみならず本県においても財政再建の取組は緊急の課題である。平成19年度に策定された新財政構造改革プランでは、今後県税が順調に伸びていくことが前提となっている。現実には、昨年の秋以来、経済状況が大幅に変わり、税収増どころか大幅な税収減となるため、新財政構造改革プランに基づく歳出削減を一層しっかりとやっていく必要がある。

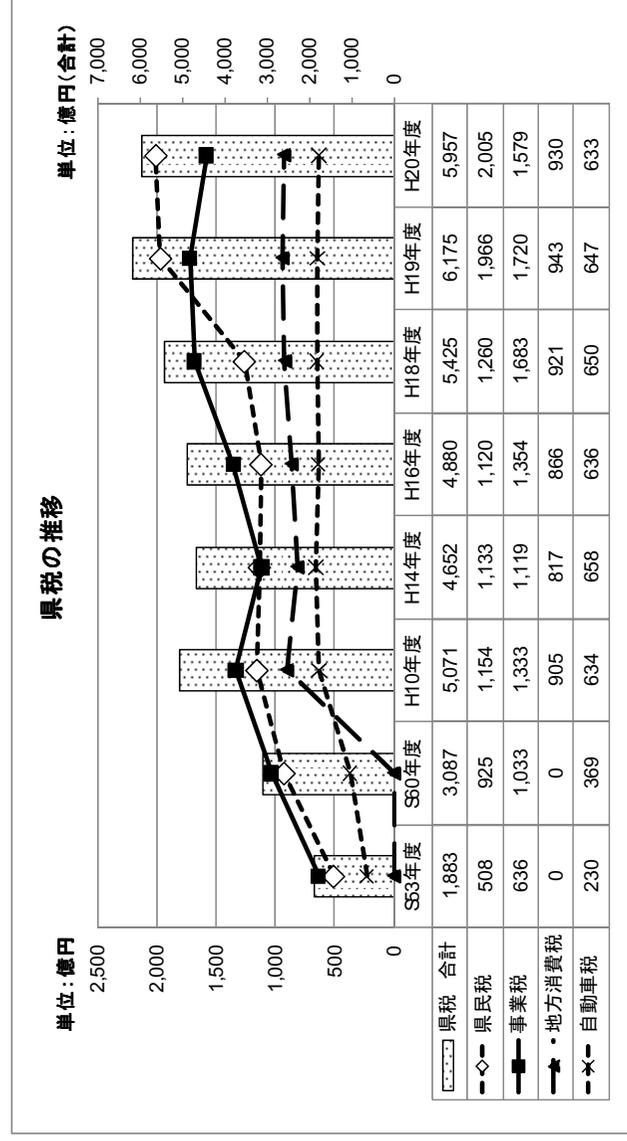
これに対し、歳出については義務的経費としての人件費はほぼ横ばい、公債費は毎年増加傾向にある。投資的経費としての県土整備費は、平成10年度をピークに毎年減少傾向にある。これは、事業の重点化と効率化を図ったためと考えられるが、その他経費の社会保障関係費は毎年増加傾向にあり、今後この傾向が続くと思われる。

財政の基本は、税収入の範囲内に歳出を抑えることであり、唯一許された借入金は長期にわたって寄与する建設国債のみであった。昭和48年頃までは、この原則が守られていた。この背景には戦後30年近く続いた高度成長があり、これにより毎年自然税収増があり歳出増を賄うことのできたため借入する必要がなかった。

しかし、オイルショックで日本の高度成長時代は終わり、その後は安定成長またはマイナス成長の時代になった。ここで自然税収増がなければ収支バランスをとるため歳出削減に取り組みかねばならないにもかかわらず、その不足分を赤字国債に依存するようになった。この対応が、その後の日本の日本の財政を極度に悪化させていくようになった最大の原因である。

今こそ日本はどこへ向かって行っているのか見詰め直さねばならない時である。

(2) 県税の推移と地方交付税



(県資料より作成)

上図は、昭和53年から平成20年までの県税の推移である。この間、県税は3倍以上に増加している。

平成19年度に個人県民税が急激に伸びているのは、三位一体の改革により国より税源移譲されたことによる。つまり、制度改正によるものである。

法人事業税はこの10年間、基本的には増加傾向にあった。積極的な企業誘致や経済復興に支えられ順調に伸びて税収増に寄与していた。県の財政計画でも6千億円の県税がこれから7千億円、8千億円と増加していくとしている。

しかし、平成20年秋のリーマンの金融不安に端を発した世界同時不況で企業の業績が急激に大幅悪化し、法人事業税が大打撃を受けている。平成20年度では半年分しか影響していないが、平成21年度以降はフルに影響を受け、3割から4割近い法人事業税の減収が見込まれている。

県税は6千億円規模なので、1割減は600億円の減収を意味する。

法人事業税は1,700億円規模なので、1割減は170億円の減収である。これまで、法人事業税は県税増加の最大要因であっただけに、景気後退による税収減は何よりの痛手となる。

地方消費税は平成10年から税源移譲により県の財源に変わり、安定した財源となっている。

自動車税は平成14年をピークに年々減少傾向を示している。景気が後退し家計の経費削減のために小型車に乗り換えると、県税の対象を外れ、市町村税の対象となることから、自動車税の減収が懸念される。

県民税、事業税、地方消費税、自動車税で県税の8割を占めている。その他

の税目もこれから伸びる要素がなく、県税が今後どこまで減少するか危惧される。税収減対策が今後の県政運営の大きな課題の一つである。

地方交付税の目的は、財源の均衡化をはかり、財政調整機能を果たし、地域間格差を是正することである。しかし全国で地方交付税の交付がないのは都道府県では東京都ぐらいいであり、愛知県は近年の金融不安に伴う景気後退で大幅な税収減となり交付団体となった。

福岡県は、これまで順調に県税が伸びていてもその分地方交付税を減額されており、実質的な効果は増分の25%にとどまっていたと考えられる。また、臨時財政対策債等については、償還のための経費について交付税措置がなされることとなっているが、国が確実にそれを履行するかどうか、注意して見ておく必要がある。

地方交付税制度は、実際には複雑でなかなか分かりにくいものである。国庫支出金と違い一般財源として算入されるため、使途は地方自治体の裁量に任せられる。

また、経常収支比率を算定する際、地方交付税の代替措置としての臨時財政対策債等を経常収入に入れ、かろうじて100%以内になっているのも疑問である。

県税のこれからの考えると、消費税の税率アップなどの増税案を考えない限り税収減は避けられないと判断せざるを得ない。このままであれば県税収入の減少は避けられず、どこまで落ちるか見定める必要がある。

県税の収入減を含め、必要額を地方交付税または国庫支出金に期待しても、国の今の財政状況では、短期的には何とかなったとしても長期的には期待できないと判断すべきである。

県の場合、収支バランスを改善するには、県税収入を上げるか、地方交付税等を増額してもらおうか、歳出削減するかしかない。

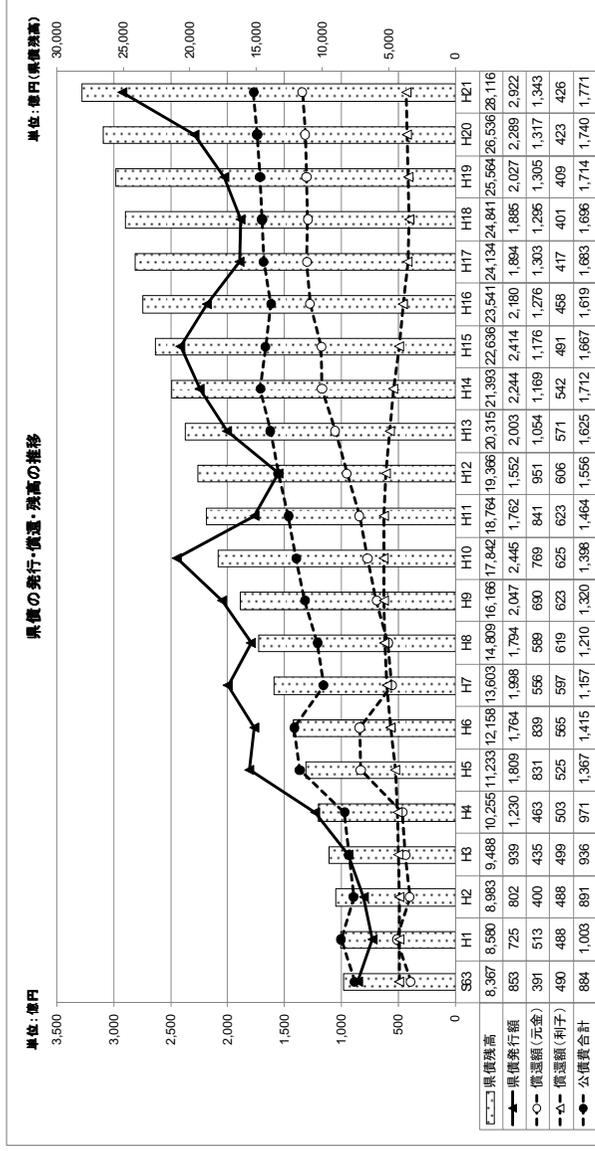
交付税等による歳入の増がなく、今後公債費が増加していけば、県民サービスのための財源の制約となる恐れもあり、包括外部監査の立場からも容認できるものではない。

包括外部監査は、県の行財政運営が県民の為になるようコンプライアンスを守り、効果的に、有効に、効率よく運営されているかをみる立場にあるからである。

今、日本経済は、収支不足を安易に借入金に依存し、次世代へ債務を先送りして破綻への道をとるのか、それとも、ここで立ち止まって歳入の範囲と変わらないまでもこれ以上借入金を増やさないため歳出削減に取り組むのかの選択を迫られている。

そこで県債の実態とそこにある問題点や課題を見ていくこととする。

(3) 県債の発行・償還・残高の推移



(県資料より作成)

上図は、昭和63年から平成21年までの県債の発行、償還、残高の推移である。

県債の発行額と償還額の元金分の差額が、毎年の県債残高の増加となる。昭和63年度8千億円の残高が、平成20年度では2兆6千5百億円と20年間の間に3倍になっている。国の国債残高程ではないが、県も県債残高が毎年確実に増加していることを肝に銘じておかねばならない。

県債の発行額は平成10年度までは、景気対策等のため増加する傾向にあったが、その後一時減少した。しかし、近年、地方交付税の代替措置としての臨時財政対策債等の発行が増えたこと等により、発行額は再び増加しており、県債残高は2兆6千億円に達している。また、人口減少社会となり、自然税収増が望めない現在、将来世代の負担は年々重くなってきており、これら県債の残高をいかにコントロールしていくかが大きな課題となっている。

このままでは県財政も悪化の一途をたどるので、この現状をよく見極め、実行可能な抜本的な財政計画に取り組みねばならない時である。時間の猶予はない。県の財政は、国と密接な裏腹の関係にある。パートナーの現状とこれからをよく見て、県としての対応を講じていかねばならない。

(4) 県への提言

財政悪化の県に及ぼす影響

地方交付税の代替措置としての臨時財政対策債等の発行により、近年、県債残高が大きくなっている。これらについては、将来、交付税措置により、国により償還財源が保証されるものであるが、極端な借入金増加は世代間のバランスを損なうだけでなく、将来的に県が行うべき事業に対し、制限を課すことにもなりかねない。

住民が税金を自治体に納めるのは、個人や個々の企業ではできない治安・教育・福祉・インフラ整備等を実施し、安心して生活・仕事ができるようにしてもらうためであり、そのためにも、県は、世代間のバランスを考えた施策を実行していく責務がある。

今後の県の方向性

地方財政の健全化のためには、まず国全体で、地方の財源を確保する必要がある。そのためには、産業の振興による税収の確保努力が必要であるのはもちろんのこと、地方消費税や地方交付税の法定率の引き上げ等による安定的な地方財源の確保が喫緊の課題であり、国に強く働きかける必要がある。併せて、新財政構造改革プランに基づき歳出削減の取組もしっかりと行っていく必要がある。

県民の意識改革

現在、県はHPやパンフレットなど、さまざまな方法で財政の現状についてのPRを行っている。県としては今後とも引き続き、より分かりやすい県民、関係者等への情報提供に努める必要があるが、一方、県民の側も、現在自分が居住している県の財政がどのような状況にあるのか、これからの世代の負担を真剣に考え、主体的に判断する時期に来ていると思われる。

財政改革

県は現在の厳しい状況をしっかりと認識し、上記から踏まえ、世代間のバランスに配慮した施策の実施、歳入確保のための国への働きかけ、県民の理解促進等、必要な取組を着実に実施していく必要がある。

財政改革は困難な事業であるが、次世代に過大な負担を残さないよう、県税、地方交付税などの歳入と歳出のバランスに留意し、県債残高の増加について注視する必要がある。

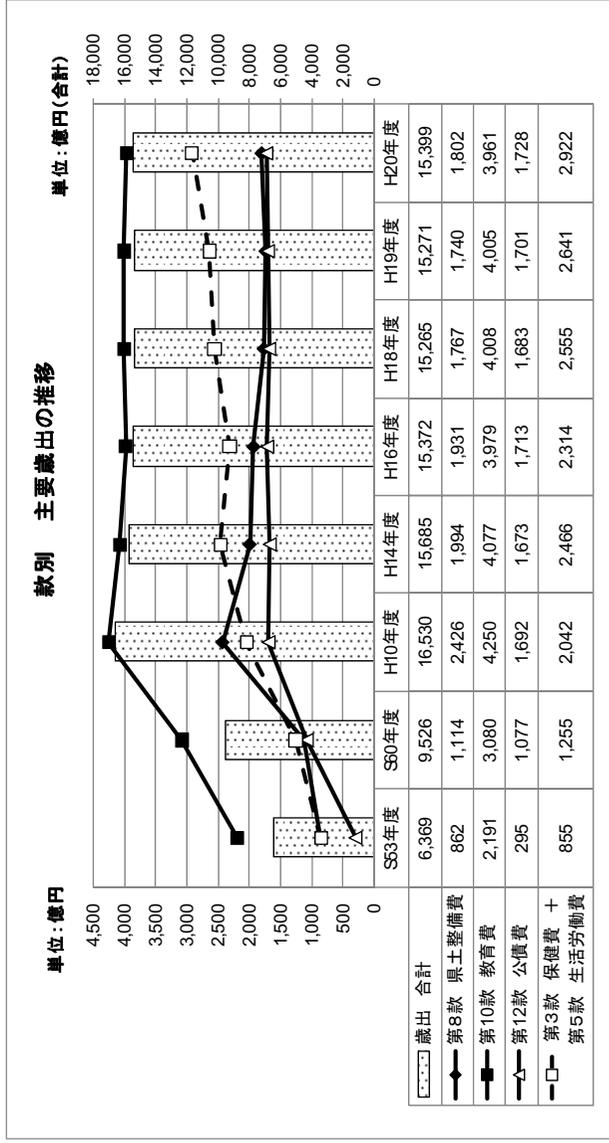
県においては今後とも、安定的な県税、地方交付税などの歳入の確保、財政構造改革プラン等の着実な実施等による歳出削減などについて、より一層の努力を行うことが求められる。

監査の結果及び意見

1. 教育費

収支バランスの回復が何よりも基本である。昨年は、歳入のうち県税の動きを重点的に見た。今年も、歳出のうち少子高齢化で毎年増大する社会保障関係費と款別では最も大きい教育費が何故少子化であるにもかかわらず減少しないかを分析していく。

(1) 歳出の推移 款別歳出推移表



(県資料より作成)

上図のとおり、総額は、平成16年度の1兆5,372億円に対し、平成20年度で1兆5,399億円と微増している。国のように急激な右肩上がりにはなっていない。

しかし、主に社会保障関係費である「保健費 + 生活労働費」及び公債費が確実に増加し、歳出を押し上げ財政圧力となっている。この二つは、今後も諸般の状況を考えれば増加していくものと予測される。

これに対し、主に公共投資に関する経費である県土整備費は、減少傾向にある。これは、事業の効率化・重点化によるものと思われる。無駄な公共投資は当然削減すべきであるが、この事業仕分けがこれから一層重要になる。

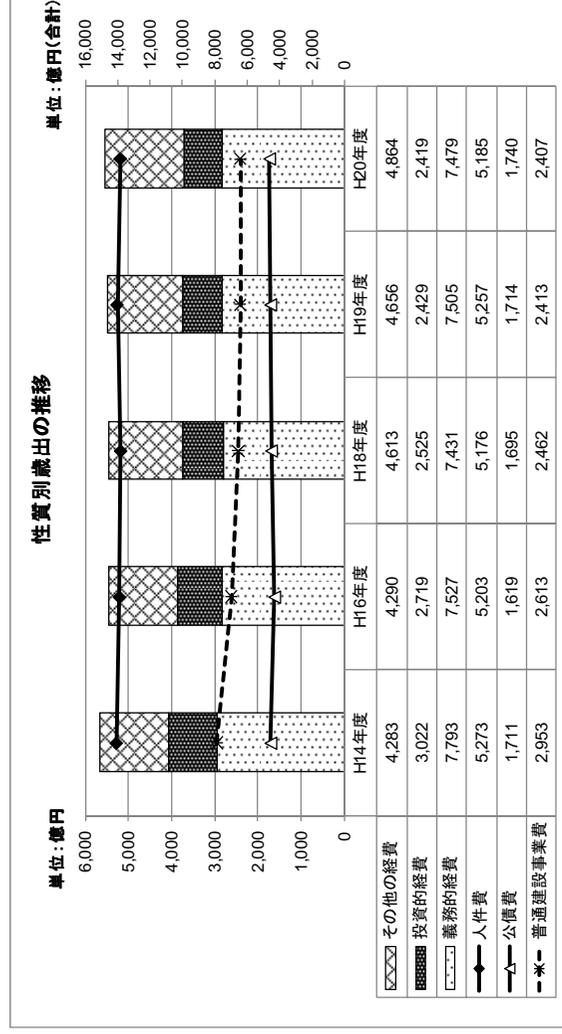
監査人の調査によると、警察と教育費、この二つはほぼ横ばい状況が続いている。教育費は、款の中で最大の歳出であり全体の26%になる。県が給与を

負担する職員5万人のうち、教育が3万3千人の65%、警察が1万2千人の25%で、この二つで総人員の約90%を占めている。

高齢化で社会保障が増加するのは理解できるが、少子化にもかかわらず教育費が減少していないこと、款別の中で最大の歳出であることから、この背景を分析することとする。

今後の財政改革の中で歳出削減は不可避であるだけに、教育費については特に注目して課題を洗い出していくことにする。

性質別推移表



(県資料より作成)

上図は、性質別歳出推移表である。性質別とは、歳出を義務的経費、投資的経費、その他経費に分類している。

義務的経費は、人件費、公債費等必ず義務的に支払わなければならない歳出である。投資的経費は、建設事業等の公共投資でそれ以外の社会保障関係費等の歳出である。

オイルショックやバブル崩壊後、景気後退で経済が縮小した時、景気浮揚のために公共投資が積極的に行われていた。しかし、ここ10年ほどは公共事業費は減少している。事業の重点的・集中的な実施により、その影響を最小限にとどめる配慮はされているが、建設業界は裾野が広く、公共事業の削減は産業及び景気に及ぼす影響が大きいと考えられることから、公共事業費の扱いについては慎重に検討する必要があると考えられる。

人件費は5千億円くらいでほぼ横ばい状況が続いている。少子高齢化や社会環境変化が起きているが、人件費の削減は思うようにできていないのが現状である。人件費の約65%が教育、約25%が警察で、この2つで約90%にも

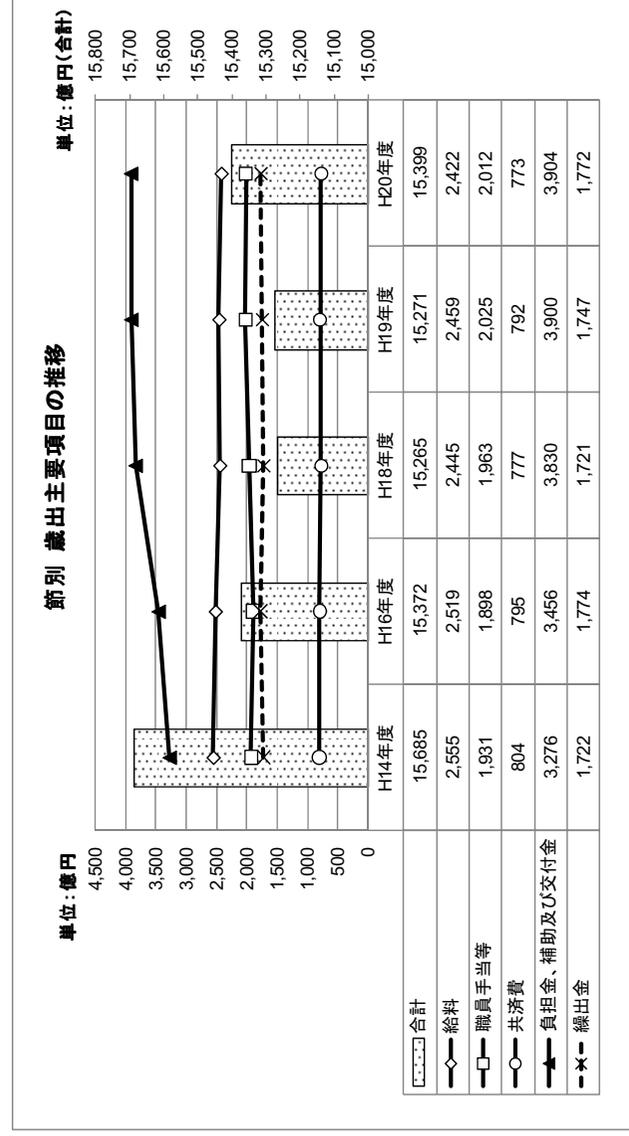
なる。この二つにメスを入れないことには全体的な効果は出ない。今回、特に教育に焦点を絞る理由である。

公債費については、県債残高が増加すると当然償還費と利払費が増大する。近年は交付税の代替措置としての臨時財政対策債等の発行により、県債発行が毎年増加している。今のところ金利が低く抑えられているため利払いの負担が軽減されているが、これから長期的視点で見ると金利上昇の圧力が強く、公債費の増加要因となる可能性が大きい。

投資的経費の大部分は普通建設事業である。平成14年度以降、確実に減少しているのが特徴的である。

義務的経費のうち、公債費は毎年確実に増加しているのが特徴的である。県は、それぞれの歳出費目ごとによく背景を分析し、これからの予測をして収支バランスへの影響を考え対策を講じなければならない。

節別歳出主要項目の推移

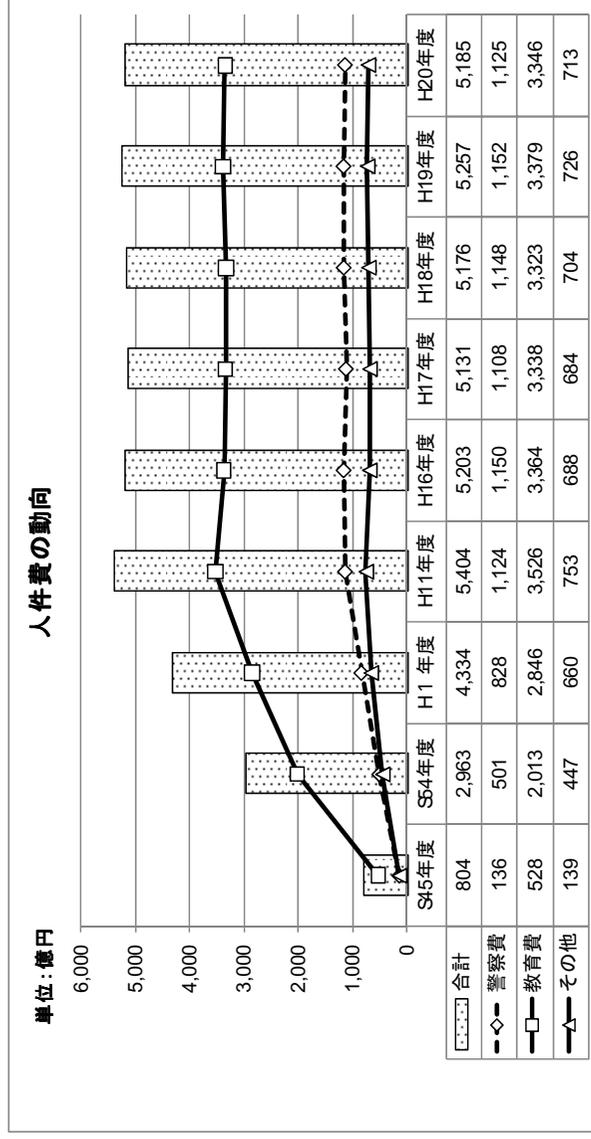


(県資料より作成)

上図は、節別主要項目の推移表で主要費目ごとに見た表である。歳出総計は、この何年か横ばいで推移している。国の右肩上がりの歳出規模の推移とは対照的である。

給料等の人件費総額は、横ばい傾向である。全体的な節約ムードの中で、負担金等が確実に年々増加している。

(2) 人件費の動向



上図は款別の人件費である。平成11年度をピークに、その後は毎年抑えられている。それでも昭和45年に比べると平成20年度で6倍強に増加している。

款別人件費の中で見ると、平成20年度は総額約5,185億円に対し、教育費は65%の3,379億円、警察費は22%の1,152億円であり、この2つで人件費の87%を占めている。

この2つの動向が経費削減の力を握っている。

戦後、高度経済成長時代は毎年2ケタ台のベースアップが可能であった。毎年、経済成長を実現できたので、企業収益も上がり、毎年のベースアップもでき、年功序列・終身雇用の体制が出来上がった。人々も毎年所得増もあり、住宅建設や子供の教育等の人生設計を描くことができた。

右肩上がりの高度経済成長の時は、所得、土地、株、利益も上がり、自治体も自然税収増があり経済がうまく機能していた。

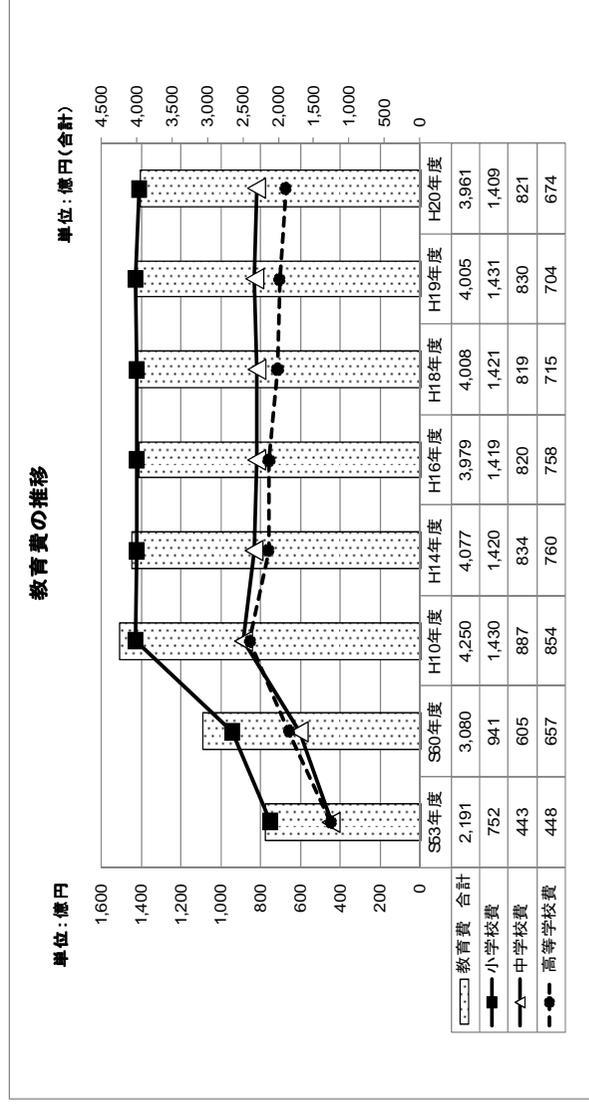
しかし、右肩下がりのマイナス成長になると逆に悪い方にすべてが作用していく。所得、土地、株の価格が減少し、企業利益が出なくなり、税収が大幅に減少するようになる。自治体は、それに応じた歳出削減ができないので深刻な資金不足に見舞われる。

給与についても、毎年のベースアップどころかベースダウンが当たり前の時代となり、これまでの人生設計が大きく狂った人が続出してきている。

しかし、自治体も、企業も、個人も、収支バランスがすべての基本である。個人や企業では、資金不足を借入れに頼った場合に返済できないと破たんである。自治体も例外ではない。

自治体財政改革を行うには、人件費にメスを入れざるを得ない。その中でも大きい教育の人件費を分析していくことにする。

(3) 教育費の推移



上図のとおり、教育費は約4千億円で、歳出総額1兆6千億円の25%に当たる最大歳出の部門である。教育費のうち83%にあたる3千3百億円が人件費である。

平成10年までは、毎年、教育費が増加していたが、その後は教育費の伸びは抑えられ横ばい状況で推移している。

しかし、高齢化で社会保障関係費が増加するのは理解できるが、少子化の進捗中で児童生徒数は大幅に減少しているにもかかわらず、教育費は何故、横ばい状況になっているのか、今回の大きなテーマの一つである。

日本には義務教育制度がある。義務教育とは保護者等が子供に受けさせなければならぬ教育のことで、日本国民には教育を受けさせる義務がある。地域間の経済的な格差によることなく、すべての国民が全国どこでも一定の内容、水準の教育を無償で受けられるよう保障することが必要である。

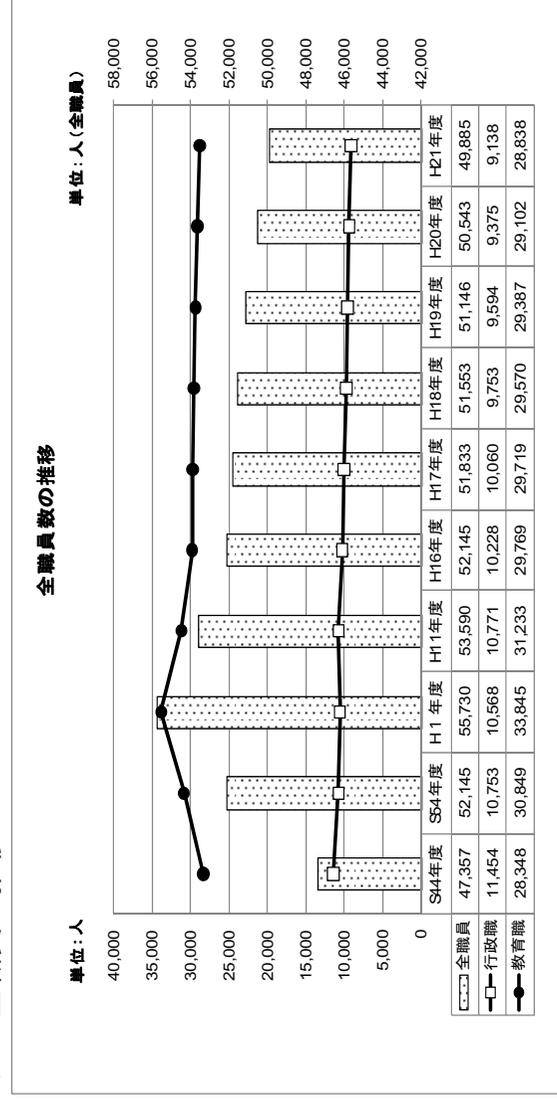
義務教育の内容・水準を全国的に確保するために、教職員を一定数確実に配置できるようにすることが必要である。義務教育費国庫負担法に基づき、教職員の給与等について、都道府県が負担した経費の3分の1を国が負担するようになっている。残りは地方交付税等で支払われていることになっているが、他の要件を根拠とする交付税と一緒にされ、全額担保されているか分かりにくいのが現状である。

教育費総額4千億円の中、小学校費、中学校費、高等学校費が75%の2,900億円を占めている。小学校費が多いのは、就学期間が6年間で中学校の3年の2倍だからである。小学校費、中学校費、高等学校費の中身のほとんどが教職員の人件費である。

人件費は、人数と1人当たりの給与で決まる。人件費を削減するには、人員と1人当たりの給与を下げる以外に方法はない。

そこでまず職員数の推移を見てみることにする。

職員数の推移 ア 全職員数の推移



(県資料より作成)

上図のとおり、全職員数は、平成元年の5万5千人をピークに少しずつ毎年減少し、平成21年度は5万人を切り、平成元年と比較して約5,800人、1割減少している。

行政職の数は、毎年2百人くらいずつ減少し、平成元年と平成21年と比較してみると1,430人、14%の減少となっている。

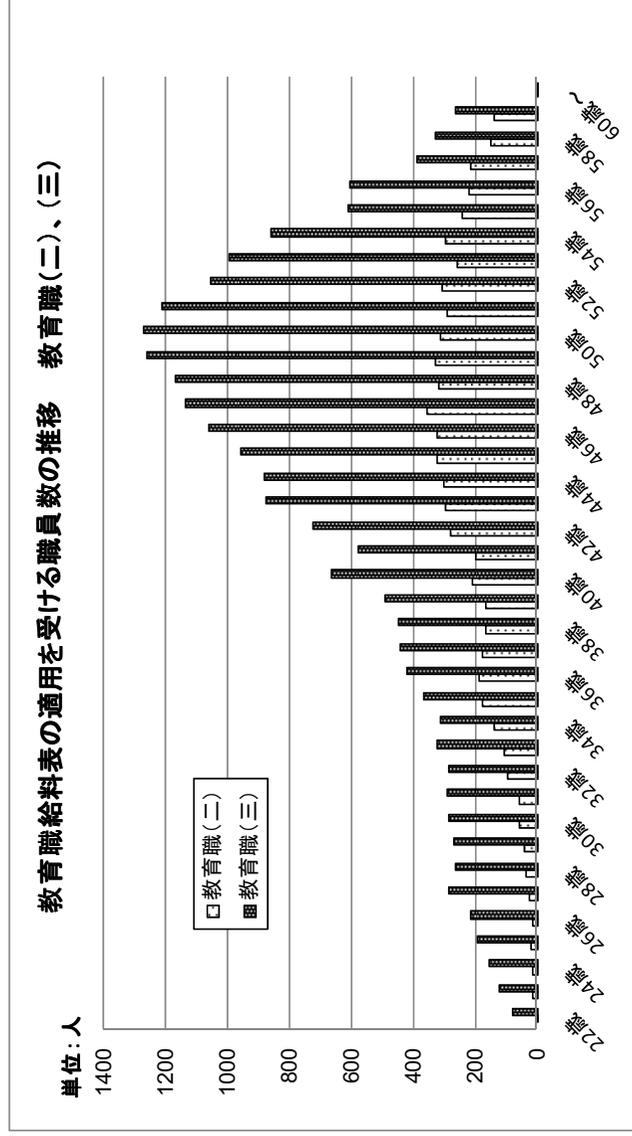
教員数も毎年2百人くらい減少し、平成元年対比で平成21年度は約5千人、15%の減少となっており、平成16年度以降ほぼ横ばいで若干減少傾向である。

しかし、教員数だけでなく学校数、学級数、児童生徒数との対比の中で見て判断しなければならぬ。この点の分析は別に行うことにする。

教育の質を確保しながら経費削減をどこまでどのようにやるのかは、微妙かつ重要な課題である。

そこで更に職員数の年代別の分布等を見てみることにする。

イ 職員数の年代別人数構成比



(県資料より作成)

上図は、教員の年代別の分布図である。教育職(二)とは、高等学校・特別支援学校の教員、教育職(三)とは、小学校・中学校の教員である。

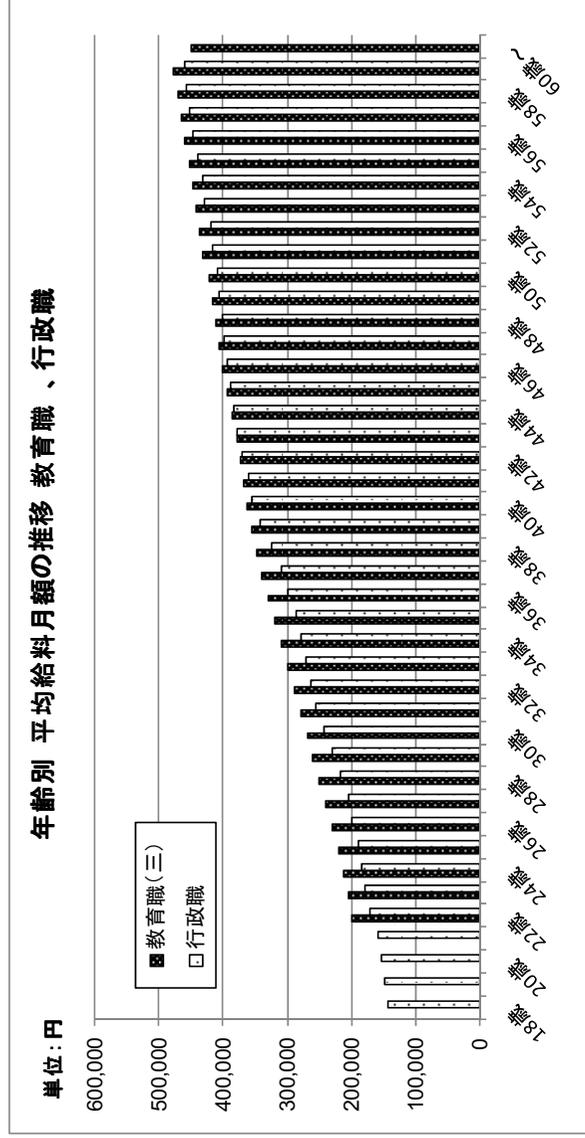
50歳代を中心に、45歳から55歳くらいの年代に集中している。この年代で約7割の構成比である。20代30代の人々が極端に少なく、いかに高齢化が進み世代間のバランスが崩れているかを示している。このアンバランスは昭和50年代に国の教員配置計画に沿って教員を大量に採用した結果である。この構図は、教育関係だけでなく他の部署でも共通の現象となっており、世代間移動が今後の大きな課題となっている。

20代の人々が極端に少ないのが見て取れる。新規の若い人の正規の職員採用がされていないためである。世代間ギャップをどう埋めるかについて、これからの5年、10年をにらんだ年代別構成のあり方を考えて取り組みねばならない。

また、60歳で定年退職した後も年金が支給される年齢の年度未まで再任用されるため、若い人の就職が難しくなっている面もある。

世代間の人員構成のアンバランスは、これからの県のサービスの低下にもつながるため、新たな対応が求められる。

ウ 年齢別平均給料月額推移表



(県資料より作成)

上図は、年齢別の平均給料月額の分布図である。

典型的な終身雇用、年功序列型の給料表である。右肩上がりの時の高度経済成長下では当然のことでも、今の税収減の時代に、この給与体系を維持することは無理である。民間企業では、オイルショック、バブルの崩壊を経験し、また、急激に国際化が進む中、年功序列・終身雇用の給与体系維持ができなくなり、成果主義、派遣社員の導入等で企業の存続を図ってきた。企業は、売り上げ減対策として、借入依存を高めず、固定費の変動費化または削減で対応した。このため、バブル崩壊後に入社した人は最初の所得からほとんど上がらず、ベースアップどころかベースダウン、あるいは派遣社員化を余儀なくされている。

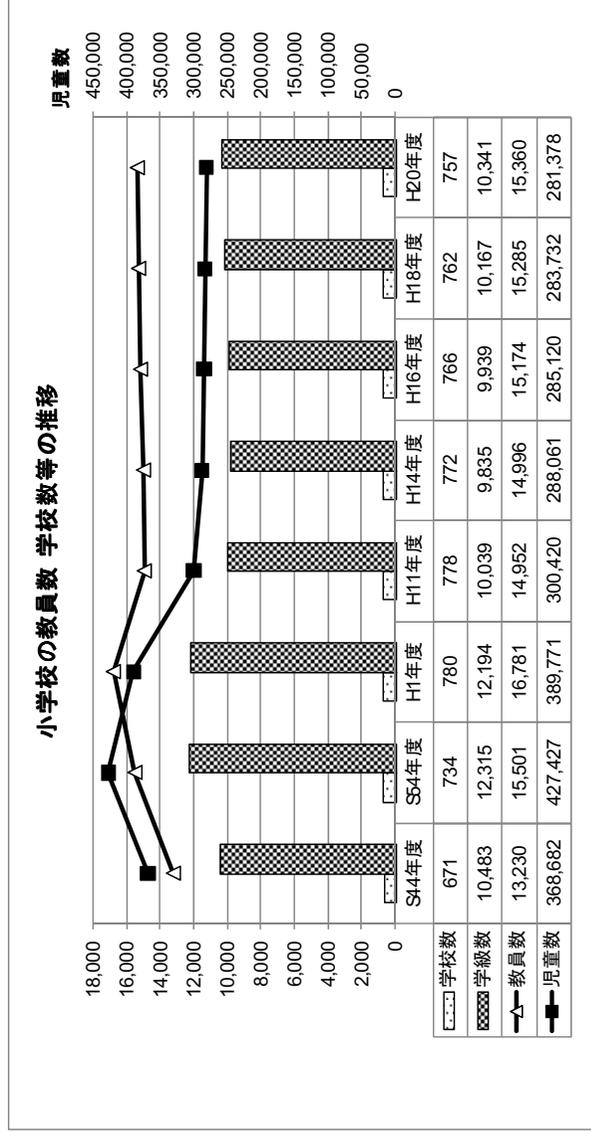
これに対し、地方自治体では、自然税収増の時代から税収減の時代になったにもかかわらず、借入依存を強めることで対応してきたと言わざるを得ない。年功序列の制度は、右肩上がりの時しかできないことを銘記すべきである。

この給与体系をどうするかは、地方自治体にとっても避けられない時代となった。

学校数・学級数・教員数・児童数・児童生徒数の推移

少子化で児童生徒数の減少が言われているが、学校数、学級数、教員数、児童数、児童生徒数の推移をみてみることにする。

ア 小学校



(県資料より作成)

小学校の学校数は、平成元年度の780校に対し、平成20年度757校で23校減少しているが、3%しか減少していない。

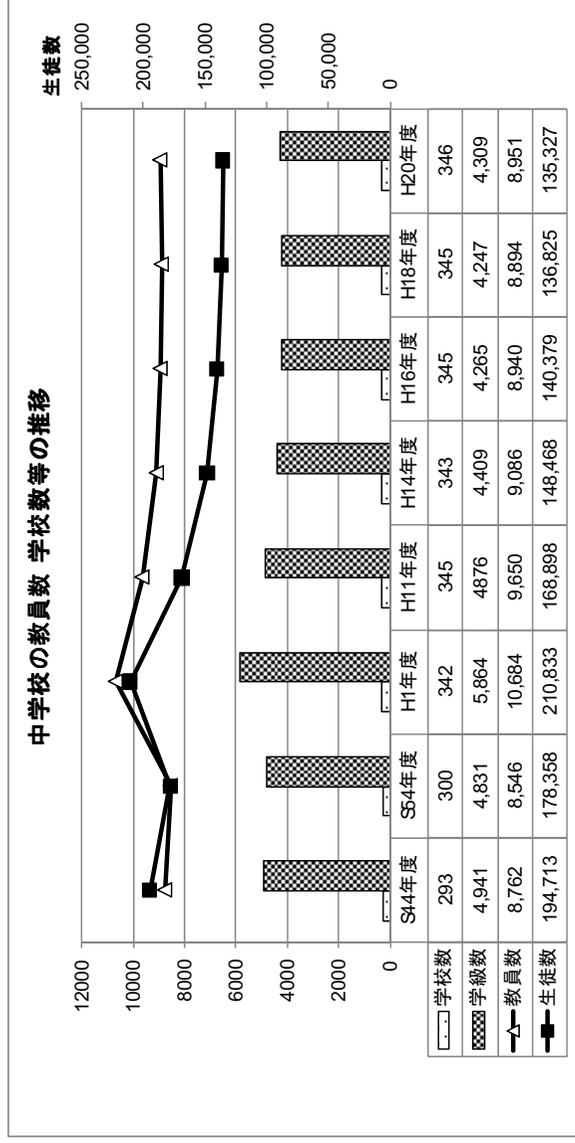
学級数は、平成元年度の1万2,194学級に対し、平成20年度は1万3,411学級で1,853学級減少しており、15%の減少である。

教員数は、平成元年度の1万6,781人に対し、平成20年度で1万5,285人と1,421人減少しており、8%の減少である。

児童数は、平成元年度の38万9千人に対し、平成20年度は28万1千人で10万8千人減少しており、27%も減少している。

児童数の27%の減少に対し、学校数が3%しか減少していないことが特徴である。

イ 中学校



(県資料より作成)

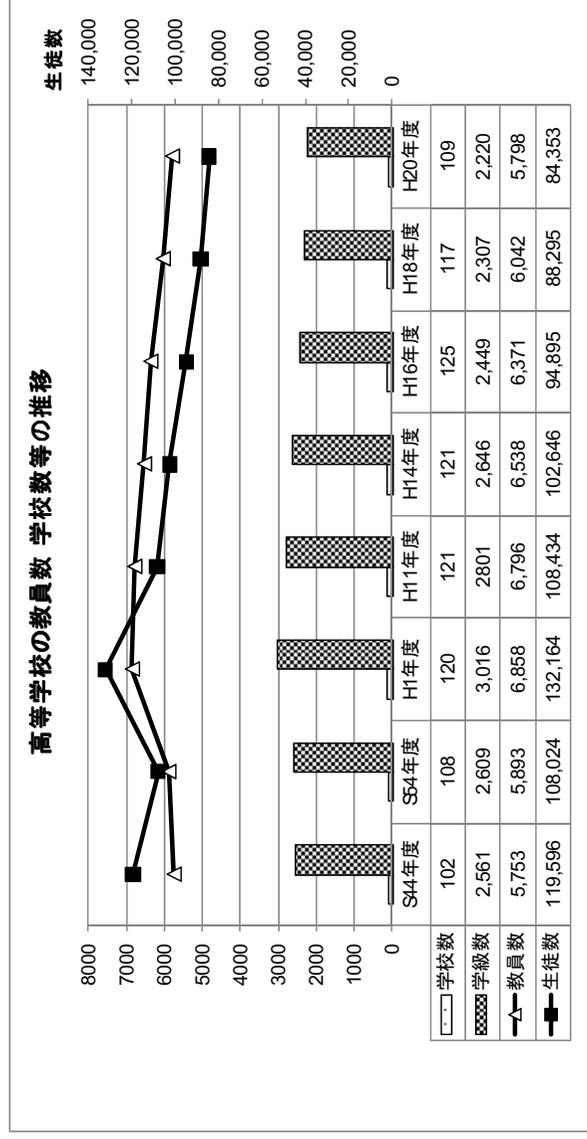
中学校の学校数の推移をしてみると、平成元年度が342校、平成20年度346校と横ばいである。

学級数は、平成元年度5,864学級であったのが、平成20年度で4,309学級と1,555学級減少し、27%減少している。減少率が小学校より12%大きな減少を示している。

教員数は、平成元年度の1万684人に対し、平成20年度では8,951人と1,733人減少し、16%の減少となっている。

生徒数は、平成元年度の21万833人に対し、平成20年度では13万5千人と7万5千人減少し、36%の減少となっている。

ウ 高等学校



(県資料より作成)

高等学校の推移をしてみると、平成元年度に120校であったのが、平成20年度では109校と11校減少し、9%の減少となっている。

学級数では、平成元年度の3,016学級が、平成20年度では2,220学級と796学級減少し、26%減少している。

教員数では、平成元年度の6,858人に対し、平成20年度では5,798人と1,060人減少し、15%の減少となっている。

生徒数は、平成元年度の13万2千人に対し、平成20年度では8万4千人と4万7千人減少し、36%の減少となっている。

教育関係の問題では、当事者にとっては重大だが、社会一般にとってはあまり関心がないという問題が少なからずある。学校統廃合の問題はその一例といえる。児童生徒とその保護者、卒業生、地域住民などによって、自分たちの学校がなくなるのは大問題である。

一方、その学校に愛着も利害もない者は、在校生との数に比べてはるかに大きな敷地や建物の維持費、そして教員の人件費などは効率的な財政支出とはいえないと考えている。統廃合反対を唱える人は、公益より自分たちの利益を優先する集団を形成するケースもみられる。ここに学校統廃合問題の難しさがあ

る。要するに、児童生徒の数に比べ学校の数が多すぎることが、国や地方自治体の悩みの種になっている。財政に余裕のあった時代はいいが、財政が逼迫している現在、小規模校の存在は「負担」そのものになっている。

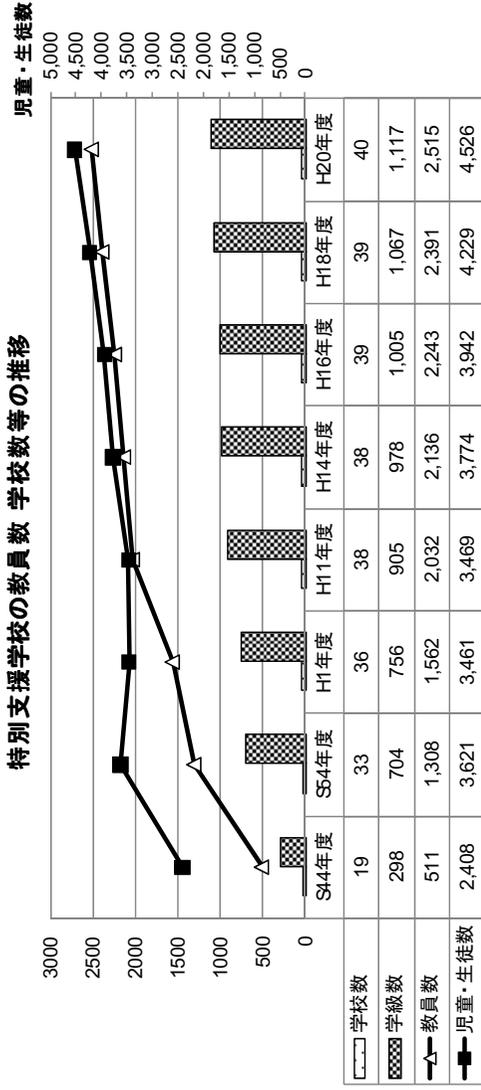
法令では、小・中学校の標準規模は、学校全体で12～18学級とされている。しかし、少子化による児童生徒数の減少により、標準規模に満たない学校

が本県では小学校で約4割、中学校では約5割を占めている。小規模校は、1学年1学級の為、クラス替えもできず、子供同士の関係が固定するため、問題が起きるとこじれやすいと言われる。運動会などの学校行事も盛り上がりに欠け、学校全体に活気がない。授業などの教育面では、子供一人一人に教員の目が届くのが小規模校のメリットだが、人数が少なすぎると、逆に教育効果が低下するとも言われている。

また、交通の便の悪い地方などでは、学校が統廃合されると子供たちの通学事情が悪化するなど様々な問題がある。義務教育の機会均等を保障することは、国と地方自治体にとって大きな責務である。しかし、それにはコストがかかりすぎる。公立小・中学校の統廃合は、それぞれの地域の実情に応じて、学校を設置する各市町村が判断をすべきものであり、都道府県にその権限はないが、これにどう対応してコスト削減していくかが大きな課題と言える。

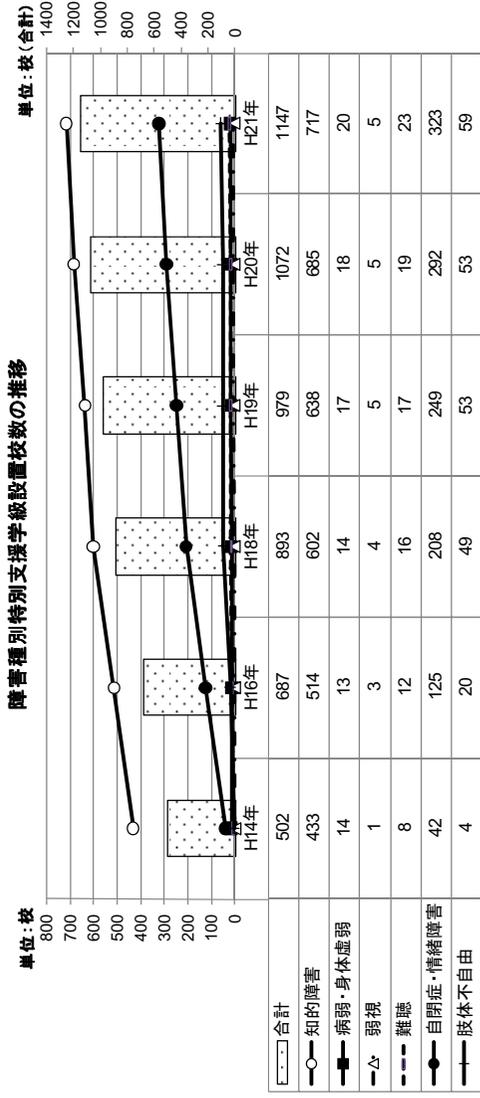
工 特別支援学級及び特別支援学校

特別支援学校の教員数 学校数等の推移



(県資料より作成)

障害種別特別支援学級設置校数の推移



(県資料より作成)

特別支援学級とは、小学校、中学校に教育上特別な支援を必要とする児童生徒の為に置かれた学級のことである。特別支援学級は、学校によって、養護学級、育成学級、個別支援学級など様々な呼び方がある。

学校教育法により、1 知的障害者、2 肢体不自由者、3 身体虚弱者、4 弱視者、5 難聴者、6 その他障害のあるもので、特別支援学級において教育を行うことが適当なもののために特別支援学級を置くことができるようになっている。

一般学級の定員40人に対し、特別支援学級の定員は8人である。すべての学校に特別支援学級が設置されているわけではなく、学区を超えて通学する児童生徒もいる。教員は、特別支援学校の教員免許状を有していなくても特別支援学級を担任できる。

特別支援学校の学校数、学級数、教員数、児童生徒数の推移を見てみる。

学校数は、平成元年度の36校に対し、平成20年度で40校と11%増加している。

学級数は、同じく756学級に対し、平成20年度で1,117学級と47%も増加している。

教員数は、同じく1,562人に対し、平成20年度で2,515人と61%も増加している。

これに対し、児童生徒数は、同じく3,461人に対し、平成20年度で4,526人と30%増加している。

一般学級の推移と違い、学級数と教員数の増加が、児童生徒数の増加をはるかに上回っている。

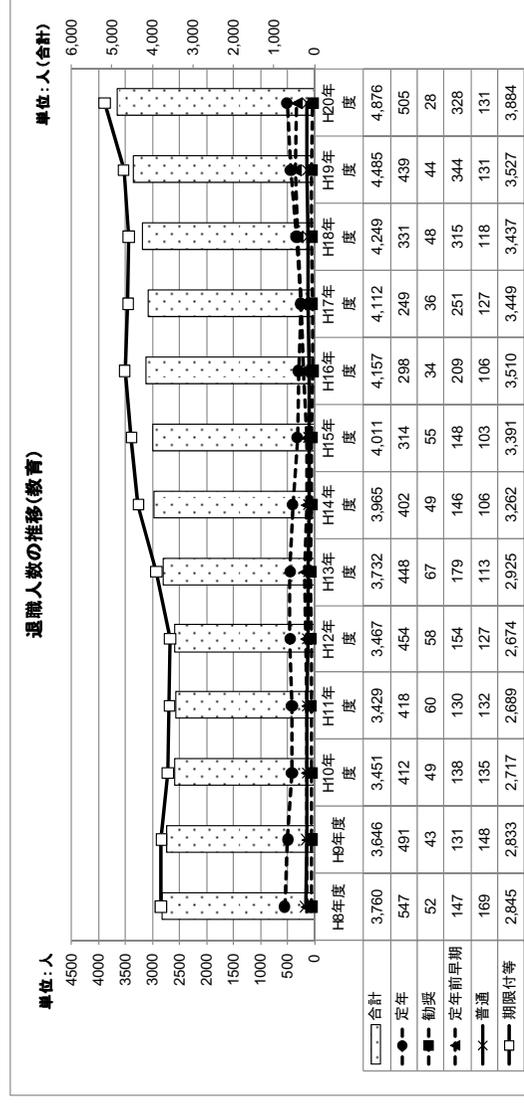
子どもが将来社会参加するに必要な力を培うため特別の支援を希望する保護者が増え、特別支援学級及び特別支援学校に来る子供が増加している。これは見逃せない傾向である。また、特別支援学校を卒業した後の就職が厳しくなっており、この対策も求められている。財政的にみると、特別支援学級の増加は、教員の増加を伴い、コストアップ要因にもなっている。

(4) 退職金(教育)

団塊世代の大量退職の時代を迎え、毎年、県全体で約500億円近い退職金が発生し、人件費コストを押し上げている。これが約10年近く続くと思われる。そのうち、教育関係費が250億円近くあり、全体の5割を占めている。

今後の県財政に大きな影響及ぼすので、退職人数、退職金、一人当たり退職金の推移を見ながら分析することにする。

理由別退職人数推移



(県資料より作成)

上図のとおり、全体の退職者は、平成8年度3,760人に対し、平成20年度では4,876人と3割も増えている。特に、平成19年度から大きく増加している。

退職の理由別で見ると、定年、勸奨、定年前早期、普通、期限付き等に分類される。

定年とは定年退職日（3月31日）に退職する者、勸奨とは年度末の3月31日現在において、勤続期間が20年以上である者または年齢50歳以上で勤続期間が10年以上である者で、知事が必要と認める者、定年前早期とは定年退職日から一年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者、普通とは自己の都合により退職する者（死亡退職を含む）、期限付き等とは任用期間の満了により退職する者である。

定年退職者は、平成8年では547人であるのに対し、その後平成17年度までは減少し、平成18年度よりまた増加している。これに対し、定年前退職が平成12年度あたりから増加し、平成20年度では328人を超えている。団塊世代の人の退職が始まり、早期退職する人も増加している。

退職者について構成比をみると、期限付きの人が圧倒的に多く、平成20年度では3,884人で80%である。平成8年度に比べ、平成20年度では36%も増加している。

期限付きの退職者が多いのは、採用期間が短期に設定され、採用と雇用期間終了が短期間で繰り返されているためである。

団塊の世代の退職が始まり出したことと、年功序列・終身雇用の給与体系により50歳前後の高齢者の世代が圧倒的に正規職員になっていることから、人件費増加の圧力が高まっている。退職金と合わせて財源確保が課題となっている。

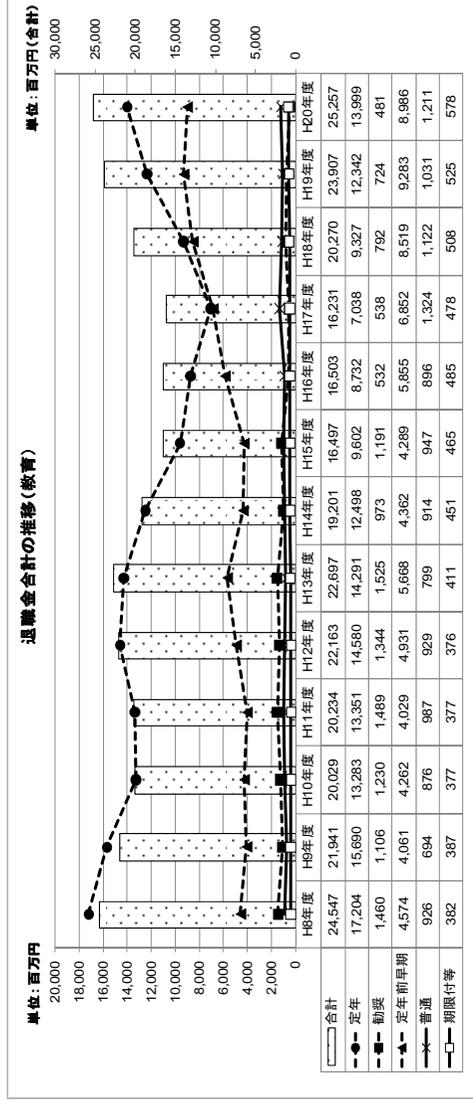
若い人たちが教職員資格を取得しても正規採用されず臨時の為、生活や将来の不安を抱えながら教育にあたっている人が増加しているのも現実である。

こういった教員たちが教育現場の最前線に立っているが、これで教育者としての使命感と誇りが持てるか大いに疑問であり、これからの教育効果にも大きな影響があるものと思われる。

また、50歳前後の世代に正規職員が偏っているので、この人たちが退職した後の世代間バランスが大きく崩れることとなる。このことは県のサービスの低下にもつながることも念頭に置いておかねばならない。

現在の給与体系は地方公務員法に基づくものであり、簡単に変更できないのも理解できないが、長期的視点に立っての対応を考えるべきである。

種類別退職金合計の推移



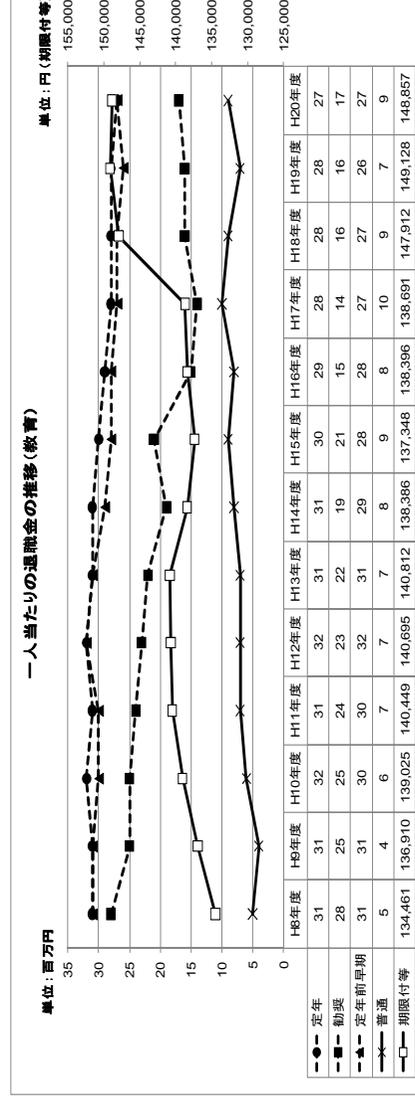
(県資料より作成)

上図のとおり、教育関係の退職金は、平成16年度の165億円に比べ、平成20年度では252億円で152%と大幅に増加している。平成19年度あたりから団塊世代の退職が始まったからである。これは、今後約10年続くと思われ、この財源確保が困難な問題である。

252億円の退職金総額のうち、定年退職の分が140億円で55%、定年前退職金が90億円で36%、この2つで91%の構成比となっている。また、期限付きの退職金は6億円で、わずか2%である。退職人員は、定年と定年前の2つで17%の構成費に対し、期限付き等は80%の構成比となっており対照的である。

勤務期間に応じた額とは言え、いかに期限付きの人の退職金が少ないか顕著である。世代間バランスの問題とともに、人材確保の観点からも大きな課題と言える。

種類別1人当たりの退職金額の推移



(県資料より作成)

上図により、1人当たりの退職金の理由別の分類の推移を見てみる。
定年退職者は、平成12年度の3,200万円をピークに少しずつ減少し、平成20年度では2,700万円に減少している。定年前早期の退職金が定年まで勤めた場合とほとんど変わらないようにすることで、早期退職を促している。

勸奨は、平成8年の2,800万円が、平成20年度では1,700万円に減少している。

これに対し、期限付き退職金は一人14万円ほどしかでていない。

県の正規職員の給与体系は、基本的には年功序列の終身雇用型である。高齢者になるほど給与が上がリ、50歳以上の世代が一番多いので、その分の財源が必要になる。そのうえ、団塊世代の人たちの退職が始まり出したので、さらなる退職金財源が必要になる。

県の財政状況では、できるだけ歳出削減に取り組みねばならない。毎年、社会保障関係費と公債費が確実に増えるので、特に人件費を含んだその他のところで削減しなければならぬ。

これまで見てきたように、教育費、人件費は横ばい状況で推移しているが、背景には沢山の課題を抱えている。多面的な視点と長期的視点で何が本質かを見定めて、今後の課題に取り組み必要がある。

(5) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

監査の結果

福岡県の教育費に関する管理状況等については、法令条例等に違反する事項はなかった。

監査の結果に添えて提出する意見

ア 人件費について(意見)

教育費は県の財政の中で最大の割合を占めていて、教育費の80%強が人件費である。教員も含め県職員の給与体系は基本的に年功序列、終身雇用型であり、人件費のウエイトが大きいだけに、今後この給与体系が県財政運営上の重要な鍵を握っている。

年功序列終身雇用型の給与体系は右肩上がりの時代の時には有効であるが、右肩下がりの時代にはこの体系自体の維持が困難である。

ここ数年の教員の人件費の状況は横ばい状態であるが、期限付き任用や再任用者の増加によって生じる人件費の抑制効果がなければ増加したと考えられる。

しかしながら期限付き任用者は正規採用ではなく短期間で任期が切れる

ことから、生活不安と将来不安を抱えている人が多く、長期的な視点での対応が求められている。

また、再任用者は60歳で定年退職した後も年金が支給される年齢の年度未まで任用されるため、若い人の就職が難しくなっている。

退職金も団塊の世代の退職で毎年250億円近い退職金が支給されていて、今後10年くらい続くと思われる。

公務員の給与体系については、地方公務員法により職員の労働基本権制約の代替措置として設けられている給与勧告制度に基づき、毎年、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の従事者の給与、その他の事情等を考慮して決定しており、長年、職員の給与決定方式として定着していることから、現在の給与体系を簡単に変更できないことも理解できなくはないが、今後も税収の減少が見込まれる中、長期的視点に立って、国全体で公務員の給与体系の在り方についての検討も取り上げなければならぬ時である。

イ 学校数・学級数・教員数・児童生徒数について（意見）

少子化が進む中、児童生徒数は大幅に減少している。しかしそれに比し、学校数、学級数、教員数は横ばい状況である。児童生徒数の減少に比べて、学級数及び教員数の減少割合が小さいことについては、学級編制の標準及び教員定数の改善が図られていることも一因であるが、児童生徒数に比べ学校の数が多すぎることが、国や地方自治体の悩みの種になっている。財政に余裕のあった時代はいいが、財政が逼迫している現在、小規模校の存在は「負担」そのものになっている。賛否両論あるが学校統廃合にあたって市町村と協力しながら積極的に推し進めるべきである。

法令では、小・中学校の標準規模は、現在、学校全体で12～18学級とされている。しかし、少子化による児童生徒数の減少により、標準規模に満たない学校が本県では小学校で約4割、中学校では約5割を占めている。小規模校は、1学年1学級の為、クラス替えもできず、子供同士の関係が固定するため、問題が起きるとこじれやすいと言われる。運動会などの学校行事も盛り上がり欠け、学校全体に活気がない。授業などの教育面では、子供一人一人に教員の目が届くのが小規模校のメリットだが、人数が少なすぎると、逆に教育効果が低下するとも言われている。

また、交通の便の悪い地方などでは、学校が統廃合されると子供たちの通学事情が悪化するなど様々な問題がある。義務教育の機会均等を保障することとは、国と地方自治体にとって大きな責務である。しかしそれにはコストがかかりすぎる。これにどう対応してコスト削減していくかが大きな課題と言える。

子どもが将来社会参加するために必要な力を培うため特別の支援を希望する保護者が増え、特別支援学級及び特別支援学校に来る子供が増加している。

これは見逃せない傾向である。また、特別支援学校を卒業した後の就職が厳しくなっており、この対策も求められている。財政的にみると、特別支援学級の増加は、教員の増加を伴い、コストアップ要因にもなっている。複雑な要因がからみ、思うようにいかない面があるが、具体的な改善策を講じるべきである。

2. 社会保障

(1) 国における社会保障

国における社会保障制度には、以下のような特徴がある。

すべての国民の年金・医療・介護をカバーしている。

社会保障給付の大半を占める年金・医療・介護は、社会保険方式により運営している。

社会保険方式に公費も投入し、保険料と税の組み合わせによる財政運営をしている。財源は、約60%が保険料、約30%が税、約10%が資産収入等である。

我が国の社会保障給付費の規模は、次の表のように、平成18年度の数値で、89.8兆円であり、国民所得の24%ある。その社会保障給付費として配分するために、税金や保険料が財源として使用されている。

社会保障の給付と負担の見通し

| | 2006年度 (平成18) | | 2011年度 (平成23) | | 2015年度 (平成27) | |
|-----------|------------------|----------------|------------------|----------------|------------------|----------------|
| | 兆円 | % | 兆円 | % | 兆円 | % |
| 社会保障給付費 | 89.8 (91.0) | 23.9 (24.2) | 105 (110) | 24.2 (25.3) | 116 (126) | 25.3 (27.4) |
| 年金 | 47.4 (47.3) | 12.6 (12.6) | 54 (56) | 12.5 (12.9) | 59 (64) | 12.8 (13.8) |
| 医療 | 27.5 (28.5) | 7.3 (7.6) | 32 (34) | 7.5 (8.0) | 37 (40) | 8.0 (8.7) |
| 福祉等 | 14.9 (15.2) | 4.0 (4.1) | 18 (20) | 4.2 (4.5) | 21 (23) | 4.5 (4.9) |
| うち介護 | 6.6 (6.9) | 1.8 (1.8) | 9 (10) | 2.0 (2.3) | 10 (12) | 2.3 (2.7) |
| 社会保障に係る負担 | 82.8 (84.3) | 22.0 (22.4) | 101 (105) | 23.3 (24.3) | 114 (121) | 24.8 (26.3) |
| 保険料負担 | 54.0 (54.8) | 14.4 (14.6) | 65 (67) | 14.9 (15.4) | 73 (77) | 15.9 (16.6) |
| 公費負担 | 28.8 (29.5) | 7.7 (7.8) | 36 (38) | 8.4 (8.9) | 41 (45) | 8.9 (9.7) |
| 国民所得 | 375.6 | — | 433 | — | 461 | — |

(注)

- 1.%は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
- 2.公費は、2009年度に基礎年金庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
- 3.カッコ内の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。
- 4.経済前提はAケース。

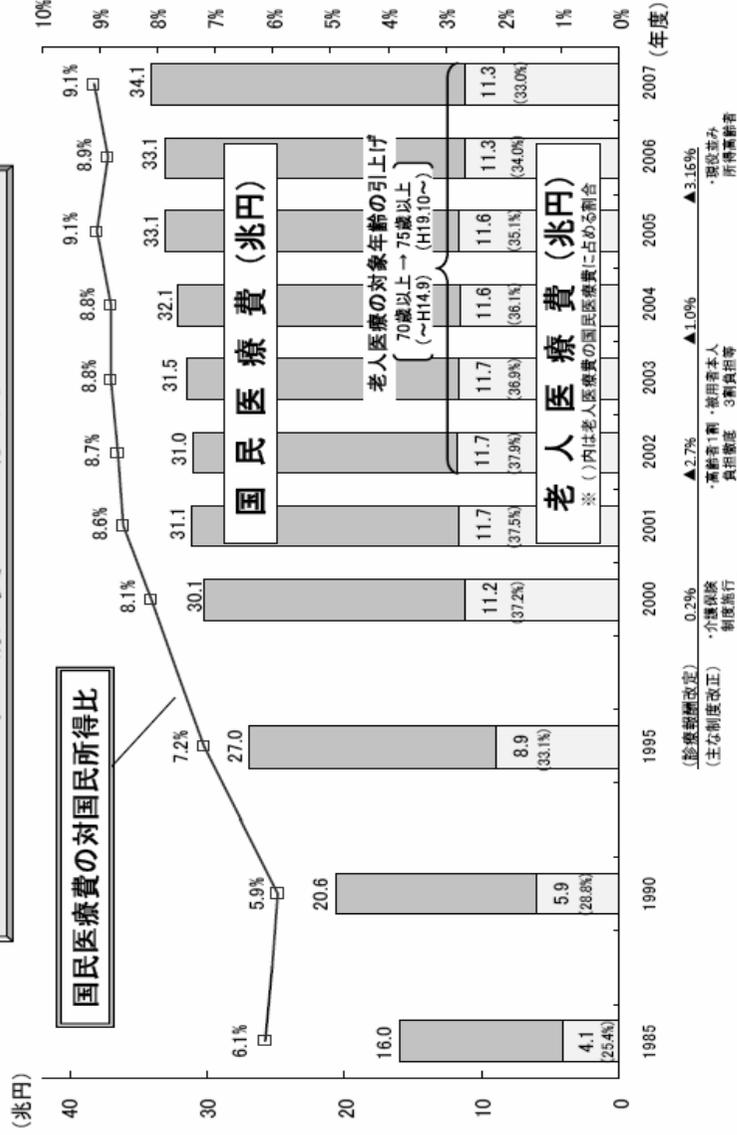
(国立社会保障・人口問題研究所より抜粋)

医療保険制度

医療保険制度は、全ての国民に公的医療保険への加入が義務付けられている。但し、生活保護を受けている人は適用除外とされ、同制度から医療扶助を受ける。いつでも、誰でも自由に選択可能な公平、平等な制度である。2006(平成18)年の医療制度改革において、質の高い医療の確保・医療費の適正化・高齢者の負担の引き上げ等が改革され、医療保険者の再編・統合がなされた。

国民医療費の動向は、次グラフのとおりであり、2007年度で国民所得の9.1%で34.1兆円であり、そのうち33%が老人医療費である。高齢化により今後益々増加傾向にあることになる。少子高齢化が進行している2055年には高齢化率が40.6%になると予想されている。

医療費の動向



<対前年度伸び率>

| 項目 | 1985 | 1990 | 1995 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 国民医療費 | 6.1 | 4.5 | 4.5 | ▲1.8 | 3.2 | ▲0.5 | 1.9 | 1.8 | 3.2 | 0.0 | 3.0 |
| 老人医療費 | 12.7 | 6.6 | 9.3 | ▲5.1 | 4.1 | 0.6 | ▲0.7 | ▲0.7 | 0.6 | ▲3.3 | 0.1 |
| 国民所得 | 7.4 | 8.1 | 0.1 | 2.0 | ▲2.8 | ▲1.5 | 0.7 | 1.6 | 0.5 | 2.1 | 0.3 |

注: 国民所得は内閣府発表の国民経済計算(2008.12)。

(厚生労働省HPより抜粋)

平成18年度 都道府県別 一人当たり老人医療費と対前年度伸び率（老人保健）

| | 一人当たり老人医療費 | | | | 順位 | | 対前年度伸び率 | | 順位 | |
|-----|------------|---------|-------|---------|----|------|---------|-------|----|------|
| | 対全国比 | | | | | | | | | |
| | 千円 | 千円 | % | % | | | % | % | | |
| 全国計 | 832 | (821) | 1.000 | (1.000) | | | 1.3 | (5.3) | | |
| 北海道 | 1,003 | (1,001) | 1.205 | (1.219) | 2 | (2) | 0.2 | (4.8) | 44 | (37) |
| 青森 | 751 | (737) | 0.903 | (0.897) | 37 | (37) | 2.0 | (3.5) | 11 | (46) |
| 岩手 | 697 | (698) | 0.837 | (0.850) | 45 | (44) | (0.2) | (3.6) | 46 | (45) |
| 宮城 | 765 | (758) | 0.919 | (0.923) | 32 | (33) | 1.0 | (5.9) | 32 | (10) |
| 秋田 | 760 | (754) | 0.914 | (0.918) | 35 | (35) | 0.9 | (3.5) | 36 | (47) |
| 山形 | 700 | (696) | 0.841 | (0.847) | 44 | (45) | 0.6 | (5.2) | 40 | (29) |
| 福島 | 764 | (758) | 0.918 | (0.923) | 34 | (32) | 0.8 | (4.9) | 38 | (34) |
| 茨城 | 720 | (715) | 0.865 | (0.871) | 41 | (40) | 0.7 | (4.9) | 39 | (31) |
| 栃木 | 718 | (712) | 0.862 | (0.867) | 42 | (42) | 0.8 | (4.9) | 37 | (33) |
| 群馬 | 755 | (740) | 0.907 | (0.900) | 36 | (36) | 2.1 | (6.8) | 8 | (2) |
| 埼玉 | 785 | (774) | 0.943 | (0.942) | 29 | (29) | 1.4 | (5.6) | 23 | (20) |
| 千葉 | 722 | (713) | 0.867 | (0.869) | 40 | (41) | 1.2 | (5.6) | 30 | (22) |
| 東京 | 827 | (820) | 0.994 | (0.998) | 20 | (18) | 0.9 | (4.6) | 34 | (41) |
| 神奈川 | 781 | (763) | 0.939 | (0.929) | 30 | (31) | 2.4 | (5.7) | 3 | (18) |
| 新潟 | 695 | (687) | 0.835 | (0.836) | 46 | (46) | 1.3 | (5.5) | 27 | (26) |
| 富山 | 787 | (780) | 0.946 | (0.949) | 28 | (27) | 1.0 | (4.1) | 33 | (43) |
| 石川 | 882 | (881) | 1.060 | (1.072) | 14 | (13) | 0.2 | (4.1) | 45 | (44) |
| 福井 | 811 | (800) | 0.974 | (0.974) | 25 | (25) | 1.3 | (4.8) | 26 | (38) |
| 山梨 | 746 | (732) | 0.897 | (0.892) | 38 | (38) | 1.9 | (6.4) | 14 | (6) |
| 長野 | 687 | (673) | 0.826 | (0.819) | 47 | (47) | 2.1 | (6.0) | 6 | (9) |
| 岐阜 | 764 | (755) | 0.918 | (0.920) | 33 | (34) | 1.2 | (4.3) | 29 | (42) |
| 静岡 | 716 | (709) | 0.860 | (0.864) | 43 | (43) | 0.9 | (5.7) | 35 | (17) |
| 愛知 | 818 | (812) | 0.982 | (0.989) | 22 | (21) | 0.6 | (4.8) | 41 | (35) |
| 三重 | 728 | (717) | 0.875 | (0.873) | 39 | (39) | 1.5 | (5.7) | 19 | (16) |
| 滋賀 | 795 | (780) | 0.955 | (0.950) | 27 | (26) | 1.9 | (5.6) | 13 | (23) |
| 京都 | 908 | (899) | 1.091 | (1.094) | 9 | (10) | 1.1 | (4.9) | 31 | (30) |
| 大阪 | 976 | (958) | 1.172 | (1.166) | 4 | (4) | 1.9 | (4.9) | 16 | (32) |
| 兵庫 | 855 | (838) | 1.027 | (1.020) | 17 | (17) | 2.0 | (5.6) | 9 | (24) |
| 奈良 | 821 | (803) | 0.986 | (0.977) | 21 | (23) | 2.2 | (5.8) | 5 | (15) |
| 和歌山 | 831 | (808) | 0.999 | (0.983) | 18 | (22) | 2.9 | (5.2) | 1 | (28) |
| 鳥取 | 795 | (780) | 0.955 | (0.949) | 26 | (28) | 2.0 | (6.7) | 10 | (5) |
| 島根 | 774 | (764) | 0.930 | (0.930) | 31 | (30) | 1.3 | (5.5) | 25 | (25) |
| 岡山 | 866 | (853) | 1.040 | (1.039) | 16 | (16) | 1.4 | (6.2) | 21 | (8) |
| 広島 | 953 | (936) | 1.145 | (1.139) | 5 | (6) | 1.9 | (4.8) | 15 | (36) |
| 山口 | 891 | (869) | 1.071 | (1.058) | 13 | (14) | 2.5 | (5.9) | 2 | (13) |
| 徳島 | 817 | (814) | 0.981 | (0.990) | 24 | (20) | 0.4 | (5.6) | 43 | (21) |
| 香川 | 878 | (866) | 1.054 | (1.054) | 15 | (15) | 1.4 | (6.3) | 24 | (7) |
| 愛媛 | 828 | (814) | 0.994 | (0.991) | 19 | (19) | 1.7 | (4.8) | 18 | (39) |
| 高知 | 980 | (958) | 1.177 | (1.167) | 3 | (3) | 2.2 | (6.7) | 4 | (3) |
| 福岡 | 1,033 | (1,020) | 1.241 | (1.241) | 1 | (1) | 1.3 | (5.6) | 28 | (19) |
| 佐賀 | 908 | (915) | 1.091 | (1.114) | 10 | (8) | (0.8) | (5.9) | 47 | (11) |
| 長崎 | 949 | (944) | 1.140 | (1.150) | 6 | (5) | 0.5 | (4.7) | 42 | (40) |
| 熊本 | 900 | (887) | 1.081 | (1.080) | 12 | (12) | 1.5 | (5.4) | 20 | (27) |
| 大分 | 900 | (888) | 1.082 | (1.081) | 11 | (11) | 1.4 | (5.9) | 22 | (14) |
| 宮崎 | 817 | (801) | 0.982 | (0.975) | 23 | (24) | 2.1 | (5.9) | 7 | (12) |
| 鹿児島 | 916 | (900) | 1.100 | (1.095) | 8 | (9) | 1.8 | (6.7) | 17 | (4) |
| 沖縄 | 937 | (919) | 1.125 | (1.119) | 7 | (7) | 2.0 | (7.7) | 12 | (1) |

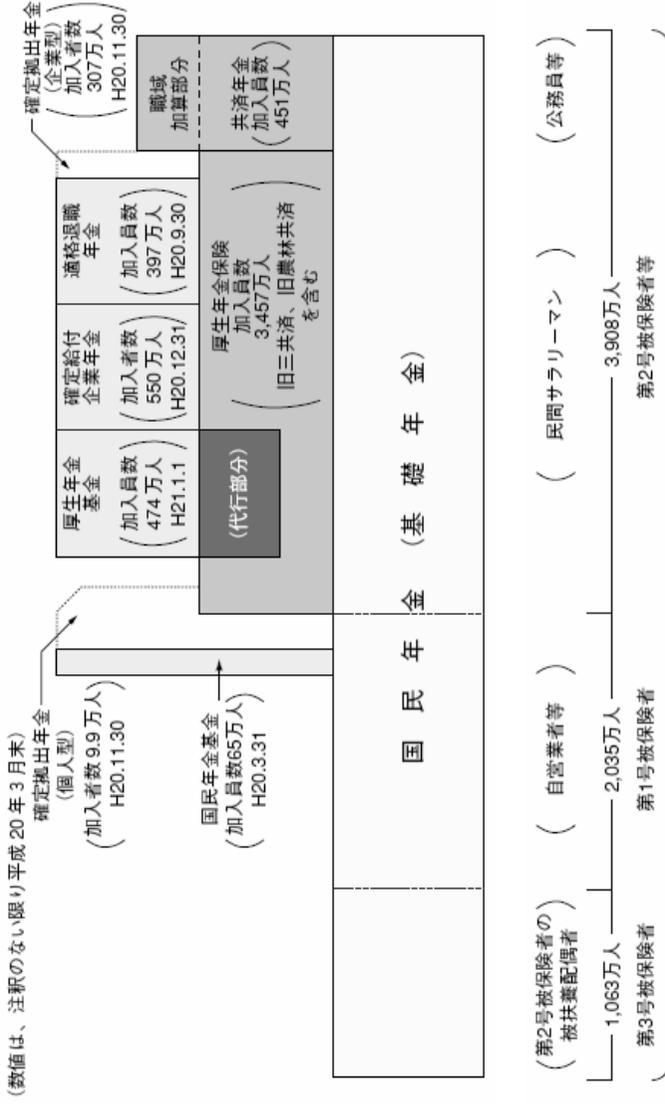
(注) 括弧内は平成17年度の値である。

(厚生労働省HPより抜粋)

年金制度

我が国の公的年金制度の体系は、以下のとおりである。

- 我が国では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金又は共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- このほか、個人や企業の選択で、厚生年金基金などに加入することができる。(3階部分)



- (注) 1 厚生年金基金、確定給付企業年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
 2 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
 3 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
 4 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者等(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

| 第1号被保険者 | 第2号被保険者 | 第3号被保険者 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者等 ○保険料は定額 ・平成21年4月現在月額14,680円 ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円で固定(平成16年度価格) | <ul style="list-style-type: none"> ○民間サラリーマン、公務員等 ○保険料は報酬額に比例(厚生年金) ・平成20年9月現在15.35% ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定 ○労使折半で保険料を負担 | <ul style="list-style-type: none"> ○民間サラリーマン、公務員等に扶養される配偶者 ○被保険者本人は負担を要しない ○配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○基礎年金の国庫負担割合については、平成16年度から1/3から1/2への引上げに着手。平成21年度までに完全に引上げ。 | | |

○老齢年金の給付額(平成21年4月)

・国民年金(40年加入の場合)
 ・厚生年金(夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった場合の夫婦2人分)
 ○公的年金受給権者数(平成20年3月末)
 ○公的年金受給者の年金総額(平成20年3月末)

(厚生労働省のHPより抜粋)

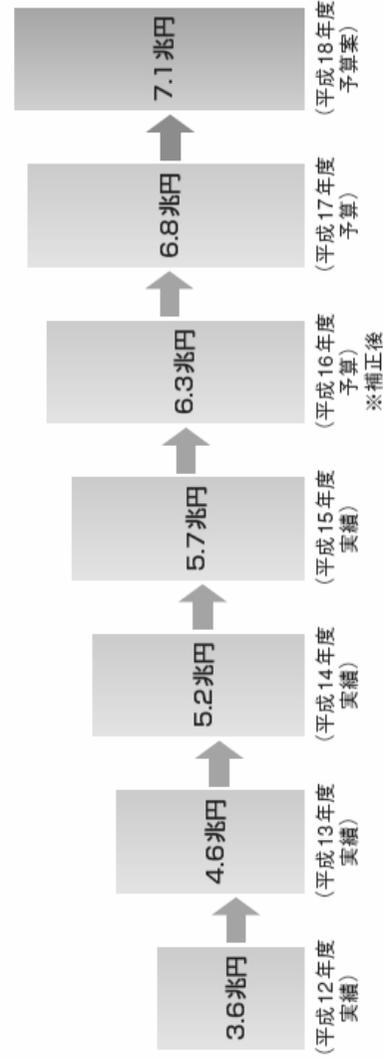
上記の公的年金制度を補完する制度で、被用者には厚生年金基金があり、自営業者等には国民年金基金制度がある。年金基金は加入員の掛金を積み立て、それを財源として運営し、将来の年金給付を行っている。しかし、平成

20年度は経済環境の悪化により、国民年金基金では運用利回りがマイナス21%となっている。年金制度は中長期的に運営していくため、市場環境等の影響に大きく左右される。

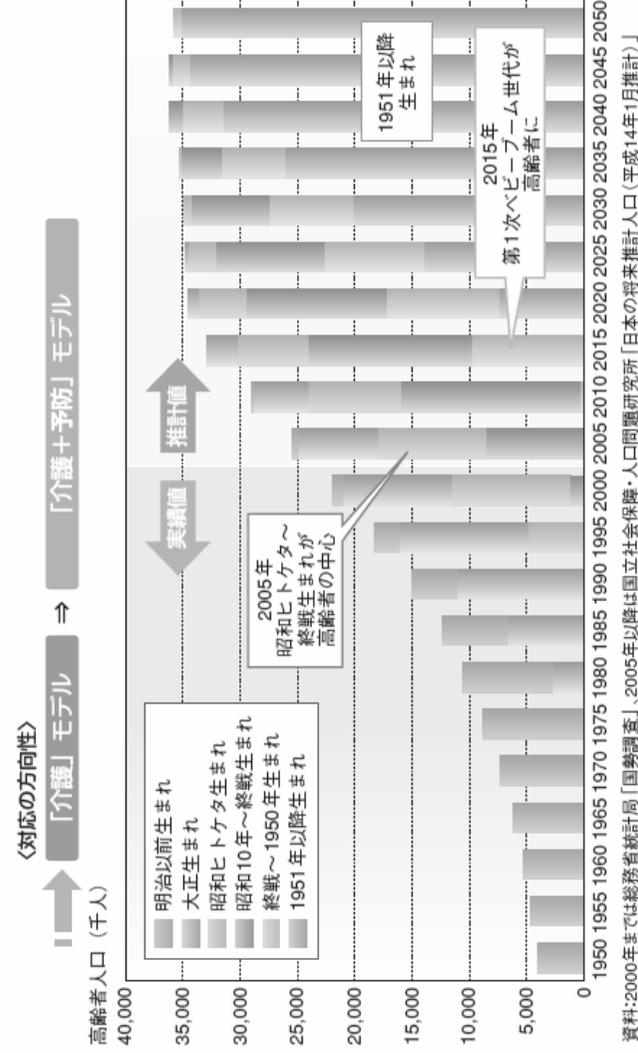
介護保険制度

介護保険制度は、2000(平成12)年に施行され、2005年に大幅な見直しが行なわれている。財源は、税金が1/2で、加入者が納付する保険料1/2である。しかし、その介護保険給付費は、下表のとおり年々増加している。また、高齢者の数も増加している。

■総費用の伸び



■高齢者数の急速な増加



(厚生労働省HPより抜粋)

(2) 福岡県における社会保障 保健福祉費の内容(単位:百万円)

表1【第3款 保健福祉費 内訳】

| | H14年度 | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | 構成比 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| 保健福祉管理費 | 63,094 | 53,259 | 65,514 | 55,020 | 58,690 | 61,072 | 61,072 | 24% |
| 高齢者福祉費 | 36,558 | 34,894 | 38,627 | 39,404 | 44,123 | 45,237 | 45,237 | 18% |
| 児童家庭費 | 35,625 | 23,840 | 21,785 | 20,380 | 25,179 | 26,540 | 26,540 | 10% |
| 障害者福祉費 | 21,048 | 15,960 | 15,685 | 15,872 | 21,018 | 24,244 | 24,244 | 9% |
| 健康対策費 | 8,432 | 8,708 | 8,994 | 8,992 | 9,632 | 9,823 | 9,823 | 4% |
| 生活衛生費 | 1,063 | 997 | 970 | 947 | 999 | 1,019 | 1,019 | 0% |
| 医薬費 | 4,054 | 4,919 | 2,684 | 2,245 | 2,179 | 2,896 | 2,896 | 1% |
| 監査保護費 | 45,180 | 47,888 | 48,269 | 46,856 | 36,049 | 34,024 | 34,024 | 13% |
| 社会福祉費 | 16,052 | 17,710 | 17,836 | 42,822 | 49,149 | 50,934 | 50,934 | 20% |
| 合計 | 231,108 | 208,175 | 220,363 | 232,539 | 247,020 | 255,790 | 255,790 | 100% |

| | H14年度 | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | 趨勢比 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| 保健福祉管理費 | 63,094 | 53,259 | 65,514 | 55,020 | 58,690 | 61,072 | 61,072 | 97% |
| 高齢者福祉費 | 36,558 | 34,894 | 38,627 | 39,404 | 44,123 | 45,237 | 45,237 | 124% |
| 児童家庭費 | 35,625 | 23,840 | 21,785 | 20,380 | 25,179 | 26,540 | 26,540 | 74% |
| 障害者福祉費 | 21,048 | 15,960 | 15,685 | 15,872 | 21,018 | 24,244 | 24,244 | 115% |
| 健康対策費 | 8,432 | 8,708 | 8,994 | 8,992 | 9,632 | 9,823 | 9,823 | 116% |
| 生活衛生費 | 1,063 | 997 | 970 | 947 | 999 | 1,019 | 1,019 | 96% |
| 医薬費 | 4,054 | 4,919 | 2,684 | 2,245 | 2,179 | 2,896 | 2,896 | 71% |
| 監査保護費 | 45,180 | 47,888 | 48,269 | 46,856 | 36,049 | 34,024 | 34,024 | 75% |
| 社会福祉費 | 16,052 | 17,710 | 17,836 | 42,822 | 49,149 | 50,934 | 50,934 | 317% |
| 合計 | 231,108 | 208,175 | 220,363 | 232,539 | 247,020 | 255,790 | 255,790 | 111% |

表2【第3款 保健費 内訳】

| 項 | H20年度 | 構成比 | H21年度(予算) | |
|--------|---------|------|-----------|------|
| | | | 金額 | 趨勢比 |
| 保健企画費 | 9,582 | 6% | 8,897 | 5% |
| 健康対策費 | 14,756 | 9% | 14,522 | 9% |
| 生活衛生費 | 1,372 | 1% | 1,843 | 1% |
| 医薬費 | 3,216 | 2% | 4,973 | 3% |
| 医療介護費 | 130,637 | 80% | 133,018 | 79% |
| 高齢者支援費 | 4,292 | 3% | 4,739 | 3% |
| 合計 | 163,855 | 100% | 167,991 | 103% |

【第3款 保健費 内訳】

| 項 | 金額 | 構成比 | H20年度 | |
|--------|-------------|---------|---------|---------|
| | | | 金額 | 趨勢比 |
| 保健企画費 | 保健総務費 | 8,454 | 8,454 | 9,582 |
| | 保健環境研究所費 | 82 | 82 | 1,372 |
| | 病院費 | 1,046 | 1,046 | 1,372 |
| 健康対策費 | 健康対策総務費 | 3,956 | 3,956 | 14,756 |
| | 保健栄養費 | 933 | 933 | 14,756 |
| | 特定疾患等対策費 | 5,108 | 5,108 | 14,756 |
| | 母子保健費 | 3,579 | 3,579 | 14,756 |
| 生活衛生費 | 精神保健費 | 1,180 | 1,180 | 1,372 |
| | 生活衛生総務費 | 535 | 535 | 1,372 |
| | 生活衛生指導費 | 30 | 30 | 1,372 |
| | 食品衛生指導費 | 215 | 215 | 1,372 |
| | 動物管理費 | 257 | 257 | 1,372 |
| | 結核感染症対策費 | 334 | 334 | 1,372 |
| | 医薬総務費 | 1,316 | 1,316 | 1,372 |
| | 医薬費 | 897 | 897 | 1,372 |
| | 保健師等指導管理費 | 909 | 909 | 1,372 |
| | 薬務費 | 93 | 93 | 1,372 |
| 医療介護費 | 医療介護総務費 | 50,881 | 50,881 | 130,637 |
| | 国民健康保険連絡調整費 | 34,914 | 34,914 | 130,637 |
| | 介護費 | 44,843 | 44,843 | 130,637 |
| 高齢者支援費 | 高齢総務費 | 207 | 207 | 4,292 |
| | 高齢住宅費 | 1,374 | 1,374 | 4,292 |
| | 高齢施設費 | 2,711 | 2,711 | 4,292 |
| 合計 | 163,855 | 163,855 | 163,855 | 163,855 |

(県の資料より作成)

前頁の表が、福岡県の保健福祉費(社会保障関係費)である。表1は、平成14年度から平成19年度までの社会福祉費(社会保障関係費)である。表2は、平成20年度及び平成21年度予算である。平成20年度の組織変更により、それまで保健福祉部に集約されていた社会保障費が、保健医療介護部・福祉労働部・新社会推進部に分割再編された。したがって、表1と表2を単純比較できないため、比較分析は、表1を用いて行う。

保健福祉費(社会保障関係費)を構成比で比較した場合、保健福祉管理費が一番多く、社会福祉費・高齢者福祉費の順番に支出が多額であり、その3つで6割を超えている。趨勢比で比較した場合、社会福祉費が平成14年度に比べて3倍になっている。高齢者福祉費・障害者福祉費・健康対策費が徐々に増加傾向にある。

保健福祉管理費の主な内容は介護保険であり、社会福祉費は国民健康保険への助成金である。高齢者福祉費は老人医療対策費であり、障害者福祉費は障害者への自立支援給付費である。

平成19年度の保健福祉費の科目の主な詳細は、下の表のとおりである。

| 保健福祉費 | 主な内容 | H19年度 (単位：千円) | 構成比 | 職員数 人 | 人件費予算 (単位：千円) | 1人当たり 人件費 |
|---------|-------------|------------------|-------|----------|------------------|--------------|
| | | | | | | |
| 保健福祉総務費 | 保健福祉総務費 | 13,686,456 | 5.4% | | | |
| | 保健福祉企画費 | 45,316,785 | 17.7% | | | |
| | 保健環境研究所費 | 84,964 | 0.0% | | | |
| | 病院費 | 1,877,932 | 0.7% | 996 | 9,329,827 | 9,367 |
| | 災害救助費 | 106,168 | 0.0% | | | |
| | 合計 | 61,072,305 | 23.9% | | | |
| 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 576,389 | 0.2% | | | |
| | 乳幼児等医療対策費 | 9,045,680 | 3.5% | | | |
| | 国民健康保険連絡調整費 | 40,465,210 | 15.8% | | | |
| | 遺家族等看護費 | 97,683 | 0.0% | 49 | 419,078 | 8,553 |
| | 向和事業費 | 749,173 | 0.3% | | | |
| | 低環境地区改善事業費 | | 0.0% | | | |
| | 合計 | 50,934,136 | 19.9% | | | |
| | 高齢総務費 | 40,999,675 | 16.0% | | | |
| | 高齢住宅費 | 1,132,941 | 0.4% | | | |
| | 高齢施設費 | 3,104,236 | 1.2% | 26 | 212,392 | 8,169 |
| 合計 | 45,236,851 | 17.7% | | | | |
| 監査保護総務費 | 監査保護総務費 | 2,793,808 | 1.1% | | | |
| | 扶助費 | 31,230,327 | 12.2% | 264 | 2,288,150 | 8,667 |
| 児童家庭費 | 児童手当 | 34,024,136 | 13.3% | | | |
| | 自立支援給付費 | 26,540,129 | 10.4% | 234 | 1,993,387 | 8,519 |
| 障害者福祉費 | 障害者福祉費 | 24,244,351 | 9.5% | 152 | 1,326,529 | 8,727 |
| | 健康対策費 | 9,823,191 | 3.8% | 30 | 274,246 | 9,142 |
| 生活衛生費 | 生活衛生費 | 1,019,202 | 0.4% | 50 | 427,387 | 8,548 |
| | 医薬費 | 2,896,086 | 1.1% | 45 | 362,478 | 8,055 |
| 合計 | | 255,790,387 | 100% | 1,846 | 16,633,474 | 9,011 |

(県の資料より作成)

それぞれの科目の主な内容の推移は、以下のとおりである。(単位：百万円)

| 目 | 分析項目 | H14年度 | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|-------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保健福祉企画費 | 介護給付費負担金 | 28,076 | 29,669 | 32,029 | 32,650 | 38,961 | 40,035 |
| | 介護保険地域支援事業交付金 | - | - | - | - | 909 | 1,007 |
| 国民健康保険連絡調整費 | 国民健康保険助成費(調整交付金) | - | - | - | 15,460 | 21,256 | 21,920 |
| | 国民健康保険助成費(基盤安定等) | 3,966 | 4,258 | 4,509 | 17,575 | 17,984 | 18,271 |
| 高齢総務費 | 老人医療費 | 26,863 | 27,527 | 31,778 | 34,000 | 39,601 | 40,780 |
| 扶助費 | 生活保護費 | 42,005 | 44,651 | 44,962 | 43,493 | 33,300 | 31,230 |
| 児童家庭費 | 児童手当費 | 2,027 | 2,121 | 3,120 | 3,343 | 9,017 | 10,018 |

(県の資料より作成)

以下、社会保障関係費のうち主な内容について分析する。

国民健康保険助成費

国民健康保険連絡調整費の主な内容は、国民健康保険への助成であり、県負担割合は法令等で決まっている。国民健康保険助成金(調整交付金)は、三位一体改革により、平成17年度から県の負担が発生している。平成17年度は医療給付費の5%であり、翌年の平成18年度から7%を負担することになった。国民健康保険助成金(基盤安定等)も、三位一体改革により、県負担割合が低所得者に対する保険料軽減分の市町村1/4・県1/4・国1/2だったのが、平成17年度から市町村1/4・県3/4に増加している。よって、県の負担額が平成17年度より急激に伸びている状況である。削減するには、医療費等の減少が必要となるが、医療費は年々増加している。医療費が増加する原因を明確に分析し、削減の可能性を考えて、今後の運営を考えて行く事が重要な課題である。

まず、国民健康保険事業の被保険者数等(表1)について、平成18年度末における被保険者数は、66市町村・3組合であり、市町村数は市町村合併により減少している。世帯数は増加しているが、被保険者数は減少している。

これは社保異動や他市町村への転出が原因である。したがって、被保険者数をみると国民健康保険への助成金の増加要因とは考えられない。逆に、被保険者数が減少しているため、国民健康保険助成金は減少しなければならぬと思われるが、県の負担割合の増加や高齢化により増加している。

表1 年度別保険者数、世帯数及び被保険者数

| 年度 | 国民健康保険 | | | | 1世帯当たり被保険者数 人 | |
|----|--------|-----------|---------|------------|------------------|---------|
| | 保険者数 | 世帯数 | 伸率 % | 被保険者数 人 | | |
| | | | | | | 伸率 % |
| 14 | 100 | 926,881 | 3.8 | 1,774,385 | 3.0 | 1.91 |
| 15 | 99 | 956,644 | 3.2 | 1,813,033 | 2.2 | 1.90 |
| 16 | 88 | 976,389 | 2.1 | 1,832,805 | 1.1 | 1.88 |
| 17 | 72 | 997,146 | 2.1 | 1,842,327 | 0.5 | 1.85 |
| 18 | 69 | 1,007,281 | 1.0 | 1,832,682 | △ | 1.82 |
| 市 | 97 | 909,128 | 3.8 | 1,739,853 | 3.1 | 1.91 |
| 15 | 96 | 938,825 | 3.3 | 1,778,459 | 2.2 | 1.89 |
| 16 | 85 | 958,453 | 2.1 | 1,798,224 | 1.1 | 1.88 |
| 17 | 69 | 979,128 | 2.2 | 1,807,905 | 0.5 | 1.85 |
| 18 | 66 | 989,213 | 1.0 | 1,798,388 | △ | 1.82 |
| 14 | 3 | 17,753 | 1.9 | 34,532 | △ | 1.95 |
| 15 | 3 | 17,819 | 0.4 | 34,574 | 0.1 | 1.94 |
| 16 | 3 | 17,936 | 0.7 | 34,581 | 0.0 | 1.93 |
| 17 | 3 | 18,018 | 0.5 | 34,422 | △ | 1.91 |
| 18 | 3 | 18,068 | 0.3 | 34,294 | △ | 1.90 |

(年度末現在)

(県の資料より抜粋)

表2 一人当たり保険給付費及び保険料(税)調定額

| 年度 | 一人当たり保険給付費 | | 一人当たり保険料(税)調定額 | | B/A |
|-----|------------|-------|----------------|-------|-------|
| | 金額(円)A | 対前年度比 | 金額(円)B | 対前年度比 | |
| | | | | | |
| 14 | 220,344 | 0.989 | 77,096 | 0.989 | 0.350 |
| 15 | 219,835 | 0.998 | 75,512 | 0.979 | 0.343 |
| 16 | 225,786 | 1.027 | 76,139 | 1.008 | 0.337 |
| 17 | 234,149 | 1.037 | 77,055 | 1.012 | 0.329 |
| 18 | 239,614 | 1.023 | 79,669 | 1.034 | 0.332 |
| 市町村 | 240,909 | 1.024 | 78,613 | 1.035 | 0.326 |
| 14 | 206,714 | 0.993 | 74,226 | 0.987 | 0.359 |
| 15 | 206,097 | 0.997 | 72,366 | 0.975 | 0.351 |
| 16 | 208,743 | 1.013 | 72,728 | 1.005 | 0.348 |
| 17 | 212,072 | 1.016 | 72,865 | 1.002 | 0.344 |
| 18 | 215,669 | 1.017 | 75,429 | 1.035 | 0.350 |
| 市町村 | 216,689 | 1.018 | 74,046 | 1.036 | 0.342 |

* 介護納付金分を含む。

(県の資料より抜粋)

福岡県の医療費については、次項のとおりであり、年々増加している。国民健康保険の被保険者は約35万人で全人口の26.8%であり、国保医療費の占める割合は25.4%である。国保被保険者数は平成15年度と比較すると1.07%の増加であるのに対し、国保医療費は1.29%の増加である。

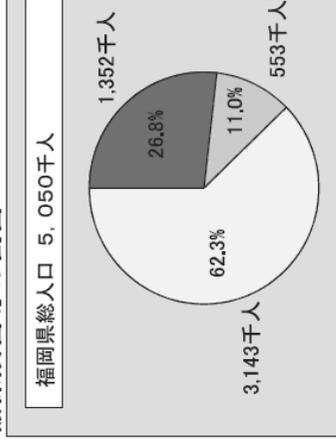
また、1人当たり医療費(平成18年度)は、福岡県が293,069円で、全国平均256,178円の1.14倍あり、最も低い沖縄県206,466

円の1.42倍となっている。その高医療費の要因として、高齢化に伴う老人医療費の増加や入院医療費の占める割合が高いことなどが挙げられる。

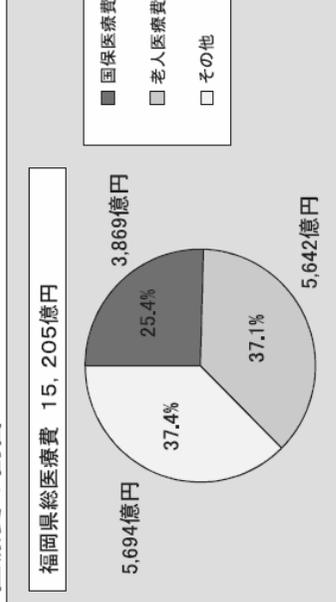
医療提供体制等の状況について、福岡県の人口10万人当り医療施設数や病床数は、全国平均を大きく上回っている。また、人口10万人当り医療施設従事医師数も、全国平均を上回っている。県内には医学部を持つ大学が4校もあるのも関係あるであろう。(老人医療費については、「老人医療」で分析している)

医療費について、医療費負担割合の増加を国から強いられたり、医療の地域特性を反映した県としての医療対策もあるうが、県として医療費適正化に向け、更なる取組を行い、医療費の増加を抑制する努力を必要があるように思われる。そうでなければ、今後の財政改革における歳出削減は不可避であるという現実を忘れてはならない。但し、その場合、病気の人に対する医療サービスの低下や過剰な負担を掛けることがないように心掛ければならない。

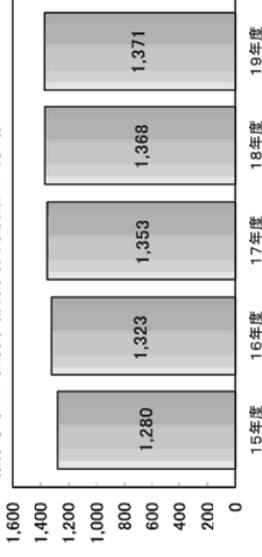
被保険者等の割合



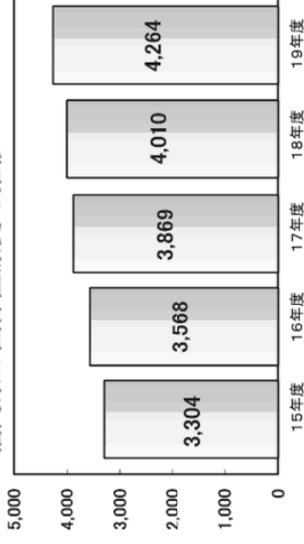
医療費の割合



(千人) 福岡県の国保被保険者数の推移



(億円) 福岡県の国保医療費の推移

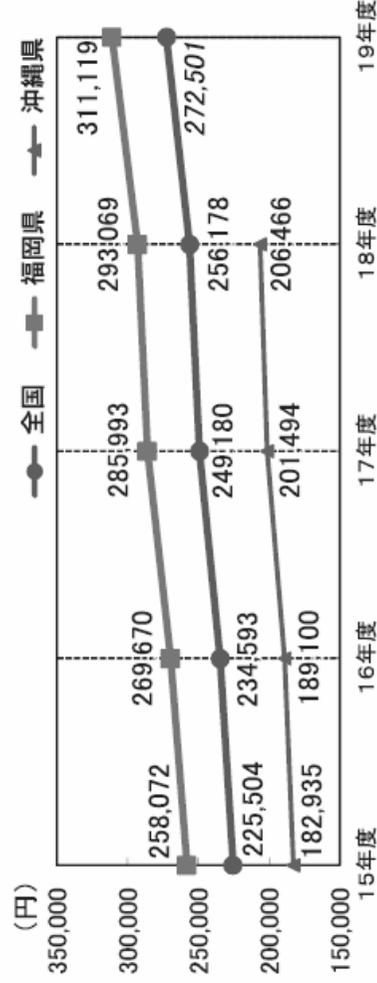


※国保組合を含まない

※被保険者数は年間平均

※老人医療受給対象者を除く

1 1人当たり医療費の推移



| | 全国 (円) | 伸び率 (%) | 福岡県 (円) | 伸び率 (%) | 沖縄県 (円) | 伸び率 (%) |
|------|----------------|-------------|----------------|-------------|------------|------------|
| 15年度 | 225,504 | 3.98 | 258,072 | 3.12 | 182,935 | 3.18 |
| 16年度 | 234,593 | 4.03 | 269,670 | 4.49 | 189,100 | 3.37 |
| 17年度 | 249,180 | 6.22 | 285,993 | 6.05 | 201,494 | 6.55 |
| 18年度 | 256,178 | 2.81 | 293,069 | 2.47 | 206,466 | 2.47 |
| 19年度 | 272,501 | 6.37 | 311,119 | 6.16 | - | - |

(県の資料より抜粋)

1. 医療施設数(人口10万対)

| | 全国 | 福岡県 |
|-------|------|------|
| 精神科病院 | 6.9 | 9.3 |
| 一般病院 | 6.1 | 1.2 |
| 一般診療所 | 77.9 | 88.2 |
| 歯科診療所 | 53.1 | 59.2 |

※「病院」には「結核療養所」を含む。

平成19年10月1日現在
資料:平成19年医療施設調査(厚生労働省)

2. 病床数(人口10万対)

| | 全国 | 福岡県 |
|-------|---------|---------|
| 精神病床 | 1,268.0 | 1,743.6 |
| 感染症病床 | 274.9 | 431.5 |
| 結核病床 | 1.4 | 1.1 |
| 療養病床 | 8.3 | 10.4 |
| 一般病床 | 268.8 | 443.1 |
| 一般診療所 | 714.7 | 857.5 |
| 一般診療所 | 121.4 | 215.0 |

平成19年10月1日現在
資料:平成19年医療施設調査(厚生労働省)

3.病床利用率（単位：%）

| | 病院 | | | |
|-----|------|------|------|------|
| | 精神病床 | 結核病床 | 療養病床 | 一般病床 |
| 全国 | 82.2 | 37.1 | 90.7 | 76.6 |
| 福岡県 | 86.1 | 45.7 | 92.4 | 79.9 |

※病院の病床には感染症病床を含む。

平成19年(暦年)

資料:平成19年病院報告(厚生労働省)

4.医療施設従事医師数(人口10万対)

| | 総数 | 内科 | 循環器科 | 精神科 | 外科 | 整形外科 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|
| 全国 | 206.3 | 55.2 | 7.4 | 9.8 | 16.9 | 14.8 |
| 福岡県 | 262.8 | 65.9 | 11.4 | 13.2 | 22.3 | 19.1 |

※複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科。

平成18年12月31日現在

資料:平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査

(県の資料より抜粋)

老人医療費

全国及び福岡県の人口の推移(表1-1)

全国の人口推移

| | S50年 (1975年) | S60年 (1985年) | H7年 (1995年) | H17年 (2005年) | H27年 (2015年) | H37年 (2025年) |
|-------------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 0～14歳 | 27,221 24.3 | 26,033 21.5 | 20,014 15.9 | 17,585 13.8 | 14,841 11.8 | 11,956 10.0 |
| 15～64歳 小計 | 75,807 67.7 | 82,506 68.2 | 87,165 69.4 | 84,422 66.1 | 76,807 61.2 | 70,960 59.5 |
| 65～74歳 (前期高齢者) | 6,025 5.4 | 7,757 6.4 | 11,091 8.8 | 14,122 11.1 | 17,329 13.8 | 14,687 12.3 |
| 75歳以上 (後期高齢者) | 2,840 2.5 | 4,711 3.9 | 7,170 5.7 | 11,639 9.1 | 16,452 13.1 | 21,667 18.2 |
| 高齢者 小計 | 8,865 7.9 | 12,468 10.3 | 18,261 14.5 | 25,761 20.2 | 33,781 26.9 | 36,354 30.5 |
| 総人口 | 111,940 | 121,049 | 125,570 | 127,768 | 125,429 | 119,270 |

(単位:千人、%)

福岡県の人口推移

| | S50年 (1975年) | S60年 (1985年) | H7年 (1995年) | H17年 (2005年) | H27年 (2015年) | H37年 (2025年) |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 0～14歳 | 1,002,084 23.3 | 1,028,211 21.8 | 815,170 16.5 | 701,195 13.9 | 609,000 12.2 | 503,000 10.6 |
| 15～64歳 小計 | 2,933,745 68.3 | 3,190,270 67.6 | 3,382,470 68.6 | 3,326,610 65.9 | 3,066,000 61.6 | 2,824,000 59.3 |
| 65～74歳 (前期高齢者) | 238,319 5.6 | 305,610 6.5 | 439,292 8.9 | 535,858 10.6 | 665,000 13.4 | 599,000 12.6 |
| 75歳以上 (後期高齢者) | 116,528 2.7 | 193,618 4.1 | 289,282 5.9 | 461,940 9.1 | 637,000 12.8 | 834,000 17.5 |
| 高齢者 小計 | 354,847 8.3 | 499,228 10.6 | 728,574 14.8 | 997,798 19.8 | 1,302,000 26.2 | 1,433,000 30.1 |
| 総人口 | 4,292,963 | 4,719,259 | 4,933,393 | 5,049,908 | 4,977,000 | 4,759,000 |

(単位:人、%)

資料:平成17年までは「国勢調査報告」(総務庁統計局)

平成22年以降は全国の人口は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)による中位推計(平成18年12月推計)

福岡県の人口は「都道府県別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)による中位推計(平成19年5月推計)

※ 年齢階層別の合計及び割合は、四捨五入の関係で合計が100にならないところがある。

全国及び福岡県の高齢化率の推移(表1-2)

| | S55 1980 | S60 1985 | H2 1990 | H7 1995 | H12 2000 | H17 2005 | H22 2010 | H27 2015 | H32 2020 | H37 2025 | H47 2035 |
|-----|-------------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 全国 | 9.1 | 10.3 | 12.0 | 14.5 | 17.3 | 20.2 | 23.1 | 26.9 | 29.2 | 30.5 | 33.7 |
| 福岡県 | 9.4 | 10.6 | 12.4 | 14.8 | 17.4 | 19.8 | 22.4 | 26.1 | 28.8 | 30.1 | 32.4 |

資料:平成17年までは「国勢調査報告」(総務省統計局)

平成22年以降は、①全国については「日本の将来推計人口」

(国立社会保障・人口問題研究所、平成18年12月推計)

②福岡県については「都道府県別将来推計人口」

(国立社会保障・人口問題研究所、平成19年5月推計)

(県の資料より抜粋)

我が国の高齢者人口の割合は、平成17年で20.2%、平成37年で30.5%、平成47年で33.7%、平成67年で40.5%となり、今まで経験したことのない高齢社会を迎えるものと予想される。

福岡県においても、平成21年で21.4%(約108万人)、平成37年で

30.1%（約143万人）となり、国と同様に推移すると予想される。

高齢化の要因として、平均寿命の伸長・出生率の低下が主に挙げられる。これにより、年齢構造が変化し、高齢者の増加・働く世代が減少するため、高齢者に対する福祉費用が増加し、税収等が減少することになる。つまり、歳出の増加・歳入の減少という事実が既に起こっているのである。

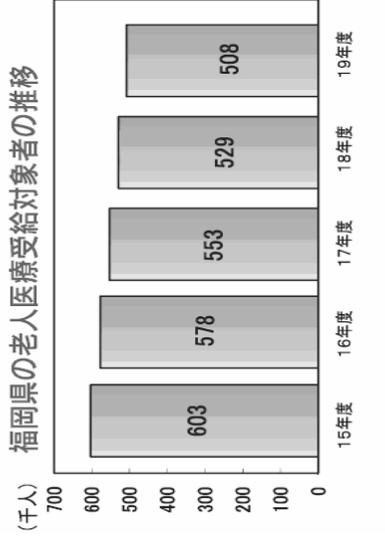
今後の財政改革における歳出削減を実施する過程において、非常に重要な現状がある。そこで、高齢者福祉のための主な歳出である、老人医療と介護保険について分析することにする。

まず、老人医療とは、老人保健法に基づく老人医療受給対象者の医療費用のことである。平成14年10月以降、70歳から毎年1歳ずつ引き上げられ、平成19年10月からは75歳以上の者が対象（老人保健法は「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、平成20年4月から、75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が創設された）である。老人医療における老人医療受給対象者は、平成15年に603千人であったが、上記理由により、平成19年は508千人に減少している。

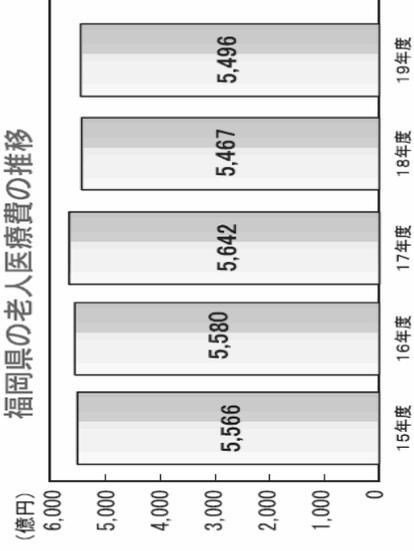
しかし、1人当たり老人医療費の推移を見ると、平成12年の介護保険制度導入により一旦減少しているが、その後、平成15年から増加傾向にある（県負担割合が5% 6% 7% 8%と徐々に上昇）。都道府県別の1人当たり老人医療費を見ると東日本に比べて、西日本が高い傾向にある。平成18年度の全国平均は832,373円であるが、福岡県は1,032,825円で全国1位であり、全国平均の1.24倍である。2位は北海道1,003,327円で、47位は長野県687,128円(全国平均の0.83倍)である。900,000円以上は、北海道を除き西日本である。総務省統計局の「都道府県別高齢者の有業率と一人当たり老人医療費」を見ると、65歳以上の高齢者の有業率は、長野県が1位で30.7%である。全国平均が22.7%で、福岡県は18.2%で、有業率が低い。平成21年3月の福岡県の「高齢者保健福祉計画(第5次)」においても、就業比率は、全国平均21.1%で、福岡県は16.8%となっている。

老人医療給付費については、県負担割合が法令等で決まっている。したがって、削減するには医療費の減少が必要であるが、医療費は年々増加している。県として医療費の適正化に更に取組、医療費の伸びをいかに抑制できるかが重要な課題となる。

福岡県の老人医療受給対象者の推移

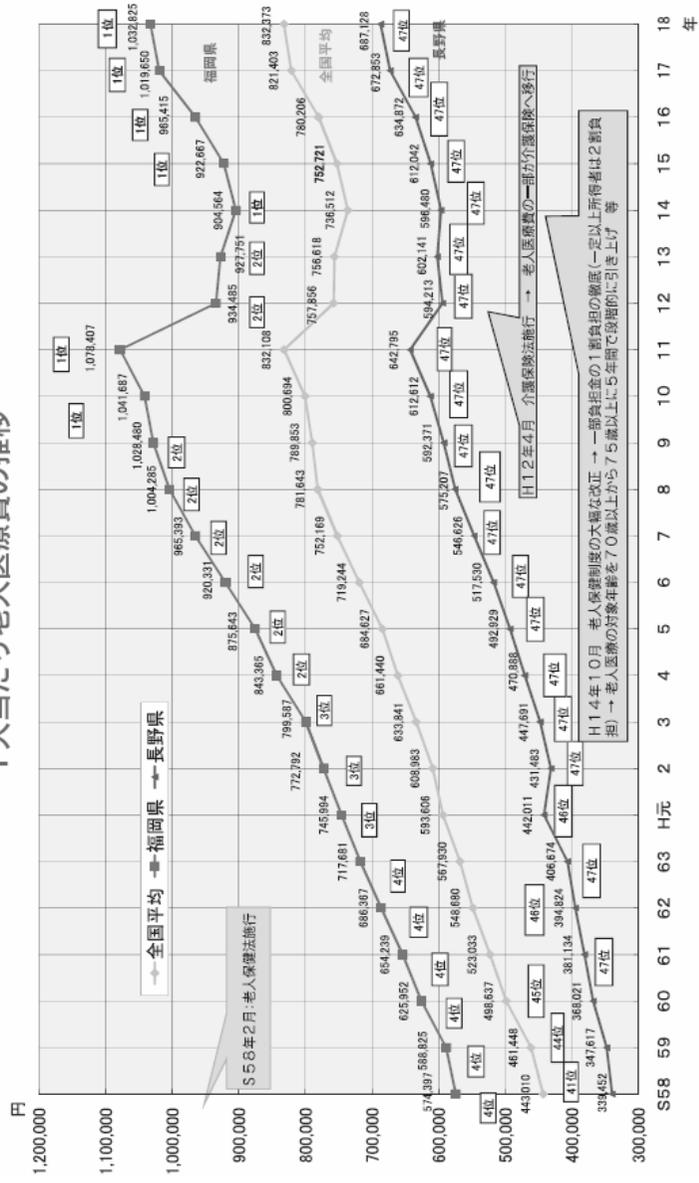


福岡県の老人医療費の推移



(県の資料より抜粋)

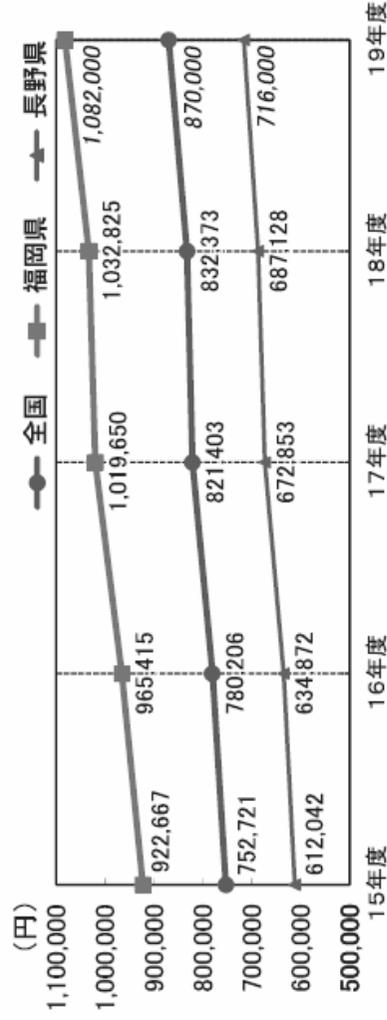
1人当たり老人医療費の推移



※「老人医療費」＝「医療給付費」＋「一部負担金等」

資料:老人医療事業年報(厚生労働省)

1人当たり医療費の推移



| | 全 国 (円) | 伸び率 (%) | 福岡県 (円) | 伸び率 (%) | 長野県 (円) | 伸び率 (%) |
|------|----------------|-------------|------------------|-------------|----------------|-------------|
| 15年度 | 752,721 | 2.20 | 922,667 | 2.00 | 612,042 | 2.61 |
| 16年度 | 780,206 | 3.65 | 965,415 | 4.63 | 634,872 | 3.73 |
| 17年度 | 821,403 | 5.28 | 1,019,650 | 5.62 | 672,853 | 5.98 |
| 18年度 | 832,373 | 1.34 | 1,032,825 | 1.29 | 687,128 | 2.12 |
| 19年度 | 870,000 | 4.52 | 1,082,000 | 4.76 | 716,000 | 4.20 |

資料 老人医療事業年報(厚生労働省)
※斜字体は速報値(千円未満四捨五入)

(県の資料より抜粋)

介護給付費負担金

介護サービスは、以前は老人福祉法に基づく措置制度によって行われていた。しかし、この制度の下では、実施者たる市町村がサービスの量や質等を一方的に提供するだけで、利用者がサービスの選択をできない等の問題点があった。そこで、介護保険制度として平成12年にスタートし、平成17年に大幅な見直しが行われている。

介護保険制度では、当初、施設等に係る給付費の県負担割合が12.5%であったが、平成17年度の見直しにより、平成18年度から5%増加の17.5%の負担割合に改正された。

施設等給付費以外の給付費(居宅給付費)については、従来の12.5%の負担割合のままである。

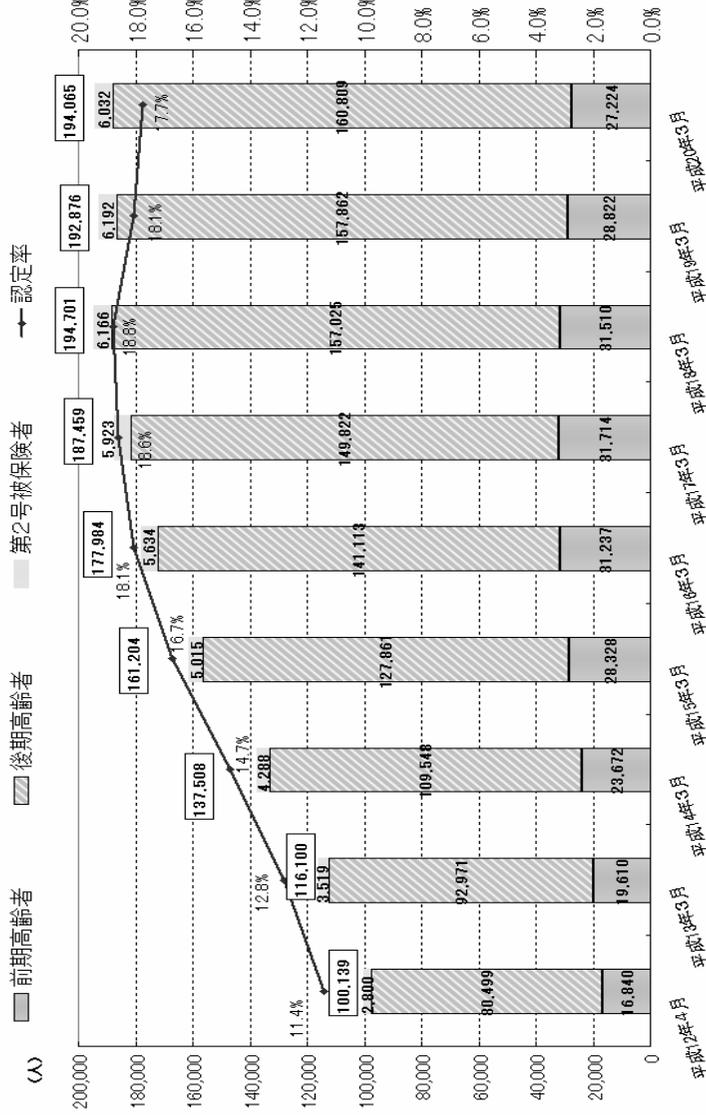
また、介護保険地域支援事業交付金制度が、平成18年度から創設され、さらに歳出が増えた。

要介護認定者等数は、制度導入時は100,139人であったのが、平成20年3月末では194,065人に増加している。前年度対比では1,189人(0.6%)の増加となっている。推計値を見ても、5年後には227,600人と年々増加傾向にある。

介護給付費は、制度導入時は1,627億円だったのが、平成20年3月末では2,633億円に増加している。

県としても、年々増加する介護給付費を抑制する努力が必要である。ただ、法令で定められているから、というだけでなく、介護予防の推進や介護サービスのあり方など考え、歳出の抑制に向けて実現できるような努力する必要があると考えられる。

要介護認定者等数の推移(各月末日)



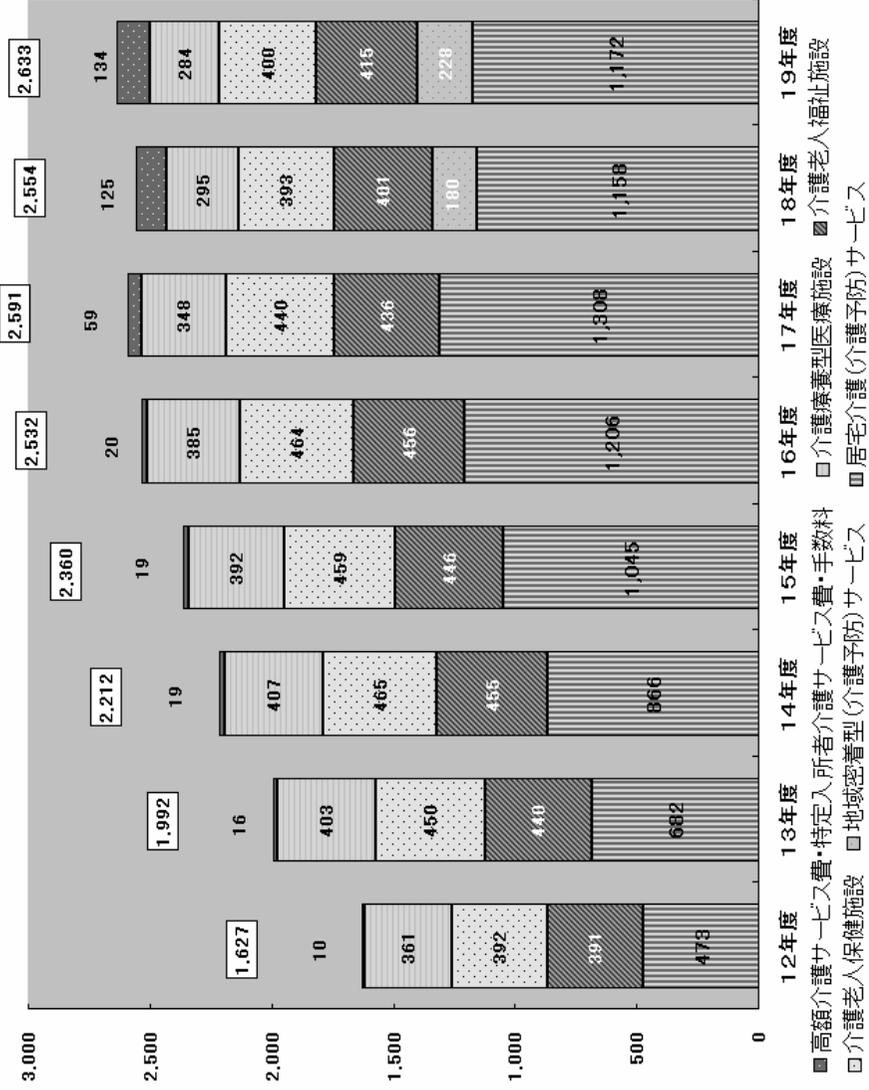
要介護認定者数の推計(表6-5)

(単位:人)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成26年度 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総人口 | 5,049,204 | 5,043,993 | 5,034,799 | 4,997,673 |
| 第1号被保険者数 | 1,091,769 | 1,109,876 | 1,127,007 | 1,237,961 |
| 要介護認定者数 | | | | |
| 要支援1 | 33,916 | 34,670 | 35,717 | 38,699 |
| 要支援2 | 27,998 | 28,653 | 29,697 | 32,867 |
| 要介護1 | 37,630 | 38,533 | 39,759 | 43,531 |
| 要介護2 | 31,617 | 32,284 | 33,205 | 36,137 |
| 要介護3 | 27,014 | 27,805 | 28,710 | 31,422 |
| 要介護4 | 21,313 | 21,922 | 22,651 | 24,834 |
| 要介護5 | 17,292 | 17,753 | 18,340 | 20,110 |
| 合計 | 196,780 | 201,620 | 208,079 | 227,600 |
| 第1号被保険者数に占める割合 | 18.0% | 18.2% | 18.5% | 18.4% |

(県の資料より抜粋)

介護給付費の推移



(県の資料より抜粋)

生活保護費

生活保護制度は、昭和25年に法律が制定され現在に至っている。生活保護の種類には、生活扶助(日常生活費)、住宅扶助(家賃などの費用)、教育扶助(義務教育費用)、医療扶助(診療等にかかる費用)、介護扶助(高齢者等の介護サービス費用)、出産扶助(出産費用)、生業扶助(就業・就学費用)、葬祭扶助(葬祭費用)の8種類がある。

下記表より、生活保護については、被保護世帯数・被保護扶助人員・保護費総額が増加していることが分かる。

しかし、福岡県の決算額として計上された生活保護費(監査保護費の扶助費)は減少傾向にある。これは、県が負担する扶助額は、町村分であるためである。

平成16年度に24市65町7村だったが、平成17年度は市町村合併が福津市・宗像市・うきは市・柳川市であり26市53町6村に、平成18年度は飯塚市・嘉麻市・宮若市・朝倉市での合併により27市38町4村に、平成19年度は八女市・みやま市での合併により28市34町4村になり、県が負担する町村が減少した。

福岡県は、就労自立のための支援を更に検討し、生活保護からの脱却ができるような施策を実行し、歳出削減に努めるべきと思われる。

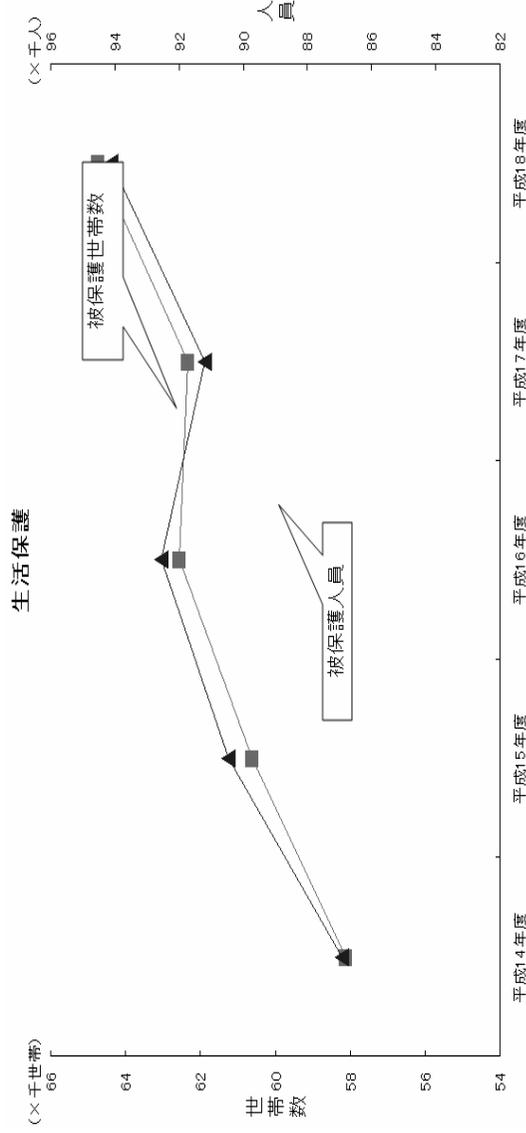
生活保護

| 年度 | 被保護世帯数 | | 被保護人員 | | 被保護扶助人員 | | | | | 保護費総額 | |
|--------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|-------|---------|-------|--|
| | 世帯 | 人 | 生活 | 教育 | 住宅 | 医療 | 介護 | その他 | 人 | 百万円 | |
| 平成14年度 | 58 112 | 86 914 | 78 406 | 8 137 | 67 524 | 71 746 | 8 759 | 257 | 151 584 | | |
| 平成15年度 | 60 621 | 90 447 | 81 636 | 8 323 | 70 938 | 75 980 | 10 529 | 361 | 160 245 | | |
| 平成16年度 | 62 556 | 92 554 | 83 431 | 8 388 | 72 860 | 78 945 | 11 643 | 381 | 164 298 | | |
| 平成17年度 | 62 347 | 91 189 | 81 863 | 8 164 | 72 024 | 78 671 | 12 350 | 2 558 | 162 768 | | |
| 平成18年度 | 64 747 | 94 120 | 84 165 | 8 221 | 74 517 | 80 385 | 11 845 | 3 403 | 166 951 | | |

注1) この表の扶助別被保護人員は延人員である。

2) 各年度とも3月中のもので、保護費総額のみ年度計である。

資料 県監査保護課



(県の資料より抜粋)

児童手当費

家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、日本国内に住所があって小学校修了前までの児童を養育している方に支給される。

児童手当については、平成15年までは特例給付の対象が6歳までだったが、制度改正により平成16年度に小学校3年生までに拡大し、更に平成18年度からは小学校6年生までに拡大した。

また、三位一体改革により負担割合が見直され、児童手当の負担割合が今まで国2/3・県1/6・市町村1/6だったのが、国1/3・県1/3・市町村1/3となったことにより、県の負担割合も増えている。少子化により児童の数は減少傾向にあるが、支給対象年齢が高くなってきているため、支給対象者数は徐々に増加している。

支給対象者数は、平成15年276,502人・平成16年284,021人・平成17年287,979人・平成18年352,353人・平成19年354,483人・平成20年356,829人と推移しており、ここ数年は微増である。

平成22年度については、子ども手当の創設が予定されており、児童手当は、子ども手当の一部として支給される。

(3) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 監査の結果

福岡県の社会保障関係費に関する管理状況等については、法令条例等に違反する事項はなかった。

監査の結果に添えて提出する意見

ア 国民健康保険助成費について（意見）

福岡県の1人当たり医療費は、全国平均の1.14倍で、最も低い沖縄県の1.42倍ある。また、医療提供体制等や医療施設従事医者数も全国平均を上回っている。

国民健康保険事業の被保険者数は減少傾向にあるが、国民健康保険助成金は、高齢化等に伴う医療費の増加により年々増加している。原因分析を適切に行い、医療費の伸びの適正化に取組む必要がある。

イ 老人医療費について（意見）

高齢者人口の割合は21%を超えており、今まで経験したことのない本格的な高齢社会を迎えている。平成22年には22.4%となり、昭和60年(10.6%)の2倍以上の高齢化率となることが予測されている。

1人当たり老人医療費は、全国1位であり、全国平均の1.24倍である。高齢者の医療給付費の削減には、高齢者が健康で生きがいを持って生活できるような施策が重要である。

ウ 介護給付費負担金について（意見）

高齢社会において介護保険は避けて通れないものであるが、年々増加する介護給付費の抑制のためには、老人医療費同様に、高齢者が健康で生きがいを持って生活できるような施策の充実が求められる。

エ 生活保護費について（意見）

生活保護の扶助費を削減するには、生活保護からの脱却が出来るような施策を実施する必要がある。

テーマ2

「公の施設の管理運営及び指定管理者等の事務の執行について」

・ 監査の概要

1． 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく監査

2． 特定の事件（ 監査のテーマ）

公の施設の管理運営及び指定管理者等の事務の執行について

3． 特定の事件の選定理由

福岡県では、県民の福祉向上のため、レクリエーション・スポーツ施設や文化施設等の公の施設を、平成19年1月時点で103施設（県営住宅、学校施設を除く）設置している。公の施設の整備にあたっては多額の財政負担を要するが、整備後における管理運営費も県の財政支出の大きな割合を占めている。

県の厳しい財政状況の中で、公の施設が県民にとって最小の費用で最大の効用が得られているかを検討するとともに、施設の管理運営状況を検討することは、これまで以上に重要になるものと考え、本テーマを特定の事件として選定した。

4． 監査対象年度

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日）、ただし必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

5． 監査対象機関

総務部及び各所轄部署
福祉労働部及び各所轄部署
教育庁及び各所轄部署

6. 包括外部監査人及び補助者

| | |
|---------|-------------------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 |
| 永利 新一 | |
| 補助者 | |
| 廣島 武文 | 公認会計士 |
| 植田 正敬 | 公認会計士 |
| 児玉 邦康 | 公認会計士、公認情報システム監査人 |
| 首藤 英樹 | 公認会計士 |
| 前田 拓也 | 公認会計士 |
| 玉井 信裕 | 公認会計士試験合格者 |
| 梶原 誠子 | アシスタント |

7. 包括外部監査の執務日数等

監査対象機関等への往査等の執務日数は以下のとおりである。

(単位：日数)

| | 監査対象機関等への往査等 | 事務所執務 | 計(+) |
|---------|--------------|-------|--------|
| 包括外部監査人 | 30 | 44 | 74 |
| 補助者 | 67 | 101 | 168 |
| 合計 | 97 | 145 | 242 |

(注1)平成21年4月7日から平成22年2月28日までの集計であり、平成

22年2月28日以後に実施された監査結果の報告等に係る執務日数は含んでいない。

(注2)1日の執務時間を6時間として日数計算している。

(注3)テーマ1とテーマ2の執務日数について、明確に区分することができないため、合計日数を記載している。

8. 監査の要点

(1) 公の施設として存続させる合理性を検討しているか。

(2) 公の施設の収支状況の費用対効果分析

(3) 指定管理者制度に移行した施設について

指定管理者の選定手続は適切か

ア. 選定基準は適正か

イ. 指定の期間は妥当であるか

ウ. 地方自治体や県の外郭団体等が指定管理者となっている施設については、制度の趣旨に沿っているか

エ. 非公募方式を採った施設については、公募を行わない合理的な理由があるか

オ. 実質的な公募方式となっているか（募集方法、募集期間の適切性）
カ. 選定方法は適正か

協定書の内容は妥当であるか

ア. 指定管理料の精算の有無

イ. リスク管理・リスク回避の条項は適切か

(4) 直営方式を継続する施設について

指定管理者制度へ移行しない合理性があるか

指定管理者制度への移行についての検討がなされているか

(5) 各施設は設置管理条例に基づき適切に運営がなされているか。

(6) 各施設のサービス状況はどうか

利用料金の金額の妥当性

効率的運営の配慮がなされているか

利用状況、利用者数の推移

(7) 公有財産及び物品の管理は適切に行われているか

(8) 施設の維持管理・修繕は適切に行われているか

(9) 契約事務の手続きは適切に行われているか

9. 主な監査手続

(1) 関係法令、条例、規則等の根拠規定の閲覧。

(2) 関係者への質問

(3) 各種議事録の閲覧

(4) 決算書等の財務書類の閲覧

(5) 備品等の現物資産の実査確認

(6) 関連証憑との突合

(7) 現地視察

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

・ 公の施設と指定管理者制度

1. 公の施設

(1) 公の施設について

公の施設とは、地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、次の要件を満たすものが公の施設とされている。

住民の利用に供するためのもの

(したがって、庁舎や単なる試験研究機関など住民の利用に供することを目的としない施設は、公の施設ではない。)

当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの

(物品陳列所など当該地方公共団体の住民の利用に供しない施設は、公の施設ではない。)

住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの

(競輪場、競馬場など地方公共団体の収益事業のための施設、留置場など社会的公共秩序を維持するために設けられる施設は、公の施設ではない。)

地方公共団体が設けるもの

(国が設置する博物館や、民間事業者が設置するプール施設は、公の施設ではない。)

施設であること

(巡回講師のようないわゆる「人的営造物」は、公の施設ではない。)

なお、地方公共団体は、公の施設を設置するに当たり、必ずしも所有権を取得することまでは必要とされていない。賃借権、使用貸借権等によって施設を住民に利用させる権限を取得した場合においても、当該施設を「公の施設」とすることができる。

福岡県の「公の施設」は、平成21年4月現在446施設であり、詳細は次のとおりである。

| 施設種類 | 施設名称 | 管理形態 | |
|-----------------------|-----------------------|------|------|
| | | 直営管理 | 指定管理 |
| レクリエーション・ スポーツ施設 | 福岡武道館 | | |
| | 福岡県立あまぎ水の文化村 | | |
| | 福岡県立四王寺民の森 | | |
| | 福岡県立夜須高原記念の森 | | |
| | 福岡県久留米スポーツセンター | | |
| | 福岡県立スポーツ科学情報センター | | |
| | 福岡県立総合プール | | |
| | 福岡県馬術競技場 | | |
| | 福岡県立総合射撃場 | | |
| | 福岡県工業技術センター（4研究所含む） | | |
| | 福岡県農業総合試験場（4分場含む） | | |
| | 地域農業改良普及センター（11） | | |
| | 福岡県森林林業技術センター | | |
| | 福岡県水産海洋技術センター（3研究所含む） | | |
| 福岡県立飯塚研究開発センター | | | |
| 福岡県緑化センター | | | |
| 福岡県建設技術情報センター | | | |
| 福岡県立女性相談所 | | | |
| 福岡県障害者更生相談所 | | | |
| 福岡県身体障害者授産指導所 | | | |
| 福岡県身体障害者リハビリテーションセンター | | | |
| 福岡県立精神医療センター太宰府病院 | | | |
| 港湾（7） | | | |
| 工業用水道（3） | | | |
| 県営漁港（6） | | | |
| 流域下水道（9） | | | |
| 県営住宅及び共同施設（223団地） | | | |
| 都市公園（9） | | | |
| 県営津屋崎漁港「津屋崎マリーナ」 | | | |
| 医療・社会 福祉施設 | | | |
| 基盤施設 | | | |

| 施設種類 | 施設名称 | 管理形態 | |
|------|-----------------------|------|------|
| | | 直営管理 | 指定管理 |
| | 九州歯科大学附属歯科衛生学院 | | |
| | 福岡県総合福祉センター | | |
| | 福岡県人権啓発情報センター | | |
| | 福岡県男女共同参画センター | | |
| | 福岡県平尾台自然観察センター | | |
| | 大濠公園能楽堂 | | |
| | 福岡県国際文化情報センター | | |
| | 福岡県立もち文化センター | | |
| | 福岡県立北九州勤労青少年文化センター | | |
| | 県立高等技術専門学校(7) | | |
| | 福岡県農業大学校 | | |
| | 福岡県立中学校・中等教育学校(3) | | |
| | 福岡県立盲・聾・養護学校(21) | | |
| | 福岡県立高等学校(96) | | |
| | 福岡県立図書館 | | |
| | 福岡県立美術館 | | |
| | 福岡県立社会教育総合センター | | |
| | 福岡県立夜須高原野外活動センター | | |
| | 県立ふれあいの家(4) | | |
| | 福岡県立英彦山青年の家 | | |
| | 福岡県立社会教育総合センター少年自然の家 | | |
| | 福岡県立少年自然の家「玄海の家」 | | |
| | 九州歴史資料館 | | |
| | アジア文化・交流センター(九州国立博物館) | | |
| | 関門海峡ミュージアム(1) | | |
| | 福岡県青少年科学館 | | |
| | 旧福岡県公会堂貴賓館 | | |
| | 九州歴史資料館求菩提資料館 | | |
| | 九州歴史資料館甘木歴史資料館 | | |
| | 九州歴史資料館柳川古文書館 | | |

文教施設

1：北九州市へ事務委託している施設

(県資料より作成)

(2) 公の施設の管理・運営

公の施設を設置し、管理し、及び廃止することは、地方公共団体の長の権限とされており（地方自治法第149条第7項）、公の施設の設定及び管理に関する事項は、法令に特別の定めがある場合を除き、条例で定めなければならない（同法第244条の2第1項）。

また、公の施設の運営に当たり地方公共団体は、正当な理由がない限り住民の利用を拒んではならず（同法第244条第2項）、住民の利用につき不当な差別的取扱いをしてはならない（同第3項）とされている。

すなわち、地方公共団体が公の施設を設置した場合、住民は、これを利用する権利を有することとなることから、地方公共団体は、公の施設における住民の適正な利用が確保されるよう管理、運営する必要がある。

平成15年6月改正（9月施行）以前の地方自治法では、公の施設は、地方公共団体が設置し、管理するものであるが、「公の施設の設定の目的を効果的に達成する必要があると認められるときは、条例の定めるところにより、その管理を地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、又は、公共団体若しくは公共的団体に委託することができる」（改正前の同法第244条の2第3項）として、公正な管理の観点から委託者が限定された「管理委託制度」が採用されていた。

しかし、平成15年の地方自治法改正により、「普通地方公共団体は、公の施設の設定の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と規定され、管理者に係る規制を撤廃した「指定管理者制度」が採用された。

2. 指定管理者制度

(1) 指定管理者制度の概要

指定管理者制度の導入は、近年、例えば、民間主体で行われているスポーツジムや美術館等の施設を見ても、公的主体と同質、同内容のサービスが民間事業者により提供されており、また、複雑化・多様化する住民の要求に効果的・効果的に対応するためにも、民間事業者のノウハウを活用することが必要となってきたことがその背景にある。

また、当時、借金残高が国で703兆円（平成16年3月末）、地方で204兆円（平成16年度末）という財政の逼迫した状況のもとで「住民サービスの向上」と「管理経費の縮減」の2つの目的を同時に達成しようとしたことも背景にあったと思われる。

指定管理者制度の特徴としては、

出資法人や公共団体等に限定されていた委託先が、特段の制約なく民間事業者にも委託できるようになったこと。

管理者の指定は、条例の定めるところにより、予め議会の議決を経て行われること。

指定の取り消しや業務の改善命令が可能なこと。

使用許可等の行政処分を指定管理者に行わせることができること。

であり、従来の管理委託制度と指定管理者制度の違いをまとめると次のとおりである。

| | 管理委託制度 | 指定管理者制度 |
|------------------|---|--|
| 管理受託者 (指定管理者) | <ul style="list-style-type: none"> 出資法人(1/2以上出資等) 公共団体(土地改良区等) 公共的団体(農協、生協等) | <ul style="list-style-type: none"> 特段の制約なし [地方自治法第244条の2第3項] * 株式会社等も可能 * 個人は不可 |
| 委託(指定)の根拠及び記載内容 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の名称・位置 委託する業務範囲 委託の相手方 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の名称・位置 指定管理者が行う業務範囲 指定手続(申請方法、選定基準等) 管理の基準(休館日、開館時間等) |
| 委託(指定)の相手方の決定 | 条例に規定し、毎年度委託契約を締結 | 条例の手続きに従い、別途議会の議決を経て指定 [地方自治法第244条の2第6項] |
| 委託(指定)期間 | 毎年度委託契約で決定 | 上記議決において期間を定めて指定 [地方自治法第244条の2第5項] * 指定期間が経過する毎に議会の議決が必要 |
| 委託(指定)団体に対する指示等 | 経理状況等について報告徴収や実地調査のみ可能 | 経理状況等について調査、指示し、従わないとき等に指定取り消し、業務の停止命令が可能 [地方自治法第244条の2第10項、第11項] |
| 委託(指定)団体の裁量の範囲 | 使用許可は県が行い、管理受託者は受託の範囲内の業務を執行。 | 使用許可等の行政処分を指定管理者に行わせることができる。 |
| その他 | 施設の利用料金を団体の収入として収受できる「利用料金制度」は指定管理者制度でも引き続き可能 [地方自治法第244条の2第8項、第9項] | |

(県資料より作成)

(2) 現在の公の施設の管理状況

都道府県における公の施設の管理運営状況は、指定管理者制度導入前の平成17年3月末には全施設11,793施設のうち70.1%が管理委託制度を採用していたが、指定管理者制度の導入にあわせ、地方全体の統一的な取り組みとして、平成17年度から平成21年度までの5年間の簡素・効率的な体制づくりの取り組みを「集中改革プラン」として公表し、積極的に取り組んできた結果、平成21年4月時点では全施設11,177施設のうち59.4%の施設が指定管理者制度へ移行している。今後とも、指定管理者制度を中心とした公の施設の管理の民間委託が拡大していくものと予想される。

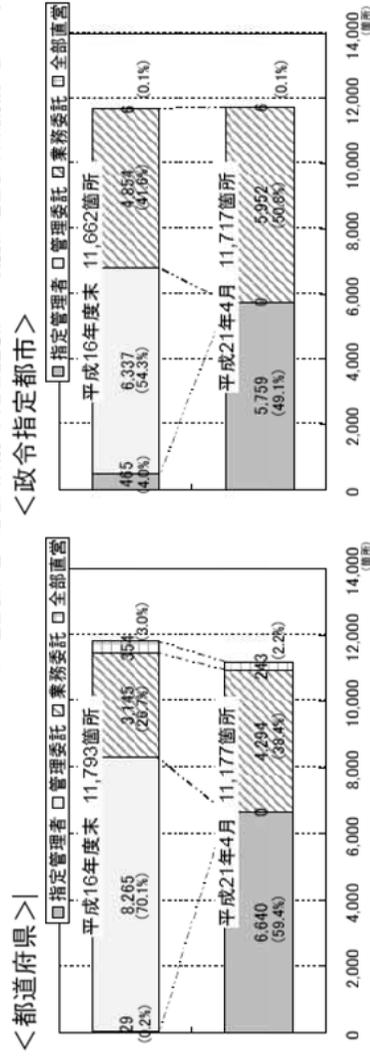
福岡県においても、この間に2施設の廃止（県南女性センター、大牟田ハイッ体育施設）5施設の民間譲渡（朝倉病院、柳川病院、嘉穂病院、遠賀病院、筑豊ハイッ体育施設）3大学の地方独立行政法人化（九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学）など公の施設の在り方の見直しを行った他、270施設（県営住宅232施設を含む）で指定管理者制度を導入している。

民間委託等の推進状況（公の施設関係）

平成21年度までの取組内容

- 指定管理者の募集は、全自治体において原則として公募を実施
- 非公募とした場合においても、概ね3年の指定期間経過後には公募の実施を検討
- 指定管理者制度導入後、指定管理者による管理運営について、利用者へのアンケートや第三者評価機関を設置する等して評価を実施
- 指定管理者制度未導入施設について、廃止、民間譲渡、指定管理者制度導入等、施設のあり方を検討するとともに、導入施設についても引き続き施設のあり方を検討
- 指定管理者制度の導入に併せ、従前管理委託していた外郭団体の廃止・統合等の実施、検討

公の施設の管理運営状況



(総務省「集中改革プラン」より抜粋)

福岡県における民間委託等の推進状況

| 実施年度 | 取組状況 |
|-------|---|
| H17年度 | 文教施設（県南女性センター）を廃止 県立病院（朝倉・遠賀病院）を民間譲渡 県立病院（太宰府病院）に指定管理者制度を導入 |
| H18年度 | 270施設（県営住宅を含む）に指定管理者制度を導入 3県立大学（歯科大、女子大、県立大学）を独立行政法人化 県立病院（柳川・嘉穂病院）を民間譲渡 筑豊ハイッツ体育施設を飯塚市へ譲渡 |
| H19年度 | 大牟田ハイッツ体育施設を廃止 |

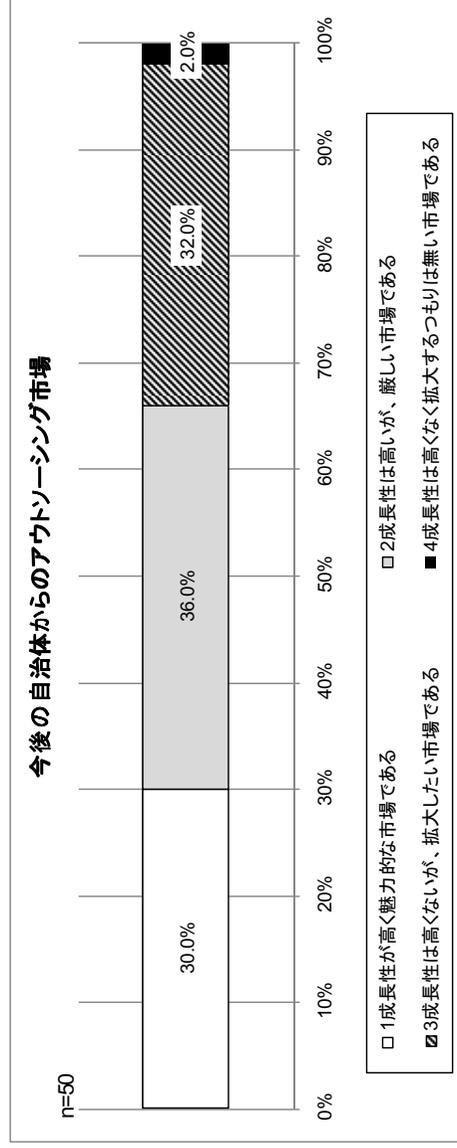
（総務省「民間委託等の推進状況 公の施設関係」より作成）

（3）公の施設管理に係る民間事業者の動向

公の施設の民間委託等について、当事者である地方公共団体及び民間事業者の現状を把握する上で興味深い調査結果がある。野村総合研究所から公表された2つの調査報告、「民間へのアウトソーシングに関する自治体アンケート調査報告」（平成19年10月）、「自治体アウトソーシングに関する民間企業アンケート調査報告」（平成19年12月）であるが、若干時期を逸している可能性があるが、今後の民間委託等を検討する上で参考になると思い、その一部を抜粋する。

ア 今後のアウトソーシング市場

まず、自治体からのアウトソーシング事業を担当した民間事業者へのアンケートでは、民間事業者が公の施設の管理を含めた自治体からのアウトソーシング市場について、66%の民間事業者が「成長性が高い」と回答している。また、32%の民間事業者が、「成長性は高くはないものの、拡大したい市場」と考えている。今後とも自治体からのアウトソーシング市場には、多くの民間事業者が参入してくるものと思われる。



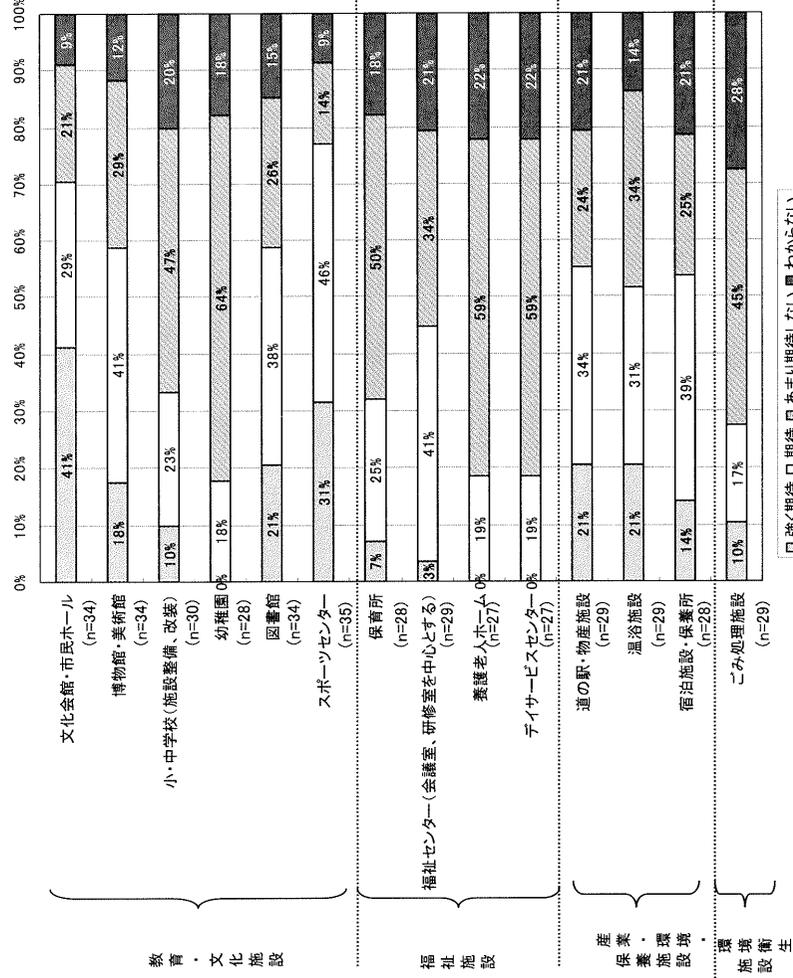
（野村総合研究所「自治体アウトソーシングに関する民間企業アンケート調査報告」より抜粋）

イ 期待するアウトソーシング市場

民間事業者は、教育・文化施設の「文化会館・市民ホール、博物館・美術館、図書館、スポーツセンター」や、産業・環境・保養施設の「道の駅・物産施設、温浴施設、宿泊施設・保養所」におけるアウトソーシングの拡大を期待している（「強く期待」及び「期待」が過半数を超えている施設）。

福岡県においては、アウトソーシングが期待される教育・文化施設について、民間事業者が動向を注視しているものと思われる。

アウトソーシング市場の拡大を期待する分野（施設サービス）



（野村総合研究所「自治体アウトソーシングに関する民間企業アンケート調査報告」より抜粋）

ウ 期待する発注規模

民間事業者が期待する事業規模として、業務委託では年事業費520万円、期間3・6年、指定管理者制度では年事業費279万円、期間4・7年、PFI制度では年事業費が247万円、期間14・6年となっている。事業費については採算性が見込める規模が、また事業の安定性が見込める期間が期待されていると思われる。

福岡県については後述するが、事業規模が小さく指定期間が短い施設があ

り、民間の参入を促すためには指定期間を5年程度にする等の工夫が必要になるものと思われる。

民間企業が期待する発注規模

| | 業務委託 | 指定管理者制度 | PFI制度 |
|-----------|-------|---------|---------|
| 総事業費（百万円） | 209.7 | 1,380.7 | 3,469.2 |
| 期間（年） | 3.6 | 4.7 | 14.6 |
| 年事業費（百万円） | 52.0 | 279.0 | 247.7 |

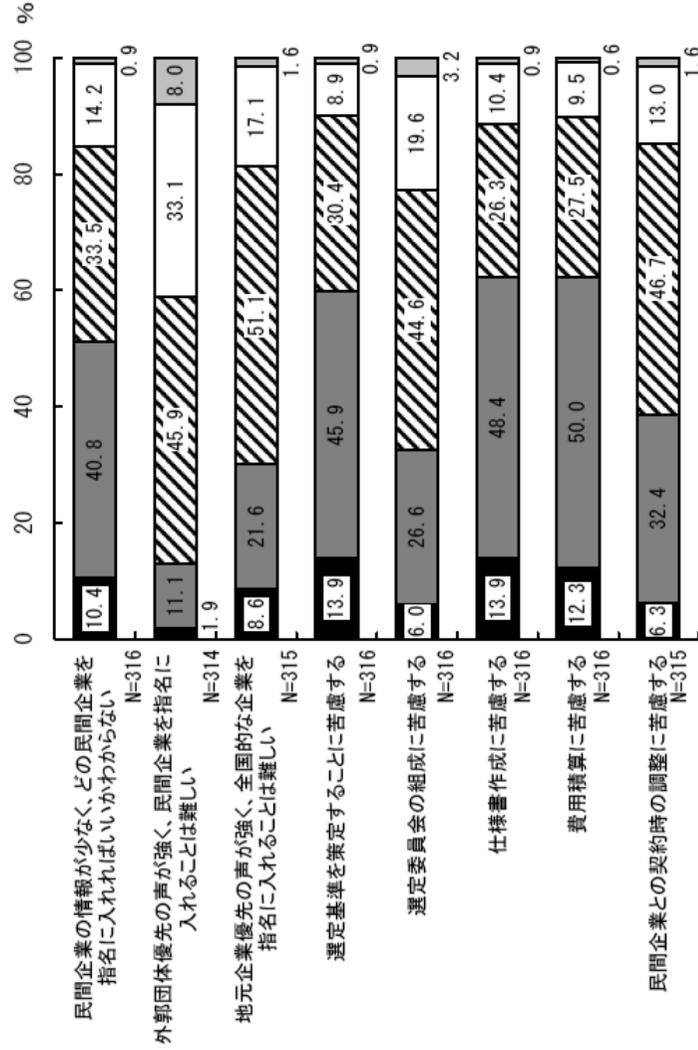
（注）回答数は業務委託24社、指定管理者制度30社、PFI制度13社

（野村総合研究所「自治体アウトソーシングに関する民間企業アンケート調査報告」より抜粋）

工 自治体における選定・契約時の課題

次に、自治体へのアンケートでは、アウトソーシング先の民間事業者の選定、契約時の課題として、「仕様書の作成、費用の積算（見積り）、選定基準の策定、民間事業者の指名先選定」が困難であるとしている。福岡県においては、外部の有識者で構成される「指定管理者選定委員会」を設置し、標準フォームや選定基準を策定している。

アウトソーシング先の民間企業の選定、契約時の課題について



おおいにあってはまる あてはまる どちらともいえない
 あまりあてはまらない 全くあてはまらない

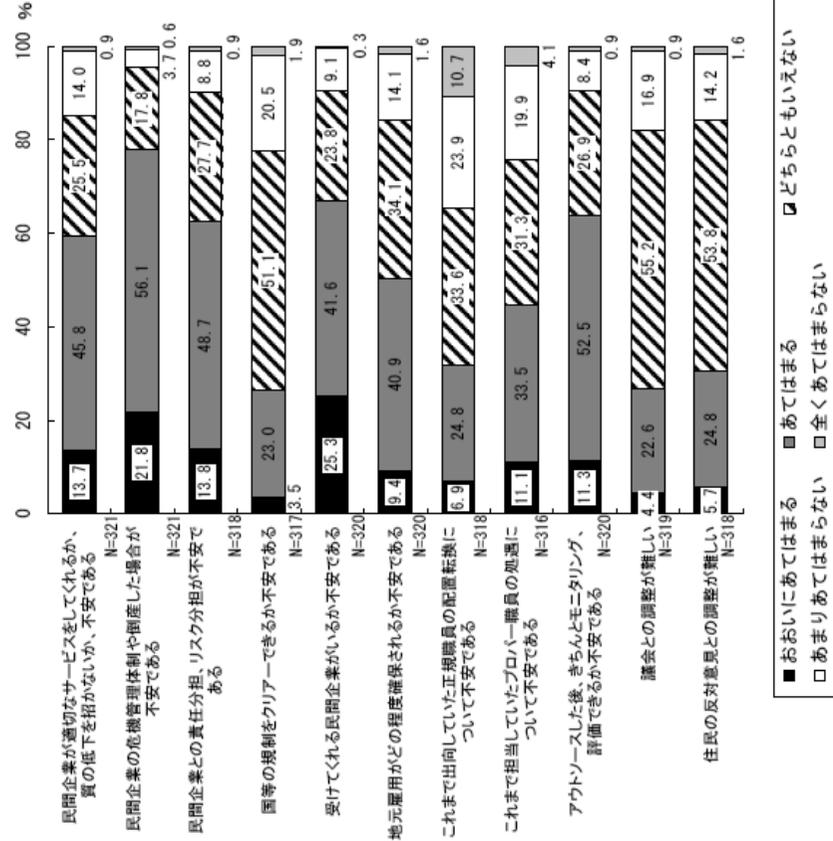
（野村総合研究所「民間へのアウトソーシングに関する自治体アンケート調査報告」より抜粋）

オ 自治体におけるアウトソーシングの課題

自治体が民間事業者へのアウトソーシングを検討する場合、危惧する点については、「民間事業者の危機管理体制・倒産、受入民間事業者の存在、モニタリングや評価の能力、責任分担、民間事業者の提供サービス、地元雇用の確保」に自治体は不安を抱いている。

福岡県においては、公募の際の評価項目や評価基準を外部の有識者で構成される「指定管理者選定委員会」で審議し、設定している。

民間企業へのアウトソーシングを検討する場合、危惧する点

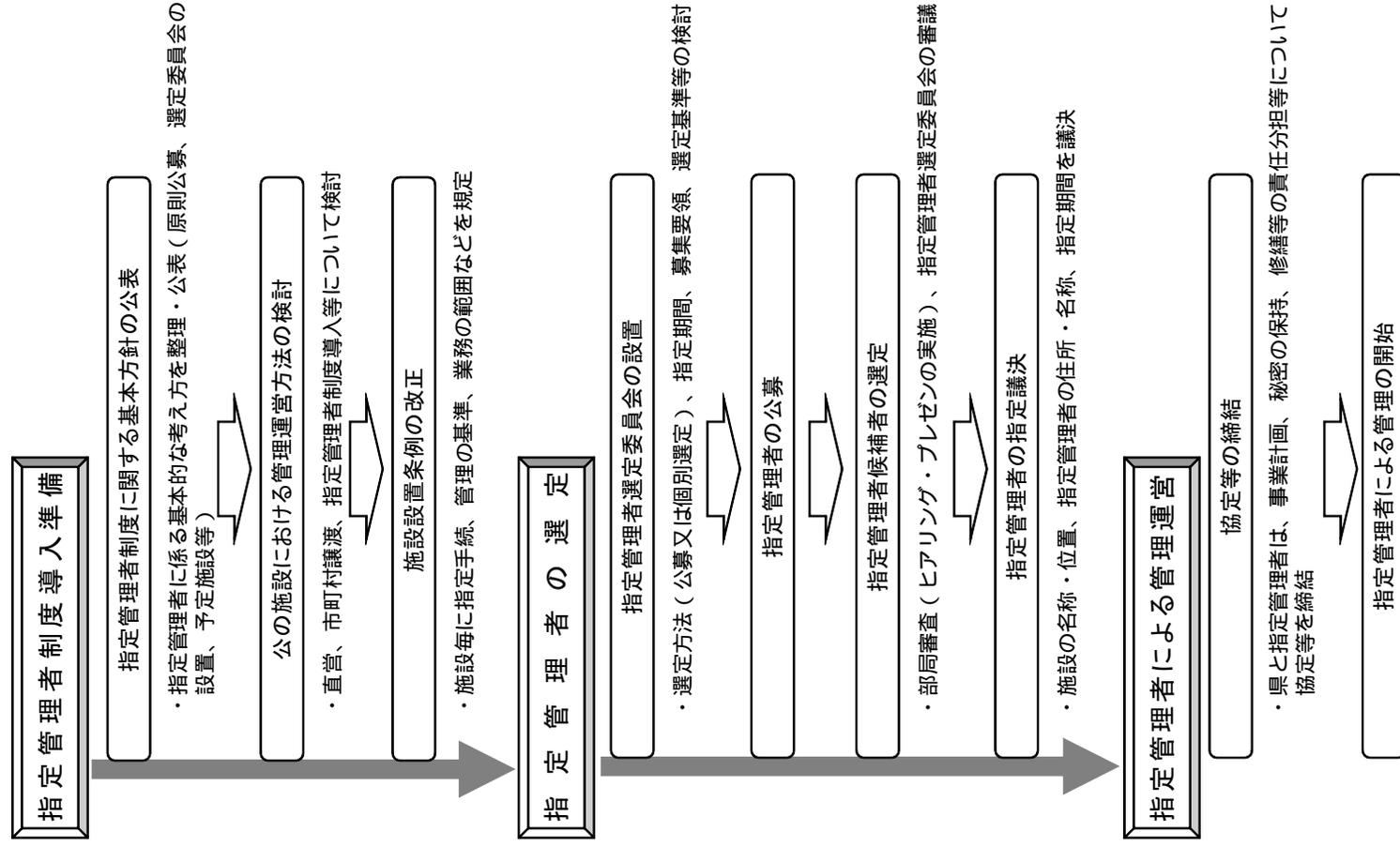


(野村総合研究所「民間へのアウトソーシングに関する自治体アンケート調査報告」より抜粋)

3. 福岡県における指定管理者制度

(1) 福岡県における指定管理者制度導入プロセスについて

福岡県の指定管理者制度は、以下のプロセスで導入されている。



（県資料より作成）

ア 指定管理者制度に関する基本方針公表

指定管理者制度の創設に伴い、公の施設の管理について、制度導入に係る基本的な考え方や手続等を「基本方針」として公表している。

イ 公の施設における管理運営方法の検討

管理委託制度を採用している施設については、指定管理者制度への移行を前提として、公の施設の設置目的や利用状況等を踏まえ、以下のような観点から点検し、管理運営方針を決定している。

公共性（公益性）の確保

公共性・公益性の高いサービスを住民が享受する機会を提供するとともに、住民の公平な利用を確保する。

住民サービスの向上

利用者の視点に立ったサービスの見直しなどにより、施設の価値・効用を最大限に発揮する。

効率性の向上

民間のノウハウの活用により、効率的な管理運営を目指す。

その際に、利用者が地元住民に集中し、今後も一定の利用が見込まれるもので、地元の受入意向のある施設については、地元市町村等への譲渡等を、設置目的が既に達成され、施設の存在意義が薄れている施設等については、代替施設の有無や今後の資産の活用の方策に留意しつつ、施設の規模縮小や廃止を併せて検討している。

ウ 施設設置管理条例の改正

指定管理者制度を導入するに当たっては、公の施設の設置を定めた条例を改正する必要があるため、地方自治法第244条の2第4項に基づき、設置条例を改正している。

条例で定めた事項は、以下のとおりである。

指定管理者による管理

指定の手続き

管理の基準

業務の範囲

その他必要な事項（利用料金制度など）

工 指定管理者選定委員会の設置

福岡県では、指定管理者選定の公平性、客観性、全庁的なバランスを確保するため、外部の有識者7名で構成する「指定管理者選定委員会」を設置している。構成メンバーも公認会計士、税理士、中小企業診断士、建築士、経営コンサルタントと委員会の業務である指定管理者の選定・評価を行う上で、必要な要素を備えたメンバーで構成されている。

指定管理者選定委員会の審議事項は、以下のとおりである。

指定管理者の募集及び選定方法に関すること。
選定に係る評価項目・評価基準に関すること。
事業計画書等の審査に関すること。

才 指定管理者の公募

指定管理者の公募に当たっての基本的な考え方は、以下のとおりである。

(ア) 募集方法

公正な競争を行うことにより、公の施設のサービス向上と効率的な管理運営を図るため、原則として公募し、複数の申請者の中から選定する。

ただし、次の場合には、公募によらず、指定管理者を選定することも可能としている。

廃止や譲渡を検討している施設で、暫定的に指定する場合
施設の設置目的、特性、県の施策との関係、整備手法、立地条件及び地元市町村等との関わりなどから、指定管理者を特定の団体に限定することが適切な場合等

なお、募集方法（公募又は個別選定の別）及び指定期間の確性、評価基準等については、あらかじめ指定管理者選定委員会において審議し、決定している。

また、福岡県では、次のとおり応募資格を定め、緊急時にも速やかに対応できる事業者を選定することとしている。

次に掲げる(1)及び(2)の条件(グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件)を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア．地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有

しない者及び破産者で復権を得ない者)

イ. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ. 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者
エ. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は商法(明治32年法律第48号)等の規程に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ. 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ. 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しないもの

キ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合は各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

(イ) 情報の公開

指定管理者の選定を公募で行う場合は、募集期間を定め、予め施設に関する情報、管理の基準、業務の範囲、選定基準等を公表するとともに、現地説明会を開催するなど周知に努めることとしている。

(ウ) 部局審査

提案された事業計画は、各施設所管部署に設置する「指定管理者選定会議」において、ヒアリングやプレゼンテーションを行うなど、単なる金額の競争ではなく、より効果的に施設の設置目的が達成できるよう、運営に関する方策、体制等を総合的に審査することとしている。

(エ) 指定管理者選定委員会による調査・審議

選定委員会は、部局審査の結果が評価基準に基づきの確、公平に実施されているか等について、全庁的な視点から審議することとしている。

また、指定管理者候補者の選定結果については、透明性確保の観点からホームページ等で公表している。

- カ 指定管理者の指定議決
指定管理者の指定は、議会の議決を経て行っている。

議決の内容は以下のとおりである。

- ・施設の名称及び所在地
- ・指定管理者となる団体の名称及び住所
- ・指定する期間

- キ 協定等の締結
指定議決後、県と指定管理者が協議を行い、施設の管理運営に関する協定等を締結することとし、協定は、指定期間を通じた取り決めを行う「基本協定」と、毎年度の管理経費の額等を定める「年度協定」の2本立てとする。

「基本協定」の項目は以下のとおりである。

事業計画に関する事項
再委託に関する制限
善管注意義務
物品類の使用等
原状変更、原状回復
責任分担
業務報告（月例報告）
事業報告
事故報告
損害賠償
秘密の保持
関係書類の整備
協定の解除

「年度協定」の項目は以下のとおりである。

管理経費
経費の支払方法、精算等

- ク 指定管理者による管理の開始
上記手続きを経た後、指定管理者による管理運営を開始している。

(2) 福岡県の指定管理者制度導入状況

福岡県の指定管理者制度導入施設は、平成21年4月現在260施設(県営住宅223団地を含む)となっている。詳細は以下のとおりである。

なお、平成19年7月に策定された「福岡県行政改革大綱」においては、「指定管理者制度導入対象施設の拡大の検討」という改革事項を掲げ、「社会教育施設などの直営の公の施設については、県民サービスの向上とコスト削減の観点から管理運営のあり方を再検証し、指定管理者制度の導入を検討する。」と明記しており、引き続き指定管理者導入施設の拡大を図ることとしている。

福岡県における指定管理者制度導入施設

| 施設区分 | 主な施設 | 施設数 |
|-----------------|--------------------------|-------|
| レクリエーション・スポーツ施設 | スポーツ化学情報センター 県立総合プール等 | 8施設 |
| 産業振興施設 | 飯塚研究開発センター、建設技術情報センター等 | 3施設 |
| 医療・社会福祉施設 | 身体障害者リハビリテーションセンター等 | 3施設 |
| 基盤施設 | 都市公園(9公園)、県営住宅(223団地)等 | 233施設 |
| 文教施設 | ももち文化センター、社会教育総合センター等 | 13施設 |
| 合計 | | 260施設 |

各施設の指定管理状況は「指定管理施設一覧」参照

指定管理施設一覧

(平成21年4月現在)

| 対象施設名 | 設置年度 | 指定管理者名 | 指定期間 |
|---------------------------|-------|------------------|-----------------|
| 1 福岡県立ももち文化センター(1) | 平成19年 | (株)イズミテクノ | H19.4～H22.3 3年 |
| 2 大濠公園能楽堂 | 昭和61年 | (株)西日本新聞イベントサービス | H21.4～H26.3 5年 |
| 3 福岡県立あまぎ水の文化村 | 平成5年 | (財)あまぎ水の文化村 | H21.4～H24.3 3年 |
| 4 福岡県国際文化情報センター | 平成7年 | (財)アクロス福岡 | H18.4～H23.3 5年 |
| 5 福岡県男女共同参画センター | 平成8年 | (財)福岡県地域福祉財団 | H21.4～H24.3 3年 |
| 6 福岡県総合福祉センター | 平成8年 | (財)福岡県地域福祉財団 | H21.4～H24.3 3年 |
| 7 福岡県身体障害者授産指導所 | 昭和23年 | (社)福岡コロニー | H21.4～H24.3 3年 |
| 8 福岡県身体障害者リハビリテーションセンター | 昭和56年 | (社)福岡県厚生事業団 | H18.4～H23.3 5年 |
| 9 福岡県立九州勤労青少年文化センター | 昭和57年 | (財)北九州勤労青少年福祉公社 | H21.4～H23.3 2年 |
| 10 福岡県人権啓発情報センター | 平成8年 | (財)福岡県地域福祉財団 | H21.4～H24.3 3年 |
| 11 福岡県平尾台自然観察センター | 平成12年 | ハートランド平尾台(株) | H21.4～H24.3 3年 |
| 12 福岡県立飯塚研究開発センター | 平成5年 | (財)飯塚研究開発機構 | H18.4～H23.3 5年 |
| 13 福岡県立四王寺農家の森 | 昭和51年 | 福岡県森林組合連合会 | H21.4～H24.3 3年 |
| 14 福岡県立夜須高原記念の森 | 平成6年 | 九州林産(株) | H21.4～H24.3 3年 |
| 15 福岡県緑化センター | 昭和59年 | (社)福岡県樹芸組合連合会 | H21.4～H24.3 3年 |
| 16 福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設 | 平成15年 | 津屋崎漁業協同組合 | H21.4～H26.3 5年 |
| 17 福岡県建設技術情報センター | 平成7年 | (財)福岡県建設技術情報センター | H18.4～H23.3 5年 |
| 18 福岡県営東公園 | 明治9年 | (株)小山千緑園 | H21.4～H24.3 3年 |
| 19 福岡県営西公園 | 明治14年 | にしてつグループ | H21.4～H24.3 3年 |
| 20 福岡県営大濠公園 | 昭和4年 | にしてつグループ | H21.4～H24.3 3年 |
| 21 福岡県営名島運動公園 | 昭和57年 | 宗修緑地建設(株) | H21.4～H24.3 3年 |
| 22 福岡県営天神中央公園 | 平成元年 | JMK・都市造園グループ | H21.4～H24.3 3年 |
| 23 福岡県営春日公園 | 昭和56年 | 西部ガス・ファイブ共同事業体 | H21.4～H24.3 3年 |
| 24 福岡県営中央公園 | 昭和27年 | 岡崎建工(株) | H19.4～H22.3 3年 |
| 25 福岡県営筑豊緑地 | 昭和31年 | 管理センター・カホスイミニング | H19.4～H22.3 3年 |
| 26 福岡県営筑後広域公園 | 平成17年 | 筑後広域公園振興事業団 | H19.4～H22.3 3年 |
| 27 福岡県営住宅(2) | 昭和26年 | 福岡県住宅供給公社 | H21.4～H26.3 5年 |
| 28 旧福岡県公会堂貴賓館 | 明治43年 | JMK・都市造園グループ | H21.4～H24.3 3年 |
| 29 求善館資料館 | 昭和60年 | 豊前市 | H21.4～H26.3 5年 |
| 30 甘木歴史資料館 | 昭和60年 | 朝倉市 | H21.4～H26.3 5年 |
| 31 柳川古文書館 | 昭和60年 | 柳川市 | H21.4～H26.3 5年 |
| 32 福岡県青少年科学館 | 平成2年 | (財)福岡県教育文化奨学財団 | H21.4～H24.3 3年 |
| 33 福岡県立久留米スポーツセンター | 昭和49年 | (財)福岡県スポーツ振興公社 | H21.4～H24.3 3年 |
| 34 福岡県立スポーツ科学情報センター | 平成7年 | (財)福岡県スポーツ振興公社 | H21.4～H24.3 3年 |
| 35 福岡県立総合プール | 平成元年 | (財)福岡県スポーツ振興公社 | H21.4～H24.3 3年 |
| 36 福岡県馬術競技場 | 平成元年 | 福岡県馬術連盟 | H21.4～H24.3 3年 |
| 37 福岡県立総合射撃場 | 平成元年 | (財)福岡県スポーツ振興公社 | H21.4～H26.3 5年 |
| 38 福岡県立精神医療センター太宰府病院(3) | 昭和6年 | (財)医療・介護・教育研究財団 | H17.4～H27.3 10年 |

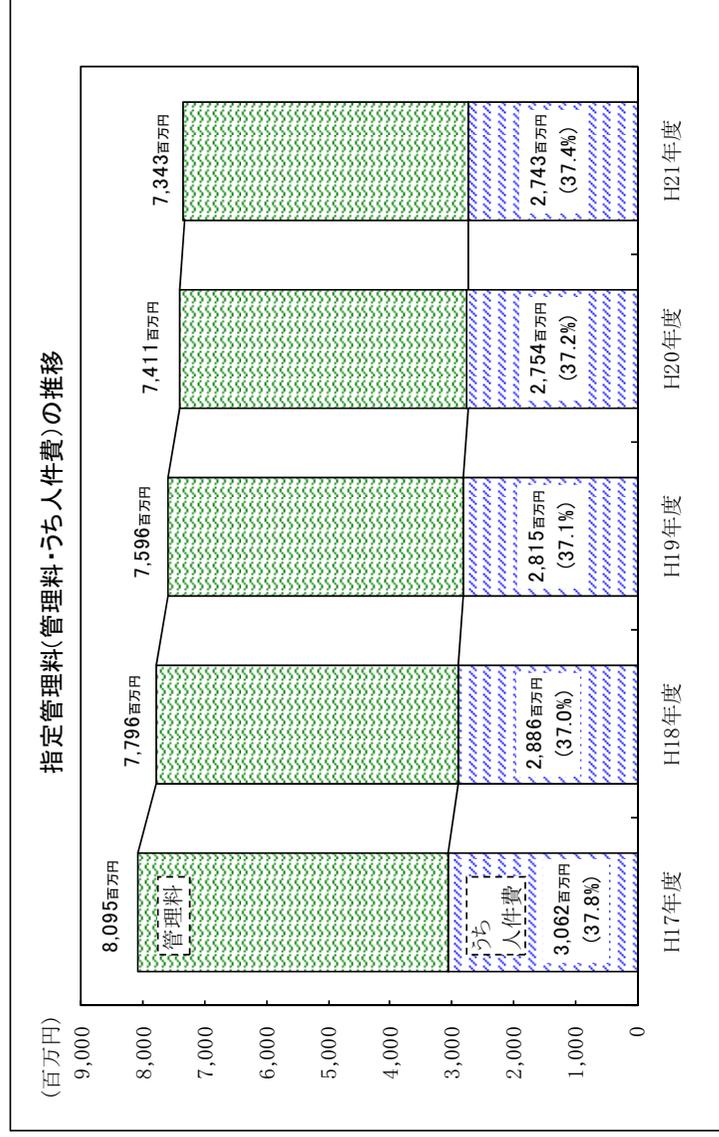
1：福岡県立福岡勤労青少年文化センター(昭和48年設置)から名称変更

2：23団地を1施設として表示

3：福岡県立筑紫保養院(昭和6年) 福岡県立太宰府病院(昭和41年) 現名称(平成12年)

(県資料より作成)

福岡県の指定管理者制度導入施設における管理料の推移は、下記の表のとおりである。制度導入前に比べ、管理料が減少しており、経費削減の効果が表れている。ただし、指定管理者制度導入効果については、経費削減だけではなく、民間ノウハウを活用した県民サービスの向上等も期待されていることから、今後は、経費削減と県民サービスの向上とのバランスをとる事が望まれる。



(県資料より作成)

(3) 福岡県の特徴

総務省自治行政局行政課から平成21年10月に「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(調査時点平成21年4月1日)が公表されている。この調査結果の全国の導入状況と福岡県の導入状況を比較することで、福岡県の特徴を分析する。

ア 指定管理者制度の導入状況等について

表アのとおり、福岡県における導入率は80.2%となっており、全国平均58.7%に比べ、21.5ポイント高い水準となっている。高い理由としては、基盤施設が90.3%と30.7ポイントのプラスが主な要因で、これは、県営住宅223団地を指定管理者による管理としていることが導入割合を高めていると思われる。

区分別ではレクリエーション・スポーツ施設が88.9%と全国平均とほぼ同じであるが、産業振興施設が16.7%と24.1ポイントのマイナス、文教施設が38.2%と12.7ポイントのマイナスの結果となっている。

産業振興施設は、農業改良普及センター11施設をはじめ、技術センター3施設等が直営であることが導入率の低い理由である。農業改良普及センターは、法律の規制により制度導入ができない施設であり、技術センターは、試験研究機関として行政との一体性が極めて高い業務を行っている施設であり、指定管理者制度がなじまない施設であることが理由である。

文教施設は、高等技術専門学校・農業高等学校等の学校施設、少年自然の家等の社会教育に関する宿泊研修施設、図書館、美術館等が直営であることが導入率の低い理由である。学校施設については法律の規制により制度導入できない施設であり、宿泊研修施設については社会教育の場として職員配置の必要性、無料施設の現状から導入が進んでいない状況である。

表ア 指定管理者制度の区分別導入状況

(単位:施設、%)

| | 都道府県 | | 福岡県 | | 導入割合 | 導入割合 |
|-----------------|--------|-------|-------|-----|-------|-------|
| | 公の施設数 | 導入数 | 公の施設数 | 導入数 | | |
| レクリエーション・スポーツ施設 | 561 | 504 | 9 | 8 | 89.8% | 88.9% |
| 産業振興施設 | 422 | 172 | 18 | 3 | 40.8% | 16.7% |
| 基盤施設 | 8,926 | 5,321 | 258 | 233 | 59.6% | 90.3% |
| 文教施設 | 966 | 492 | 34 | 13 | 50.9% | 38.2% |
| 社会福祉施設 | 849 | 393 | 5 | 3 | 46.3% | 60.0% |
| 合計 | 11,724 | 6,882 | 324 | 260 | 58.7% | 80.2% |

(総務省、県資料より作成)

イ 指定管理者団体の種類別割合について

表イのとおり、指定管理者の種類について、福岡県においては株式会社、有限会社といった民間事業者の割合は2.7%であり、全国平均より8.5ポイント低い状況である。これは、県営住宅223施設を一括して公募した結果、県の外郭団体である福岡県住宅供給公社が指定されたためであるが、指定管理者制度の導入趣旨のひとつである民間活力の活用という点では、福岡県をはじめ全国都道府県とも更なる活用が期待されるところである。

表イ 指定管理者団体の種類別割合 (単位:施設、%)

| | 都道府県 | | 福岡県 | |
|--------------|-------|--------|-----|--------|
| | 施設数 | 構成比 | 施設数 | 構成比 |
| 株式会社 有限会社 | 771 | 11.2% | 7 | 2.7% |
| 財団法人 社団法人 | 2,915 | 42.4% | 239 | 91.9% |
| 公共団体 | 310 | 4.5% | 3 | 1.2% |
| 公共的団体 | 2,086 | 30.3% | 5 | 1.9% |
| NPO法人 | 154 | 2.2% | 0 | 0.0% |
| その他 | 646 | 9.4% | 6 | 2.3% |
| 合計 | 6,882 | 100.0% | 260 | 100.0% |

(総務省、県資料より作成)

ウ 指定管理者の選定手続別状況

表ウのとおり、公募により候補者を募集したか否かの割合について、福岡県においては94.6%と全国平均より36.7ポイント高い状況である。これは、県営住宅223施設を公募に募集していること、福岡県で作成している「指定管理者制度導入に関する運用指針」の中でも原則として公募による指定を明記しているためであるが、今後も公募割合の高い状況が見込まれる。

表ウ 指定管理者の選定手続別状況 (単位:施設、%)

| | 都道府県 | | 福岡県 | |
|-------------------------------|-------|--------|-----|--------|
| | 施設数 | 構成比 | 施設数 | 構成比 |
| 公募による募集 | 3,982 | 57.9% | 246 | 94.6% |
| 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定 | 2,801 | 40.7% | 0 | 0.0% |
| その他 | 99 | 1.4% | 14 | 5.4% |
| 合計 | 6,882 | 100.0% | 260 | 100.0% |

(総務省、県資料より作成)

工 指定管理者導入施設の従前の管理状況

表工のとおり、従前の管理が指定管理者であった割合は、福岡県は98.1%と全国平均より46.8ポイント上回っている。これは、今回の調査が平成18年度に指定期間3年で導入した施設の管理者を再選定した平成21年4月を基準としていることが要因である。

また、直営であった施設が1施設にとどまっており、平成18年度に指定管理者制度が本格導入された後、対象施設が増えていない状況にあると思われる。

表エ 指定管理者導入施設の従前の管理状況 (単位:施設、%)

| | 都道府県 | | 福岡県 | |
|-------------|-------|--------|-----|--------|
| | 施設数 | 構成比 | 施設数 | 構成比 |
| 指定管理者 | 3,531 | 51.3% | 255 | 98.1% |
| 管理受託制度による管理 | 2,937 | 42.7% | 4 | 1.5% |
| 直営 | 338 | 4.9% | 1 | 0.4% |
| 施設新設 | 76 | 1.1% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 6,882 | 100.0% | 260 | 100.0% |

(総務省、県資料より作成)

オ 指定期間別状況

表才のとおり、指定期間について、福岡県においては5年の割合が89.6%と最も高く、続いて3年の9.6%が続いている。県営住宅223施設が5年の指定期間していることが要因と思われる。ただし、県営住宅223施設を1施設として指定管理者導入施設を38施設と考えた場合、3年の割合が65.8%となり期間を3年としている施設も比較的多い。福岡県の「指定管理者制度導入に関する運用指針」では、指定期間について原則3～5年程度とされており、運用指針に基づいた期間の設定と考えられる。

また10年の期間の施設が1施設ある。これは福岡県立精神医療センター主宰病院であり、施設利用者や指定管理者が長期的、継続的な関係を有することが必要とされた施設と考えられたためである。

表才 指定期間別状況

(単位:施設、%)

| | 都道府県 | | 福岡県 | |
|-------|-------|--------|-----|--------|
| | 施設数 | 構成比 | 施設数 | 構成比 |
| 1年 | 70 | 1.0% | 0 | 0.0% |
| 2年 | 44 | 0.6% | 1 | 0.4% |
| 3年 | 3,931 | 57.1% | 25 | 9.6% |
| 4年 | 310 | 4.5% | 0 | 0.0% |
| 5年 | 2,457 | 35.7% | 233 | 89.6% |
| 6～9年 | 23 | 0.3% | 0 | 0.0% |
| 10年以上 | 47 | 0.7% | 1 | 0.4% |
| 合計 | 6,882 | 100.0% | 260 | 100.0% |

(総務省、県資料より作成)

カ 利用料金制の導入状況

表才のとおり、福岡県において利用料金制を導入している施設は245施設と全体の94.2%を占め、全国平均より47.6ポイント上回っている。県営住宅223施設が含まれていることが要因と思われる。「指定管理者制度導入に関する運用指針」において、有料施設については、利用料金制度の導入を積極的に検討することが明記されており、指定管理者へのインセンティブが動く仕組みが活用されていると思われる。

| 表力 利用料金制の導入状況 | (単位:施設、%) | | | |
|---------------|-----------|--------|-----|--------|
| | 都道府県 | 福岡県 | | |
| | 施設数 | 構成比 | 施設数 | 構成比 |
| 利用料金制を導入 | 3,210 | 46.6% | 245 | 94.2% |
| 指定管理者者導入施設数 | 6,882 | 100.0% | 260 | 100.0% |

(総務省、県資料より作成)

・ 監査の結果及び意見

1. 総論

(1) 公の施設の管理全般について

前述のとおり、福岡県の公の施設の管理運営、特に指定管理者制度については、制度導入当初から外部の有識者が構成される「指定管理者選定委員会」を設置し、募集方法、指定期間、評価項目及び評価基準等を決定するとともに、審議状況や選定結果の情報を公表するなど、高い公平性、客観性を有した仕組みとなっている。また、制度導入により管理料も低減しており、コスト削減効果も確保しているというのが全体的な印象である。

引き続き指定管理者制度の公平性、客観性を担保しつつ、コストの削減と県民サービスの向上を図っていくことが望まれるが、今後の指定管理者制度を含む公の施設の安定的な運営のために、以下のとおり意見を付すものである。

(2) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

公の施設の在り方の検討について（意見）

公の施設は、県民の福祉を増進させるために県が設置した施設であるが、県民ニーズの変化や民間施設等の代替施設の設置状況が変化することから、公の施設の必要性も時代とともに変化している。

福岡県では、指定管理者制度の導入に当たり、各公の施設の必要性について事業の廃止を含めて検討を行い、平成17年度から平成20年度の間に2施設を廃止し、5施設を民間等へ譲渡しているが、まだ多くの公の施設を県が管理運営している。

公の施設の管理運営には、多額の予算を必要とするが、福岡県の財政状況は、長引く景気の低迷により一層厳しさを増している。また、既設の公の施設は、設置後20年を経過した施設が多く、今後、多額の修繕費等が必要となると考えられる。

厳しい財政運営の中、多様な県民ニーズに的確に対応し、効果的・効率的な行政運営を行うためにも、既設の公の施設の必要性や管理・運営方法について、絶えず見直しを行っていく必要がある。

なお、公の施設は、県民の共通の財産であり、県民サービスと密接に関連していることから、設置者である福岡県には、検討結果を公表するなど、積極的に説明責任を果たすことが求められている。

モニタリングの強化について（意見）

指定管理者制度におけるモニタリングは、仕様書どおりに業務が履行できて

いるのか、良質なサービスが提供できているかなどを行政がチェックし評価する仕組みであると同時に、指定管理者にとっても、自主管理に必要な自己点検の機会であり、県民に対するCSR（企業の社会的責任）をアピールする機会であるとされており、その積極的な活用が望まれている。

福岡県のモニタリングは、指定管理者が提出する毎月の業務報告と事業年度終了後の事業報告書を基に、施設所管課がチェックする仕組みとなっている。また、施設所管課は、事業報告書を基に「指定管理者による管理運営の実施状況報告」を作成して県議会に報告し、最終的には福岡県のホームページ等で公表することとしている。

「管理運営の実施状況報告」の内容は、指定管理者から事前に提出された事業計画の達成状況が中心となっており、サービスの質的評価（アンケート等による利用者満足度の調査等及び評価）や業務の改善に係る事項の記載がない。

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用してコストの削減と県民サービスの向上を図る制度であるが、コスト削減を重視すると、従業員の賃金低下によるサービスの低下や安全管理が疎かになることも懸念される。

高いサービス水準を維持し、安定的に公の施設を管理運営するためにも、サービスの質的評価を制度化し、指定管理業務の更なる改善・改良を目指す基礎資料となるよう、モニタリングを強化する必要がある。

指定期間について（意見）

福岡県の指定期間については、「指定管理者制度導入に関する運用指針」で原則3年から5年と明記されており、指定管理者制度導入38施設中、25施設が指定期間3年となっている。

最適な指定期間については、施設の特異性等を総合的に考慮して決定すべきであると考えるが、指定管理業務に参入を検討している企業・団体にとって、機器購入のための投下資本の回収やリース契約の検討、雇用の確保等を図るうえで、指定期間3年は短く不安定であり、実質的な参入障壁となる恐れがある。また、事業の評価の観点からも3年では十分な成果を挙げることができず、適正な評価ができない可能性がある。

民間事業者の指定管理業務への参入を促進し、経営の安定性、事業評価の適正性を確保するためにも、指定期間を5年程度に見直す必要がある。

ただし、指定期間を長期とすることは、長い期間、競争機会が失われることとなるため、モニタリングを厳格に行うことが望まれる。

指定管理料の設定について（意見）

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用してコストの削減と県民サービス

の向上を図る制度であることから、民間事業者の創意工夫を引き出し、公の施設の効果的・効率的な管理運営を行わせるためには、指定管理者に対する一定のインセンティブの付与が重要である。

福岡県では、多くの施設で利用料金制が導入され、指定管理者へのインセンティブが働く仕組みとなっているが、福岡県が指定管理者に交付する指定管理料は、年々減少している。これは、委託先を公から民へ変更したことによる削減効果とも言えるが、指定管理者の収入の大半を占める指定管理料の減少は、指定管理者に対するインセンティブの縮小につながる恐れがある。

インセンティブの縮小は、無理なコスト削減、不適切な施設管理を招きかねず、また、引いては民間事業者にとっては魅力のない事業となり、指定管理者への応募事業者がなくなるなど、公の施設の管理運営ができないこととなる恐れもある。

今後とも指定管理者制度を安定的に運用していくためには、適切な指定管理料の設定による指定管理者へのインセンティブの付与が不可欠であり、指定管理料の設定方法についても検討が必要である。

樹木・立木の適正な管理について（意見）

公有財産台帳に記載する樹木・立木については、「地上高1.2メートルの位置における幹の直径が10センチメートルを超えるものは、1本（1株）当たりの見積価格が10万円を超えるもの。（福岡県財務規則運用要綱第209条関係 第4項）と明記されている。また昭和55年9月13日付の総務部長通知「樹木及び立木（竹）取扱要領の制定について（通知）」によれば、調査方法として、原則として5年毎に実地調査を行うものとし、記載方法としては「位置図」を添付する旨明記されている。

すなわち、5年毎に実地調査を行い、上記記載要件を満たすものについては位置図を作成し、公有財産台帳に記載することが求められている。

現地調査を行った施設においては、公有財産台帳との照合を行ったが、明らかに記載件数が少なかった。これは、施設設置後、記載要件を満たしていないかった樹木、立木が成長して要件を満たした段階で台帳への登録が適時に行われていなかったものと思われる。

運用要綱にも「現金会計に比較すると財産会計は軽視される傾向にあるが、公有財産は現金の物件化したものであり、公有財産の管理は現金同様厳格な管理がなされるべきである。」と公有財産の管理の重要性が明記されている。特に、設置者と管理者が異なる指定管理者制度導入施設においては、管理責任の所在を明確にする必要があることから、全ての公の施設の樹木・立木について調査を行うなど、福岡県財務規則運用要綱等に基づいた適正な管理を行う必要がある。

2. 各論

今回、監査対象とした施設については、次の方法により選定した。

も一つ一つの監査テーマである「県の財政支出について（構造的課題と社会保障関連費及び教育関連費等を中心として）」と関連づけるため、福祉施設及び文教施設に絞った。

福祉施設及び文教施設のうち、平成21年度より指定管理者が変更になっている施設については、対象から除いた。

平成19年度の包括外部監査において文教施設の一部を監査の対象としており、監査要点が異なるが一部重複している部分があること、前回の監査から2年しか経過しておらず、監査結果の措置を行っている状況であることを判断し対象から除いた。

監査目的が異なるが、福岡県監査委員事務局が平成21年度に既に監査を実施した施設又は監査の実施期間（8月から11月）が重なる施設については、現場の負担に配慮して対象から除いた。

直営施設については、「福岡県行政改革大綱」に基づき、指定管理者制度の導入が検討されている社会教育施設を特に選定した。

以上の結果、次の6施設区分の11施設を選定した。各施設の監査結果については次頁以降に述べる。

【監査対象とした施設】

- (1) 福岡県立北九州勤労青少年文化センター < 指定管理施設 >
- (2) 旧福岡県公会堂貴賓館 < 指定管理施設 >
- (3) 九州歴史資料館分館（3施設）
（求菩提資料館、甘木歴史資料館、柳川古文書館） < 指定管理施設 >
- (4) 福岡県馬術競技場 < 指定管理施設 >
- (5) 福岡県立ふれあいの家（4施設）
（ふれあいの家北九州、北筑後、京築、南筑後） < 直営施設 >
- (6) 福岡県立夜須高原野外活動センター < 直営施設 >

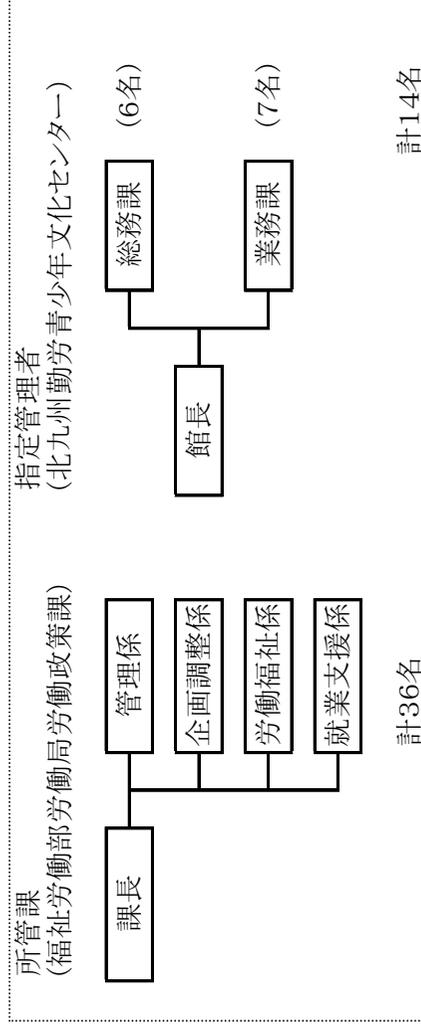
(1) 福岡県立北九州勤労青少年文化センター < 指定管理施設 >



ア 施設の概要

| | |
|----------|--|
| 施設名称 | 福岡県立北九州勤労青少年文化センター（北九州パレス） |
| 所在地 | 北九州市小倉北区井堀5丁目1番3号 |
| 設置年月日 | 昭和57年10月1日（開館日） |
| 設置根拠法令等 | 福岡県立勤労青少年文化センター条例 |
| 設置目的 | 勤労青少年の福祉を増進するため、教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜を提供すること。 |
| 設置の経緯 | 北九州市の要望(昭和53年10月)により、県が施設を建設し、施設を管理運営する団体として、県(出資490万円)、北九州市(出資510万円)共同で(財)北九州勤労青少年福祉公社を設立した。 |
| 施設の概要(㎡) | 本館(3,309㎡)、体育館(2,168㎡)、プール(25m×7コース)、テニスコート(3面、補助1面) |
| 面積(㎡) | 18,563㎡(建築都市部所管、中央公園内) |
| 主な活動内容 | 貸館事業、自主事業(講座開催等) |
| 管理運営主体 | 設置者：福岡県(所管課：福祉労働部労働局労働政策課) 管理委託先(平成17年度まで)：(財)北九州勤労青少年福祉公社 指定管理者(平成18年度より)：(財)北九州勤労青少年福祉公社 |
| 開館時間 | 午前9時～午後9時 |
| 休館日 | 月曜日 |
| 駐車場 | 有(95台、内身障者用7台) |

イ 組織の状況



ウ 管理の状況

(ア) 設置管理条例

指定管理者制度を導入するため、平成17年6月定例県議会において「福岡県立勤労青少年文化センター条例」を改正し、指定管理者に施設の管理を行わせる根拠規定、管理の基準、業務の範囲及び指定の手続き等を規定している。

(イ) 指定管理業務の概要

対象施設

- ・ 本館（小ホール、展示ホール、会議室、研修室、和室ほか）
- ・ 体育館（卓球場、剣道場、柔道場、競技場）
- ・ 野外施設（25mプール、テニスコート）ほか

指定管理者が行う業務の範囲

- ・ 施設の維持管理業務
清掃・警備業務、建物・機械設備等の保守点検・修繕、
樹木・備品及び駐車場の管理
- ・ 施設の利用許可・使用料の徴収業務
- ・ 自主企画事業の実施

指定の期間

平成21年4月1日から平成23年3月末日まで。（2年間）

現指定管理者である財団法人北九州勤労青少年福祉公社は、最大の出資者である北九州市の行財政改革の一環により平成22年度末で廃止されることから、同財団の解散手続き等を円滑に進めるため、暫定的に2年間としている。

(ウ) 指定管理者の指定手続

a 選定方法
個別選定

制度導入時は、公募で指定管理者を選定しているが、(イ) のとおり財団の解散手続き等を円滑に進める必要があるため、暫定的に個別選定を採用している。

b 選定手順

選定方法・指定期間の決定

暫定的に個別選定とすること、指定期間は2年間とすることを指定管理者選定委員会で審議し決定している。

また、個別選定とする理由については、県のホームページにおいて公表されている。

候補者の選定

所管部に設置された「指定管理者選定会議」による予備審査(書類審査・ヒアリング)を行い、指定管理者選定委員会の審議を経て選定している。

選定結果については、選定理由、評価結果とともに公表されており、公表している内容は次のとおりである。

福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者の選定結果

1 選定経過

県による予備審査（書類審査・ヒアリング）を経て、福岡県指定管理者選定委員会の審議により評価した。県では、選定委員会の審議結果を踏まえ、最も適切と考えられる団体を下記の選定理由により候補団体とした。

- 2 候補団体及び選定理由
 (1) 候補団体 財団法人 北九州勤労青少年福祉公社

(2) 選定理由

次のような理由で個別選定を行い、提案された事業計画書の内容は、管理団体として適切であると認められる。
【個別選定の理由】
 現在の指定管理団体である財団は北九州市が最大の出資者であり、平成22年度末で廃止される方針である。北九州市の行財政改革を支援し、財団の解散手続き等を円滑に進める必要があるため、平成22年度末までの2年間、暫定的に当該財団を選定することが適切である。

【評価結果の概要】

管理運営体制や職員研修システムが確立されており、また、県・市・地域団体等との連携による事業実施など、堅実な運営方針が具体的に提案されている。
 利用者の安全性・利便性を最優先のうえ、経費節減策が提案されている。
 「自主事業実施基本方針」に基づき、若年者の職業的自立支援のためのキャリアアップ事業など、県の雇用対策に沿った自主企画事業が提案されている。

3 評価結果

| 団体名 | | (財)北九州勤労青少年福祉公社 | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| 評価項目 | | 評価結果 | |
| 大項目 | 中項目 | 中項目 | 大項目 |
| 公共性(公益性)の確保 | 管理運営方針等 | A | A |
| | 平等利用者の(利用者)の視点) | A | |
| 施設利用及びサービスの向上 | 利用の促進 | A | A |
| | サービス・利便性の維持向上 | B | |
| 経営(収支)改善 | 収支の改善 | B | B |
| | 経営効率化や合理的な会計制度 | B | |
| 職員確保方針及び健全な財政基盤 | 職員の確保方針 | A | B |
| | 健全な財政基盤 | C | |
| 施設管理上の個別事項 | 安全の確保、情報の管理等 | B | A |
| | 自主企画事業 | A | |

4 応募団体一覧(50音順)

| |
|--|
| |
|--|

(県資料より)

c 指定管理者の指定

平成20年12月定例県議会において、指定管理者の指定に関する議決を経て指定している。

(工) 協定の締結

議決後に、県と指定管理者が協議を行い、平成21年3月26日付で指定期間を通じた取り決めを行う「基本協定書」を、平成21年4月1日付で年度の管理経費の額等を定める「年度協定書」を締結している。

管理経費及び利用料金制の方針

施設の維持管理に要する経費に充てるため、福岡県は指定管理者に対し管理経費を支払う。管理経費の額は、原則として変更しないものとし、経済情勢の激変その他予期することのできない特別な事情により著しく不適當となったときは、協議の上変更できる旨定めている。

施設の利用に係る料金については、利用料金制を採用せず使用料という形で徴収し、指定管理者はその徴収事務を県より受託している。

指定管理者と県の責任分担

指定管理者と県の責任分担については、基本協定書において次のとおり定められている。

| 種類 | 内容 | 負担区分 | |
|-----------------|--|------|-------|
| | | 県 | 指定管理者 |
| 物価変動 | マーケットの変動(人件費、物件費等)に伴うコストの増 | | ○ |
| 金利・変動 | 金利や為替の変動に伴うコストの増 | | ○ |
| 法令等制度変更(税制度を含む) | 公の施設の設置管理等(設置基準の変更による整備等)に影響を及ぼす法令等制度の変更 指定管理者に影響を及ぼす法令等制度の変更 | ○ | |
| 苦情対応 | 施設管理、運営業務内容に対する周辺住民及び施設利用者からの苦情、要望への対応 | | ○ |

| | | |
|--------------|--|----|
| 施設設備 備品修繕 | 増築・改築・大規模改修 | ○ |
| | 施設・設備及び備品自体の瑕疵に起因するもの | ○ |
| | 施設運営上の過失(指定管理者の責めに帰すべき事由)に伴うもの | ○ |
| ・ 損傷リスク | 経年劣化によるもの(1件当たり50万円以上) | ○ |
| | 経年劣化によるもの(1件当たり50万円未満) | ○ |
| | 第三者の行為(相手方が特定できないもの)から生じた事故・火災等による損害 | ※○ |
| 不可抗力 | 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、放火、近隣施設からの延焼、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設・設備の損害、同修復による経費の増加及び履行不能 | ※○ |
| | 施設・設備及び備品の火災保険(建物共済)への加入 | ○ |
| 損害保険 | 第三者賠償責任保険への加入 | ○ |

※ 原則として県が負担するものとするが、損害の規模・状況等によっては、県、指定管理者協議の上、責任の分担を決定できるものとする。

(オ) 指定管理者の概要

| | | |
|------|--|--|
| 名称 | 財団法人北九州勤労青少年福祉公社 | |
| 設立 | 昭和57年7月27日 | |
| 事業内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 福岡県立北九州勤労青少年文化センターの管理及び運営に関する事業 2. 北九州市立勤労婦人センター(2館)の管理及び運営に関する事業 3. 北九州市立勤労青少年ホーム(3館)の管理及び運営に関する事業 4. 労働福祉施設の設置者及びその利用者に対する連絡調整及び指導に関する事業 5. 労働教育の振興に関する事業 6. 文化、体育等の健全なる育成と余暇活動の促進に関する事業 7. その他労働福祉に関する事業 | |
| 基本財産 | 10,000千円(福岡県4,900千円、北九州市5,100千円) | |
| 役員 | 理事長:志賀幸弘(北九州市副市長) 理事:14名、監事:2名 | |
| 職員 | 32名 | |

工 施設の管理状況 (ア) 利用状況

(単位:人)

| | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者数 | 276,958 | 259,958 | 273,039 | 313,165 | 304,072 | 320,729 |

(県資料より作成)

(イ) 収支・運営コストの状況

(単位:千円)

| | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 管理経費 | 133,232 | 131,414 | 132,206 | 126,882 | 125,211 | 120,629 |
| うち人件費 | 73,800 | 75,234 | 76,880 | 71,194 | 63,621 | 65,942 |

(県資料より作成)

(ウ) 指定管理者における契約事務

指定管理者における平成20年度の契約のうち、50万円以上の契約は以下のとおりである。

関係書類等を閲覧した結果、指摘すべき事項は検出されなかった。

| 契約種類 | 契約名・契約内容 | 契約先 | 契約方法 | 契約額 (千円) |
|------|--------------|------|--------|-------------|
| 工事契約 | テニスコート表層改修工事 | 一般会社 | 随意契約 | 2,205 |
| 工事契約 | 蓄電池設備改修工事 | 一般会社 | 随意契約 | 2,499 |
| 工事契約 | 全熱交換器修繕工事 | 一般会社 | 随意契約 | 1,764 |
| 保守契約 | 総合ビル管理 | 一般会社 | 指名競争入札 | 21,145 |
| 保守契約 | 空調設備保守 | 一般会社 | 随意契約 | 1,628 |
| 保守契約 | 小ホール機器操作保守 | 一般会社 | 随意契約 | 3,339 |
| 保守契約 | 庭園管理 | その他 | 随意契約 | 1,121 |
| 保守契約 | エレベーター保守 | 一般会社 | 随意契約 | 706 |

(注)

指定管理料とは別予算

(県資料より作成)

才 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(ア) 樹木の適正な管理について(結果)

福岡県と指定管理者との間で締結されている管理運営に関する協定書(基本協定)には、管理すべき樹木として以下のような一覧が添付されている。

| 樹種名 | 数量(本) |
|-------------|-------|
| キンモクセイ | 1 |
| クスノキ(クス) | 10 |
| クヌギ | 26 |
| クロガネモチ | 7 |
| ケヤキ | 6 |
| サクラ(ソメイヨシノ) | 2 |
| サンゴジュ | 1 |
| タブノキ(イヌグス) | 1 |
| ツバキ | 2 |
| ナズミモチ | 5 |
| ヒイラギモクセイ | 1 |
| ホオノキ | 1 |
| ホルトノキ | 3 |
| マテバシイ | 2 |
| ムクノキ | 1 |
| ヤナギ | 2 |
| ヤマモモ | 6 |
| ヤマシバ | 4 |
| クロキ | 13 |

上記の樹木について現物調査を実施しようとしたが、位置図等がなく実施できなかった。

指定管理者は、協定書に記載されている樹木等については管理する責任を有しており、実態の把握ができない状態では、倒木等の事故が発生した場合の責任の所在が不明確となり、指定管理者へ過度の負担を強いる恐れがある。

「1.総論(2)監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 樹木・立木の適正な管理について(P94)」に記載のとおり、樹木等の適正な管理を行う必要がある。

(イ) 物品の管理について

物品番号の不一致（結果）

福岡県と指定管理者との間で締結されている管理運営に関する協定書（基本協定）には、管理すべき備品として以下のような一覧（一部）が添付されている。

| 物品番号 | 品名 | 数量 | 製品名 |
|------------|------|----|---------------------|
| 8250000345 | せん孔機 | 1 | 中空式ジシム N01016 |
| 8250000290 | 演台 | 1 | 150 × 1,800 × 1540 |
| 8250000291 | 演台 | 1 | 1,200 × 480 × 1,070 |

サンプルで一覧と現物を照合した結果、備品に貼付されている物品管理シールの物品管理番号が7ケタとなっており、協定書に添付されている一覧の物品番号10ケタと一致していなかった。

これは、福岡県のシステムが更新されて物品番号が10ケタに変更されていたにも関わらず、福岡県から物品管理シールが発行されなかったことが原因と考えられる。また、今回の事実から一覧と現物との照合が定期的な実施されていないこと、定期的な監事等による監査が実施されていないことが予想される。

物品の管理に係る責任の所在を明確にするため、施設所管課による定期的な照合及び監査を実施すべきである。なお、物品管理シールの張り替えは、今回の監査終了後に速やかに実施されたと伺っている。

指定管理者の所有物品の取扱いについて（意見）

財団法人北九州勤労青少年福祉公社は、指定管理者制度導入前の管理運営委託制度時代から27年近く北九州勤労青少年文化センターを管理運営してきたが、上述のとおり北九州市の行政改革の一環として、平成23年3月末をもって解散する予定である。

この間に会社の自主財源で取得した物品も多く存在しており、解散に際して必要になってくると思われる物品目録等の作成のための物品一覧表は整備されているが、次期指定管理者への引継ぎ等をスムーズに行わせ、平成23年度からの施設の運営自体に支障をきたさないためにも物品を含む残余財産に関する協議は早めに始めることが望まれる。

(ウ) 事業年度終了毎に提出される事業報告書について(意見)

基本協定書では、指定管理者は地方自治法第244条の2第7項に規定に基づき、毎事業年度終了後20日以内に以下の事項を記載した事業報告書を福岡県に提出しなければならぬとされている。

管理業務の実施状況

センターの利用実績

使用料の収入の実績

管理業務に要した経費

備品の管理状況

その他甲が必要と認める事項

事業報告書は、福岡県が指定管理者の事業実施状況を把握するために利用する資料であり、報告内容の間違ひは、福岡県の意思決定をミスリードする恐れがある。

平成21年4月に提出された事業報告書「平成20年度福岡県立北九州勤労青少年文化センターの管理運営に関する報告書」の内容と財団が保管している資料との照合を実施したところ、利用人数等の報告の部分で一部誤りが確認された。

平成20年度還付申請件数、還付件数

(誤)

| 区分 | 申請件数 | 還付件数 | 還付金額 |
|-----|------|------|---------|
| 本館 | 11件 | 11件 | 9,544円 |
| 体育館 | 3件 | 3件 | 1,660円 |
| 計 | 14件 | 14件 | 11,304円 |

(正)

| 区分 | 申請件数 | 還付件数 | 還付金額 |
|-----|------|------|----------------|
| 本館 | 11件 | 11件 | <u>9,014円</u> |
| 体育館 | 3件 | 3件 | 1,660円 |
| 計 | 14件 | 14件 | <u>10,674円</u> |

これは、単純な集計誤りで、今回は件数、金額とともに大きなものではないが、現地調査終了後に迅速に福岡県へ再提出されている。管理者における提出前のチェック体制の充実と、管理・監督する側の福岡県における事業報告書を確認するモニタリング機能の強化が望まれる。

(工) 財団のあり方について（意見）

財団法人北九州勤労青少年福祉公社は、長年の管理経験を生かし、年間利用人数を増加させ、平成18年度以降は30万人を超えた状態を継続するとともに、勤労者等への教養の向上・健康の増進等を総合的に提供するなど、その管理運営能力に対する庁内の評価は高い。

北九州市の行財政改革の一環として平成23年3月末をもって解散することについては、全国的な流れでありやむを得ないものと思われれるが、指定管理者が交代することによって、県民サービスが後退することがないように留意する必要がある。

(2) 旧福岡県公会堂貴賓館 < 指定管理施設 >



ア 施設の概要

| | |
|----------|--|
| 施設名称 | 旧福岡県公会堂貴賓館 |
| 所在地 | 福岡市中央区西中洲6番29号 |
| 設置年月日 | 明治43年3月5日 |
| 設置根拠法令等 | 福岡県都市公園条例 |
| 設置目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化財として、保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する。 ・都市公園施設として、都市公園の効用を全うし、もって公共の福祉の増進に資する。 |
| 設置の経緯 | 昭和59年重要文化財に指定、昭和62年に保存修理後に一般公開を開始している。 |
| 施設の概要(㎡) | <p>建物(本館は国指定重要文化財)</p> <p>建設面積: 430.14 ㎡</p> <p>本館面積: 396.64 ㎡</p> |
| 面積(㎡) | 延床面積: 678.17 ㎡ |
| 主な活動内容 | 施設の閲覧利用 |
| 管理運営主体 | <p>設置者: 福岡県(所管課: 教育庁文化財保護課)</p> <p>管理委託先(平成17年度まで): 公園管理センター</p> <p>指定管理者(平成18年度より): JMK・都市造園グループ</p> |
| 開館時間 | 午前9時～午後17時 |
| 休館日 | 毎週月曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始 |
| 駐車場 | なし |
| 利用料金 | 大人: 240円、児童120円 |

イ 建設の目的・沿革

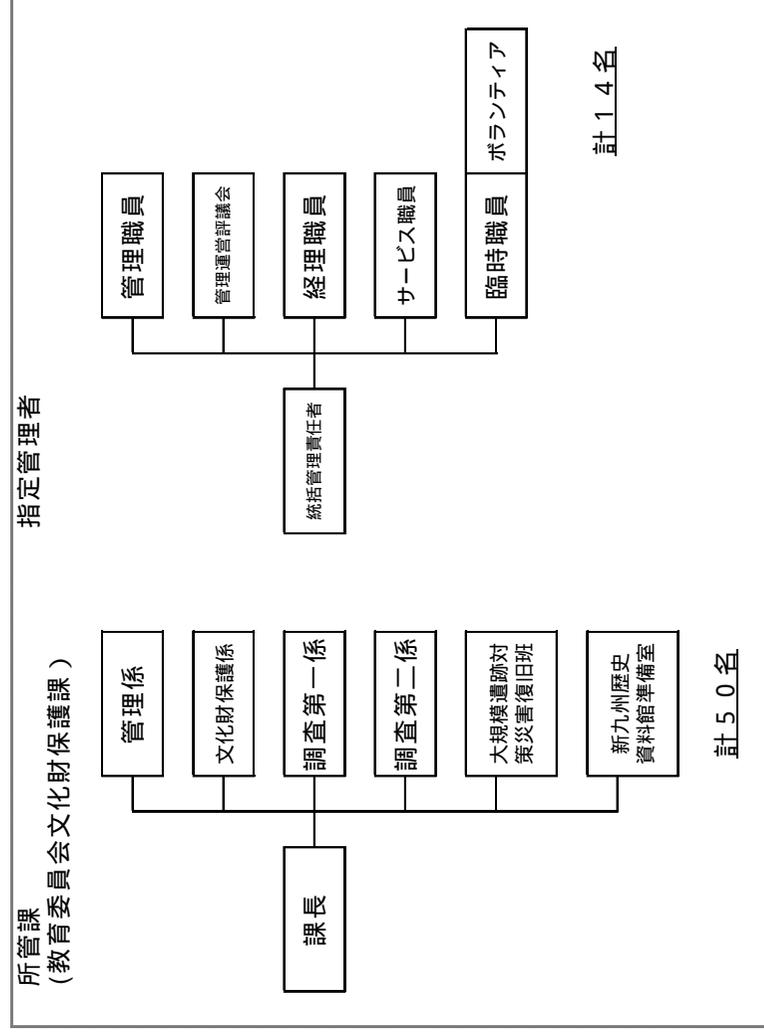
旧福岡県公会堂貴賓館（以下「貴賓館」という。）は、明治43年第13回九州沖縄八県連合共進会の来賓接待所として建設され、その後公会堂として一般市民に利用されていた。

戦後、福岡高等裁判所、県立水産高等学校等に転用され、昭和31年から県教育庁舎として利用された。

昭和56年11月の福岡県庁移転に伴い県教育庁も移転し、その跡地は都市公園「天神中央公園」の一部となり、取り壊された施設もあつたが、旧公会堂のうち貴賓館は、数少ない明治時代のフレンチルネサンスを基調とする木造公共建造物として貴重であることから、国の重要文化財に指定され保存されることとなり、福岡県西方沖地震被災の災害復旧を経て、現在に至っている。

| 年次 | 沿革 |
|-------|---------------------|
| 明治42年 | 1月起工 |
| 明治43年 | 3月5日竣工、4月閉院宮御夫妻宿泊 |
| 明治44年 | 陸軍特別大演習の本営に使用 |
| 大正9年 | 4月皇太子行啓ご宿泊 |
| 昭和20年 | 厚生省福岡地方世話部 |
| 昭和22年 | 福岡県民生部世話課 |
| 昭和23年 | 福岡高等裁判所 |
| 昭和28年 | 福岡県立水産高等学校 |
| 昭和30年 | 福岡県農林事務所 |
| 昭和31年 | 福岡県教育庁 |
| 昭和56年 | 11月福岡県教育庁東公園の新庁舎へ移転 |
| 昭和59年 | 文化財保護法に基づく重要文化財指定 |
| 昭和62年 | 修復完了 |
| 平成17年 | 福岡県西方沖地震3月20日（震度6弱） |
| 平成20年 | 3月修理事業終了 5月11日一般公開 |

ウ 組織の状況



エ 管理の状況

(ア) 設置管理条例

指定管理者制度を導入するため、平成17年6月定例会議会において「福岡県都市公園条例」を改正し、指定管理者に施設の管理を行わせる根拠規定、管理の基準、業務の範囲及び指定の手続き等を規定している。

(イ) 指定管理業務の概要

対象施設

- ・ 本館（重要文化財）：396.64㎡
- ・ 便所（本館増築分）：16.00㎡
- ・ 消化ポンプ室（公園内に設置）：17.50㎡

指定管理者が行う業務の範囲

- ・ 施設設備の維持管理業務
- 施設設備の保守点検及び補修・修繕、清掃・清掃・警備業務、
- 消防防災業務、利用者の安全に関する業務、災害時の対応、
- 備品の使用・管理

- ・ 施設の運営業務
入館料徴収・管理、行為許可手数料徴収業務、相談・苦情対応
ボランティアとの協働、自主事業
- ・ 公園内行為許可業務

指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。(3年間)

(ウ) 指定管理者の指定手続

- a 選定方法
公募による選定
- b 選定手順
選定方法・指定期間の決定
公募で選定すること、指定期間は3年とすることを指定管理者選定委員会が審議し決定している。

募集

募集公募に当たり募集要項等については、平成20年7月16日付県公報や県のホームページにおいて公表するとともに、7月31日に貴賓館において現地説明会を開催するなど、施設概要の周知に努めている。

申請の受付期間は、7月16日から9月12日までの59日間である。

候補者の選定

所管部に設置された「指定管理者選定会議」による予備審査(書類審査・ヒアリング)を行い、指定管理者選定委員会の審議を経て選定している。

選定結果については、選定理由、評価結果とともに公表されており、公表している内容は次のとおりである。

旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者の選定結果

1 選定経過

県教育委員会による予備審査（書類審査・ヒアリング）を経て、福岡県指定管理者選定委員会の審議により評価した。県教育委員会では、選定委員会の審議結果を踏まえ、最も適切と考えられる団体を下記の選定理由により候補団体とした。

- 2 候補団体及び選定理由
 (1) 候補団体 JMK・都市造園グループ
 代表団体 その他の構成団体
 ・イオンディライト(株) ・(株)都市造園

(2) 選定理由

次のような優れた提案がなされており、評価項目である5つの視点に照らし、管理団体として最も適切であると認められる。

指定管理者としての実績を有し、施設の現状を踏まえた提案となっており、実情に即した適切な管理が期待できる。

閉館時間の施設の有効活用やオープンカフェの実施など、新たな自主事業の提案が具体的であり、早期の実施による施設の活性化が期待できる。

イオングループの24時間コールセンター、管理運営評議会の設置など会社全体でのバックアップ体制が構築されている。

3 評価結果

| 団体名 | JMK・都市造園グループ | | A団体 | | B団体 | | C団体 | |
|-----------------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 中項目 | 大項目 | 中項目 | 大項目 | 中項目 | 大項目 | 中項目 | 大項目 |
| 大項目 | 中項目 | 大項目 | 中項目 | 大項目 | 中項目 | 大項目 | 中項目 | 大項目 |
| 公共性(公益性)の確保 | 管理運営方針等 | A | B | A | C | B | C | C |
| | 平等利用(利用者の視点) | A | A | A | B | B | C | C |
| 施設利用及びサービスの向上 | 利用の促進 | A | B | B | C | B | C | C |
| | サービスの利便性の維持向上 | B | A | B | B | B | C | C |
| 経営(収支)改善 | 収支の改善 | B | B | B | B | B | C | B |
| | 経営効率化や合理的な会計制度 | B | B | B | B | B | B | B |
| 職員確保方策及び健全な財政基盤 | 職員の確保方策 | A | C | C | C | B | C | B |
| | 健全な財政基盤 | A | A | B | A | A | B | B |
| 施設管理上の個別事項 | その他の特記事項(個人情報保護、安全対策等) | A | A | B | B | B | C | C |

4 応募団体一覧(50音順)

- (株)シンコー
 共栄ロードサービス(株)
 三洋ビル管理(株)
 JMK・都市造園グループ【イオンディライト(株)、(株)都市造園】

(県資料より)

c 指定管理者の指定

平成20年12月定例県議会において、指定管理者の指定に関する議決を経て指定している。

平成21年1月14日に、代表企業であるイオンデパート㈱宛てに、指定管理者の指定通知が行われている。

(工) 協定の締結

議決後に、県と指定管理者が協議を行い、平成21年4月1日付で指定期間を通じた取り決めを行う「基本協定書」と年度の管理経費の額等を定める「年度協定書」を締結している。

管理運営費及び利用料金制の方針

必要最小限の管理経費を積算の上、入館料の見込み額を差し引くことにより管理運営費を決定している。

指定管理者と県の責任分担

指定管理者と県の責任分担については、基本協定書において次のとおり定められている。

| 種類 | 内容 | 負担区分 | |
|--------------------|---|------|-------|
| | | 県 | 指定管理者 |
| 物価変動 | マーケットの変動（人件費、物価変動等）に伴うコストの増 | | |
| 金利・為替変動 | 金利や為替の変動に伴うコストの増 | | |
| 法令等制度変更（税制度を含む） | 公の施設の設置管理等（設置基準の変更による整備等）に影響を及ぼす法令等制度の変更 指定管理者に影響を及ぼす法令等制度の変更 | | |
| 周辺地域、住民及び施設利用者への対応 | 施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望への対応 | | |
| 施設設備備品の修繕・損傷リスク | 増築・改築・大規模修繕（1件当たり30万円以上） 施設設備品自体の瑕疵に起因するもの 施設運用上の過失（指定管理者の責めに帰すべき事由）に伴うもの 経年劣化によるもの（下記を除く） 経年劣化によるもの（軽微な修繕等） 第三者の行為（相手方が特定できないもの） から生じた事故・火災等による損害（下記を除く） | | |

| | | |
|------|---|--|
| | 第三者の行為（相手方が特定できないもの）から生じた事故・火災等による損害（警備な修繕等） | |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、放火、近隣施設からの延焼、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すべきことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の損害、同修復による経費の増加及び履行不能 | |
| 損害保険 | 施設、設備及び備品の火災保険への加入 第三者賠償責任保険への加入 | |

(オ) 指定管理者の概要

| | |
|------|---------------------------------------|
| 名称 | JMK・都市造園グループ (代表企業): イオンデイトライト株式会社 |
| 所在地 | 大阪市中央区南船場 |
| 代表者名 | 堤 唯見 |
| 設立 | 昭和48年4月6日 |
| 資本金 | 3,238,000千円 |
| 事業内容 | 商業施設の管理運営（施設管理・環境保全・警備保安業務） |

代表企業の概要

オ 施設の管理状況

(ア) 利用状況

| 施設区分 | 年度 | 開館日数 (日) | 利用者数 (人) | 対前年比 |
|--|--------|-------------|-------------|--------|
| 本館 | 平成14年度 | 307 | 4,333 | - |
| | 平成15年度 | 309 | 4,991 | 115.2% |
| | 平成16年度 | 299 | 4,204 | 84.2% |
| 平成17年度から平成19年度は福岡県西方沖地震被災による災害復旧工事等により開館していない。 | | | | |
| | 平成20年度 | 272 | 3,255 | 77.4% |

平成20年度に関しては、平成20年5月中旬より開館

(県資料より作成)

(イ) 収支・運営コストの状況

平成20年度までは、福岡県営天神中央公園との一体管理のため、費資

館独自の収支・運営コストは把握できなかった。

(ウ) 指定管理者における契約事務

指定管理者における平成20年度の契約のうち、50万円以上の契約は以下のとおりである。

関係書類等を閲覧した結果、指摘すべき事項は検出されなかった。

| 契約種類 | 契約名・契約内容 | 契約先 | 契約方法 | 契約額 (千円) |
|------|--------------------|---------|------|-------------|
| 委託契約 | 消防設備修繕 | 一般会社 | 随意契約 | 903 |
| 委託契約 | 維持管理・警備費 | 一般会社 | 随意契約 | 4,284 |
| 委託契約 | 維持管理・その他(案内ボランティア) | その他(団体) | 随意契約 | 535 |

(県資料より作成)

カ 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(ア) 貴賓館で使用する備品の購入について(意見)

平成20年3月31日にテレビ(取得金額118,440円)を県が購入している。取得の目的は、貴賓館の入館者にふるさと文化再興事業により作成したビデオ及びDVDを視聴させ、福岡県の歴史、文化、風土等を周知させることにあるとの説明を担当者より受けた。

貴賓館への現地調査を行ったのは平成21年11月であるが、テレビが設置された平成21年9月～11月の3ヶ月間は購入したテレビを使用した実績はゼロとのことであった。

また、DVDの視聴実績の定期的な報告も指定管理者から受けておらず、購入したテレビの活用状況が県として把握できる体制が採られていない。当初の購入意図を達成すべき措置が何ら行われていない状況にある。

さらに、貴賓館の入館者に福岡県の歴史、文化、風土等を視聴させる目的で設置されているDVDの内容は以下のようなものであるが、貴賓館と直接関係のある内容は含まれていなかった。確かに、貴賓館の入館者には県外居住者も含まれていることから、福岡県の文化・歴史の周知という意味において有効な手段となることから、購入後の運営体制を整備しておくべきであった。ただし、テレビ購入後しばらく利用ができなかったのは、17年度に18年度～20年度までの指定管理者を選定する段階では、地震被災による災害復旧工事の完成見通しが立たない時期であり、DVDによる情報提供業務は指定管理者の業務に位置づけられていなかったこと、さらに21年度は貴賓館内へのレストラン開設に関し、レイアウト変更の検討を行っていたことから、テレビの設置場所の検討に時間を要した

ため、具体的なテレビの使用方法の決定に時間を要したというのが、県
の見解である。

なお、調査日後は入館者の状況に応じて、DVD放映を行っている。

| NO. | タイトル |
|-----|-------------------------|
| 1 | 奈多の祇園祭 |
| 2 | 志賀海人社の七夕祭 |
| 3 | 志賀島の盆踊り |
| 4 | 山ほめ祭 |
| 5 | はやま行事 |
| 6 | 志賀島の船祝い行事 |
| 7 | 管崎宮の玉取祭 |
| 8 | 志賀海神社歩射祭 |
| 9 | 城の原の盆踊り |
| 10 | 田隈の盆押し・盆綱引き |
| 11 | 田浦のかずら引き |
| 12 | 石釜のトビトビ |
| 13 | 草場の盆綱引き |
| 14 | 今津の十一日祭 |
| 15 | 能古島白鬚神社おくんち行事 |
| 16 | フォーークアート九州2000(上) |
| 17 | フォーークアート九州2000(下) |
| 18 | 第44回 九州地区民俗芸能大会九州(上) |
| 19 | 第44回 九州地区民俗芸能大会九州(下) |
| 20 | 第47回 九州地区民俗芸能大会 下巻 |
| 21 | 第48回 九州地区民俗芸能大会 Disc 1 |
| 22 | 第48回 九州地区民俗芸能大会 Disc 2 |
| 23 | 土師の獅子舞 上土師地区 |
| 24 | 鬼の修正会(追儺祭) 福岡県筑後市 熊野神社 |
| 25 | 竈門神社 千燈明 福岡県筑後市 溝口地区 |
| 26 | 植木の三申踊 福岡県直方市大字植木 |
| 27 | 勝浦人人形浄瑠璃~いま、再び郷土の芸能に集う~ |
| 28 | 福井神楽(二丈町) |
| 29 | 銅鏡浪漫 - 時を超えて - |
| 30 | 千燈明と稚児風流 |

(イ) 貴賓館の展示物の管理について（結果）

貴賓館には、調査日現在において54品の展示物が展示されている。主な展示内容は、貴賓館の建築において使用されていた建築資材が主なものである。

県では、「貴賓館展示品目録」により、展示品の種類と数を把握しているが、当該目録の指定管理者への提示は行われていない。

「旧福岡県公会堂貴賓館の管理に関する協定書(基本協定)」第4条(4)において、「貴賓館の維持及び保守に関する業務」が管理業務の内容として規定されており、展示物の管理についても当該業務に含まれるとの認識である。指定管理者が同協定書に基づいた管理を行う前提として、契約の開始時点において管理すべき展示物の種類と数が明確にされている必要がある。

調査日後において、上記「貴賓館展示品目録」は指定管理者に提示されており、現状は既に改善されている。

(ウ) 貸与資産の管理について

指定管理者は「旧福岡県公会堂貴賓館 備品・消耗品一覧表」(指定管理者が、平成20年度に県からの貸与資産を管理するために、県から備品・消耗品の一覧表の提供を受けて指定管理者が主体的に作成した貸与資産の管理台帳)により県からの貸与資産の管理を行っている。

貸与資産の範囲について（結果）

「旧福岡県公会堂貴賓館の管理に関する協定書(基本協定)」表2「旧福岡県公会堂貴賓館管理物件一覧表」に記載のない貸与資産がある。貴賓館については、指定管理者と県との間で、上記一覧表において指定管理者が管理すべき貸与資産の範囲を明確にしているが、以下の貸与資産については同一一覧表に記載されていない。協定書作成時における表2への記載漏れと考えられるが、記載漏れの原因調査と再発防止につき、適切な処置が必要である。

なお、調査日後において、上記事項は覚書を締結し貸与資産の範囲を明確にしており、現状は既に改善されている。

| 種別 | 設置場所 | 数 | 型番・使用 |
|------------|------|---|--------------------|
| ミーティングテーブル | 遊戯室 | 2 | W1.600×D800×H700 |
| テーブル(角面付) | 西寢室 | 1 | W1.800×D1.000×H705 |
| テーブル(丸面付) | 遊戯室 | 1 | W3.000×D1.700×H705 |

| | | | |
|------------|-----|---|----------------------------------|
| 事務机 | 休憩室 | 1 | W1.050 × D720 × H740 |
| ロッカー | 休憩室 | 1 | W320 × D515 × H1.790 |
| DVD プレーヤー | 遊戯室 | 1 | VARDIA |
| ファイルキャビネット | 配膳室 | 1 | W690 × D350 × H1.800 |
| ファイルラック | 配膳室 | 1 | W810 × D400 × H1.800 |
| 椅子 | 東寝室 | 4 | 小泉和子生活史研究所 W430 × D440 × H900 |
| 肘付椅子 | 貴賓室 | 2 | 小泉和子生活史研究所 W570 × D530 × H960 |
| 椅子 | 貴賓室 | 2 | 小泉和子生活史研究所 W440 × D450 × H960 |
| 椅子（折りたたみ式） | 物置 | 8 | NO.417 |
| 白板 | 物置 | 1 | W1.800 × D540 × H1.800 |
| スクリーン | 物置 | 1 | BBX-M12 |
| ポール（スライド式） | 物置 | 9 | 26 × H1.600 ~ 2.900 |
| 脚立 | 物置 | 1 | アルミ製 |

貸与資産の現物管理について（結果）

貸与資産のうち、管理シールの添付されていないものが見受けられた。管理シールは、資産管理上、管理台帳との突合せを行うことにより、管理対象資産の保全状況あるいはその実在性を確かめるための必要性から、資産現物に添付されるものであり、資産管理上必要不可欠なものであるから、添付漏れの公有財産については、速やかに管理シールの添付を行う必要がある。

ただし、調査日後において管理シールの添付がなされており、現状上記事項は改善されている。

| 種別 | 設置場所 | 数 | 型番・使用 |
|------|------|---|-------------------------------------|
| パソコン | 休憩室 | 3 | dynabook PATX65ELP |
| テーブル | - | 1 | 小泉和子生活史研究所 （経）900 × H600 |
| テーブル | - | 1 | 小泉和子生活史研究所 （経）W1500 × D800 × H72 |
| テーブル | - | 1 | W2000 × D1000 × H7 |
| テーブル | - | 1 | W2000 × D1000 × H7 |

(3)九州歴史資料館分館 < 指定管理施設 >

(求菩提資料館、甘木歴史資料館、柳川古文書館)

九州歴史資料館分館の3施設は、何れも指定管理者制度を導入し、指定管理者が地元市であるなど、共通点が多いことからまとめて記載している。

ア 施設の概要

求菩提資料館



| | |
|----------|--|
| 施設名称 | 求菩提資料館 |
| 所在地 | 豊前市大字鳥井畑247 |
| 設置年月日 | 昭和49年8月 |
| 設置根拠法令 | 九州歴史資料館条例（昭和60年福岡県条例第4号） |
| 設置目的 | 歴史資料の収集、保管、調査及び研究を行うとともに、併せてこれを展示し、もって文化財の保護と文化財愛護思想の普及に資する。 |
| 設置の経緯 | 昭和49年6月：公園整備事業により観光施設として整備 昭和54年4月：修験道関係文化施設として、一部整備を実施 昭和60年4月：九州歴史資料館条例により、分館として位置づけ |
| 施設の概要（㎡） | 建物：1,390㎡（RC一部2階建） （展示室3室、収蔵庫4庫、学習室、研修室ほか） |
| 面積（㎡） | 1,390㎡ |
| 主な活動内容 | 求菩提修験道にかかわる銅板法華経、経塚出土品、神仏像、古文書、山伏の生活用品等を収蔵展示 |
| 管理運営主体 | 設置者：福岡県（所管課：教育庁文化財保護課） 管理委託先（平成17年度まで）：豊前市 指定管理者（平成18年度より）：豊前市 |
| 開館時間 | 午前9：30～午後4：30（入館は4：00まで） |
| 休館日 | 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始 |
| 駐車場 | なし（近隣に豊前市整備駐車場有） |
| 利用料金 | 無料 |

甘木歴史資料館



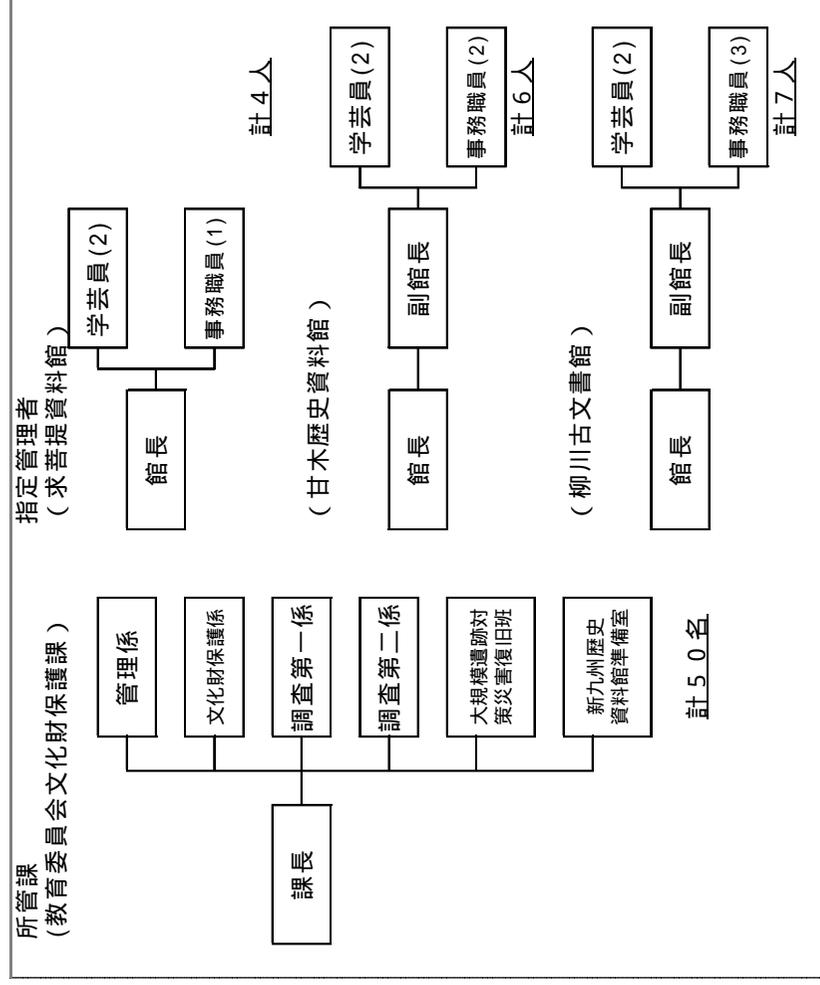
| | |
|----------|--|
| 施設名称 | 甘木歴史資料館 |
| 所在地 | 朝倉市甘木216-2 |
| 設置年月日 | 昭和60年4月1日 |
| 設置根拠法令 | 九州歴史資料館条例（昭和60年福岡県条例第4号） |
| 設置目的 | 歴史資料の収集、保管、調査及び研究を行うとともに、併せてこれを展示し、もって文化財の保護と文化財愛護思想の普及に資する。 |
| 設置の経緯 | 地域の振興策として、地元から要望があり、歴史資料館が整備されている。 |
| 施設の概要（㎡） | 土地：5,000㎡ 建物：1,467㎡ （展示室2室、学習室・研修室、収蔵庫、整理室ほか） |
| 面積（㎡） | 1,467㎡ |
| 主な活動内容 | 農耕具、祭礼用具などの歴史・民俗関係資料、郷土産業品及び縄文・弥生・古墳時代の出土品や考古資料を展示 |
| 管理運営主体 | 設置者：福岡県（所管課：教育庁文化財保護課） 管理委託先（平成17年度まで）：朝倉市 指定管理者（平成18年度より）：朝倉市 |
| 開館時間 | 午前9：30～午後4：30（入館は4：00まで） |
| 休館日 | 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始、展示入替のため臨時休館あり。 |
| 駐車場 | 近隣に朝倉市の文化施設の駐車場有 |
| 利用料金 | 無料 |

柳川古文書館



| | |
|----------|--|
| 施設名称 | 柳川古文書館 |
| 所在地 | 柳川市大字隅町71-2 |
| 設置年月日 | 昭和60年10月1日 |
| 設置根拠法令 | 九州歴史資料館条例（昭和60年福岡県条例第4号） |
| 設置目的 | 歴史資料の収集、保管、調査及び研究を行うとともに、併せてこれを展示し、もって文化財の保護と文化財愛護思想の普及に資する。 |
| 設置の経緯 | 昭和56年：柳川市から古文書館の建設について陳情・嘆願あり 平成6年：研修棟設置 |
| 施設の概要（㎡） | 土地：2,605㎡ 建物（本館）：1,042㎡（鉄筋コンクリート造2階建） 建物（研修棟）：188㎡（鉄筋コンクリート造平屋建） |
| 面積（㎡） | 1,230㎡ |
| 主な活動内容 | 大名家文書（国指定の大友文書ほか）、柳川藩士資料、地方・町方史料、寺社資料などの古文書等を収蔵展示 |
| 管理運営主体 | 設置者：福岡県（所管課：教育庁文化財保護課） 管理委託先（平成17年度まで）：柳川市 指定管理者（平成18年度より）：柳川市 |
| 開館時間 | 午前9：30～午後4：30（入館は4：00まで） |
| 休館日 | 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）、毎月最終木曜日、年末年始、ばく書期間中 |
| 駐車場 | 無し |
| 利用料金 | 無料 |

イ 組織の状況



ウ 管理の状況

(ア) 設置管理条例

指定管理者制度を導入するため、平成17年6月定例会議会において「九州歴史資料館条例」を改正し、指定管理者に施設の管理を行わせる根拠規定、管理の基準、業務の範囲及び指定の手続き等を規定している。

(イ) 指定管理業務の概要

対象施設

| | |
|---------|--|
| 求善提資料館 | 建物 1,390 ㎡(RC 造 2 階建) 展示室 3 室、収蔵庫 4 庫、学習室・研修室ほか |
| 甘木歴史資料館 | 建物 1,467 ㎡(RC 造 2 階建) 展示室 2 室、収蔵庫、学習室・研修室、整理室ほか |
| 柳川古文書館 | 本館 1,042 ㎡(RC 造 2 階建) 研修棟 188 ㎡(RC 造 平屋建) 展示室、閲覧室、書庫 4 室、研修室ほか |

指定管理者が行う業務の範囲

- ・ 地域の特色ある歴史資料や文化財の調査・研究・資料の収集・保存
- ・ 調査研究成果の展示・公開
- ・ 重要文化財等文化財の収蔵及び管理
- ・ 文化財愛護思想の普及
- ・ 施設の利用許可・使用料の徴収業務
- ・ 施設・設備の維持管理業務
- ・ 清掃・保安警備業務、建物・機械設備等の保守点検・修繕、備品の管理
- ・ 自主企画事業の実施

指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

(ウ) 指定管理者の指定手続**a 選定方法
個別選定**

文化財の調査研究・保護など、地域との関連が深い管理運営の内容であるため、県と市の教育委員会が一体となって調査研究・保護を行う必要があるため、個別選定を採用している。

b 選定手順**選定方法・指定期間の決定**

指定期間は5年間とすることを指定管理者選定委員会で審議し決定している。

また、個別選定とする理由については、県のホームページにおいて公表されている。

候補者の選定

所管部に設置された「指定管理者選定会議」による予備審査（書類審査・ヒアリング）を行い、指定管理者選定委員会の審議を経て選定している。

選定結果については、選定理由、評価結果とともに公表されており、公表されている内容は次のとおりである。

求菩提資料館の指定管理者の選定結果

- 1 選定経過
 県教育委員会による予備審査（書類審査・ヒアリング）を経て、福岡県指定管理者選定委員会の審議により評価した。県教育委員会では、選定委員会の審議結果を踏まえ、最も適切と考えられる団体を下記の選定理由により候補団体とした。
- 2 候補団体及び選定理由
 (1) 候補団体 豊前市

(2.) 選定理由

次のような理由で個別選定を行い、提案された事業計画書の内容は、管理団体として適切であると認められる。

【個別選定の理由】
 文化財の調査研究・保護など、地域との関連が深い管理運営の内容であるため、県と市の教育委員会が一体となって調査研究・保護を行う必要がある。

【評価結果の概要】
 従来から市に管理運営を委託しており、これまでの実績を踏まえて、設置目的に合致した堅実な管理が期待できる。貴重な文化財を盗難や災害から守るセキュリティが整備されているほか、施設の有効活用やガイドボランティアの活用などサービスの維持向上に努めている。また、市が管理経費の2分の1を負担している状況等から適切な管理運営が期待できる。

3 評価結果

| 団体名 | 豊前市 | | |
|-----------------|----------------|------|---|
| | 評価項目 | 評価結果 | |
| 大項目 | 中項目 | 大項目 | |
| 公共性(公益性)の確保 | 管理運営方針等 | A | A |
| | 平等利用(利用者の視点) | A | |
| 施設利用及びサービスの向上 | 利用の促進 | A | A |
| | サービス・利便性の維持向上 | A | |
| | 調査研究機能 | A | |
| | 教育普及活動 | A | |
| 経営(収支)改善 | 収支の改善 | A | A |
| | 経営効率化や合理的な会計制度 | B | |
| 職員確保方策及び健全な財政基盤 | 職員の確保方策 | B | B |
| | 健全な財政基盤 | B | |
| 施設管理上の個別事項 | 業務運営上必要な資格 | A | A |
| | その他の特記事項 | A | |

4 応募団体一覧(50音順)

(県資料より)

甘木歴史資料館の指定管理者の選定結果

- 1 選定経過
 県教育委員会による予備審査（書類審査・ヒアリング）を経て、福岡県指定管理者選定委員会の審議により評価した。県教育委員会では、選定委員会の審議結果を踏まえ、最も適切と考えられる団体を下記の選定理由により候補団体とした。
2. 候補団体及び選定理由
 (1) 候補団体 朝倉市
 (2) 選定理由

次のような理由で個別選定を行い、提案された事業計画書の内容は、管理団体として適切であると認められる。

【個別選定の理由】
 文化財の調査研究・保護など、地域との関連が深い管理運営の内容であるため、県と市の教育委員会が一体となって調査研究、保護を行う必要がある。

【評価結果の概要】
 従来から市に管理運営を委託しており、これまでの実績を踏まえ、設置目的に合致した堅実な管理が期待できる。

貴重な文化財を盗難や災害から守る管理体制が整備されているほか、魅力ある企画展や施設の有効活用などサービスの維持向上に努めている。また、市が管理経費の2分の1を負担している状況等から適切な管理運営が期待できる。

3 評価結果

| 団 体 名 | | 朝倉市 | |
|-----------------|-----------------|---------|-----|
| 評 価 項 目 | | 評 価 結 果 | |
| 大項目 | 中項目 | 中 項 目 | 大項目 |
| 公共性(公益性)の確保 | 管理運営方針等 | A | A |
| | 平等利用者の視(利用者の視点) | A | |
| 施設利用及びサービスの向上 | 利用の促進 | A | A |
| | サービス・利便性の維持向上 | A | |
| | 調査研究機能 | A | |
| | 教育普及活動 | A | |
| 経営(収支)改善 | 収支の改善 | B | B |
| | 経営効率化や合理的な会計制度 | B | |
| 職員確保方策及び健全な財政基盤 | 職員の確保方策 | A | A |
| | 健全な財政基盤 | B | |
| 施設管理上の個別事項 | 業務運営上必要な資格 | A | A |
| | その他の特記事項 | A | |

4 応募団体一覧(50音順)

(県資料より)

柳川古文書館の指定管理者の選定結果

1 選定経過
 県教育委員会による予備審査（書類審査・ヒアリング）を経て、福岡県指定管理者選定委員会の審議により評価した。県教育委員会では、選定委員会の審議結果を踏まえ、最も適切と考えられる団体を下記の選定理由により候補団体とした。

2 候補団体及び選定理由
 (1) 候補団体 柳川市
 (2) 選定理由

次のような理由で個別選定を行い、提案された事業計画書の内容は、管理団体として適切であると認められる。

【個別選定の理由】
 文化財の調査研究・保護など、地域との関連が深い管理運営の内容であるため、県と市の教育委員会が一体となって調査研究・保護を行う必要がある。

【評価結果の概要】
 従来から市に管理運営を委託しており、これまでの実績を踏まえ、設置目的に合致した堅実な管理が期待できる。

収蔵資料の保存方法など管理体制が整備されているほか、市事業と連携した企画展の実施やレファレンスの充実などサービスの維持向上に努めている。また、市が管理経費の2分の1を負担している状況等から適切な管理運営が期待できる。

3 評価結果

| 団体名 | 柳川市 | | |
|-----------------|----------------|------|---|
| | 評価項目 | 評価結果 | |
| 大項目 | 中項目 | 大項目 | |
| 公共性(公益性)の確保 | 管理運営方針等 | A | A |
| | 平等利用(利用者の視点) | A | |
| 施設利用及びサービスの向上 | 利用の促進 | A | A |
| | サービス・利便性の維持向上 | A | |
| | 調査研究機能 | A | |
| | 教育普及活動 | A | |
| 経営(収支)改善 | 収支の改善 | B | B |
| | 経営効率化や合理的な会計制度 | B | |
| 職員確保方策及び健全な財政基盤 | 職員の確保方策 | A | A |
| | 健全な財政基盤 | B | |
| 施設管理上の個別事項 | 業務運営上必要な資格 | A | A |
| | その他の特記事項 | A | |

4 応募団体一覧(5.0音順)

(県資料より)

c 指定管理者の指定

平成20年12月定例県議会において、指定管理者の指定に関する議決を経て指定している。

(工) 協定の締結

議決後に、県と指定管理者が協議を行い、平成21年4月1日付で指定期間を通じた取り決めを行う「基本協定書」と管理経費の額等を定める「年度協定書」を締結している。

管理経費の方針

施設の維持管理に要する経費については、各年度に締結する「年度協定」において定める。管理経費の額は、原則として変更しないものとし、管理業務に関し特別な事情が生じた時は、協議の上変更できる旨定めている。

指定管理者と県の責任分担

指定管理者と県の責任分担については、基本協定書において次のとおり定められている。

| 種類 | 内容 | 負担区分 | |
|--------------------|--|------|-------|
| | | 県 | 指定管理者 |
| 法令等制度変更（税制度を含む） | 公の施設の設置管理等（設置基準の変更による整備等）に影響を及ぼす法令等制度の変更 指定管理者に影響を及ぼす法令等制度の変更 | | |
| 周辺地域、住民及び施設利用者への対応 | 施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望への対応 | | |
| | 増築・改築。大規模改修 | | |
| | 施設設備品自体の瑕疵に起因するもの | | |
| | 施設運営上の過失（指定管理者の責めに帰すべき事由）に伴うもの | | |
| 施設設備品修繕・損傷リスク | 経年劣化によるもの（下記を除く） | | |
| | 経年劣化によるもの（軽微な修繕等） | | |
| | 第三者の行為（相手方が特定できないもの）から生じた事故・火災等による損害（下記を除く） | | |
| | 第三者の行為（相手方が特定できないもの）から生じた事故・火災等による損害（軽微な修繕等） | | |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火 | | |

| | | |
|------|--|--|
| | 災、放火、近隣施設からの延焼、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すべきことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の損害、同修復による経費の増加及び履行不能 | |
| 損害保険 | 施設、設備及び備品の火災保険への加入 | |

(オ) 指定管理者の概要

| 施設名 | 指定管理者名 |
|---------|--------|
| 求善提資料館 | 豊前市 |
| 甘木歴史資料館 | 朝倉市 |
| 柳川古文書館 | 柳川市 |

工 施設の管理状況

(ア) 利用状況

求善提資料館

| 施設区分 | 年度 | 開館日数 (日) | 利用者数 (人) | 対前年比 |
|------|--------|-------------|-------------|--------|
| 本館 | 平成17年度 | 310 | 20,876 | - |
| | 平成18年度 | 313 | 21,821 | 104.5% |
| | 平成19年度 | 303 | 22,748 | 104.2% |
| | 平成20年度 | 308 | 17,334 | 76.2% |

甘木歴史資料館

| 施設区分 | 年度 | 開館日数 (日) | 利用者数 (人) | 対前年比 |
|------|--------|-------------|-------------|--------|
| 本館 | 平成17年度 | 303 | 12,045 | - |
| | 平成18年度 | 306 | 8,549 | 71.0% |
| | 平成19年度 | 302 | 8,756 | 102.4% |
| | 平成20年度 | 305 | 8,507 | 97.2% |

柳川古文書館

| 施設区分 | 年度 | 開館日数 (日) | 利用者数 (人) | 対前年比 |
|------|--------|-------------|-------------|--------|
| 本館 | 平成17年度 | 295 | 4,364 | - |
| | 平成18年度 | 299 | 5,492 | 125.8% |
| | 平成19年度 | 299 | 5,322 | 96.9% |
| | 平成20年度 | 297 | 5,115 | 96.1% |

(イ) 収支・運営コストの状況
 求菩提資料館 (単位：千円)

| 科目 | 当初予算 | 実績 | 増減 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 【歳入】 | | | |
| 管理委託費 | 8,075 | 8,075 | 0 |
| 豊前市一般財源 | 9,373 | 8,556 | -817 |
| 歳入計 | 17,448 | 16,631 | -817 |
| 【歳出】 | | | |
| 人件費 | 10,631 | 9,039 | -1,592 |
| 需用費 | 3,919 | 4,780 | 861 |
| 委託費 | 1,644 | 1,618 | -26 |
| 備品購入費 | 200 | 461 | 261 |
| その他 | 1,054 | 733 | -321 |
| 歳出計 | 17,448 | 16,631 | -817 |
| 歳入 - 歳出 | 0 | 0 | 0 |

甘木歴史資料館 (単位：千円)

| 科目 | 当初予算 | 実績 | 増減 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 【歳入】 | | | |
| 管理委託費 | 10,039 | 9,456 | -583 |
| 朝倉市一般財源 | 11,921 | 11,914 | -7 |
| 歳入計 | 21,960 | 21,370 | -590 |
| 【歳出】 | | | |
| 人件費 | 10,627 | 12,027 | 1400 |
| 需用費 | 5,320 | 4,594 | -726 |
| 委託費 | 3,962 | 3,606 | -356 |
| 備品購入費 | 230 | 460 | 230 |
| その他 | 1,821 | 683 | -1,138 |
| 歳出計 | 21,960 | 21,370 | -590 |
| 歳入 - 歳出 | 0 | 0 | 0 |

柳川古文書館 (単位：千円)

| 科目 | 当初予算 | 実績 | 増減 |
|----|------|----|----|
|----|------|----|----|

【歳入】

| | | | |
|---------|--------|--------|-----|
| 管理委託費 | 10,382 | 10,382 | 0 |
| 柳川市一般財源 | 10,739 | 10,843 | 104 |
| 歳入計 | 21,121 | 21,225 | 104 |

【歳出】

| | | | |
|---------|--------|--------|------|
| 人件費 | 14,153 | 14,418 | 265 |
| 需用費 | 3,063 | 3,108 | 45 |
| 委託費 | 2,771 | 2,511 | -260 |
| 備品購入費 | 326 | 505 | 179 |
| その他 | 808 | 683 | -125 |
| 歳出計 | 21,121 | 21,225 | 104 |
| 歳入 - 歳出 | 0 | 0 | 0 |

(県資料より作成)

(ウ) 指定管理者における契約事務

指定管理者における平成20年度の契約のうち、50万円以上の契約は以下のとおりである。

関係書類等を閲覧した結果、指摘すべき事項は検出されなかった。

求菩提資料館

| 契約種類 | 契約名・契約内容 | 契約先 | 契約方法 | 契約額 (千円) |
|------|-----------------|------|--------|-------------|
| 委託契約 | 施設管理委託料(機械警備委託) | 一般会社 | 随意契約 | 882 |
| 委託契約 | 岩戸神楽調査報告書印刷製本代 | 一般会社 | 指名競争入札 | 840 |

甘木歴史資料館

| 契約種類 | 契約名・契約内容 | 契約先 | 契約方法 | 契約額 (千円) |
|------|--------------|------|--------|-------------|
| 委託契約 | 展示資料複製製作業務委託 | 一般会社 | 随意契約 | 630 |
| 委託契約 | 清掃業務委託契約 | 一般会社 | 指名競争入札 | 1,292 |

柳川古文書館

| 契約種類 | 契約名・契約内容 | 契約先 | 契約方法 | 契約額 (千円) |
|------|---------------------------|------|--------|-------------|
| 委託契約 | 古文書館・本館・研修室 警備保障業務(合算) | 一般会社 | 随意契約 | 731 |
| 委託契約 | 柳川古文書館目録印 刷・製本 | 一般会社 | 指名競争入札 | 523 |

(県資料より作成)

才 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見
 求菩提資料館、甘木歴史資料館及び柳川古文書館の3館(以下3分館とい
 う。)については、いずれも九州歴史資料館の分館であること、指定管理者
 が豊前市、朝倉市、柳川市と地方公共団体であり、共通点が多いことから、
 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見についてはまとめて記載
 している。

(ア)入館者数の報告について

求菩提資料館(結果)

3分館はいずれも協定書に基づき、自治法第224条の2第7項の規定に
 従い、毎事業年度終了後14日以内に、指定管理業務に関し、「管理業務の
 実施状況」、「資料館の利用実績」、「管理業務に要した経費」及び「その他
 甲(県)が必要と認める事項」の4項目の報告を行う義務を負っている。
 上記「資料館の利用実績」として、入館者数(利用者数)の報告が行わ
 れている。

平成21年4月9日に求菩提資料館の指定管理者である豊前市から県
 へ報告された「平成20年度事業報告」の「平成20年度 求菩提資料館
 事業実績(入館者数・開館日数)に記載されている入館者数と、同実績の
 基礎資料である、入館者が記載した記帳表の人数との突合を実施した。
 結果は以下のとおりである。

(単位:人)

| 平成20年度 | 報告人数 | 記帳者数 |
|--------|-------|-------|
| 4月 | 2,871 | 1,005 |
| 5月 | 3,730 | 1,119 |
| 6月 | 623 | 187 |
| 7月 | 1,130 | 339 |
| 8月 | 1,383 | 415 |
| 9月 | 833 | 250 |

| | | |
|-----|--------|-------|
| 10月 | 1,393 | 418 |
| 11月 | 1,720 | 516 |
| 12月 | 450 | 135 |
| 1月 | 433 | 130 |
| 2月 | 1,077 | 377 |
| 3月 | 1,691 | 592 |
| 合計 | 17,334 | 5,483 |

報告人数と記帳者数に差異が生じている理由は、入館者のうち記帳を行わないケースがあることから、実際の記帳者数を30%ないし35%で割り戻した人数を報告人数としているためである。30%ないし35%は、資料館において過去の入館者実績の調査を行った際に把握した率である。当該調査は平成5年に実施されたものである。

指定管理者が独自に定めているルール上、入館者数の多い4月及び5月については、記帳率が高いと判断し35%で、それ以外の月は30%で計算することになっているが、平成20年度については2月、3月及び4月の3ヶ月が35%で計算されている。

さらに、平成20年11月については、記帳者数自体の集計漏れが7名認められた。

求菩提資料館の管理従事者は、館長を含めて4名と少人数であること、資料館入口と資料館受付との間に若干の距離があることから、入館者数を網羅的に把握することは困難な状況にあり、記帳者数からこれまでの経験や調査に基づき入館者数を導き出さざるを得なかったことは理解できるが、少なくとも報告上は記帳者数をそのまま記載し、参考に調査や経験に基づく数を報告すべきである。

入館者数の状況は、該当施設の利用状況を明らかにすることで、その必要性が明確になるとともに、今後の対策立案に際しての考慮事項とすべき重要なデータであるがゆえに、あえて協定書において規定されているものと考えられる。

したがって、前述のような指定管理者の調査による独自のルールに基づく実績に基づかない利用実績報告が行われている状況は速やかに改善されなければならぬと同時に、このような状況が県において把握されていない点についても、県が指定管理者に対し実地調査権を有している現状、県の指定管理者に対するモニタリングの観点からも早急な改善が必要と思われる。

なお、調査日後、記帳方式を改めて、他館と同様な「入館者整理票」と入館者整理票を記入しない入館者はカウンターで入館者を把握する方法に改善する旨を伺っている。

甘木歴史資料館及び柳川古文書館（意見）

資料館の利用実績に関する検証は、甘木歴史資料館及び柳川古文書館においても実施した。

甘木歴史資料館における調査の結果、「平成20年度 甘木歴史資料館管理業務実績報告書」に添付されている、「平成20年度歴史資料館月別入館者一覧表」の基礎資料となる、「入館者整理票」等が破棄されており、利用実績の検証を行うことができなかった。このため、代替的な手続として、平成21年4月及び5月につき、同様の検証を実施、一致を確認した。柳川古文書館では、古文書館の利用状況は、利用者が「入館者整理票」に日付、居住地及び区分（団体、一般、大学生、高校生、小中学生）を記入している。

また、月に一度開催されている古文書解読講座の出席簿において、出席者の人数を加えている。

以上は人数確認ができるが、整理票の記入を行わない利用者については、受付担当者がカウントした上で、当該カウント人数を利用人員に加算している。担当者がカウントした人数はメモ書きで行われているが、同メモは破棄されていた。指定管理者は、協定書第12条に基づく毎月の定期報告で毎日の利用実績を集計するための資料として入館者整理票を位置づけしており、毎月の利用実績報告が終われば、不要と考えて破棄していたものである。

協定書第14条において、「甲は、自治法第244条の2第10項の規定に基づき、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前2条の報告のほか管理業務及び経理の状況に必要に応じて報告を求め、実地調査をし、又は必要な指示をすることができる。」旨規定されている。同条の趣旨から、実績報告書の基礎となる資料の保存期間等につき、県と指定管理者との協議の上、明確にしておく必要があると思われる。

なお、調査日後において上記事項は協議がなされ、改善されている。

（イ）決算処理科目の適切性について（意見）

平成20年度に係る報告の一部として、求菩提資料館の指定管理者である豊前市から福岡県に提出された「平成20年度 歳出決算書」における「備品購入費」の検証を行った。指定管理者の備品台帳と備品現物の照合を行ったところ、毛氈（10m 900ミリ幅、厚1ミリ赤フェルト、取得価額36,750円）が備品として計上されている。

毛氈は、展示品等の大きさに合わせて、適切な大きさに切断して使用するものであり、科目処理としては需用費が適切であったと思われる。

県として提出された経費の妥当性につき、実地調査等による検証は少なくとも平成20年度には行われていない。県税が本来の趣旨に基づき、効

果的かつ効率的に使用され、かつ正確に報告されていることを定期的につきエックすることも必要である。

(ウ) 収蔵品に関する報告について (結果)

「平成20年度 甘木歴史資料館管理業務実績報告書 平成20年度主要業務の実施状況4 資料の貸出」において、1号銅戈(三並ヒエデ遺跡出土)1点及び鏝付筒形土器(三並ヒエデ遺跡出土)1点の記載漏れがあった。

管理業務の内容として「地域の特色のある歴史資料や文化財の調査・研究・資料の収集・保存」、「重要文化財等文化財の収蔵及び管理」があり、その実施状況は定期的に県へ報告しなければならぬ。

重要な収蔵品の外部への貸出は、収蔵品の管理及び有効利用の点で、また重要な収蔵品の収集は管理業務の内容そのものであるから、管理業務の履行義務を明らかにする上でも、その記載漏れは許容されるものではない。

また、重要事項の記載漏れは未然に防止されるべきであり、県としても、その発生原因の追及と今後の是正措置に関する指定管理者からの改善計画等を求める必要がある。

なお、調査日後において上記事項は修正報告がなされ、その中で原因の把握や対応策について検討がされており、改善されている。

(エ) 福岡県における公有財産の管理について

公有財産台帳からの削除処理漏れについて (意見)

甘木歴史資料館において、指定管理者の管理対象に含まれている「公有財産台帳(工作物)」NO.8932199-01の浄化槽は、県により平成19年3月に撤去済みであるが、台帳からの削除が行われていない。

財産管理上、台帳の適時な整備が望まれる。

ただし、調査日後において台帳からの削除は行われており、現状は既に改善されている。

未使用資産の措置について (意見)

また、「公有財産台帳(工作物)」NO.8932197-01の照明設備(6本)及びNO.8932201-01のじんあい焼却場については、いずれも未使用であり、また現状使用することができない状況にある。

焼却場と照明設備については、現状を確認した上で、県は財産管理上の必要な措置を行う必要がある。

(オ) 収蔵物の管理対象施設以外での保管について (意見)

収蔵物が、甘木歴史資料館とは別の、本町倉庫(朝倉市所有)に保管されている。同倉庫は、歴史資料館から車で数分の距離にあり、歴史資料館

とは全く別の建物である。

「平成20年度 甘木歴史資料館管理業務実績報告書 甘木歴史資料館の概要 9. 施設及び文化財等収蔵品の管理保全業務の概要」には、本町倉庫についての記載は無い。同倉庫は一応施設はされているものの、常駐者は置かれていない。

そもそも資料館以外で収蔵物が保管されている状況を県は把握していなかった。

本町倉庫で保管されている収蔵物は、比較的重要性の低いものを選定しているとのことであるが、対象施設外での収蔵物の保管は、契約上想定されておらず、仮に外部倉庫の利用を行うのであれば契約段階において倉庫の適切性を双方協議した上で、適切な管理状況が確保されることの確認の上で行うべきである。

なお、調査後、指定管理者が管理する倉庫での保管については、協議が行われ調査日後上記事項は改善されている。

(カ) 仕様書の未提示について（意見）

貴賓館のように、民間の業者を含めた公募による指定管理者の選定を行う場合には、詳細な仕様書を県側で提示、その遵守を求めているところであるが、求菩提資料館、甘木歴史資料館及び柳川古文書館の3分館に関しては公募を実施せず、それぞれ豊前市、朝倉市及び柳川市を指定管理者として指名している。

施設の管理・運営費用を県とそれぞれの地方自治体で実質的に折半している状況や業務内容が文化財の調査・研究・保護、調査研究成果の展示・公開、文化財保護思想の普及などもあり、仕様書を作成することが難しいことや、従来から各自自治体に委託してきたことで施設の状況にも精通していることから、指定管理の詳細については指定管理者へ一任しており、特に県として仕様書を作成していない。

地方自治体を指定管理者に指定している現況が、少なくとも指定管理者制度という枠組みを採用している以上、さらには折半とはいえ県税を使用している以上、指定管理者が県が満足するだけの管理業務を遂行しているかのチェックを定期的に行うためには、管理業務遂行の上で拠って立つ仕様の作成が望まれる。

ただし、平成18年度に協定書を策定する段階で協定書第4条において8項目の「管理業務の内容」を箇条書きに記載しており、当該記載をもって仕様書の提示に代わるものであるから、県は別途詳細な仕様書の作成は不要と決定している。

(キ) 個人情報 (意見)

求菩提資料館、甘木歴史資料館及び柳川古文書館それぞれで指定管理業務に従事している者につき、協定書別記2「個人情報取扱特記事項」第8において、業務に従事している者を対象に、「(1) 在職中及び退職後における秘密の保持」及び「(2) その他個人情報の保護の保護に必要事項」において義務付けられている研修への豊前市の1名の参加以外は参加実績がなかった。

業務に従事している者の研修参加が望まれる。

ただし、調査日後において、3分館とも研修が実施されていると伺っている。

(ク) 3分館の今後の方向性について (意見)

求菩提資料館は、当初昭和49年6月に公園整備事業により観光施設として整備された施設である。その後昭和54年4月に修験道関係文化施設として、一部整備を実施し文化課への所管換えが行われ、現在に至っている。

甘木歴史資料館については、地域の振興策の一環として、地元からの要請に基づいて歴史資料館が整備された経緯がある。

柳川古文書館は県有地の有効活用の観点から、昭和56年に柳川市から古文書館の建設について陳情・嘆願が行われ、これに基づいて古文書館の設置が行われている。これらの施設は、地域の歴史資料の収集、保管、調査及び研究を行うとともに、併せてこれを展示し、もって文化財の保護と文化財愛護思想の普及に資する施設として役割を果たしてきた。

しかしながら、施設設置から25年～35年を経過し、施設の老朽化が進んでいる。

このような資料館の設置の経緯及び施設の維持管理コストを実質的に指定管理者である地方自治体と県が折半している状況が、前述した意見及び結果の原因の根本的な原因となっているように思われる。

ここで、参考までに3分館の協定書の第4条(管理業務の内容)を記載する。なお3分館の協定書の内容はほぼ同じであるため、「求菩提資料館の管理に関する協定書(基本協定)」第4条(管理業務の内容)を参考までに記載する。

地域の特色ある歴史資料や文化財の調査・研究、資料の収集・保存
調査研究成果の展示・公開

重要文化財等文化財の収蔵及び管理

文化財愛護思想の普及

施設・設備の維持管理

(1) 施設の清掃及び警備業務

- (2) 施設、設備及び備品（管理物件）の保守点検業務
 - (3) 管理物件の修繕・改良・改修
- 施設案内等のサービスによる円滑な利用及び展示品の解説
施設利用者に病気、負傷等が生じた場合の救護
その他資料館の設置目的に合致した事業

先ず、収蔵品の適切な収蔵及び管理を行ううえで必要な施設状況や収蔵品の保管について、3分館の現地調査を行った結果、以下のような点が認められた。

【求菩提資料館】

- ・多くの収蔵品が集まっており、一般資材用の倉庫や通路に収蔵品が保管されている。
- ・収蔵室にある除湿機の性能不足により、調査時点において目標とする湿度60%に対し、調査時は69%であった。
- ・応接室、更衣室にて雨漏りが生じている。

【甘木歴史資料館】

- ・平成21年1月より、全館対象の空調設備が故障中である。
- ・収蔵品については、施設の収容能力が限界になるほど多く集まっている。

【柳川古文書館】

- ・収蔵室は湿度調節ができない。
- ・収蔵品については、大変多くの古文書が寄贈、寄託されている。

施設に課せられる使命としては、収蔵品の収蔵・管理とともに、文化財愛護思想の普及が挙げられる。

現状では、施設が老朽化しており、施設設置目的の推進に万全とはいえない状況がある。

そのため施設の老朽化に対しては、指定管理者である豊前市、朝倉市及び柳川市と県との協議により、基本的な方向性が定められることが望まれる。また一方では、非常に沢山集まっている地域の収蔵品の適正な保存の観点や地域の文化財の保護・活用の観点から、各地方自治体においては、3分館の修繕のみに頼るのではなく、新たな収蔵設備の整備を含め、文化財の保護や活用について検討する必要がある。

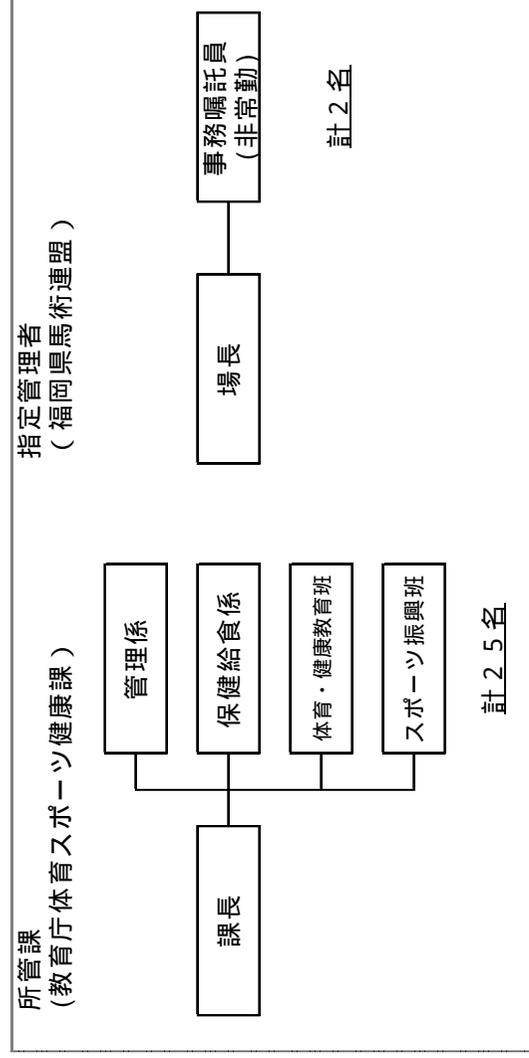
(4) 福岡県馬術競技場 < 指定管理施設 >



ア 施設の概要

| | |
|----------|---|
| 施設名称 | 福岡県馬術競技場 |
| 所在地 | 古賀市筵内564番地 |
| 設置年月日 | 平成元年 |
| 設置根拠法令等 | 福岡県立体育・スポーツ施設条例 |
| 設置目的 | 県民の体育・スポーツの普及振興を図り、併せて健康増進と福祉の向上に資する。 |
| 設置の経緯 | 平成2年に開催された国民体育大会(とびうめ国体)の馬術競技会場として整備された。 |
| 施設の概要(㎡) | 4,482 ㎡ |
| 面積(㎡) | 40,190 ㎡ |
| 主な活動内容 | 施設の維持管理・保守点検業務、飼育馬の管理 |
| 管理運営主体 | 設置者：福岡県(所管課：体育スポーツ健康課) 管理委託先(平成17年度まで)：(財)福岡県スポーツ振興公社 指定管理者(平成18年度より)：福岡県馬術連盟 |
| 開場時間 | 9:00～17:00 |
| 休場日 | 毎週火曜日、12月29日～翌1月3日 |
| 駐車場 | 有 |
| 利用料金 | 個人使用(2時間以内)一般 1,300円、高校生以下 870円 |

イ 組織の状況



ウ 管理の状況

(ア) 設置管理条例

指定管理者制度を導入するため、平成17年6月定例県議会において「福岡県立体育・スポーツ施設条例」を改正し、指定管理者に施設の管理を行わせる根拠規定、管理の基準、業務の範囲及び指定の手続き等を規定している。

(イ) 指定管理の内容

対象施設

- ・ 障害馬術競技場（メインアリーナ）
- ・ 馬場馬術競技場（サブアリーナ）
- ・ 屋内馬術練習場（インドアアリーナ）
- ・ 管理棟（事務室、小会議室、研修室、シャワー室ほか）
- ・ 厩舎ほか

指定管理者が行う業務の範囲

- ・ 馬術競技場の利用許可・料金等徴収業務
- ・ 馬術競技場の施設・設備の維持管理等業務
- ・ 経理・利用統計業務
- ・ 上記の他、教育委員会が別に定める業務

指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。（3年間）

(ウ) 指定管理者の指定手続**a 選定方法**

公募による選定。

b 選定手順

選定方法・指定期間の決定

公募で選定すること、指定期間は3年とすることを指定管理者選定委員会が審議し決定している。

募集

募集公募に当たり募集要項等については、平成20年7月16日付県公報や県のホームページにおいて公表するとともに、平成20年8月7日に馬術競技場において現地説明会を開催するなど、施設概要の周知に努めている。

申請の受付期間は、平成20年9月1日から9月12日までの10日間である。

候補者の選定

所管部局に設置された「指定管理者選定会議」による予備審査（書類審査・ヒアリング）を行い、指定管理者選定委員会の審議を経て選定している。

選定結果については、選定理由、評価結果とともに公表されており、公表している内容は次のとおりである。

福岡県馬術競技場の指定管理者の選定結果

1 選定経過

県教育委員会による予備審査（書類審査・ヒアリング）を経て、福岡県指定管理者選定委員会の審議により評価した。県教育委員会では、選定委員会の審議結果を踏まえ、最も適切と考えられる団体を下記の選定理由により候補団体とした。

2 候補団体及び選定理由

(1) 候補団体 福岡県馬術連盟

(2) 選定理由

次のような優れた提案がなされており、評価項目である5つの視点に照らし、管理団体として適切であると認められる。

国、県、関係団体と連携を図り、堅実な施設管理に加え、地域振興イベントや青少年健全育成活動などが提案されており、これまでの実績を踏まえた安定した管理が期待できる。

馬に関する十分な知識と経験を有する団体であり、団体の基本方針と施設の設置目的が合致している。

3 評価結果

| 団体名 | 福岡県馬術連盟 | |
|-----------------|----------------|------|
| | 評価項目 | 評価結果 |
| 大項目 | 中項目 | 大項目 |
| | 管理運営方針等 | A |
| 公共性(公益性)の確保 | 平等利用者の視点) | A |
| | 利用の促進 | A |
| 施設利用及びサービスの向上 | サービスの向上 | A |
| | 収支の改善 | B |
| 経営(収支)改善 | 経営効率化や合理的な会計制度 | B |
| | 職員の確保 | B |
| 職員確保方策及び健全な財政基盤 | 健全な財政基盤 | B |
| | 業務運営上必要な資格 | A |
| 施設管理上の個別事項 | その他の特記事項 | A |

4 応募団体一覧(5.0音順)

福岡県馬術連盟

(県資料より)

C 指定管理者の指定

平成20年12月定例県議会において、指定管理者の指定に関する議決を経て指定している。

(工) 協定の締結

議決後に、県と指定管理者が協議を行い、平成21年3月30日付で指定期間を通じた取り決めを行う「基本協定書」を、平成21年4月1日付で年度の管理経費の額等を定める「年度協定書」を締結している。

管理経費及び利用料金制の方針

施設の維持管理に要する経費に充てるため、福岡県は指定管理者に対し管理経費を支払う。管理経費の額は、原則として変更しないものとし、経済情勢の激変その他予期することのできない特別な事情により著しく不適當となったときは、協議の上変更できる。

施設の利用に係る料金については、利用料金制を採用しており、利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還は求めない。

指定管理者と県の責任分担

指定管理者と県の責任分担については、基本協定書において次のとおり定められている。

| 種類 | 内容 | 負担区分 | |
|--------------------|--|------|-------|
| | | 県 | 指定管理者 |
| 物価変動 | マーケットの変動（人件費、物件費等）に伴うコストの増 | | |
| 金利・為替変動 | 金利や為替の変動に伴うコストの増 | | |
| 法令等制度変更（税制度を含む） | 公の施設の設置管理等（設置基準の変更に よる整備等）に影響を及ぼす法令等制度の 変更 指定管理者に影響を及ぼす法令等制度の変 更 | | |
| 周辺地域、住民及び施設利用者への対応 | 施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望への対応 | | |
| 施設設備修繕 損害リスク | 増築・改築・大規模改修 | | |
| | 施設・設備及び備品自体の瑕疵に起因するもの | | |
| | 施設運営上の過失（指定管理者の責めに帰すべき事由）に伴うもの | | |

| | | | |
|------|--|--|--|
| | 経年劣化によるもの(下記を除く) | | |
| | 経年劣化によるもの(50万円以下) | | |
| | 第三者の行為(相手方が特定できないもの) から生じた事故・火災等による損害(下記 を除く) | | |
| | 第三者の行為(相手方が特定できないもの) から生じた事故・火災等による損害(50 万円以下) | | |
| 不可抗力 | 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、 火災、放火、近隣施設からの延焼、争乱、 暴動その他の県又は指定管理者のいずれの 責めにも帰すことのできない自然的又は人 為的な現象)に伴う施設・設備の損害、同 修復による経費の増加及び履行不能 | | |
| 損害保険 | 施設・設備及び備品の火災保険(建物共済) への加入 第三者賠償責任保険への加入 | | |

(才) 指定管理者の概要

| | |
|------|---|
| 名称 | 福岡県馬術連盟 |
| 設立 | 昭和36年5月 |
| 事業内容 | 1. 馬術及び馬事の普及向上、調査研究及び指導 2. 馬術競技会及び馬事に関する研究会等の開催 3. 県外馬術競技会参加及び人馬の選考、派遣 4. 乗馬及び馬事施設の整備 5. 福岡県体育協会及び日本馬術連盟から委託される事業、事務 6. その他、連盟の目的を達成するために必要な事業 |
| 基本財産 | 5,751千円(平成21年3月31日時点) |
| 役員 | 会長：藏内勇夫、副会長：2名 理事長：木村スガ子 理事：17名、監事：2名 (平成20年度) |
| 職員 | 3名 |

工 施設の管理状況 (ア) 利用状況

(単位:人)

| | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 |
|----|-------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 計画 | 7,000 | 7,000 | 7,900 | 6,700 | 7,300 | 5,000 |
| 実績 | 7,524 | 9,704 | 10,725 | 11,393 | 5,847 | 7,239 |

(県資料より作成)

(イ) 収支・運営コストの状況

(単位:千円)

| | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 管理経費 | 17,048 | 16,948 | 17,049 | 15,213 | 15,020 | 15,020 |
| うち人件費 | 5,526 | 5,344 | 5,354 | 5,307 | 5,317 | 5,316 |

(県資料より作成)

(ウ) 利用料収入の状況

(単位:千円)

| | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 4,804 | 4,804 | 4,804 |
| 実績 | 2,531 | 4,804 | 7,574 | 3,286 | 2,827 | 2,914 |

(県資料より作成)

(工) 指定管理者における契約事務

平成20年度の契約のうち、50万円以上の契約は以下のとおりである。
関係書類等を閲覧した結果、指摘すべき事項は「才 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」にて記述している。

| 契約種類 | 契約名・契約内容 | 契約先 | 契約方法 | 契約額 (千円) |
|------|--------------|------|------|-------------|
| 委託契約 | 覆い馬場砂土入替整地業務 | 一般会社 | 随意契約 | 1,386 |

(県資料より作成)

才 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(ア) 事業報告書の記載について(意見)

馬術競技場を含む福岡県教育委員会が管理する体育・スポーツ施設は、福岡県立体育・スポーツ施設条例に「県民の体育・スポーツの普及振興を図り、併せて健康増進と福祉の向上に資する。」(第1条)という設置目的が示されている。

さらに、馬術競技場の運営方針の中には、「本県の馬術競技の振興及び乗馬技術の向上を図り、もって体育・スポーツの振興に資するとともに、本県馬術競技における中核的役割を果たすことを目的とする。」とある。

しかし、利用状況を確認してみると、自主事業の中で馬術競技場本来の目的とは異なる「ドッグレース」が開催されており、それが実績として事業報告書に本来の目的で利用されたものと区別することなく報告されている。

競技場の利用向上を図っていること、地域連携の一環としての施設の提供活動は、評価に値するが、上記のような事業報告書では、監督者である福岡県が評価を誤る可能性は否定できない。

事業報告書での記載については、本来の目的使用とそれ以外の使用での利用状況が確認できるように記載様式の工夫が望まれる。

(イ) 物品管理について(結果)

福岡県と指定管理者との間で締結している基本協定書には指定管理者が管理すべき物品の一覧が添付されており、その一覧表をもとにサンプルで現物の照合を実施した結果、物品管理シールが貼付されていない物品、一覧表の品名、製品名の記載が「その他の体育用品」のように情報が不十分な物品については、照合することができなかった。

指定管理者は、基本協定に基づき適正に物品を管理する必要があるが、管理すべき物品が明確でない状態では適切な管理を行うことはできない。

福岡県においては、指定管理者による適切な物品管理ができるよう、物品台帳の整備をすとともに、基本協定書締結の際には、両者立会のもとに現物確認を実施し責任の所在を明確にしておく必要がある。

(ウ) 樹木の適正な管理について(結果)

樹木については、福岡県財務規則等で定める基準に従って施設ごとに位置図と公有財産台帳を作成する必要がある。福岡県と指定管理者との間で締結している基本協定書には一覧等の貼付がなく、樹木の現物調査が実施できなかった。

指定管理者は、協定書に記載されている樹木等については管理する責任を

有しており、実態の把握ができない状態では、倒木等の事故が発生した場合の責任の所在が不明確となり、指定管理者へ過度の負担を強いる恐れがある。

「1. 公の施設の管理全般について(5) 樹木・立木の適正な管理について(P31)」に記載のとおり適切な管理を行う必要がある。

(エ) 減免措置の手続きについて(意見)

福岡県立体育・スポーツ施設条例第5条によれば、知事は規則で定める場合に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができることと規定しており、国体強化選手等については、減免措置が取られている。今回、現地において減免管理簿と強化選手等の名簿をサンプルにて照合したところ、強化選手に発行する「指定証」による確認洩れのために減免の対象から外れた選手にまで減免措置が講じられていたことが確認された。

指定証の呈示による確認、名簿による確認を徹底することが望まれる。

(オ) 協定に基づく責任分担の尊重について(意見)

平成18年3月29日に締結された基本協定書では、責任の分担として、経年劣化による50万円以下の施設設備修繕・損害リスクについては指定管理者が負担することになっており、50万円を超える修繕等については県の負担となっている。また、協定書の第30条には以下の記述がある。

「第30条(協議)この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。」

平成20年度に実施された覆い馬場砂土入替整地業務(契約額1,386千円)については、協定書上の責任分担によれば県の負担にて実施すべき工事であると考えられるが、第30条に従って県と指定管理者との協議の結果、指定管理者が負担していたことが確認された。

覆い馬場の砂土は、経年劣化等から砂土が摩耗した状態で、馬が転倒する等の危険性があった状況を改善するための措置として、指定管理者の自らの余剰金を利用した安全に対する支出については評価に値する。

第30条に従って協議事実があるため完全な違反とは言えないが、明文化されている内容について協議を持って覆されるのであれば、協定書が形骸化する恐れがある。また、指定管理者の経営努力が奏功した結果、余剰金を生み出し以前からの懸案事項であった砂土入替を実施したことになったが、このような関係が続けていたのでは指定管理者のインセンティブが失われる恐れがある。

県民サービスの中でも安全への配慮は最も重視される事項である。安全に対する予算措置は、福岡県の厳しい財政事情は理解できるが、厳しいからと

いって県民の安全が脅かされることはあってはならない。指定管理者としては、危険性の情報を絶え間なく自治体へ伝え、万が一事故が発生したとしても、責任が一方的に押し付けられることのないよう対応することが望まれる。また福岡県は、厳しい財政事情の中でも安全に対する予算配分は最優先に実施することが望まれる。

(カ) 利用料金の見直しについて（意見）

福岡県馬術競技場の各施設の利用料金は以下のとおりである。

< 個人使用の場合 >

| | |
|-------|--------|
| | 2時間以内 |
| 一般 | 1,300円 |
| 高校生以下 | 870円 |

< 占有使用の場合 >

| | | | |
|---------|------------|-------------|------------|
| | 9:00～13:00 | 13:00～17:00 | 9:00～17:00 |
| 馬場馬術競技場 | 7,090円 | 7,090円 | 14,180円 |
| 障害馬術競技場 | 14,180円 | 14,180円 | 28,360円 |
| 覆い馬場 | 11,450円 | 11,450円 | 22,900円 |

< 厩舎 >

| | |
|----|--------|
| | 一日 |
| 一房 | 1,090円 |

< 附属施設 >

| | | | |
|-----|---------|-------------|------------|
| | 9:00～正午 | 13:00～17:00 | 9:00～17:00 |
| 会議室 | 1,090円 | 1,300円 | 2,390円 |
| 研修室 | 2,180円 | 2,720円 | 4,900円 |

利用人数、利用料金収入等から平成20年度の運営コストを算出すると以下のとおりである。

平成20年度の運営コスト

| 項 | 目 | |
|---|----------------------|-----------|
| A | 県人口(人) | 5,060,711 |
| B | 利用者数(人) | 7,239 |
| C | 建物価額(千円) | 310,157 |
| D | 県負担額(千円) | 15,020 |
| E | 減価償却費(千円) | 6,203 |
| F | 運営コスト(D+E)(千円) | 21,223 |
| G | 利用料収入(千円) | 2,914 |
| H | 利用者1人当り運営コスト(F/B)(円) | 2,932 |
| I | 県民1人当り運営コスト(F/A)(円) | 4.2 |
| J | 受益者負担割合(G/F)(%) | 13.7% |

(県資料より作成)

(注)

1. 減価償却費は、建物価額を耐用年数(50年と仮定)で除して算定。
2. 利用者数は延べ利用人数を使用

利用料金については、平成9年の消費税改正時以来、改定が行われていない状況である。

所管課へ同様の他県施設の状況調査を依頼したが、規模等から容易に比較しにくい状況であった。しかし、馬術競技人口拡大のための施設であること、馬術競技という特殊性から利用者が限定されている現状等を総合的に分析し、利用料金の見直しは検討すべき時期に来ているものと考えられる。

(5) 福岡県立ふれあいの家（北九州、北筑後、京築、南筑後）＜直営施設＞
ア 設置経緯

昭和59年度に教育委員会内に設置された「社会教育等施設整備計画検討委員会」による施設の現状等の調査研究結果に基づき、平成元年度に地域圏施設「ふれあいの家」構想が策定された。この構想において、ふれあいの家は従来
の青少年野営訓練所を発展させ、豊かな自然環境の中での野外活動や多様な学
習を通じて、健全な青少年を育成するための研修施設であると位置づけられ、
設置に至っている。

当時の地域圏施設「ふれあいの家」構想は以下のとおりであった。

ア．設置の趣旨

地域における自然環境や文化資源、産業資源、観光資源等を効果的に活用し、青少
年に多様な学習や文化、創作、スポーツ、野外活動等の機会を与え、もって心身と
も調和のとれた健全な青少年の育成を図るとともに、個性的で魅力ある地域づくり
の推進に資するため、宿泊を伴う地域圏青少年教育施設「ふれあいの家」を設置す
る。

イ．設置の条件

- (ア) 豊かな自然環境に恵まれ、青少年の野外活動、集団活動ができる条件を具備す
るとともに、当該地域のいずれの地域からも利用し易い地域であること。
- (イ) 周辺が文化、産業、環境等の資源に恵まれ、それらを利用して有効な体験学習
ができる地域であること。
- (ウ) 設置に当たっては、地元市町村の積極的な理解と協力が得られる地域であるこ
と。

ウ．施設の内容

- (ア) 構造 木造又は鉄筋
 - (イ) 宿泊定員 100人～150人（適正規模による）
 - (ウ) 施設内容 宿泊施設、食堂、厨房、浴室、談話室、研修室（多目的ホール）、
事務室等
- 上記施設のほか、野外活動を中心に、周辺の山野、樹林、河川、渓谷等を最大
限に活用する。

エ．研修のねらい

- (ア) 規律ある集団活動を通じ、人間的なふれあいを深め、信頼関係を確立する。
- (イ) 自然や文化とのふれあい、地域社会への理解を通じて、学校や家庭では、得難
い生活体験の機会と場を与える。
- (ウ) 各種の活動を通じて、基本的な生活習慣、規律意識を養うとともに、協同、友
愛、奉仕の精神を培う。

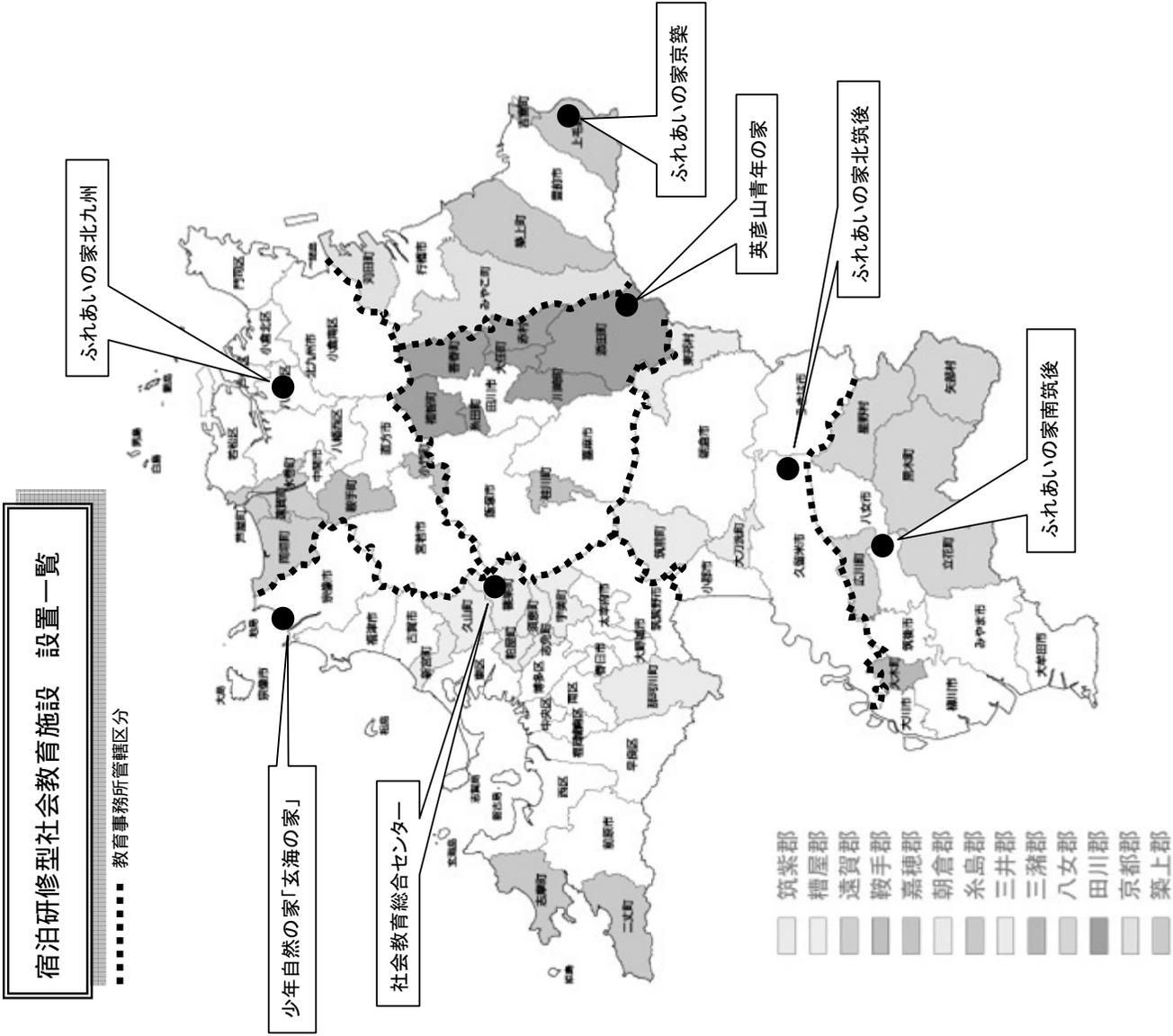
オ．利用の形態

- (ア) 地域子ども会、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト等の少年団
体の活動や指導者等の研修活動
- (イ) P T A、親子等による活動
- (ウ) 小・中・高等学校の教科授業や「自然教室」等の学校行事
- (エ) 高等学校、大学等のクラブ活動や研修活動
- (オ) 地域、職域、企業内等の団体グループの研修
- (カ) 地域内の文化祭や体育行事等のコミュニケーション活動

（県資料より作成）

イ 福岡県下の宿泊研修型の県立社会教育施設

福岡県ではふれあいの家の他に、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立少年自然の家「玄海の家」の宿泊研修型社会教育施設を設置している。各施設の地理的配置は以下のとおりである。



(県資料より作成)

ウ 指定管理者制度導入等の検討経緯

公の施設である「ふれあいの家」も例外ではなく、指定管理者制度の導入について検討を重ねており、指定管理者制度導入時点（平成16年度）及び福岡県行政改革大綱のスケジュールに基づき検討期間である平成19年度～20年度に重点的に課内で検討を行っている。

平成16年度の検討では、「ふれあいの家」は野外活動・学校行事・研修等様々な用途に活用されており、有効な施設であるとして存続の結論を出した上で、管理運営費については、囑託職員を配置し、効率化しているため、コスト削減効果は低いが見込めないとして、指定管理者制度導入は行われていない。なお、指定管理者制度を導入する場合には、各施設自体は県の公有財産であるものの、土地については、市町村から使用貸借契約及び使用許可（100%減免）を取得する等していることから、市町村との条件整備が必要となる。

平成19年度～20年度の検討でも、県民サービスの向上とコスト削減の観点から指定管理者制度を導入してもコスト削減効果は薄く、県民サービスの向上は見込めないとして、指定管理者制度導入は行われていない。

なお、指定管理者制度を導入する場合には、各施設自体は県の公有財産であるものの、土地については、市町村から使用貸借契約及び使用許可（100%減免）を取得する等していることから、市町村との条件整備が必要となる。

エ 施設の概要

ふれあいの家は福岡県下に4施設設置されており、各施設の概要は以下のとおりである。

(ア) 福岡県立ふれあいの家北九州



| | |
|--------|--|
| 施設名称 | 福岡県立ふれあいの家北九州 |
| 所在地 | 北九州市八幡東区帆柱町7丁目皿倉 |
| 竣工年月日 | 平成 2年 6月 19日 |
| 設置法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県の施設の設置及び管理に関する条例130条の2 ・福岡県立ふれあいの家の利用等に関する規則 |
| 設置目的 | 豊かな自然環境や多様な学習を通して、健全な青少年の育成に資する宿泊型研修施設として、学校や社会教育関係団体の利用に供するために設置された。 |
| 設置の経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・昭和59年 教育委員会内に社会教育等施設整備計画検討委員会を設置 ・平成 元年 地域圏施設「ふれあいの家」整備計画を策定 ・平成 2年 ふれあいの家北九州開設 |
| 施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール ・厨房 ・研修室7室 ・事務室 ・大小浴室 ・便所 |
| 面積 (㎡) | 敷地面積 4,254.535㎡ 延床面積 1,067.99㎡ |
| 主な活動内容 | 利用者は、オリエンテーリング、ウォークラリー、登山、自然探索等を行い、食事は厨房を利用して、自炊している。 |
| 管理運営主体 | 設置者：福岡県 所管課：社会教育課 管理者：北九州教育事務所 |
| 開所時間 | 8時30分から17時15分 ただし、宿泊研修者がある場合は17時15分から翌日の8時30分まで引き続き開所 |
| 休所日 | <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日（月曜日が休日のときはその次の日） ・12月28日から翌年1月4日 ・上記にかかわらず、所長が必要と認めた場合は、臨時に休所又は開所することがある |
| 駐車場 | 施設専用の駐車場あり |
| 利用料金 | なし（但し、シーツ代実費 150円） |

(イ) 福岡県立ふれあいの家北筑後



| | |
|--------|---|
| 施設名称 | 福岡県立ふれあいの家北筑後 |
| 所在地 | 久留米市田主丸町森部1299-2 |
| 竣工年月日 | 平成3年7月10日 |
| 設置法令等 | <ul style="list-style-type: none"> 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例130条の2 福岡県立ふれあいの家の利用等に関する規則 |
| 設置目的 | 豊かな自然環境の中での野外活動や多様な学習を通して、健全な青少年の育成に資する宿泊型研修施設として、学校や社会教育関係団体の利用に供するために設置された。 |
| 設置の経緯 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和59年 教育委員会内に社会教育等施設整備計画検討委員会を設置 平成元年 地域圏施設「ふれあいの家」整備計画を策定 平成3年 ふれあいの家北筑後開設 |
| 施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 多目的ホール 厨房 研修室6室 事務室 宿直室 大小浴室 便所 |
| 面積 (㎡) | 敷地面積 5216.01㎡ 延床面積 959.63㎡ |
| 主な活動内容 | 利用者は、オリジナルング、ウォークラリー、登山、自然探検等を行い、食事は厨房を利用して、自炊している。 |
| 管理運営主体 | 設置者：福岡県 所管課：社会教育課 管理者：北筑後教育事務所 |
| 開所時間 | 8時30分から17時15分 ただし、宿泊研修者がある場合は17時15分から翌日の8時30分まで引き続き開所 |
| 休所日 | <ul style="list-style-type: none"> 月曜日（月曜日が休日のときはその次の日） 12月28日から翌年1月4日 上記にかかわらず、所長が必要と認めた場合は、臨時に休所又は開所することがある |
| 駐車場 | 無 |
| 利用料金 | なし（但し、シーツ代実費 150円） |

(ウ) 福岡県立ふれあいの家京築



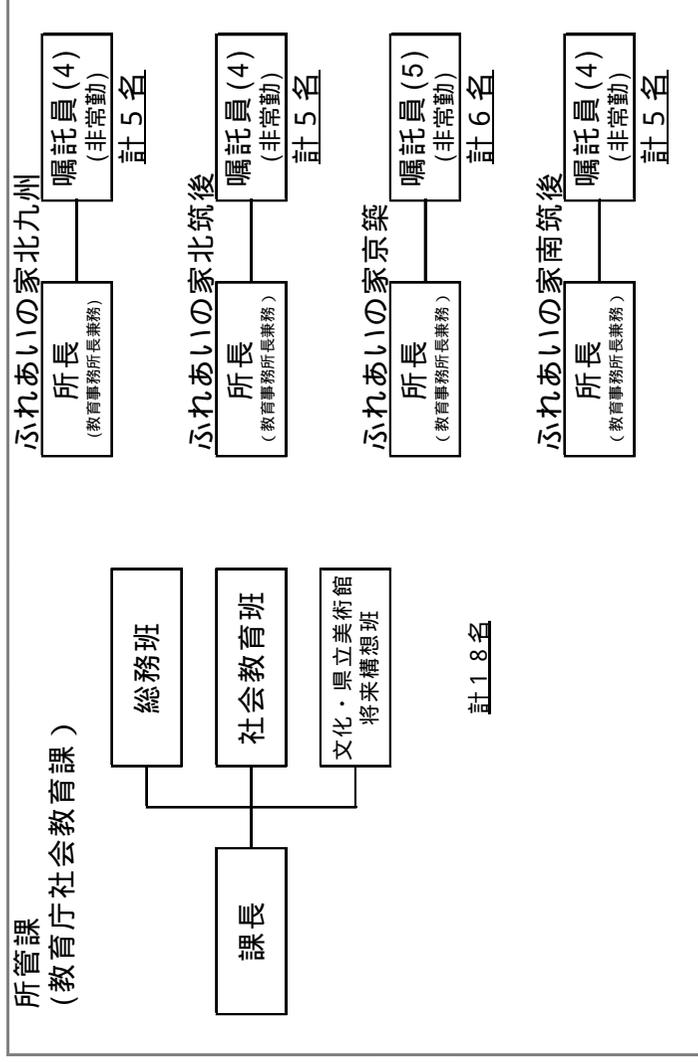
| | |
|--------|--|
| 施設名称 | 福岡県立ふれあいの家京築 |
| 所在地 | 築上郡上毛町大字下唐原2334番地 |
| 竣工年月日 | 平成5年2月22日 |
| 設置法令等 | <ul style="list-style-type: none"> 福岡県の施設の設置及び管理に関する条例130条の2 福岡県立ふれあいの家の利用等に関する規則 |
| 設置目的 | 豊かな自然環境の中での野外活動や多様な学習を通して、健全な青少年の育成に資する宿泊型研修施設として、学校や社会教育関係団体の利用に供するために設置された。 |
| 設置の経緯 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和59年 教育委員会内に社会教育等施設整備計画検討委員会を設置 平成元年 地域圏施設「ふれあいの家」整備計画を策定 平成5年 ふれあいの家京築開設 |
| 施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 多目的ホール・厨房・研修室7室・事務室 宿直室・大小浴室・便所・炊飯棟・屋外便所 |
| 面積(㎡) | 敷地面積 12,375㎡ 延床面積 1,055.63㎡ |
| 主な活動内容 | 利用者は、オリエンテーリング、ウォークラリー、登山、自然探索等を行い、食事は厨房を利用して、自炊している。 |
| 管理運営主体 | 設置者：福岡県 所管課：社会教育課 管理者：京築教育事務所 |
| 開所時間 | 8時30分から17時15分まで ただし、宿泊利用者がいる場合は、引き続き翌日の8時30分まで |
| 休所日 | <ul style="list-style-type: none"> 月曜日(月曜日が休日のときはその次の日) 12月28日から翌年1月4日 上記にかかわらず、所長が必要と認めた場合は、臨時に休所又は開所することがある |
| 駐車場 | 施設専用の駐車場あり |
| 利用料金 | なし(但し、シーツ代実費 150円) |

(工) 福岡県立ふれあいの家南筑後



| | |
|--------|---|
| 施設名称 | 福岡県立ふれあいの家南筑後 |
| 所在地 | 八女市山内1268-2 |
| 竣工年月日 | 平成7年11月20日 |
| 設置法令等 | <ul style="list-style-type: none"> 福岡県の施設の設置及び管理に関する条例130条の2 福岡県立ふれあいの家の利用等に関する規則 |
| 設置目的 | 豊かな自然環境の中での野外活動や多様な学習を通して、健全な青少年の育成に資する宿泊型研修施設として、学校や社会教育関係団体の利用に供するために設置された。 |
| 設置の経緯 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和59年 教育委員会内に社会教育等施設整備計画検討委員会を設置 平成元年 地域圏施設「ふれあいの家」整備計画を策定 平成7年 ふれあいの家南筑後開設 |
| 施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 多目的ホール・厨房・研修室7室・事務室 宿直室・大小浴室・便所・屋外炊飯棟・屋外便所 |
| 面積 (㎡) | 敷地面積 3,346.36㎡ 延床面積 1,096.52㎡ |
| 主な活動内容 | 利用者は、オリエンテーリング、ウォークラリー、登山、自然探索等を行い、食事は厨房を利用して、自炊している。 |
| 管理運営主体 | 設置者：福岡県 所管課：社会教育課 管理者：南筑後教育事務所 |
| 開所時間 | 8時30分から17時15分まで ただし、宿泊利用者がいる場合は、引き続き翌日の8時30分まで |
| 休所日 | <ul style="list-style-type: none"> 月曜日（月曜日が休日のときはその次の日） 12月28日から翌年1月4日 上記にかかわらず、所長が必要と認めた場合は、臨時に休所又は開所することがある |
| 駐車場 | 施設専用の駐車場あり |
| 利用料金 | なし（但し、シーツ代実費 150円） |

才 組織の状況



力 施設の管理状況

(ア) 利用状況

各施設の延利用者数の推移は以下のとおりである。

| 施設名称 | 平成15年度 | | 平成16年度 | | 平成17年度 | | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|----|--------|----|--------|----|
| | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 |
| ふれあいの家北九州 | 4,084 | 4,004 | 4,030 | 3,061 | 3,913 | 4,396 | | | | | | |
| ふれあいの家北筑後 | 8,430 | 9,523 | 7,603 | 6,775 | 5,885 | 6,117 | | | | | | |
| ふれあいの家京築 | 14,866 | 13,740 | 13,387 | 13,078 | 9,615 | 8,576 | | | | | | |
| ふれあいの家南筑後 | 8,612 | 8,484 | 8,260 | 8,729 | 8,157 | 8,242 | | | | | | |
| 合計 (A) | 35,992 | 35,751 | 33,280 | 31,643 | 27,570 | 27,331 | | | | | | |
| 対平成15年度対比 | 100.0% | 99.3% | 92.5% | 87.9% | 76.6% | 75.9% | | | | | | |
| 福岡県人口 (各10月1日時点) (B) | 5,051,762 | 5,059,670 | 5,049,908 | 5,055,790 | 5,059,071 | 5,060,711 | | | | | | |
| 対福岡県人口利用割合 (A / B) | 0.7% | 0.7% | 0.7% | 0.6% | 0.5% | 0.5% | | | | | | |
| 福岡県児童・生徒数 (C) | 674,599 | 663,715 | 655,011 | 648,851 | 642,847 | 638,776 | | | | | | |
| 対福岡県児童・生徒数利用割合 (A / C) | 5.3% | 5.4% | 5.1% | 4.9% | 4.3% | 4.3% | | | | | | |

(県資料及びホームページより作成)

各施設の利用率、宿泊率等をまとめると以下のとおりである。

(単位：人、日、%)

| 区分 | 年 度 | 北 九 州 | 北 筑 後 京 | 南 筑 後 計 |
|------------------|--------|-------------|------------------|------------------|
| 実研修者数 | 19 | 2,141 | 3,005 | 5,244 |
| | 20 | 2,310 | 3,404 | 4,310 |
| 延研修者数 | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 一 日 平 均 | 19 | 12.7 | 19.2 | 31.4 |
| | 20 | 14.4 | 20.0 | 28.0 |
| 利用率 | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 C/F | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 I/J | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 B/E | 19 | 14.4 | 20.0 | 28.0 |
| | 20 | 14.4 | 20.0 | 28.0 |
| 実研修者数 A | 19 | 2,141 | 3,005 | 5,244 |
| | 20 | 2,310 | 3,404 | 4,310 |
| 延研修者数 B | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 C | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 D | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 E | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 F | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 G/130 | 19 | 12.7 | 19.2 | 31.4 |
| | 20 | 14.4 | 20.0 | 28.0 |
| 宿泊者数 H | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 I | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 J | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 K | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 L | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 M | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 N | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 O | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 P | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 Q | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 R | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 S | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 T | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 U | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 V | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 W | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 X | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 Y | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 Z | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 AA | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 AB | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 AC | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 AD | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 AE | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 AF | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 AG | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 AH | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 AI | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 AJ | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 AK | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 AL | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 AM | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 AN | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 AO | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 AP | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 AQ | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 AR | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 AS | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 AT | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 AU | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 AV | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 AW | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 AX | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 AY | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 AZ | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 BA | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 BB | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 BC | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 BD | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 BE | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 BF | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 BG | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 BH | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 BI | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 BJ | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 BK | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 BL | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 BM | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 BN | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 BO | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 BP | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 BQ | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 BR | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 BS | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 BT | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 BU | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 BV | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 BW | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 BX | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 BY | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 BZ | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 CA | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 CB | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 CC | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 CD | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 CE | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 CF | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 CG | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 CH | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 CI | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 CJ | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 CK | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 CL | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 CM | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 CN | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 CO | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 CP | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 CQ | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 CR | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 CS | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 CT | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | 6,117 | 8,242 |
| 延宿泊者数 CU | 19 | 1,733 | 2,884 | 3,988 |
| | 20 | 2,058 | 2,551 | 3,969 |
| 団体数 CV | 19 | 68 | 75 | 111 |
| | 20 | 91 | 88 | 100 |
| 開所日数 CW | 19 | 307 | 306 | 306 |
| | 20 | 306 | 306 | 306 |
| 宿泊可能日数 CX | 19 | 255 | 253 | 254 |
| | 20 | 255 | 255 | 255 |
| 利用率 CY | 19 | 9.8 | 14.8 | 24.2 |
| | 20 | 11.1 | 15.4 | 21.5 |
| 宿泊者数 CZ | 19 | 6.8 | 11.4 | 15.7 |
| | 20 | 8.1 | 10.0 | 15.6 |
| 宿泊率 DA | 19 | 5.2 | 8.8 | 12.1 |
| | 20 | 6.2 | 7.7 | 12.0 |
| 延研修者数 DB | 19 | 3,913 | 5,885 | 9,615 |
| | 20 | 4,396 | | |

各施設の利用状況を団体種別にまとめると以下のとおりである。

平成2.0年度 (単位：人、%)

| 区分 | 北九州 | | 北筑後 | | 京築 | | 南筑後 | | 合計 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 実研修者数 | 割合 | 実研修者数 | 割合 | 実研修者数 | 割合 | 実研修者数 | 割合 | 実研修者数 | 割合 |
| 学 校 | | | | | | | | | | |
| 小学校 | 129 | 5.6 | 538 | 15.8 | 75 | 1.6 | 943 | 21.9 | 1,685 | 11.5 |
| 中学校 | 29 | 1.3 | 299 | 8.8 | 850 | 18.5 | 154 | 3.6 | 1,332 | 9.1 |
| 高等学校 | 113 | 4.9 | 142 | 4.2 | 247 | 5.4 | 177 | 4.1 | 679 | 4.6 |
| 特殊教育諸学校 | 17 | 0.7 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 20 | 0.5 | 37 | 0.3 |
| その他 | 28 | 1.2 | 26 | 0.8 | 36 | 0.8 | 24 | 0.6 | 114 | 0.8 |
| 用 小 計 | 316 | 13.7 | 1,005 | 29.5 | 1,208 | 26.3 | 1,318 | 30.6 | 3,847 | 26.3 |
| 少年団体 | 1,104 | 47.8 | 621 | 18.2 | 2,234 | 48.7 | 1,428 | 33.1 | 5,387 | 36.9 |
| 青年団体 | 0 | 0.0 | 76 | 2.2 | 174 | 3.8 | 0 | 0.0 | 250 | 1.7 |
| 成人団体 | 145 | 6.3 | 230 | 6.8 | 201 | 4.4 | 1,406 | 32.6 | 1,982 | 13.6 |
| 学校教育指導者 | 8 | 0.3 | 26 | 0.8 | 0 | 0.0 | 34 | 0.8 | 68 | 0.5 |
| 社会教育指導者 | 20 | 0.9 | 0 | 0.0 | 82 | 1.8 | 124 | 2.9 | 226 | 1.5 |
| その他 | 717 | 31.0 | 1,446 | 42.5 | 691 | 15.1 | 0 | 0.0 | 2,854 | 19.5 |
| 合 計 | 2,310 | 100.0 | 3,404 | 100.0 | 4,590 | 100.0 | 4,310 | 100.0 | 14,614 | 100.0 |

1：大学・短大・高専・専修・各種学校

(県資料より作成)

各施設の利用状況を地域別にまとめると以下のとおりである。

平成2.0年度 (単位：人、%)

| 区分 | 北九州 | | 北筑後 | | 京築 | | 南筑後 | | 合計 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 実研修者数 | 割合 | 実研修者数 | 割合 | 実研修者数 | 割合 | 実研修者数 | 割合 | 実研修者数 | 割合 |
| 福 岡 | 86 | 3.9 | 330 | 9.7 | 61 | 1.3 | 25 | 0.6 | 502 | 3.5 |
| 北九州 | 1,973 | 90.5 | 29 | 0.9 | 234 | 5.1 | 29 | 0.7 | 2,265 | 15.6 |
| 北筑後 | 0 | 0.0 | 2,930 | 86.1 | 0 | 0.0 | 575 | 13.3 | 3,505 | 24.2 |
| 南筑後 | 0 | 0.0 | 18 | 0.5 | 0 | 0.0 | 3,487 | 80.9 | 3,505 | 24.2 |
| 筑 豊 | 14 | 0.6 | 0 | 0.0 | 36 | 0.8 | 44 | 1.0 | 94 | 0.6 |
| 京 築 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 1,864 | 40.6 | 0 | 0.0 | 1,864 | 12.9 |
| 全県下 | 2,073 | 95.1 | 3,307 | 97.2 | 2,195 | 47.8 | 4,160 | 96.5 | 11,735 | 81.0 |
| 県 外 | 107 | 4.9 | 97 | 2.8 | 2,395 | 52.2 | 150 | 3.5 | 2,749 | 19.0 |
| 合 計 | 2,180 | 100.0 | 3,404 | 100.0 | 4,590 | 100.0 | 4,310 | 100.0 | 14,484 | 100.0 |

(県資料より作成)

(イ) 収支・運営コストの状況

各施設の決算状況の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 施設名称 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ふれあいの家北九州 | | | | | |
| 需用費 | 2,335 | 2,303 | 2,673 | 2,510 | 2,742 |
| 委託費 | 1,850 | 2,132 | 2,121 | 1,890 | 1,484 |
| 人件費 | 4,561 | 4,562 | 4,260 | 4,464 | 4,503 |
| その他 | 637 | 513 | 551 | 517 | 531 |
| 合計 | 9,383 | 9,510 | 9,605 | 9,381 | 9,260 |
| ふれあいの家北筑後 | | | | | |
| 需用費 | 1,711 | 1,940 | 2,771 | 2,139 | 2,083 |
| 委託費 | 1,609 | 1,518 | 1,642 | 1,539 | 1,223 |
| 人件費 | 5,027 | 5,162 | 4,825 | 4,661 | 4,547 |
| その他 | 779 | 535 | 491 | 543 | 339 |
| 合計 | 9,126 | 9,155 | 9,729 | 8,882 | 8,192 |
| ふれあいの家京築 | | | | | |
| 需用費 | 2,082 | 2,113 | 2,203 | 2,260 | 2,173 |
| 委託費 | 1,792 | 1,834 | 1,754 | 1,711 | 1,576 |
| 人件費 | 5,810 | 6,000 | 5,695 | 5,337 | 5,057 |
| その他 | 893 | 550 | 623 | 577 | 662 |
| 合計 | 10,577 | 10,497 | 10,275 | 9,885 | 9,468 |
| ふれあいの家南筑後 | | | | | |
| 需用費 | 2,059 | 2,045 | 2,066 | 2,349 | 2,395 |
| 委託費 | 2,007 | 2,149 | 2,219 | 1,933 | 1,554 |
| 人件費 | 5,143 | 4,834 | 5,146 | 5,075 | 5,097 |
| その他 | 925 | 415 | 565 | 519 | 1,495 |
| 合計 | 10,134 | 9,443 | 9,996 | 9,876 | 10,541 |

(県資料より作成)

各施設の運営コスト（平成20年度）をまとめると以下のとおりである。

平成20年度の運営コスト

| 項 | 目 | 北九州 | 北筑後 | 京築 | 南筑後 |
|---|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| A | 県人口(人) | 5,060,711 | 5,060,711 | 5,060,711 | 5,060,711 |
| B | 利用者数(人) | 2,310 | 3,404 | 4,590 | 4,310 |
| C | 建物価額(千円) | 210,521 | 178,642 | 213,023 | 248,724 |
| D | 県負担額(千円) | 9,260 | 8,192 | 9,468 | 10,541 |
| E | 減価償却費(千円) | 4,210 | 3,573 | 4,260 | 4,974 |
| F | 運営コスト(D+E)(千円) | 13,470 | 11,765 | 13,728 | 15,515 |
| G | 使用料収入(千円) | - | - | - | - |
| H | 利用者1人当り運営コスト(F/B)(円) | 5,831 | 3,456 | 2,991 | 3,600 |
| I | 県民1人当り運営コスト(F/A)(円) | 2.7 | 2.3 | 2.7 | 3.1 |
| J | 受益者負担割合(G/F)(%) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |

(注)

1. 減価償却費は、建物価額を耐用年数(50年と仮定)で除して算定。

2. 利用者数は実利用人数を使用

(県資料より作成)

(ウ) 契約事務

平成20年度の契約のうち、50万円以上の契約は以下のとおりである。
関係書類等を閲覧した結果、指摘すべき事項は検出されなかった。

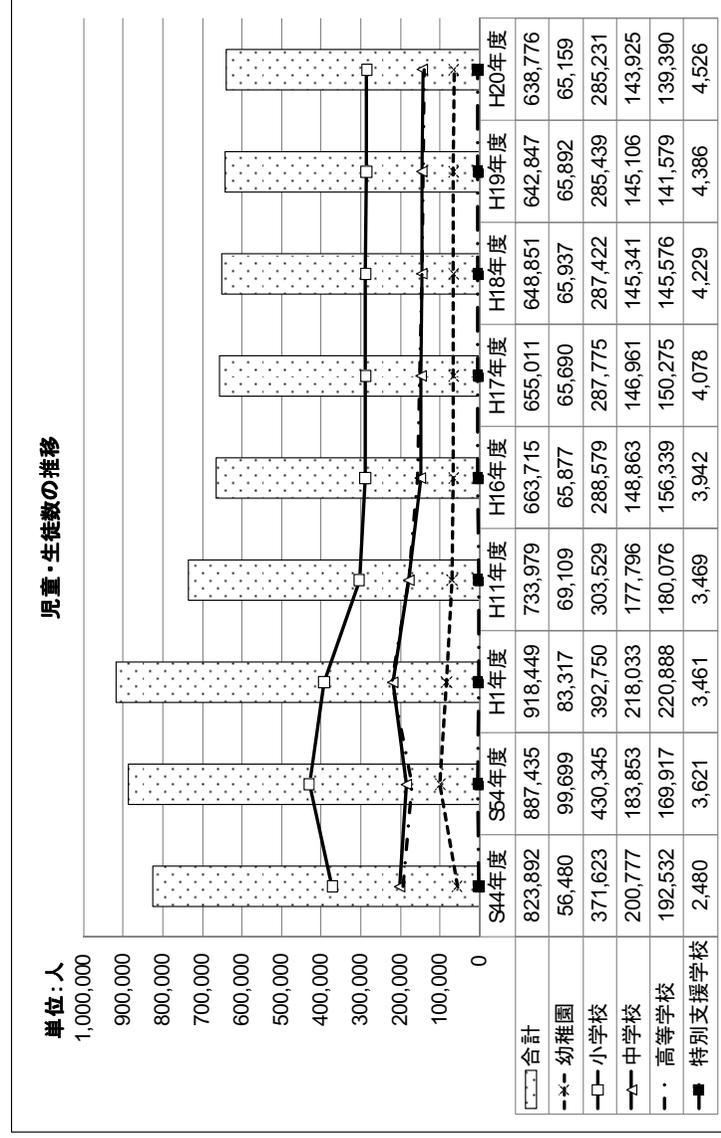
| 契約種類 | 契約名・契約内容 | 契約先 | 契約方法 | 契約額 (千円) | 備考 |
|------|------------------|------|------|-------------|-----|
| 委託契約 | 清掃及び害虫駆除委託業務 | 一般会社 | 随意契約 | 541 | 北九州 |
| 委託契約 | 機械警備委託業務(長期継続5年) | 一般会社 | 随意契約 | 1,008 | 北筑後 |
| 委託契約 | 空調設備点検委託業務 | 一般会社 | 随意契約 | 683 | 南筑後 |
| 工事契約 | 上水道切替工事 | 一般会社 | 随意契約 | 1,150 | 南筑後 |

(県資料より作成)

キ 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(ア) 施設の運営について（意見）

施設利用の多い児童数の推移について福岡県では以下のとおりであり、「ふれあいの家」構想が策定された平成元年を境に児童数は減少傾向にある。



（県資料より作成）

少子化の進行等により社会教育環境が変化した中、「ふれあいの家」構想から20年が経過し施設の老朽化が進み、今後一定規模の修繕が必要とされる施設について、福岡県の公の施設として維持し続けるのか議論する段階に來ていると思われる。

施設を維持し続けると判断した場合は、管理運営方法について直営のまま管理していくのか、指定管理者制度を導入するのかを検討する必要がある。「ふれあいの家」については、現状の直営管理以上のコスト削減効果及び県民サービスの向上が見込めないこと、社会教育施設という観点から教育現場の経験者等の配置を考慮する必要があること等の理由から、直営による管理が望ましいとの検討結果となり、指定管理者制度導入には至っていない。また、指定管理者制度を導入するには、「ふれあいの家」の土地が市町村からの使用貸借等であるため市町村との協議が必要となる。

「ふれあいの家」への指定管理者制度導入については、社会教育施設としての施設管理に期待するものや老朽化が進んでいる施設であるため、参入障壁が結果として高くなり、指定管理者制度の導入に踏み切っても参入する企業、団体が現れない可能性が高いと考えられる。そのため直営での管理を継

続する場合は、コスト削減に向けて契約方法の見直しを行っていくことが望まれる。

その一つの方策として、地域性を考慮する必要のない契約については、ふれあいの家4施設の他、他の県立の宿泊研修施設についても可能な限り一括契約をすること等も有効であろう。例えば、警備業務契約等を全施設一括で契約すれば、さらなるコスト削減が可能になると考える。

(イ) 使用料について(意見)

使用者からは使用料を取っておらず、宿泊の際に使用した布団・枕のシーツのクリーニング実費代(150円)を徴収しているのみであり、利用により発生する光熱水費代については、使用者から徴収していない。

営利を目的とした施設ではないため、多くの利用料金を徴収する必要はないと思われるが、利用目的に応じて減免等の措置を考慮しつつ少なくとも使用により発生するであろう光熱水費代は徴収することが県民全体の公平な負担の観点から望まれる。

光熱水費相当の使用料の徴収については、条例の改正等の手続きが必要であり煩雑となるが、県民負担の公平性、県民サービスの向上の観点から検討が望まれる。

(ウ) 利用人数の向上について(意見)

上述したが、施設の利用人数の推移を再掲すると以下のとおりである。

(単位:人、%)

| 施設名称 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 |
| ふれあいの家北九州 | 4,084 | 4,004 | 4,030 | 3,061 | 3,913 | 4,396 |
| ふれあいの家北筑後 | 8,430 | 9,523 | 7,603 | 6,775 | 5,885 | 6,117 |
| ふれあいの家京築 | 14,866 | 13,740 | 13,387 | 13,078 | 9,615 | 8,576 |
| ふれあいの家南筑後 | 8,612 | 8,484 | 8,260 | 8,729 | 8,157 | 8,242 |
| 合計(A) | 35,992 | 35,751 | 33,280 | 31,643 | 27,570 | 27,331 |
| 対平成15年度対比 | 100.0% | 99.3% | 92.5% | 87.9% | 76.6% | 75.9% |
| 福岡県人口(各10月1日時点)(B) | 5,051,762 | 5,059,670 | 5,049,908 | 5,055,790 | 5,059,071 | 5,060,711 |
| 対福岡県人口利用割合(A/B) | 0.7% | 0.7% | 0.7% | 0.6% | 0.5% | 0.5% |
| 福岡県児童・生徒数(C) | 674,599 | 663,715 | 655,011 | 648,851 | 642,847 | 638,776 |
| 対福岡県児童・生徒数利用割合(A/C) | 5.3% | 5.4% | 5.1% | 4.9% | 4.3% | 4.3% |

(県資料及びホームページより作成)

ふれあいの家は、社会教育の一環としての宿泊研修施設であるため、提供されるサービスの質の測定は、数値化できない要素が多くあるが、サービスの質が向上しているか否かの指標としては、利用人数の増減が重要な指標である。すなわち、サービスの質の高い施設はリピーターが増え、口コミ等により新規の利用者も増加することが予想される。反対にサービスの質の低い施設は、他の代替施設を利用するようになり利用者は減少することが予想されるからである。「ふれあいの家」においても利用人数を意識した管理運営により、魅力ある施設づくりをすることで、多くの青少年の利用を促すことに繋がり、ひいてはそれが青少年の健全な育成に資するものと思われる。

利用促進のための施策は、今後議論されることが期待されるが、以下にくつつかの施策を提案する。

研修プログラムの提案

ふれあいの家での研修については、利用者から研修の目的、スケジュール等を提出してもらい施設を利用するという、いわゆる利用者の自主的な利用が基本となっている。もちろん社会教育の施設であることを踏まえて自由に利用していただくことには問題ないが、さらなる利用者の掘り起こしを行うためには、施設管理者側から研修プログラムを提案することが必要である。

例えば、「ふれあいの家南筑後」において既に行っている「ウォーク・ラリー」の提案や、農業体験とのマッチング、自然教室の提案が考えられる。農業体験については、例えば南筑後では、有料ではあるが、近隣施設で、抹茶挽き体験や釜入り茶体験、手すき和紙が体験できるプランが考えられるし、北筑後では、ぶどう狩りや柿狩り等の体験が考えられる。もちろん地元農家・住民の協力が必要であるが、青少年の健全な育成に資する体験ができるものと考えられる。

認知度の向上活動

各施設ともリーフレット等を作成したり、地元への広報活動を充実したりしているが、リーフレットの見直しや、教育現場へのさらなる利用促進のための広報活動が望まれる。

リーフレットについては、各施設でそれぞれの特色を活かしたものを作成し、利用促進を促すことが大切ではあるが、「定期報告会」など4施設の協議の場を設け、情報を共有化し、それぞれの良い点を取り入れることで、更に質の高いものにすることも検討すべきであると思われる。

教育現場への広報活動としては、校長会等での呼びかけはもちろん、学校の年度計画が作成される12月から2月にかけて集中的に働きかけを強めていくことや、ホームページを利用した積極的な広報活動も必要であると思われる。

また、福岡県では、平成20年度から、生涯学習に係る全庁的な取り組みを推進するため、生涯学習施策の企画・総合調整機能が教育庁から知事部局へ移管されたところである。これにより、社会教育とNPO・企業との協働や職業訓練との連携など新たな事業の展開を期待することができら、全庁的に実施される会議等において、積極的にふれあいの家の情報を提供することで、新たな事業への利用促進を図ることが望まれる。

同様に市町村に対しても、社会教育関係職員及び民間団体指導者の研修会が開かれる際は、ふれあいの家の情報を提供し、研修プログラムの提案で述べたような利用方法を新たな事業に取り入れてもらう等、積極的に利用促進に努めていただきたい。

(工) 嘱託員の勤務体系について（意見）

各施設には、非常勤で4名から5名の嘱託員が配置されている。嘱託員の勤務形態は、交代制で休館日を除き、必ず1名が勤務をしており、宿泊の受付業務や、施設の清掃業務を行っている。また、宿泊が入った場合には、2名が宿直勤務を行い、安全管理に努めている。人件費の推移は上述のとおりである。

しかし、宿泊は、曜日としては土、日、祝日に集中しており、時期としては夏の利用が最も多く、冬の利用は少ない。受付業務については、毎日申込みがある訳ではなく、各教育事務所でも受付は可能である。

安全上の観点から宿泊時の2名体制は維持する必要があるが、利用者がいない日については毎回、嘱託員を勤務させる必要はないのではないかと考えられる。防犯上及び施設の管理の上で、利用者がいない日のすべての勤務を廃止することはできないが、不定期勤務による勤務日数の削減は可能と考える。すでに平成22年度から不定期勤務を導入する予定であり、効率的な管理運営が望まれる。

(6) 福岡県立夜須高原野外活動センター < 直営施設 >
 ア 施設の概要

| | |
|-----------------------|---|
| 施設名称 | 福岡県立夜須高原野外活動センター |
| 所在地 | 朝倉郡筑前町三箇山1103 |
| 竣工年月日 | 昭和55年 3月25日 |
| 設置法令等 | ・ 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例128条 |
| 設置目的 | 社会教育その他研修の施設として、特に青少年の集団生活指導を実施するうえの利便を図るため、設置された。 |
| 設置の経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和55年 同センター、国立夜須高原少年自然の家の誘致促進のため開所 ・ 昭和63年 国立夜須高原少年自然の家開所 ・ 平成元年 同センターを国に対して使用許可 ・ 平成13年 国立夜須高原少年自然の家が独立行政法人国立夜須高原少年自然の家に移行。センターを同法人に対して使用許可 ・ 平成18年 国立少年自然の家等を統合し、独立行政法人国立青少年教育振興機構が発足。当該機構内の国立夜須高原少年自然の家に対してセンターを使用許可 |
| 施設の概要 | ・ キャンプ管理棟 ・ 調理棟 ・ 調理棟 |
| 面積 (m ²) | 敷地面積 493 , 250 m ² 延床面積 273 m ² |
| 主な活動内容 | |
| 管理運営主体 | 設置者：福岡県 所管課：社会教育課 管理者：北筑後教育事務所 |
| 開所時間 | |
| 休所日 | |
| 駐車場 | 無 |
| 利用料金 | |

イ 施設の管理状況

夜須高原野外活動センターは、キャンプ管理棟（センターホール）と2箇所の調理棟（炊飯場）を有している。現在、同じ敷地内に国立夜須高原青少年自然の家があり、独立行政法人国立青少年教育振興機構が一体として管理運営を行っている。

【キャンプ管理棟（センターホール）】



【調理棟（炊飯場）】



(ア) 収支・運営コストの状況

収支は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 項目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 |
| 収入 | 3,495 | 3,495 | 3,246 | 3,246 | 3,246 |
| 支出 | 2,784 | 2,669 | 2,658 | 2,648 | 2,065 |
| 差引 | 711 | 826 | 588 | 598 | 1,181 |

(注)

- 1．収入：土地及び建物の使用許可に対する使用料収入
- 2．支出：夜須高原県有地に支出した経費も含む

(県資料より作成)

運営コストは以下のとおりである。

平成20年度の運営コスト

| 項目 | 目 | 夜須高原野外活動センター |
|----|----------------------|--------------|
| A | 県人口(人) | 5,060,711 |
| B | 利用者数(人) | - |
| C | 建物価額(千円) | 10,628 |
| D | 県負担額(千円) | 2,065 |
| E | 減価償却費(千円) | 213 |
| F | 運営コスト(D+E)(千円) | 2,278 |
| G | 使用料収入(千円) | 3,246 |
| H | 利用者1人当り運営コスト(F/B)(円) | - |
| I | 県民1人当り運営コスト(F/A)(円) | 0.5 |
| J | 受益者負担割合(G/F)(%) | 142.5% |

(注)

- 1．減価償却費は、建物価額を耐用年数(50年と仮定)で除して算定。
- 2．利用者数は福岡県では管理していない。

(県資料より作成)

ウ 指定管理者制度導入等の検討経緯

公の施設である「夜須高原野外活動センター」についても、指定管理者制度の導入について検討を重ねており、平成16年度の指定管理者制度導入時にお

いて重点的に検討を行った。その結果、「夜須高原野外活動センター」と一体として管理運営されている独立行政法人国立夜須高原少年自然の家（現在は、独立行政法人国立青少年教育振興機構が管理運営する国立夜須高原青少年自然の家）の年間利用者が約12千人を超え、住民ニーズにあった有効な施設であると存続を結論づけた上で、年間約350万円程度の使用料収入があり、管理料（支出）を上回っていること等から現状どおり、独立行政法人国立夜須高原少年自然の家による管理運営を継続すべきとの検討結果となった。

また、福岡県行政改革大綱のスケジュールに基づき平成19年度～20年度においても検討を行ったが、上記と同様な状況が続いており、施設の位置づけから施設単体での指定管理者制度導入は困難であり、コスト削減の効果及び県民サービスの向上は見込めないことから、現状どおり、独立行政法人国立青少年教育振興機構による管理運営を継続すべきとの検討結果となった。

工 組織の状況

（ア）所管課

ふれあいの家を参照のこと。

（イ）施設の組織

北筑後教育事務所長が所長を兼務しており、その他人員は配置されていない。

才 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

（ア）国立少年自然の家の再編を見据えて（意見）

平成21年11月に実施された国の行政刷新会議の事業仕分けの中で、独立行政法人国立青少年教育振興機構について評価が行われている。内容としては以下のとおりである。

<とりまとめコメント>

「国立青少年教育振興機構、教員研修センターについては、自治体・民間へ移管、特に青少年交流の家、自然の家については、国の事業として廃止すべき、（中略）というのが第三ワーキンググループの総論である。」
（内閣府ホームページより抜粋）

この結果を踏まえ、国としては自治体等への移管について検討する予定であり、県においても、国の動向を見ながら、施設のあり方について検討する必要がある。

監査公表第3号

平成22年3月8日付けで提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年5月12日

| | |
|---------|--------|
| 福岡県監査委員 | 工藤 壽文 |
| 同 | 進谷 庸助 |
| 同 | 伊藤 龍峰 |
| 同 | 日野 喜美男 |

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
(2) 提出年月日 平成22年3月8日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

A自治総連合会(以下「A連合会」という。)の全戸配布広報紙「福岡県だより」配布実績表(以下「本件配布実績表」という。)に関しては、平成9年度から虚偽報告であり不正請求となっている。次の内容にて過払い金が生じている。福岡県広報紙「福岡県だより」(以下「県だより」という。)と北九州市広報誌「市政だより」(以下「市政だより」という。)の配布部数は、基本的に同数とみるはずであり、A連合会が配送された部数をもって請求した部数と市政だよりの配布部数の差は水増し分である。

ア A連合会が福岡県総務部県民情報広報課(以下「県民情報広報課」という。)に提出した本件配布実績表(甲第1号証)は水増しされた配布部数による虚偽報告内容である。

イ 県民情報広報課はA連合会に対して、業務の委託金として3,781,887円(対象部数:473,573部)を平成21年3月10日(甲第2号証)に支払っている。

ウ 福岡県広報紙配布委託契約書(甲第3号証)によると、県だよりの配布に伴う委託金であり県だよりの配置に伴う委託金ではない。集会所・公民館などの配置は配布ではない。公平公正な支出金であるべきである。

エ 県民情報広報課は市政だよりの配布部数と同数を各自治区会代表者宅に仕分・梱包業者を介して業務委託(甲第4号証)している。

オ 平成21年3月10日に配布実態の調査を依頼したが、その後、県民情報広報課のA連合会に対する調査・報告については、一向に進まず職務怠慢を痛感させられる思いで、平成21年10月1日に告発状を提出する至りとなる。(甲第8号証)

カ 平成14年度福岡県広報紙配布委託契約書(甲第15号証)の第3条の2項には、従来から市政だよりの配布に準拠した福岡県の考え方が窺える。

キ 長期間にわたる虚偽報告による委託金の過払いが生じていることは明確であり、過去5年間分の過払い金の返還を求め。(甲第16号証)本来は、平成9年度から過払いが発生する。

以上からすれば、福岡県(知事麻生渡)はA連合会に対し、広報紙配布委託金過払い額(5年間)の請求と一連の事実を世間に公表すべきである。また広報課の職務怠慢(委託金支出に関する杜撰な管理)に対する措置を講じるため、本請求に及び。

(2) 事実証明書

- ア 甲第1号証 全戸配布広報紙「福岡県だより」配布実績表
イ 甲第2号証 A連合会の返納処理について
ウ 甲第3号証 県広報紙配布実績報告書（平成20年度）
工 甲第4号証 福岡県広報紙配布委託契約書（平成20年度）「B自治区分で契約内
才 甲第5号証 容の確認」
力 甲第6号証 契約書（平成20年度）
キ 甲第7号証 公文書開示請求書
ク 甲第8号証 返納伺書
ケ 甲第9号証 市政連絡事務世帯数・委託事務処理報告書（平成20年度前期分）
コ 甲第10号証 県広報紙「福岡県だより」配布状況について（照会）
サ 甲第11号証 県広報紙「福岡県だより」の配布状況について（回答）
シ 甲第12号証 市政連絡事務世帯数・委託事務処理報告書（平成20年度後期分）
ス 甲第13号証 平成20年度A連合会一般会計決算
セ 甲第14号証 平成20年度福岡県広報紙配布委託契約に係る委託金について
ソ 甲第15号証 連合会費の納入について（お願い）・領収書
タ 甲第16号証 福岡県広報紙配布委託契約書（平成14年度）
チ 甲第17号証 過去5年間の水増し配布部数の算出表（北九州市の公文書によるデー
ツ 甲第18号証 タ解析）
テ 甲第19号証 市政連絡事務世帯数・委託事務処理報告書（平成16年度～平成19年度）
ト 甲第20号証 A連合会一般会計決算（平成16年度～平成19年度）
ナ 甲第21号証 平成20年度市政だより配布台帳目次・予備配布部数異動表
ニ 甲第22号証 市政連絡事務世帯数・委託事務処理報告書の提出について（平成20年
度前後期分）
請求書（ただし、県全戸配布広報紙配布委託料 平成16年度～平成19
年度）
公文書非開示決定通知書（21広第590号）

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成22年3月8日付けでこれを受理した。

なお、請求人は、福岡県広報紙配布委託契約に伴う支払い金額の過去5年間分の過払いの請求、一連の事実の世間に対する公表及び県職員の職務怠慢に対する措置を求めているが、過去5年間分の過払いの請求のうち、平成19年度分以前については、その支払いから1年を経過しており、請求要件を満たしていない。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

福岡県（以下「県」という。）が、平成20年度にA連合会と結んだ福岡県広報紙配布委託契約（以下「本件契約」という。）に係る財務会計行為を監査の対象とした。

2 監査対象機関

県民情報広報課を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述及び事実証明書の提出

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年3月29日に請求人の陳述の機会を設け、聴取を行い、追加の事実証明書の提出を受けた。その際、同条第7項の規定に基づき、監査対象機関の職員の立会いを認めた。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

(1) B自治区会の配布状況について

請求人が加入しているB自治区会は、平成11年度までA連合会に加入していたが、現在は加入していないので、県と独自に県だよりの配布委託契約を結んでいる。B自治区会では、県だよりは市政だよりと同じところに配布しており、その状況はA連合会全域で同じ取扱いだと考えている。

(2) A連合会の水増し請求について

B自治区会が加入していた平成9年度時点から水増し請求は行われており、配送された部数をもって、県に対し委託金を請求している。それは今日まで同様の状況である。

平成11年にA連合会の会長にもその旨を言っていた。また、県の担当者にもその旨を報告している。

(3) 配布実績について

県は、県だよりの仕分・梱包業者から報告を受けた年間配送部数一覧表をA連合会に送付し、A連合会は、部数の確認をして返送するようになっており、きちんと行えば、水増し請求はできないようになっている。

B自治区会では、県と独自に契約するようになった平成12年度以降、配送部数を修正して、配布した部数を県に報告している。

平成21年3月10日に県にその状況を相談に行ったときに、A連合会の配布状況について、調査をするようお願いした。

(4) 配送部数と配布部数について

県では、配送部数を配布部数と考えているのではないか。配送部数は配布部数ではない。北九州市では、配布実績部数を年2回報告するようになっている。その配布部数の差が水増し請求である。この水増し請求は、平成9年度当初から行われており、これは、県税の搾取である。また、一部配送部数以上に配布部数が報告されていた事実もあった。

契約書上は配布部数を報告するようになっており、配送部数を報告している平成20年度報告は、まったくの水増し報告である。

(5) 職員の怠慢について

職員の怠慢によって、依頼した調査は進まず、また、配布部数確認に対する事務処理についても、改善がなされていない。

追加提出された事実証明書は次のとおりである。

ア 世帯数算定調査票（平成12年2月末現在）ほか6件

イ 市政連絡事務委託契約書（平成10年度）ほか1件

ウ 読売新聞記事（平成16年4月27日付）
工 請求書（平成20年度）
オ 福岡県広報紙配布委託契約書（平成20年度）
カ 福岡県広報紙配布委託契約書（平成16年度）

4 監査対象機関の陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、平成22年3月29日に県情報広報課長の陳述の聴取を行った。その際、同項の規定に基づき、請求人の立会いを認めた。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

(1) 県だよりについて

県だよりは、県民の皆さんに周知すべき主要施策、お知らせ、県政の動きなどの情報を提供するため、平成9年9月に創刊した全戸配布広報紙であり、県の広報活動の中心となるものである。

全世帯を対象にした広報紙の最も確実で効率的な配布方法は、市町村広報紙とともに自治会を通じて配布する方法である。この方法は、平成3年度から市町村と協議を重ねた結果、ようやく実現したものであり、配布業務を委託している市町村や自治会組織の協力の下、各世帯へ配布されている。

しかしながら、自治会を通じた配布には、自治会に加入していない世帯への配布が課題としてある。全世帯に広く届けることを目指した広報紙であるため、可能な限り地域の実情に応じながら自治会未加入世帯にも配布すること、代替措置として集会所・公民館など地域住民が集まる場所へ配置することなど、未加入世帯にも届くようお願しているところである。

監査請求の対象となっている「A連合会」は、北九州市の大規模な自治総連合会である。A連合会における配布は、配送業者から同連合会加入の93自治区会に県だよりが配送され、その後、各自治区会に属する720を超える町会に渡され、さらにこの下の最小単位である組長が各世帯に配布しており、その数は5,600人を超えている。

A連合会では、県だよりの配布にあたって、世帯への配布とともに、県側の要請に沿って、自治会未加入者対策として集会所・公民館等への配置などを行っているところである。

(2) 本件請求に対する見解

ア 不正請求があったとする主張について

請求人は、県だよりの配布実績数が、北九州市への報告数と異なることを根拠として、A連合会が「虚偽報告による不正請求」を行っていると同主張している。

しかしながら、県だよりについては、委託先に対して、自治会に加入していない世帯にも県だよりが届くように、集会所・公民館等への配置をお願いしていることから、世帯配布部数に加えて、集会所・公民館等への配置分を含めた部数が実績として、毎年2月の配布後に県に報告されている。この点、世帯配布部数のみを対象としている「市政だより」とは考え方が異なる。

よって、両報告数の差異を根拠に「虚偽報告による不正請求」が行われていたとは

捉えていない。

イ 配置分を委託金の対象に含めるべきでないとする主張について

請求人は、委託契約書における業務内容が「世帯に県だよりを配布する」ことであるのに、集会所・公民館等への配置分を委託金として支払うことは、公金の不当な支出であると主張している。

しかしながら、契約書では明示されていないものの、配布委託業務の中に集会所・公民館等への配置が含まれることは、県だよりの創刊時より、契約当事者の間で合意しているところであり、先に述べた実績報告に基づいて、集会所・公民館等への配置分も委託金の支払いの対象としているところである。

なお、請求人は、平成14年度の契約書の第3条第2項において、「配布実績分の算定にあたっては、市政だよりの配布実績を参考に」する旨の記述があることから、従来から、県が委託金の算定について、市政だよりの配布部数に準拠していたことがうかがえると主張している。

しかしながら、本件契約書の記述内容からも、配布実績部数に、集会所・公民館等の配置分を含めない趣旨であると読み取ることができない。

なお、請求人が主張している県だよりと市政だよりの報告数の差は、平成21年2月配布を例にとると、2,663部となる。これは、A連合会に加入する一町会当たり4部未満である。これは、自治会未加入者対策として集会所・公民館等に配置する部数としても過大なものではない。

ウ 当課の対応が適切でなかったとする主張について

請求人は、平成21年3月10日に、当課に対してA連合会への調査依頼をしたものの、平成21年3月30日に委託金の一部返納手続きをしたのみで、その後当該課が職務怠慢により何らの対応も行わないまま、平成21年10月1日の「告発状」提出に至ったとの主張をしている。

しかしながら、まず、当課としては、平成21年3月10日には、請求人から公文書の開示請求を受けたこと、配布委託契約における配布部数の確認方法等について質問を受け、回答を行ったことの認識はあるものの、請求人から、具体的な調査等の依頼を受けたとの認識はない。

また、請求人は、平成21年3月30日に戻入された一部委託金の返納が、請求人の行動によるものと主張しているが、これは、平成21年3月10日に支払った委託金の中に、A連合会を脱会した町会分の委託金が含まれていたことが判明したことによるものであり、請求人の行動とは関係のないものである。請求人から当該課に対する県だよりと市政だよりの配布報告数との差異についての指摘は、平成21年6月9日、電話により行われた。

これを受け、当課としては、平成21年6月10日にA連合会を訪問し、事実確認を行うなど、平成21年9月末までの約3カ月の間、同連合会に対して、数度にわたる電話、訪問等により状況確認を行い、数度にわたり請求人に対して電話等による説明を行った。

また、平成21年9月29日には、A連合会に対して文書による調査依頼を行い、平成

22年1月18日に調査結果を受け取った後、平成22年2月25日には、請求人を訪問し、調査結果を踏まえた県の対応方針について、文書及び口頭で回答及び説明を行った。

以上のように、当課としては、請求人の指摘等に対して、できる限り真摯な対応を取ってきたところである。

以上から、請求人の主張はいずれも理由がないものと考ええる。

(3) A連合会からの調査回答を受けての対応について

ア 平成20年度配布委託金の返納について

A連合会では、平成21年9月29日の調査依頼を受け、正確を期して同連合会の各段階の会議において説明し、確実に調査の周知を図るなどして配布状況の把握に努めた。

しかしながら、期間が経過していること、配布人が5,600人以上にのぼること、交代しているところもある等の理由により、正確な把握は困難との報告を受けた。

この調査の回答にあたり、同連合会から、平成20年度の配布委託金について配布実態がつかみがたい回数について自主返納をしたい旨の申し入れがあった。

自主返納申し入れの理由は、水増し請求を疑われるのは連合会としても心外であること、配送を受けた広報紙は何らかの配布処理をしているはずであるが、今回の内部調査では、実態がつかめない部分があったこと、県に対して今後、契約内容の見直しを促す意味でも、実態がつかめなかった部分については一旦整理したいことによるものであった。

県としては、A連合会から配布の実態がつかめない部分があったこと、当該実態がつかめなかった部分について自主返納したいとの申し入れがあったことから、これを受け入れることとした。

自主返納額は、A連合会から、平成20年度2月末の市政日より配布数を基礎に算出した県広報紙配布実績報告書（修正）が提出され、これに基づき、131,929円の納入通知書を発行し、平成22年3月24日に返納が完了している。この修正実績報告数は、同連合会として、配布数を確実に確認できる部数のみを計上したものであり、一定の根拠のあるものであると判断した。

イ 契約の見直しについて

A連合会からは、自主返納の申し入れと併せて、契約の見直しも要請された。県では、A連合会と協議する中で、A連合会のような大規模自治会組織においては、集会所・公民館等への配置部数を含めて確認し、県に報告することが実際には極めて困難であり、自治会組織内部での混乱を招きやすいということが判明した。

このため、県だよりの配布実績を、市政だよりの確認時に併せて確認することとし、平成21年度から配布委託契約を見直した。

5 陳述に対する意見

(1) 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

監査対象機関の陳述に対し、平成22年4月5日に請求人から意見書及び資料が提出された。

意見書の要旨は、次のとおりであった。

ア 意見

県は、集会所・公民館等への配置について、A連合会と合意ができていたと主張するが、請求人が加入するB自治区会では、集会所・公民館等への配置をすることは知らされておらず、不誠実であり、公平・公正を欠くものである。

県は、虚偽報告による不正請求が行われていないと主張しているが、平成22年3月24日に返納金を県はなぜ受け取ったのか。

県は契約書に記載されていないのに、集会所・公民館等への配置分に委託金を支払うことはおかしい。

また、平成21年度の契約を変更して、配置分について支払いをしないこととしていくことは一貫性がない。

県が平成22年2月25日に行った県の回答は、請求人の執拗な請求によるもので、A連合会は自主返納するつもりならば、平成9年度分からすべて返納すべきである。

イ 資料

「自治区会長さんへのアンケート」(北九州市が平成12年度に実施したもの)

ほか16件

(2) 請求人の陳述に対する監査対象機関の意見

請求人の陳述に対し、平成22年4月5日に監査対象機関から意見書が提出された。意見書の要旨は、次のとおりであった。

ア 請求人は、A連合会と平成11年度当時のB自治区会との関係や、その中のB自治区会分に係る県だよりの配布委託金に係るやりとりについて述べているが、当該陳述内容については、本件監査請求とは何ら関係のないものと考ええる。

イ 請求人は、配送数と配布実績数が同数になっている平成20年度県広報紙配布実績報告は虚偽であると述べているが、配送数と配布実績数が同数であることをもって、虚偽であるとの証左とはなりえない。

ウ 請求人は、当課の配布委託金の支払い事務手順について述べているが、当該陳述内容については、本件監査請求とは何ら関係のないものと考ええる。

なお、当該事務手順は、住民組織との契約の中で、配布実績の確認、請求金額の算定等を確実に行うために実施していたものである。

エ 請求人は、A連合会の平成20年度県広報紙配布実績報告において配布実績数が配送数より多いと述べている。しかしながら、その報告は、平成22年3月9日に修正され、これに基づいて返納が完了しており、現時点においてそのような事実はない。

なお、平成21年3月2日に提出された修正前の実績報告で配布実績数が配送数より2部多くなっていたことについては、上記の自主返納により終えている。

6 監査対象機関に対する監査

県民情報広報課に対し、本件契約の目的及び内容及び内容並びに配布状況等について、平成22年3月19日から4月16日までのうち6日間、関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 県だよりの配布目的等について

県の情報を県民に広く伝えることを目的として、平成9年9月から県内の全世帯に配布を行っている。

(2) 県だよりの委託先について

県は、平成9年度から、市町村、自治会等或いは民間業者に対して、各地域の実情等に応じて委託している。

(3) A連合会との本件契約内容について

ア 本件契約内容

県は、県だよりの1部につき7,875円で当該区内の世帯に年6回の配布を依頼し、その実績報告を年度末に受け、委託金の支払いを行う契約を締結している。

また、本件契約書第6条において、契約に定めのない事項については、協議の上、決定するとしている。

イ 配送及び配布の流れ

県は、市の委託した仕分・梱包業者及び配送業者と契約し、市政だよりと同様に県だよりを各自治区会に配送している。

各自治区会に配送された県だよりは、各町内会、各組を通じて各世帯に配布がなされている。

平成20年度本件契約の事務手順

平成20年2月21日 事前伺い

平成20年4月10日 委託契約締結

(平成21年2月下旬) (配布実績確認のため、年間配送部数一覧表を県がA連合会へ送付)

(平成21年2月下旬) (A連合会から配布実績表の返送)

平成21年3月2日 配布実績報告書受理

平成21年3月2日 完了検査日

平成21年3月2日 委託金請求書受理

平成21年3月10日 支払日

平成21年3月25日 配布実績報告書(修正)受理

平成21年3月25日 完了検査日(修正分)

平成21年3月25日 委託金過払い返納通知書発行

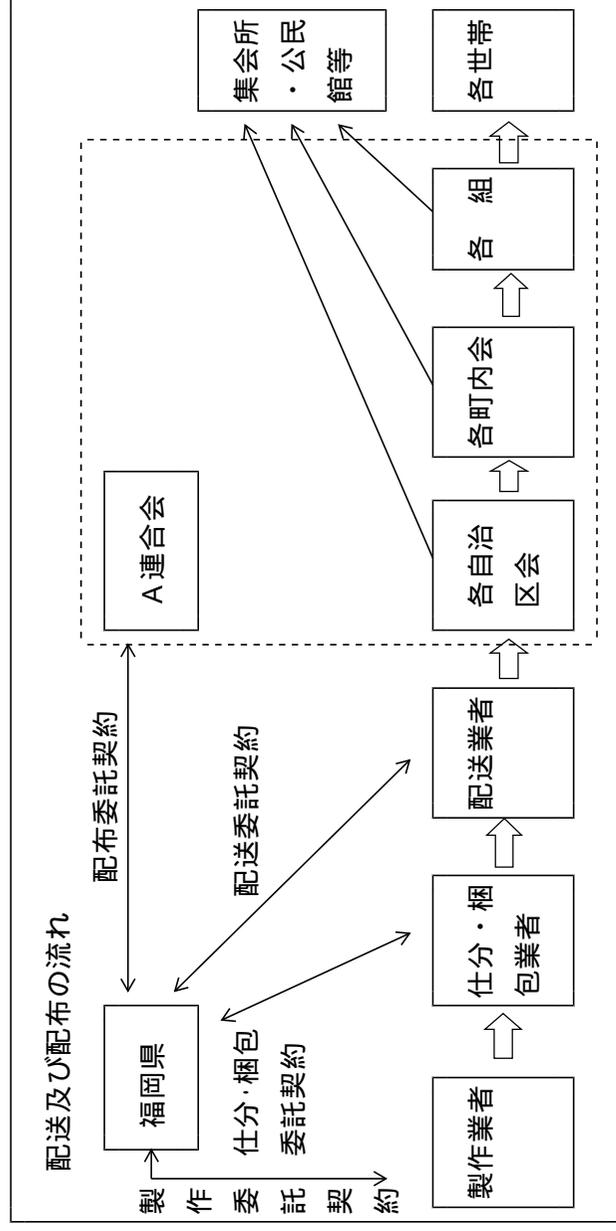
平成21年3月30日 過払い返納金受入

平成22年3月9日 配布実績報告書(再修正)受理

平成22年3月15日 完了検査日(再修正分)

平成22年3月15日 委託金過払い返納通知書発行

平成22年3月24日 自主返納金受入



ウ 本件業務内容

本件契約においては、請求人の主張するとおり、業務内容は当該区内の世帯に配布するようになっているが、平成20年度配布部数を見てみると、配送部数と同数となっている。

エ 配布の考え方

県は、可能な限り地域の実情に応じながら自治会未加入世帯にも配布すること、代替措置として集会所・公民館など地域住民が集まる場所へ配置することなど、未加入世帯にも届くようお願いしている。

このことについて、A連合会は、県への配布状況調査の回答において、「配布にあたっては市政だよりを配布している世帯に配布するとともに、必要に応じて集会所・公民館等へも配置するなど、より多くの世帯への配布に努めている」としている。

オ 配布実績確認

県は、仕分・梱包業者の年間配送部数一覧表をA連合会に送付し、それを基に配布実績の確認を求めるとともに、A連合会からの配布実績報告書の提出を受け、完了検査を行っている。

(4) 市政だよりの配布の考え方について

市政だよりは、毎月2回、年24回の配布がなされており、集会所・公民館等への配置は含まれておらず、県だよりとは委託業務内容が異なっている。

(5) 平成21年9月29日に県がA連合会に依頼した県だより配布状況調査について

請求人からの疑義に対して、県は、平成21年2月分の配布状況についてA連合会への調査依頼を行った。A連合会からの回答は平成22年1月12日であった。

(6) A連合会からの調査回答及び自主返納について

A連合会としては、県だよりについて、配送を受けた部数をA連合会の責任において配布処理するという認識で、契約・履行していたものであり、市政だよりを配布している世帯に配布するとともに、必要に応じて集会所・公民館等へも配置したとしている。

当該調査は、実際に配送された93自治区会、720を超える町会、5,600を超える各組を対象としていた。A連合会では、その調査結果により、配布実績報告の修正を行っている。

その修正の内容は、県だよりと配布時期が一致する市政だよりの平成21年2月末の配布実績を参考としたものであった。

県では、A連合会から、市政だよりの配布部数の差をすべて返すとの申し出を受けている。現時点でその配布状況がつかめない部分があり、A連合会が配布部数を確実に確認できる部数のみを計上したものであることから、一定の根拠があるとして、その配布実績報告を受け入れている。

なお、A連合会から平成22年3月24日に131,929円の委託金の返納がなされている。

2 判断

請求人は、県だよりと市政だよりの配布部数は基本的に同数とみればならずであり、また、県だよりの配送部数と配布部数は同じではなく、A連合会が配送部数をもって、請求していることは、水増し請求であり、過払い金が生じている旨主張する。そこで、A連合会からの請求に基づく委託金の支払いが違法若しくは不当であったかどうかについて判断する。

県だよりは県の情報を県民に広く伝えることを目的としており、県では、配送された県だよりは基本的に、全て県民に提供するという考え方を取ってきていると認められる。

県では、そうした考えのもと、配布に関して、本件契約書上は記載していないものの、A連合会との間での配布委託業務の中に集会所・公民館等への配置が含まれていることについて、台意があったとしており、A連合会も平成22年1月12日の県に対する回答書において、「配布にあたっては市政だよりを配布している世帯に配布するとともに、必要に応じて集会所・公民館等へも配置するなど、より多くの世帯への配布に努めている」としている。こうした県の考え方や事実から判断すれば、本件契約書第6条に基づく協議があり、契約当事者の双方に合意があったものとみなされる。

県では、配送された県だよりは広く県民に提供するという考えのもと、配布実績について、配送部数又は世帯への配布部数を基に、配布実績報告書による確認及び完了検査を行っている。さらに、配布委託業務の中に集会所・公民館等への配置についても合意があったとみなされる以上、配送部数のうち配布しなかったものについて、集会所・公民館等に配置したことは十分考えられ、また、県では当該配置部数を配布部数とみており、こうしたことから、配送部数と配布部数が同数であってもそのことをもって、違法若しくは不当であるとまでは言えない。

また、市政だよりは、集会所・公民館等への配置は配布の対象としておらず、県だよりの配布部数と差があることは当然であって、市政だよりと配布部数に差があることをもって、水増し請求が行われたと考えることはできない。

以上のことから、請求人の主張は、理由がないものと判断する。

よって、請求人の請求は、これを棄却する。

3 意見

本件契約において、契約書第6条に基づくと県とA連合会との間で合意があったとされる事項については、契約者双方の認識を明らかにするために明文化することが求められる。

また、配布委託業務の中に集会所・公民館等への配布を配布に含めるか否かについて、取り扱いが異なる状況が見受けられた。さらに、配布実績報告の内容等についても改善の余地が見受けられるなど、事務手続上、必ずしも十分とは言えない処理が散見された。

県においては、これらについて真摯に受け止め、今後、自治会等の理解と協力が不可欠である本件業務の性質や広報の本来の目的を踏まえたとで、契約内容等の改善について検討する必要があると考える。